

目 次

1. 平成26年2月28日（金曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	8
8. 日程第4 議案上程（議第1号から議第58号まで）	17
9. 日程第5 提案理由の説明	17
10. 日程第6 議案上程（議第59号）	35
11. 日程第7 提案理由の説明	35
12. 日程第8 議案審議（質疑・討論・採決）	36
13. 散 会	38
14. 平成26年3月6日（木曜日）	41
15. 議事日程（第2号）	41
16. 開 議	44
17. 日程第1 一般質問	44
18. 城戸議員 質問	44
19. 内田議員 質問	53
20. 嶋村議員 質問	65
21. 中尾議員 質問	67
22. 近松議員 質問	71
23. 前田議員 質問	87
24. 散 会	102
25. 平成26年3月7日（金曜日）	105
26. 議事日程（第3号）	105
27. 開 議	108
28. 日程第1 一般質問	108
29. 松本議員 質問	108
30. 西川議員 質問	120

31. 横手議員 質問	129
32. 多田隈議員 質問	137
33. 福嶋議員 質問	146
34. 田中議員 質問	151
35. 散 会	161
36. 平成26年3月10日（月曜日）	165
37. 議事日程（第4号）	165
38. 開 議	169
39. 日程第1 一般質問	169
40. 吉田議員 質問	170
41. 徳村議員 質問	181
42. 北本議員 質問	188
43. 宮田議員 質問	205
44. 江田議員 質問	211
45. 日程第2 議案の委員会付託	220
46. 散 会	224
47. 平成26年3月25日（火曜日）	227
48. 議事日程（第5号）	227
49. 開 議	230
50. 日程第1 委員長報告	230
51. 総務委員長報告	230
52. 建設経済委員長報告	242
53. 文教厚生委員長報告	254
54. 日程第2 質疑・討論・採決	272
55. 日程第3 追加議案上程（議第60号、議第61号）	284
56. 日程第4 提案理由の説明	284
57. 日程第5 追加議案審議（質疑・討論・採決）	285
58. 日程第6 議員提出議案上程（議員提出第1号、議員提出第2号）	287
59. 日程第7 議員提出議案審議	288
60. 日程第8 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙	289
61. 閉 会	290
62. 署 名 欄	291

第 1 号

2月28日 (金)

平成26年第1回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
2	28	金	本会議	<p style="text-align: right;">開 会 宣 告 午前10時</p> <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 議案上程（議第1号から議第58号）</p> <p>5 提案理由の説明</p> <p>6 議案上程（議第59号）</p> <p>7 提案理由の説明</p> <p>8 議案審議（質疑・討論・採決）</p> <p style="padding-left: 2em;">議第59号 監査委員の選任について</p> <p style="text-align: right;">散 会 宣 告</p>
3	1	土	休 会	
3	2	日	休 会	
3	3	月	休 会	
3	4	火	休 会	
3	5	水	休 会	
3	6	木	本会議	一般質問
3	7	金	本会議	一般質問
3	8	土	休 会	
3	9	日	休 会	
3	10	月	本会議	<p>1 一般質問</p> <p>2 議案の委員会付託</p>
3	11	火	休 会	
3	12	水	休 会	・ 総務委員会
3	13	木	委員会	・ 総務委員会
3	14	金	委員会	・ 建設経済委員会
3	15	土	休 会	
3	16	日	休 会	
3	17	月	委員会	・ 建設経済委員会
3	18	火	委員会	・ 文教厚生委員会
3	19	水	委員会	・ 文教厚生委員会
3	20	木	休 会	
3	21	金	休 会	
3	22	土	休 会	
3	23	日	休 会	
3	24	月	休 会	
3	25	火	本会議	<p>委員長報告（質疑・討論・採決）</p> <p style="text-align: right;">閉 会 宣 告</p>

平成26年第1回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成26年2月28日（金曜日）午後10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程（議第1号から議第58号）
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 議案上程（議第59号）
- 日程第 7 提案理由の説明
- 日程第 8 議案審議（質疑・討論・採決）

議題59号 監査委員の選任について

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程
- 議第 1号 専決処分事項の承認について 専決第1号
熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 議第 2号 専決処分事項の承認について 専決第2号
有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第 3号 専決処分事項の承認について 専決第3号
平成25年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
- 議第 4号 平成25年度玉名市一般会計補正予算（第6号）
- 議第 5号 平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議第 6号 平成25年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第 7号 平成25年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第 8号 平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第 9号 平成25年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第10号 平成25年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

- 議第11号 平成25年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算
(第4号)
- 議第12号 平成25年度玉名市水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第13号 平成25年度玉名市下水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第14号 平成26年度玉名市一般会計予算
- 議第15号 平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第16号 平成26年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第17号 平成26年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第18号 平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計予算
- 議第19号 平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第20号 平成26年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計予算
- 議第21号 平成26年度玉名市水道事業会計予算
- 議第22号 平成26年度玉名市下水道事業会計予算
- 議第23号 平成26年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第24号 玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会条例の制定について
- 議第25号 玉名市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 議第26号 玉名市環境基本条例の制定について
- 議第27号 玉名市都市再生整備計画事業評価委員会条例の制定について
- 議第28号 玉名市景観計画策定委員会条例の制定について
- 議第29号 玉名市教育振興基本計画策定委員会条例の制定について
- 議第30号 玉名市サッカー場建設検討委員会条例の制定について
- 議第31号 玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第32号 玉名市職員の修学部分休業に関する条例及び玉名市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第33号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第34号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第35号 玉名市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第36号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第37号 玉名市岱明ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 3 8 号 玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議第 3 9 号 玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 0 号 玉名市天水農村女性研修センター条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議第 4 1 号 玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 2 号 玉名市大衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 3 号 玉名市草枕温泉てんすい条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 4 号 玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 5 号 玉名市営住宅専用下水道施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 6 号 玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議第 4 7 号 玉名市都市計画審議会条例及び玉名市水防協議会条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議第 4 8 号 玉名市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議第 4 9 号 玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 0 号 玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 1 号 玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 2 号 玉名市文化財保護審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 3 号 玉名市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 4 号 玉名市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議第 5 5 号 玉名市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 議第 5 6 号 玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 7 号 玉名市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 8 号 玉名市簡易水道事業加入者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 議案上程
- 議第 5 9 号 監査委員の選任について
- 日程第 7 提案理由の説明
- 日程第 8 議案審議（質疑・討論・採決）

散 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋讓治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	辛島政弘君	事務局次長	神谷峰弘君
書記	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	総務部長	古閑猛君
企画経営部長	原口和義君	市民生活部 首席審議員	本田優志君
健康福祉部長	前川哲也君	産業経済部長	森本生介君
建設部長	坂口信夫君	会計管理者	原田政樹君
企業局長	植原宏君	教育委員長	池田誠一君
教育長	森義臣君	教育次長	西田美德君
監査委員	坂口勝秀君		

午前10時11分 開会

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、平成26年第1回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（作本幸男君） まず、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において指名いたします。

5番議員 城戸 淳君、6番議員 西川裕文君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（作本幸男君） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、2月21日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から3月25日までの26日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月25日までの26日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（作本幸男君） 市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長、高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） おはようございます。

本日、平成26年第1回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今議会には、平成26年度予算案を初め、国の経済対策予算に伴う本年度補正予算案等の議案を提案いたしております。御審議をお願いするに当たりまして、提案理由と来る平成26年度市政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただきますとともに、予算案に計上しております主要事業について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆さまに対し、御理解、御協力をお願いするものでございます。

今月中旬、前線を伴った低気圧の影響で、西日本から北日本の広い範囲で雪となり、

地域によっては観測史上、あるいは数十年ぶりとなる記録的な大雪をもたらしました。総務省の今月24日現在の調べによりますと、この雪による影響で、全国では24人の方が亡くなるなど、24の都道府県で合わせて840人を超える死傷者がでております。また、交通機関で欠航、運休、発着時間の遅れが見られたほか、農業施設や農産物へも深刻な被害が及んでおります。熊本県下でも大分、熊本の両県で降った大雪により、阿蘇山の山間部を走るJRの一部区間で運転見合わせられるなど、利用者に影響が及んでおります。幸いにも生命の危機に及ぶ大きな被害はなかったものの、全国的には過去に前例のない今回の大雪により、帰宅困難者が出ると、雪に弱い都市部が改めて浮き彫りとなりました。一刻も早く普段の営みに戻れるよう祈る次第でございます。

さて、日本では大雪に見舞われる中、ロシア南西部の黒海沿岸に位置するソチにおいて、第22回冬季オリンピックが開催されました。第1回大会から90年が過ぎた今月7日から23日までの日程で行なわれました大会には、過去最多となる88の国と地域から2,900人の選手が参加し、スキージャンプ女子など新種目を含む7競技98種目で熱戦が繰り広げられ、無事に幕を閉じました。日本からは選手、役員合わせて約250名が参加し、熱戦の末、4つの種目で金1個、銀4個、銅3個と1998年長野五輪の10個に次ぐ歴代2位となる8個のメダルを獲得することができました。また、本大会とあわせ、一月遅れて来月7日から16日までの日程で第11回パラリンピック冬季競技大会が開催されますが、こちらも冬季オリンピックと同様声援を送りたいと思っております。昨年は2020年に開催される夏季オリンピックの東京開催が決定し、日本中が歓喜に沸きました。大変喜ばしく、心より歓迎を申し上げたいと存じます。日本での開催は我が国が高度成長ただ中の1964年の東京五輪以来、実に56年ぶりでございます。招致活動において、我が国をアピールした「お・も・て・な・し」という日本国民の誇るべきとうとい心を世界に伝える絶好の機会となるものと思っております。

しかし一方で、東日本大震災からもうすぐ3年を迎えますが、その復興への道のりはまだまだ遠く、険しさをも感じております。被災地の一日も早い復興は、日本国民すべての願いであり、原発事故への対応等も含め、今後も引き続き国を挙げた適切な支援について感懐を抱いているところであります。

さて、昨年、政府は、我が国の長期にわたるデフレと景気低迷から脱却するための最優先課題、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の三つからなる、いわゆる「アベノミクス」の経済政策の効果もあり、実質国内総生産（GDP）が第4四半期連続でプラス成長となるなど、数値上は着実に上向いております。しかし、一方で、中小企業や小規模事業者、地域経済にはいまだ十分浸透しきれておらず、国民が、景気が上向きにあるという実感を得るまでには至っていないように思われます。今年4月から引き上げられる消費税、さらに社会保障改革や財政再建、また

TPPの問題など、いずれも私たちの暮らし、そして未来に大きく、そして深くかかわる課題を擁し、これらのことが将来の地方自治に与える影響もまた、予測できないところでございます。市役所仕事始めの式において、職員一人一人も国の議論の行方、そして進む方向、施策についてはさらに注視していかなければならないと申しました。特に今後、活力ある地方の再生、そして先の大震災の復興なども含め、今後、地方自治の着実な発展につながる国の取り組みに大きな期待を寄せているところでございます。こうした中、政府は昨年12月12日、「好循環実現のための経済対策」に沿って、競争力強化策関連や防災・安全対策の加速関連予算を初めとする約5兆5,000億円の本年度補正予算案、また、続く24日には日本の競争力強化につながる未来への投資や生活の基盤を守る暮らしの安全・安心、さらには消費税増収分を活用し、社会保障の充実と安定化を図る予算として、過去最大となる9兆5,800億円の平成26年度当初予算案が閣議決定され、今、この予算案など重要法案が国会で審議されております。国の経済、財政運営においては、経済成長につながる施策の果敢な実行と未来に向けた持続可能な制度の構築によって、デフレ脱却、経済再生、財政健全化の好循環の達成に大きな期待をいたしております。

さて、昨年10月、私は市民の皆さまから再び市長として信任を賜り、引き続き市政の重責を担わせていただきました。平成26年度を目前にし、市議会を初め市民の皆さまに対し、改めて身の引き締まる思いでございます。政治家としての今日までを振り返りますと、旧玉名市議会議員に当選した昭和61年を皮切りにこれまで23年よの政治活動は常に市民の目線を大切にすることを信条とし、微力ではありますが市政の発展に向け、精一杯努力をしてまいりました。今後も「市民にとって身近に感じられる温かい行政」、「バランスのとれた行政運営」を念頭に置き、「市民が輝き、都市が輝き、夢広がる玉名」を目指して、財政状況の改善や市民目線の施策を実践していく所存でございます。1期目においてはマニフェストに基づき重要施策を取りまとめた「チェンジ玉名」を市民の皆さまにお示しし、またその進捗状況については毎年度定期的に公表し、共有制や透明性を意識して市政運営を図ってまいりました。今期においても、同様の手法により市政を運営してまいりたいと考えております。そして来年度早々には、今後の4年間に玉名市が取り組む重点的、優先的な施策を整理した「輝け玉名「戦略21」」と題する施策集を公表したいと考えております。なお、「輝け玉名「戦略21」」は「チェンジ玉名」で示した市政運営の理念や基本姿勢を継承し、任期中に取り組む施策は「行政経営」「暮らし」「経済産業」「人づくり」「安心安全」「まちづくり」の6つの分野、44の施策に分けて明示いたしております。

具体的には、1番目に「行政経営」の分野では、自治基本条例を制定し、外部評価委員による行政評価を導入することなどにより、「中長期の財政的な視点を踏まえ、市民

目線を大切にする市政」に取り組みます。自治基本条例は、これからの地方自治体が市民と行政の協働を推進していくために、また市民自治を強調するためにも、地域課題への対応やまちづくりについて、だれがどんな役割を担い、どのような方向で決めていくのかなど、自治体の仕組みの基本ルールを明文化し、市民自治を推進していくことが今後不可欠であるとの考えからでございます。また「計画」「実施」「評価」「改善」のマネジメントサイクルを取り入れ、仕事の目的を明確化し、仕事の成果について数値等を用いながら客観的かつ厳格に評価・分析を行なう「行政評価」について、より大きな取り組みの効果が期待できるよう、現在の職員による行政評価を見直し、外部者による行政評価の導入を実施いたします。

2番目に、「暮らし」の分野では、少子化が社会問題としての深刻さを増している実態を踏まえ、これまで小学生までだった医療費無料化を中学生まで拡大するとともに、新たな地域子育て支援拠点を設置するなどして、少しでも少子化傾向に歯どめをかけることができるよう、子育てしやすい環境を整えます。また高齢者の皆さんが、元気によりよく暮らしていけることができるよう、高齢者の生きがいづくりや見守り、地域包括支援センターの機能強化など、高齢者支援の充実に努めるとともに、玉名地域医療体制づくりを推進し、「少子・超高齢社会を見据え、地域コミュニティを強化する市政」を目指します。玉名地域医療体制づくりについては、御案内のとおり公立玉名中央病院が災害拠点病院としての条件や資格を満たすための耐震化を伴う建てかえの検討が必要となっていることから、これを玉名地域における保健医療のあり方について再考するよい機会であるにとらえ、本市の中核的な病院である玉名郡市医師会立玉名地域保健医療センターとの地域医療にかかわる機能分化や経営形態の再編・整備も視野に入れて検討し、推進してまいります。

3番目に、「経済産業」の分野では、農業基本条例の制定、新規就農者支援の充実、農業インフラの整備、企業誘致の推進、雇用対策の充実、地域商品券の発行、トップセールスなどを実施し、「雇用を拡大し、産業を育み、活力ある地域経済を牽引する市政」を推進します。農業は本市にとってかけがえのない基幹産業であり、持続的な発展を促していく必要があります。そこで農業に関して、農業者や行政のみならず市民の役割も明確にし、それぞれの立場で農業を理解し、振興に努めることで、農業の持続的発展と豊かで住みよい地域社会を実現するための農業基本条例を制定いたします。また、経済のグローバル化などを背景に、我が国の産業構造は大きく変化しつつあり、看過できない影響が本市にも波及しており、これを改善・解消することが課題となっております。活力ある経済を取り戻すためには、新たな消費者ニーズに対応した各種産業の着実な振興を図ることが重要であり、雇用の安定を確保することも大切です。そこで地域経済・景気の浮揚対策の一助として、また市民生活の支援や中小事業所の商業活性化など

を目的とするプレミアム商品券の発行に取り組むとともに、特産品の宣伝、売り込みや観光地への誘客活動、企業誘致といったトップセールスを積極的に行ないます。

4番目に、「人づくり」の分野では、「人々の笑顔が絶えない、健やかな子どもや豊かな文化を育成する市政」を実行します。そのためには市民の念願であった市民のサッカー場を平成30年度の建設をめどに整備します。市民サッカー場は、私が旧玉名市長を務めたときから市民の皆さんの要望が高いスポーツ施設であり、また近年、日本人サッカー選手の海外での活躍や女子サッカーの人気上昇などから、全国的な動向と同様、本市においても今後、サッカー競技人口の増加を推量し整備を決断いたしました。また全体的に老朽化が進行し、建てかえの要望が上がっていた岱明町公民館については、来年1月の市役所本庁舎の竣工を踏まえ、また玉名市公共施設適正配置計画に示した余剰スペース活用による施設の集約化・多機能化に適合する好例であることを鑑み、岱明支所への機能移転を早急に検討します。さらに、「義務教育の9年間で子供たちを育てる」、「中学校区で一つになって取り組む」という考えのもと、小学校と中学校の教職員が相互に連携・協力しながら、義務教育の9年間を見通した一貫性のある学習指導や生徒指導を行なうための小中学校一貫教育を、いよいよ来年度から市内の全域において一斉に導入します。加えて人格形成のための作法、基本的生活習慣、玉名の伝統文化や日本人の美德、国際理解などについても学ばせることを目的に、本市独自の科目として「玉名学」を新設するとともに、国に先行する形で英会話力の向上を目指す学習活動も導入するなどして、学校教育の充実を図ります。

5番目に、「安心安全」の分野では、近年地球温暖化など、世界規模で環境問題が深刻化し、誰もが自然環境の保全に努め、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指すことの重要性が指摘されていることから、家庭用太陽光パネルや合併処理浄化槽の普及促進を引き続き図ってまいります。また児童・生徒の往来が多い通学路の安全対策では、道路の拡幅や交通安全施設の設置など、より強化するとともに、「自分の命は自分で守り、自分たちの地域も自分たちで守る」という言葉に集約される「自助・共助」の考え方を具現する自主防災組織の結成も積極的に促し、地域の防災力を高めてまいります。さらに住み主のいないままに放置されている空き家が放置されることで、倒壊や建築材の飛散による事故や交通障害の発生、防犯や火災予防上の危険性の増加など多様な問題が生じる可能性を未然に防ぐため、空き家適正管理条例を制定するなどとし、「共助のもとで安全に安心して生活できるまちを追求する市政」を目指します。

6つ目に、「まちづくり」の分野では、人の流出や減少を抑制することが求められることから、創意と工夫のもと地域の特性を生かし、住むことを選ばれ、住み続けてもらえるまちづくりに積極的に取り組み、これらの魅力ある情報を適切に発信していきます。今日まで取り組んできた本市の魅力あるまちづくりの双璧をなす「音楽の都 玉名

づくり」と「花の都 玉名づくり」のさらなる発展を目指す取り組みを実施するとともに、市民活動助成のための市民提案型の補助金制度や、定住化をさらに推進するための助成制度についても創設や拡充するなどして、「音楽や花にあふれ、市民が主体となり活躍できる魅力ある市政」を進展させます。

任期中に重点的、優先的に取り組みたい施策はこのほかにもございますが、いずれにおきましても施策を推進する上での趣旨・本質は、言うまでもなく「市民の皆さまの思い」実現であり、そのための市政であることと考えております。これまで申し上げました本市の将来像を現実のものとするために、あるいは近づけていくため、議員各位を初め、市民の皆さまとともに協力し合いながら、「市民の一人一人の思いが通じる、市民の、市民による、市民のための市政」を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

市民の皆さまに注目いただいております市役所新庁舎建設工事も順調に進んでいる様子を御覧いただけるかと思えます。市民の利便性を最優先した地上4階建ての庁舎、主要な窓口業務を1階に配置し、また、市役所を訪れるお客様の十分な駐車場とあわせ、利便性は大きく向上するものと思えますので御期待していただきたいと思えます。

なお、次年度以降も財政運営ではこれまで以上に厳しさを増してくる一方、また職員も一層減少してまいります。職員一人一人の負担も大きくなりますが、本市の総合計画に示されている「人と自然がひびきあう 県北の都 玉名」の都市像の実現を目指し、今後とも関係各方面の力強い御指導、御鞭撻を賜りながら、全庁一丸となって達成に向け努力してまいります所存でございます。

それでは、平成26年度当初予算について説明をいたします。

まず、国における地方財政の見通しですが、企業収益の回復等により地方税収入の地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、地方は依然として大幅な財源不足が生じると見込まれております。このため国は、地方財政対策として臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額を対前年度当初予算比で3.4%減の2兆4,807億円としています。消費増税による社会保障の充実分等を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額については、実質的に前年度の水準を下回らないよう確保し、地方財政への対応を行なうこととしております。

一方本市は、これまで行政改革大綱に基づき行財政改革の推進に取り組み、行政体制の整備や財政健全化に努めてきたところです。しかしながら、少子高齢化社会の進行により、社会保障経費が増大し公債費も高水準で推移している中、今後、市民会館建設、学校再編、また老朽化した公共施設の更新等に多額の経費が必要となります。また平成28年度以降、普通交付税に加算されている合併算定替約20億円が段階的に削減さ

れ、平成33年度までになくなる見込みでございます。比較的健全な財政状況にある本市においても、現在の財政規模のままでは財政運営を続けていくと、平成30年代の前半には大規模な財源不足が発生し、厳しい財政運営を強いられる可能性があります。よって早急に交付税の減額に耐え得る財政構造を構築し、新たな行政ニーズや社会情勢の変化に的確かつ柔軟に対応できる財政基盤を確立していかなければなりません。このため平成26年度当初予算の編成は将来にわたって持続可能な行財政運営体制の構築と適切な行政サービスを提供するため、歳入の面では、市税の適正課税と徴収率の向上、市有財産の有効活用などにより自主財源の確保と充実を図ります。

また、歳出の面では、最小の経費で最大の効果を上げる財政の基本原則を十分に踏まえながら、行政評価の予算反映や事業の投資効果、緊急性を十分検証し、的確な財政支出に努めてまいります。このような中、本市の平成26年度の当初予算は、私の公約を取りまとめた「輝け玉名「戦略21」」に掲げた取り組みを着実に推進するため、「輝け玉名「戦略21」」実行予算として予算編成を行ないました。玉名地域医療体制づくりの推進、プレミアム商品券の発行、玉名市民会館やサッカー場建設事業など新たに組みむとともに、子ども医療費助成の拡大、小中一貫教育の推進、定住化促進、6次産業の推進など「輝け玉名「戦略21」」の具現化に向けた事業を積極的に盛り込んだところでございます。また、本年4月からの消費税率の引き上げに対応するため、所得の低い方や子育て世帯に与える負担の影響に鑑み、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金を支給いたします。この結果、平成26年度玉名市一般会計予算案は対前年度比10.9%増の総額302億5,500万円となり、合併後としては最大の予算編成に至りました。財政運営面では少子高齢化の進行により、医療、介護、生活保護などの社会福祉費が増加の一途をたどっており、地方交付税の振替財源である臨時財政対策債の償還が延びるなど経常的な経費の増加が見込まれますが、職員削減による人件費の縮小や事務事業の見直しにより財政の健全化に取り組んでおります。市の借金であります地方債の残高は平成25年度末で305億円、平成26年度末では316億円と前年度よりも増加する見込みであります。これは庁舎建設によるものであり、今後も借入と償還のバランスを考え、市債の運用に取り組んでまいります。また平成22年度末で64億円ありました積立基金は、平成23年度末で74億円、平成24年度末で87億円、平成25年度末で95億円と平成28年度から始まります地方交付税の合併算定替の減少に向けてしっかりと確保し、中長期的な財政の展望に立ち健全な財政の運営に引き続き取り組んでまいります。

それでは「輝け玉名「戦略21」」のスローガンである「市民が輝き、都市が輝き、夢が広がる玉名」の実現に向け重点化した事業を中心に説明をいたします。

まず、市民の「暮らし」の分野では、子どもの疾病の早期治療を促進し、保護者の経

済的負担の軽減のため、子ども医療費助成事業を実施しておりますが、子供たちが安心して必要な医療が受けられるよう、本年4月から対象者を中学校修了まで拡大し、さらなる子どもの健全な育成と子育て支援を図ってまいります。また玉名地域を対象とした新病院の建設、地域医療の連携、将来を見据え、安定した医療サービスの構築を図るため、「玉名地域医療体制づくり推進本部」が昨年11月に設立されたところですが、新年度は、公立玉名中央病院企業団内に設立されます「玉名地域医療体制づくり検討協議会」へ本市の職員4名を派遣し、より具体的な検討協議を進めることといたしております。さらに防災対策として、総合防災訓練により市民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織への補助を行なうことで、組織率の向上を図り地域の防災力を高めます。また国道501号線沿いに海拔表示の看板設置、そのほか津波ハザードマップを作成し、全世帯へ配布するなど市民の安心安全の充実に努めます。

「経済産業」の分野では、6次産業推進について引き続き推進事業補助金による商品開発を支援するとともに、新年度は任期付き職員による積極的な営業を行ない、新規販路開拓など、特に販売促進に力を入れ、一次産業者の所得向上及び地域活性化を図ってまいります。また農業インフラの整備として、老朽化等により機能低下を生じている農道、用排水路、ため池などの施設の補修や更新を計画的に実施し、農地、農業用水の資源の保全管理と農村環境の保全向上を図ってまいります。さらに消費税増税に伴い、消費者の購買意欲の低下が懸念されることから、その景気対策として玉名商工会議所と玉名市商工会が発行するプレミアム商品券事業への補助を行ない、玉名地域における消費者の購買意欲の喚起を図ることで地域経済の活性化につなげてまいります。

「人づくり」の分野では、学校規模適正化事業について平成30年4月開校を目指す中で、玉陵中学校校区6小学校の学校再編を円滑に推進するため、「新しい学校づくり委員会」で校名・校歌・通学手段など新設校開設に必要な事項について協議を重ねているところです。新年度は小学校新築及び玉陵中学校の大規模改修に係る実施設計、建設予定地の用地購入費等を計上し、学校再編を進めてまいります。また小中一貫教育を推進していくに当たっては、義務教育の9年間を貫く本市独自の学習活動である「玉名学」と「エンジョイ・イングリッシュ」を導入してまいります。「玉名学」は基本的な生活習慣、礼儀作法、日本の伝統文化や玉名の産業、歴史を学び、世界への順応力を持つ子供たちを育て、「エンジョイ・イングリッシュ」は日常的に英語に触れ親しむことで英会話力の向上を目指し、継続的に学習していきます。新年度から市内全小学校において小中一貫教育を実施することになりますが、「玉名学」の研究指定校として玉南中学校と大野小学校を、「エンジョイ・イングリッシュ」の研究指定校として鍋小学校を指定し、調査研究に基づいてさらなる児童・生徒の健やかな育成を図ってまいります。さらに特別支援教育支援員については、現在、通常学級に在籍して特別支援を必要として

いる児童・生徒が在籍し、担任だけでは十分対応できない状況にあることから、新年度は小学校に支援員を2名増員の上対応し、児童・生徒の学力向上及び健全な心身の育成を図ってまいります。

「まちづくり」の分野では、地域づくり事業において、本市は薬草を活用した地域づくりに積極的に取り組んでおりますが、特に九州新幹線開業を契機としたマスコミの報道や同様に取り組む全国の団体との連携によるその知名度は、全国的なものとなりつつあります。新年度は都市部の人材を「地域おこし協力隊員」として受け入れ、地域おこし活動の支援など地域協力活動に従事し、定住も促すことで地域の活性化につなげてまいります。また協働のまちづくりを推進するために「玉名21の星事業」にかえて「キラリ輝け玉名づくり応援事業」という新たな補助制度を創設いたします。まちづくり委員会、NPO、ボランティア団体など市民活動団体が提案する公益的な活動を支援することで、複雑かつ多様化する地域社会のさまざまな課題に対応しつつ、市民が主役のまちづくりを推進していきます。さらに国道208号線と国道501号線を南北に結ぶ岱明玉名線道路新設改良事業、繁根木からJR砂天神踏み切りを経て松木に抜ける小浜繁根木線道路改良事業、そして天水の県道熊本玉名線と県道玉名植木線を東西に結ぶ竹崎1号線道路改良事業につきましても安全・安心かつ円滑な通行を確保するため、早期の供用開始に向け、引き続き事業を推進いたします。

「行政経営」の分野では、新庁舎建設につきまして昨年6月議会において工事請負契約の締結について承認をいただき、本体工事に着工いたしておりますが、特に事故もなく順調に進捗しているところでございます。完成の予定は、本年12月の見込みであり、新年度にはその進捗に合わせて駐車場舗装などの外構工事を行なう予定であり、また備品購入や移転に必要な予算も計上しております。来年1月から新庁舎での業務スタートに向け、鋭意努力してまいります。一方、玉名市民会館の建てかえにつきましては、平成23年度に玉名市民会館整備基本計画を策定しましたが、御承知のとおり合併特例債の適用期限に関する法改正に伴い、建設スケジュールを延長し、建設場所についても新庁舎の区域と重なっていることから未定と変更しておりました。しかしながら、玉名市民会館の老朽化は著しく、早期の対応、手だてが必要な施設でありこれまでに庁内におきまして再検討を進めているところでございます。市といたしましては、早い時期に建設位置を決定し、それに応じたスケジュールで事業の推進を図る必要がありますので、今議会におきまして基本設計に関する予算を計上いたしているところでございます。

以上、平成26年度当初予算につきまして御説明申し上げましたが、合わせて平成25年度補正予算案も提案いたしております。平成25年度補正予算は、本年度予算の決算見込みによる調整が大部分でございますが、国の好循環実現のための経済対策に基づ

く平成25年度補正予算に対応した予算案を計上しております。国は消費税率の引き上げに際し、景気を下振れさせることなく経済を成長軌道に早期に復帰させることが重要で、経済の成長力の底上げにつながるよう、国・地方挙げて経済対策の迅速かつ円滑な実施を図る必要があるとしております。本市におきましてもJAたまなのミニトマト及びイチゴ集出荷施設を整備する生産総合事業、暗渠排水を整備する農業体質強化基盤整備促進事業、防災・安全交付金事業、さらに玉名中学校の武道場建設など4事業、総額で約5億3,000万円を計上し、経済対策に基づく事業の着実かつ早期の執行に取り組んでまいります。

以上、市政運営の所信と平成26年度予算の主なもの、本年度の補正予算について述べました。このほか、条例案といたしましては、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会条例案など35件、そのほか4件、合わせて今議会59の議案を提案いたしております。議題の詳細につきましては、このあと総務部長から提案理由の説明の中で申し上げますので、よろしく御審議を賜り、いずれも原案どおり御承認賜りますようお願いを申し上げます、召集のあいさつといたします。お世話になります。

日程第4 議案上程（議第1号から議第58号まで）

○議長（作本幸男君） これより議案を上程いたします。

まず、議第1号専決処分事項の承認について、専決第1号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてから議第58号玉名市簡易水道事業加入者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてまでの、議案58件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） おはようございます。ただいまより議第3号から議第13号までの補正予算及び議第14号から議第20号までの当初予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。資料1が補正予算関係、資料2が当初予算関係となっております。

今回、御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化と平成25年度国の補正予算に関連する取り組みに対応するため、補正を行なう必要が生じたので、

御提案をいたすものでございます。

それでは資料1の2ページをお願いいたします。これは地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

議第3号専決処分事項の承認について、専決第3号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。この補正予算は、国の好循環実現のための経済対策に基づく平成25年度補正予算に係るもので、早急に対応する必要があるため専決を行なったものでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,479万1,000円を追加し、総額を296億7,672万5,000円とするものでございます。歳出の3款民生費は479万1,000円の追加で、消費税増税対応のため所得の低い方への給付金支給について、支給対象者を確定するためのシステム構築費及び市民への周知に係る経費でございます。6款農林水産業費は6,000万円の追加で、滑石及び大浜漁港の機能保全計画策定と滑石漁港の浮き栈橋の取りかえ工事でございます。第2表繰越明許費につきましては、水産物供給基盤機能保全事業の繰越限度額を設定し、第3表地方債補正につきましては、漁港整備事業の限度額を追加するものでございます。

3ページをお願いいたします。議第4号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億8,914万円を減額し、歳入歳出予算の総額を292億8,758万5,000円とするものでございます。まず、歳入の主なものを申し上げますと、10款地方交付税は5億243万2,000円の追加で、普通交付税の決定によるものでございます。14款国庫支出金は4,600万4,000円の減額で、市町村合併推進体制整備費補助金及び社会資本整備総合交付金などによるものでございます。15款県支出金は2億1,469万9,000円の減額で、強い農業づくり交付金及び新規就農総合支援補助金などによるものでございます。18款繰入金は3億3,573万2,000円の減額で、財政調整基金繰入金などによるものでございます。19款繰越金は1億5,351万6,000円の追加、21款市債は5億1,690万円の減額で、道路橋りょう整備事業債の減額などによるものでございます。

歳出につきましては、国の補正予算関連事業として、生産総合事業ほか3件で、総事業費5億2,733万3,000円を農林水産業費、土木費及び教育費において計上しております。なお農業体質強化基盤整備促進事業を除く3事業につきましては、当初予算編成時において事業採択の年度が未定であったため、平成26年度当初予算にも計上しているところでございます。

4ページをお願いいたします。2款総務費は3億7,027万3,000円の追加で、

減債基金の積み立て、庁舎建設費の減額などによるものでございます。3款民生費は2,261万5,000円の減額で、国民健康保険基盤安定及び事業会計繰出金の減。4款衛生費は9,507万3,000円の減額で、浄化槽設置整備事業補助金の減などによるものでございます。6款農林水産業費は2億9,355万9,000円の減額で、生産総合事業交付金の減、農業体質強化基盤整備促進事業の追加などによるものでございます。7款商工費は1,004万4,000円の減額で工場等設置奨励費補助金の減、8款土木費は4億7,633万2,000円の減額で、岱明玉名線道路新設改良費の減などによるものでございます。9款消防費は1,948万5,000円の減額、10款教育費は1億5,769万5,000円の追加で、玉名中学校武道場改築事業などがございます。第2表繰越明許費補正につきましては、生産総合事業ほか8件で、繰越設定金額の総額は8億4,631万5,000円でございます。第3表地方債補正につきましては、庁舎整備事業ほか7件の限度額を変更するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

5ページをお願いいたします。議第5号平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億774万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を94億9,876万円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の2款保険給付費の決算見込み及び7款共同事業拠出金の決定による減額と、これに伴います歳入の調整となっております。

議第6号平成25年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ661万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億8,808万8,000円とするものでございます。主な内容につきましては、6ページの歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる減額と、これに伴います歳入の調整となっております。

議第7号平成25年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,718万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億9,991万8,000円とするものでございます。主な内容につきましては、平成24年度介護給付費の確定に伴う一般会計への繰出金と、これに伴います歳入の調整及び繰越金の追加でございます。

議第8号平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,247万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億7,224万4,000円とするものでございます。主な内容につきましては、7ページの歳出の2款事業費及び3

款維持管理費の減額と、これに伴います歳入の調整及び7款繰越金の追加でございます。第2表地方債補正につきましては、事業費の減額と県補助金が前倒しで交付されたため借り入れが不要となり、廃止するものでございます。

議第9号平成25年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ546万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億343万円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の2款営繕費の決算見込みによる減額と、これに伴います歳入の調整となっております。第2表地方債補正につきましては、簡易水道事業の限度額を変更するものでございます。

8ページをお願いします。議第10号平成25年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ500万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,906万円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の2款事業費の決算見込みによる減額と、これに伴います歳入の調整となっております。第2表地方債補正につきましては、浄化槽整備事業の限度額を変更するものでございます。

議第11号平成25年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億2,875万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億7,017万8,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の2款事業費の用地交渉の難航による工事費等の減額と、これに伴います歳入の調整となっております。9ページをお願いします。第2表繰越明許費補正につきましては、新幹線濁水対策建設事業の繰越限度額を変更するものでございます。

議第12号平成25年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入について500万円を減額し、総額を7億3,972万2,000円とし、支出について800万円を減額し、総額を6億8,854万3,000円とするものでございます。主な内容につきましては、収入は受託工事収益の決算見込みによる減額、支出は原水配水費及び受託工事費の減額などでございます。第3条の資本的支出の補正につきましては、700万円を減額し、総額を2億8,786万6,000円とするもので、建設拡張費の決算見込みによる減額でございます。

議第13号平成25年度玉名市下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。10ページをお願いします。第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入について531万9,000円を追加し、総額を12億8,126万3,000円とし、支出について271万7,000円を減額し、総額を10億5,996万8,

000円とするものでございます。主な内容につきましては、収入は下水道使用料の賦課漏れに係る過年度損益修正益の追加、支出は処理場費の決算見込みによる下水道事業費用の減額でございます。第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入について1億290万円を減額し、総額を5億2,119万4,000円とし、支出について1億353万8,000円を減額し、総額を10億6,697万1,000円とするものでございます。主な内容につきましては、支出の施設建設費について、国の平成25年度補正予算による事業費の追加及び補助金の決定に伴う事業費の減額でございます。次に、第4条企業債の補正につきましては、公共下水道事業の限度額を変更するものでございます。

以上、議第3号から議第13号までの補正予算11件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

続きまして、当初予算について御説明を申し上げます。お手元の資料2を御覧いただきたいと思っております。議第14号平成26年度玉名市一般会計予算について御説明を申し上げます。歳入歳出予算につきましては、総額を302億5,500万円とするもので、これは前年度に比べ10.9%、29億7,600万円の増で、合併後では過去最大の予算編成となっております。

まず、歳入につきましては、1款市税は、対前年度比2.2%増の64億5,700万2,000円を計上しており、主なものは、法人・市民税が企業業績の回復などにより5,890万円増の4億7,880万円、固定資産税が家屋の新增築により5,007万2,000円増の27億4,090万円などでございます。2款地方譲与税から3ページの10款地方交付税につきましては、国の地方財政計画と本市の25年度収入見込みを勘案して計上しており、合計いたしますと対前年度比で2億8,210万円の増で、主に消費税率の改正に伴う地方消費税交付金の増によるものでございます。11款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の1,100万円、12款分担金及び負担金は、対前年度比2.7%増の3億6,702万4,000円を計上しており、主なものは、保育所運営費負担金3億412万4,000円などでございます。13款使用料及び手数料は、対前年度比1.1%減の3億1,030万1,000円を計上しており、主なものは、住宅使用料1億7,972万4,000円、一般廃棄物処理手数料6,155万円などでございます。14款国庫支出金は、対前年度比12.1%増の34億8,499万8,000円を計上しております。主なものは、平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、所得の低い方や子育て世帯へ給付を行なう臨時福祉給付金給付事業費補助金2億5,400万円、子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金7,000万円などでございます。15款県支出金は、対前年度比50.6%増の27億9,083万3,000円を計上しており、主なものは、後期高齢者医療保険基盤安定負担金1億9,2

18万9,000円、低コスト耐候性ハウス等を整備する強い農業づくり交付金8億4,754万5,000円などがございます。16款財産収入は、対前年度比82.8%減の4,347万2,000円、18款繰入金は、対前年度比74.8%増の11億6,029万4,000円を計上しております。主なものは、財政調整基金繰入金を本予算の財源調整で、市有施設整備基金繰入金を庁舎建設事業の財源として繰り入れるものでございます。4ページをお願いします。20款諸収入は、対前年度比6%増の2億7,037万5,000円を計上しており、主なものは、中小企業振興預託金元金収入1億2,700万円などがございます。21款市債は、対前年度比28.9%増の41億5,540万円を計上しております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。1款議会費は、対前年度比4.7%減の2億4,892万4,000円、2款総務費は、対前年度比17%増の49億6,518万6,000円を計上しており、主なものは、市民会館建設工事基本設計業務委託1,048万円、地域振興事業1億252万9,000円、庁舎建設事業費22億5,741万5,000円などがございます。3款民生費は、対前年度比6.2%増の104億1,290万2,000円を計上しており、主なものは、臨時福祉給付費2億7,560万9,000円、子育て世帯臨時特例給付費7,885万5,000円、子ども医療費2億880万円などがございます。4款衛生費は、対前年度比1.4%減の23億5,036万8,000円を計上しており、主なものは、公立玉名中央病院事業負担金3,145万7,000円で、これは玉名地域医療体制づくり推進協議会への派遣職員4名分の人件費でございます。ほかに住宅用太陽光発電システム設置費補助金3,000万円などがございます。6款農林水産業費は、対前年度比66.2%増の23億6,949万7,000円を計上しており、主なものは、6次産業推進事業費1,466万9,000円、5ページの生産総合事業補助金8億4,754万5,000円、滑石及び大浜漁港の機能保全計画策定業務委託料3,000万円などがございます。7款商工費は、対前年度比15.3%減の3億9,337万9,000円を計上しており、主なものは、プレミアム商品券事業補助金1,000万円、ブランド推進費668万1,000円などがございます。8款土木費は、対前年度比10.1%増の27億6,775万円を計上しており、主なものは、生活道路及び通学路を整備する単市道路新設改良費4億5,000万円、岱明玉名線道路新設改良事業5億4,463万3,000円、道路の舗装や橋りょうの改修を行なう防災・安全交付金事業1億8,360万円などがございます。9款消費費は、対前年度比0.9%増の9億9,179万3,000円を計上しており、主なものは、有明広域行政事務組合消費費負担金7億4,602万9,000円、防災対策費として津波ハザードマップ作成、自主防災組織育成補助金1,332万9,000円などがございます。10款教育費は、対前年度比32.2%増の22億1,108万6,000円を計上しておりま

す。主なものは、学校規模適正化事業費1億8,615万5,000円、小中一貫教育推進事業2,941万2,000円、横島体育館の建設工事設計委託料1,480万円、サッカー場の建設基本構想策定委託料等419万7,000円などがございます。12款公債費は、対前年度比0.3%増の35億1,211万3,000円を計上しております。6ページをお願いいたします。次に、第2表債務負担行為につきましては、市民会館建設工事基本設計業務ほか3件について、期間及び限度額を設定するものでございます。次に、第3表地方債につきましては、庁舎整備事業を初め全14件の事業について、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

以上が一般会計予算でございます。

議第15号平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を94億9,534万7,000円とするもので、これは前年度に比べ4,931万8,000円の減、率にしまして0.5%の減となっております。まず、歳入につきましては、1款国民健康保険税は、対前年度比0.4%増の19億2,107万円、3款国庫支出金は、対前年度比5.8%減の21億5,200万円で、療養給付費等負担金15億1,283万7,000円などを計上しております。5款前期高齢者交付金は、対前年度比2.7%増の23億1,305万8,000円、7款共同事業交付金は、対前年度比2.3%増の12億8,126万6,000円で、保険財政共同安定化事業交付金などによるものでございます。7ページをお願いします。歳出につきましては、2款保険給付費は、対前年度比2.1%減の63億6,808万5,000円を計上しており、これは医療費の減少を勘案し、1億3,882万1,000円の減としております。

議第16号平成26年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を8億723万3,000円とするもので、これは、前年度に比べ1,252万9,000円の増、率にいたしまして1.6%の増となっております。まず、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比0.7%減の5億1,852万5,000円、これに関連しまして、8ページの歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、7億7,487万8,000円を計上しているところでございます。

議第17号平成26年度玉名市介護保険事業特別会計予算について御説明を申し上げます。歳入歳出の総額を70億6,882万円とするものでございます。前年度に比べ2億1,708万9,000円の増、率にしまして3.2%の増となっております。歳入につきましては、1款保険料は、対前年度比4.3%増の11億5,085万3,000円、9ページの7款繰入金は、一般会計からの繰入金10億3,049万8,000円などを計上しております。歳出につきましては、2款保険給付費におきまして、介護サー

ビスの利用状況などを勘案しまして、前年度に比べ1億9,770万9,000円増の67億9,910万8,000円を計上しております。

議第18号平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を2億3,683万1,000円とするものでございます。これは前年度に比べ6,758万3,000円の減、率にいたしまして22.2%の減となっております。歳入につきましては、10ページの6款繰入金3,128万6,000円、9款市債1億3,300万円などを計上しております。歳出につきましては、3款事業費は天水東地区の配水管布設替工事費1億8,675万2,000円を計上しております。次に、第2表地方債につきましては、簡易水道事業について起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

議第19号平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を3,709万9,000円とするもので、これは前年度に比べ277万6,000円の増、率にしまして8.1%の増となっております。歳入につきましては、11ページの3款国庫支出金632万6,000円、6款繰入金1,114万5,000円、9款市債1,050万円などを計上しております。歳出につきましては、1款総務費1,554万7,000円、2款事業費は、浄化槽20基分の整備費として1,898万1,000円などを計上しております。次に、第2表地方債につきましては、浄化槽整備事業について、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

議第20号平成26年度玉名市九州新幹線渇水等被害対策事業特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を9億7,795万2,000円とするもので、これは前年度に比べ2億3,057万円の減、率にいたしまして19.1%の減となっております。歳入につきましては、1款財産収入2,860万7,000円、2款繰入金は、基金繰入金9億4,934万4,000円を計上しております。歳出につきましては、12ページの1款総務費6,076万7,000円、2款事業費として、石貫・三ツ川地区の配水池新設工事費等で9億1,718万5,000円を計上しております。

以上、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算について御説明申し上げましたが、平成26年度当初予算の企業会計分につきましては、企業局長のほうから提案理由の説明を申し上げます。詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 企業局長 植原 宏君。

[企業局長 植原 宏君 登壇]

○企業局長（植原 宏君） 企業局企業会計分の関連の議第21号から議第23号までの3件につきまして提案理由を説明申し上げます。

議第21号平成26年度玉名市水道事業会計予算の提案理由を御説明申し上げます。

資料の12ページをお願いします。第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数2万120戸、年間総給水量485万3,821立方メートル、1日平均給水量1万3,298立方メートルを予定しております。主な建設事業といたしましては、溝上水源地送水管布設工事及び雲雀丘地区配水管布設替工事等を予定しております。第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして水道事業収益8億7,859万5,000円で、支出といたしましては水道事業費用8億4,903万3,000円でございます。第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入といたしまして100万円、支出といたしましては4億1,588万5,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものでございます。第5条一時借入金の限度額は、3億5,000万円と定めるものでございます。第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費1億8,103万3,000円と定めるものでございます。第7条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から7,000万円の補助を受けるものでございます。第8条棚卸資産の購入限度額を477万9,000円と定めるものでございます。

次に、議第22号平成26年度玉名市公共下水道事業会計予算の提案理由を説明します。資料の13ページをお願いします。まず、第2条業務の予定量につきましては、排水件数1万2,653件、年間総排水量364万1,000立方メートルを予定しております。主な公共下水道事業といたしましては、管渠・ポンプ場及び下水処理場等の修繕及び建設改良事業等で7億1,895万7,000円を予定しております。第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして公共下水道事業収益16億6,107万4,000円で、支出といたしましては公共下水道事業費用14億8,509万4,000円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入としまして7億7,687万3,000円で、支出として11億6,727万円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。第5条債務負担行為は、水洗便所改造資金融資あっせん事業の事項及び浄化センター長寿命化支援事業を定めるものでございます。第6条企業債につきましては、補助・単独事業に伴う起債の限度額を3億5,810万円と定めるものでございます。第7条一時借入金の限度額は、6億円と定めるものでございます。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、収益的支出内の各項間における経費の流用をすることができるものと定めるものでございます。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費1億4,978万円と定めるものでございます。次に、第10条他会計からの補助金と

いたしまして、一般会計から5億5,340万9,000円の補助を受けるものでございます。

次に、議第23号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計予算の提案理由を御説明申し上げます。この農業集落排水事業につきましては、来年度から公営企業会計に移行予定でございます。資料の14ページをお願いします。まず、第2条業務の予定量につきましては、排水件数1,569件、年間総排水量59万5,000立方メートルを予定し、主な農業集落排水事業といたしまして、横島地区の機能強化事業等で3億4,470万1,000円を予定しております。第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして下水道事業収益6億1,200万8,000円で、支出といたしまして下水道事業費用6億1,106万9,000円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入といたしまして4億520万8,000円で、支出といたしましては5億1,667万9,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。第4条の2特例的収入及び支出は、平成26年4月より公営企業会計へ移行することに伴いまして、前年度におけます4月以降の収入及び支出予定額を未収金及び未払金として計上するものでございます。第5条企業債につきましては、補助事業に伴う起債の限度額を1億7,820万円に定めるものでございます。第6条一時借入金の限度額は5,000万円と定めるものでございます。第7条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、収益的支出内の各項間における経費の流用をすることができるものと定めるものでございます。第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費2,869万4,000円と定めるものでございます。第9条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から2億8,801万7,000円の補助を受けるものでございます。

以上、平成26年度当初予算につきまして御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の委員会におきまして御説明いたします。御審議いただきまして、いずれも原案どおり御承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 提案理由の途中でございますが、議事の都合により暫時休憩をいたします。

午前11時37分 休憩

午前11時47分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き各議案に対する提案理由の説明をお願いいたします。

総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 専決処分いたしました規約案件2件及び議第24号から議第58号までの提案理由について、私のほうから御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。議第1号専決処分事項の承認についてでございますが、これは熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。内容といたしましては、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である高遊原南消防組合が本年3月31日をもって解散し、同日限りで本組合から脱退するため、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものでございます。なお、附則といたしまして、この規約は平成26年4月1日から施行するものでございます。

3ページをお願いいたします。議第2号専決処分事項の承認についてでございますが、これは有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。内容といたしましては、有明広域行政事務組合の共同処理する事務として、結婚活動支援に関する事務及び広域観光に関する事務を加えるものでございます。なお、附則といたしまして、この規約は平成26年4月1日から施行するものでございます。

6ページをお願いします。議第24号玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会条例の制定についてでございます。これは本庁舎跡地等の有効活用について検討を行なう、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会を設置するため、条例を制定するものでございます。内容といたしましては、本庁舎の移転を踏まえ、その跡地等の有効活用について検討するため、委員会の所掌事務、組織、任期等につきまして必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

8ページをお願いします。議第25号玉名市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてでございます。これは地方公務員法第26条の5に規定する自己啓発等休業の承認を行なうことについて、必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。内容といたしましては、職員が公務の運営に支障がなく、かつ、その職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための自己啓発等休業を承認することができるものでございます。自己啓発等休業の期間といたしましては、大学等課程の履修については基本的に2年、国際貢献活動については3年とするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月

1日から施行するものでございます。

11ページをお願いします。議第26号玉名市環境基本条例の制定についてでございますが、これは市、市民及び事業者が互いに協調をし、それぞれの責務を果たすことにより、循環を基調とした環境への負荷の少ない、持続的に発展することができる社会を目指すため、条例を制定するものでございます。内容といたしましては、環境保全及び創造に関する基本理念と、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針、環境基本計画に関する規定、施策の推進体制の整備等について定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

15ページをお願いします。議第27号玉名市都市再生整備計画事業評価委員会条例の制定についてでございます。これは都市再生整備計画により実施された事業の評価等を行なう玉名市都市再生整備計画事業評価委員会を設置するため、条例を制定するものでございます。内容といたしましては、都市再生整備計画事業の評価等を行なうため、委員会の所掌事務、組織、任期等につきまして必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

17ページをお願いします。議第28号玉名市景観計画策定委員会条例の制定についてでございます。これは景観法第8条に規定する景観計画の策定について調査、研究及び検討を行なう玉名市景観計画策定委員会を設置するため、条例を制定するものでございます。内容といたしましては、景観計画の策定について、住民の意見を反映させるため、委員会の所掌事務、組織、任期等につきまして必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

20ページをお願いします。議第29号玉名市教育振興基本計画策定委員会条例の制定についてでございます。これは玉名市教育振興基本計画策定について、調査、研究及び検討を行なう玉名市教育振興基本計画策定委員会を設置するため、条例を制定するものでございます。内容といたしましては、平成27年度から平成31年度までの第2期玉名市教育振興基本計画を策定するため、策定委員会の所掌事務、組織、任期等につきまして必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

22ページをお願いいたします。議第30号玉名市サッカー場建設検討委員会条例の制定についてでございます。これはサッカー場の建設に関する計画について検討を行なう玉名市サッカー場建設検討委員会を設置するため、条例を制定するものでございます。内容といたしましては、検討委員会の所掌事務、組織、任期等につきまして必要な

事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

24ページをお願いします。議第31号玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは職員間における年次有給休暇の均衡を図るため、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、年の中途において任期が満了する職員の年次有給休暇の日数を、当該年の在職期間に応じた日数とするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

25ページをお願いします。議第32号玉名市職員の修学部分休業に関する条例及び玉名市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、同法の施行により地方公務員法の一部改正が行なわれ、修学部分休業及び高齢者部分休業の期間に関する法定要件の規定が削除され、条例事項とされたことから、修学部分休業において修学に必要なと認められる期間は2年、高齢者部分休業において高齢者と定める年齢を55歳とするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

27ページをお願いします。議第33号玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは地域おこし協力隊員の報酬に関し必要な事項を定めるため、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、地域おこし等の活動のために都市住民の人材を活用する総務省の「地域おこし協力隊制度」を導入して、本市の特色ある取り組みである菓草のまちづくりに従事させるもので、その月額報酬を16万円とするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

28ページをお願いします。議第34号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。主な内容といたしましては、勤務1時間当たりの給与額の算定基礎となる勤務時間から祝日及び年末年始等の休日に係る勤務時間を減じるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

29ページをお願いします。議第35号玉名市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは地方公務員法第26条の5に規定する自己啓発等休業について必要な事項を定めるため、条例の整備を

図るものでございます。内容といたしましては、自己啓発等休業を承認された期間について給与を支給しないこととするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

30ページをお願いします。議第36号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは公益性の高い固定資産に対し、地方税法第6条第1項の規定に基づく課税免除を行なうため、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、公民館、消防団等の用に供する固定資産、開放型病院など公益上その他の事由により課税を不適当とする場合には、固定資産税を課さない課税免除の規定を設けるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成26年度分の固定資産税から適用するものでございます。

31ページをお願いします。議第37号玉名市岱明ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは入館料の区分に年間券を設定等するため、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、入館料の金額の表記を外税表示から内税表示に改めるとともに、新たに区分として年間券を設定するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

33ページをお願いします。議第38号玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは交流センター及びトレーニングセンター使用料として半年フリーパス券を設定するため、条例の整備を図るものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

36ページをお願いします。議第39号玉名市地域污水处理施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行なうための消費税法の一部を改正するなどの法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行なうための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、消費税率及び地方消費税率が8%に引き上げられることに伴い、四本木団地污水处理場及び栗崎団地污水处理場の使用料の月額を3,500円から3,600円に改め、住吉団地污水处理場及び三ツ川団地污水处理場は、玉名市下水道条例に規定された使用料を、新立石団地污水处理場は玉名市農業集落排水処理場施設条例に規定された使用料をそれぞれ準用しており、今回、消費税法等の一部改正に伴い、改正が行なわれることからこれに準じて別表の規定を改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行し、住吉団地污水处理場及び三ツ川団地污水处理場については、同年5月以後の月分として徴収する使用料から適用するものでご

ざいます。

37ページをお願いします。議第40号玉名市天水農村女性研修センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは玉名市天水農村女性研修センター使用料の区分の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、同センターに設置しております大型洗濯機及び陶芸釜の老朽化に伴う利用廃止のため、使用料区分を削るものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

38ページをお願いします。議第41号玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これも消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、消費税率及び地方消費税率が8%に引き上げられることに伴い、外税表示から内税表示に改めるとともに、漁港の使用料及び土砂採取料について料金改定を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

43ページをお願いします。議第42号玉名市大衆浴場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは入浴料の区分に半年間フリーパス券を設定するため、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、新たな入浴料の区分として半年間フリーパス券1枚2万円を設定するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

44ページをお願いします。議第43号玉名市草枕温泉てんすい条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市草枕温泉てんすい利用料の区分に半年間フリーパス券を設定するため、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、新たな利用料の区分として半年間フリーパス券1万2,000円を設定するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

45ページをお願いします。議第44号玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これも消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、消費税法施行令第8条及び地方税法第72条の78の規定により、消費税及び地方消費税が課される場合の占用料における税率を100分の105から100分の108に改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

46ページをお願いします。議第45号玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これも消費税法及び地方税法の一部改正等に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、市営住宅専用水道施

設使用料は、玉名市水道事業条例に規定された料金を準用しており、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、同様に料金の改定が行なわれることから、これに準じて条文を改めるものでございます。また、上水道切りかえに伴い、三ツ川団地専用水道施設を廃止するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行し、同年5月以後の月分として徴収する使用料から適用するものでございます。

47ページをお願いします。議第46号玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これも消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、新立石団地飲料水供給施設の使用料は、玉名市簡易水道事業給水条例に規定された料金を準用しており、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、同様に料金の改正が行なわれることから、これに準じて条文を改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行し、同年5月以後の月分として徴収する使用料から適用するものでございます。

48ページをお願いします。議第47号玉名市都市計画審議会条例及び玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは機構改革に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、既存の建設部内の土木課及び都市計画課を業務の整理及び行政事務の効率化を図るため、建設課及び建設管理課に再編することに伴い、玉名市都市計画審議会及び玉名市水防協議会の庶務をつかさどります部署の名称を改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

49ページをお願いします。議第48号玉名市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは地方公営企業の会計基準の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、従来、減債積立金を使用して企業債を償還した場合の自己資本金への組み入れに関する規定につきまして、地方公営企業法施行令第25条に規定されておりましたが、同令の改正に伴い規定が廃止されましたので、条例に規定し、従前と同様の取り扱いをするものでございます。また、いわゆる「みなし償却」については、地方公営企業法施行規則の改正に伴い、制度が廃止されましたので、資本剰余金の処分に関する規定を削るものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

50ページをお願いします。議第49号玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これも消費税法及び地方税法の一部改正等に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、消費税率及び地方消費税率が8%

に引き上げられることに伴い、内税表示から外税表示に改めるとともに、使用料の改定を行なうものでございます。また、除害施設の設置者及び使用の態様を変更した使用者の届出義務を規定するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行し、使用料に関する規定については、同年6月以後の月分として徴収する使用料から適用するものでございます。

52ページをお願いします。議第50号玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これも消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、消費税率及び地方消費税率が8%に引き上げられることに伴い、内税表示から外税表示に改めるとともに、使用料の改定を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行し、同年4月以後の月分として徴収する使用料から適用するものでございます。

55ページをお願いします。議第51号玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これも消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、消費税率及び地方消費税率が8%に引き上げられることに伴い、内税表示から外税表示に改めるとともに、使用料の改定を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行し、同年4月以後の月分として徴収する使用料から適用するものでございます。

57ページをお願いします。議第52号玉名市文化財保護審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは機構改革に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、教育委員会の事務局に教育部を設置することに伴い、玉名市文化財保護審議会、玉名市新しい学校づくり委員会、玉名市教育委員会外部評価委員会及び玉名市文化振興基本計画策定委員会の庶務をつかさどります部署の名称を改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

59ページをお願いします。議第53号玉名市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、玉名市社会教育委員の委嘱基準について、条例で定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

60ページをお願いします。議第54号玉名市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは地方公営企業の会計基準の見直し

に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、従来、減債積立金を使用して企業債を償還した場合の自己資本金への組み入れに関する規定につきましては、地方公営企業法施行令第25条に規定されておりましたが、同令の改正に伴い規定が廃止されましたので、条例に規定し、従前と同様の取り扱いとするものでございます。また、いわゆる「みなし償却」については、地方公営企業法施行規則の改正に伴い、制度が廃止されましたので、資本剰余金の処分に関する規定を削るものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

61ページをお願いします。議第55号玉名市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは地方公務員法第26条の5に規定する自己啓発等休業について必要な事項を定めるため、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、自己啓発等休業を承認された期間について給与を支給しないこととするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

62ページをお願いします。議第56号玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これも消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、消費税率及び地方消費税率が8%に引き上げられることに伴い、内税表示から外税表示に改めるとともに、料金及び加入者分担金の改定を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行し、同年6月以後の月分として徴収する料金から適用するものでございます。

65ページをお願いします。議第57号玉名市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これも消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、消費税率及び地方消費税率が8%に引き上げられることに伴い、内税表示から外税表示に改めるとともに、料金の改定を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行し、同年6月以後の月分として徴収する料金から適用するものでございます。

68ページをお願いします。議第58号玉名市簡易水道事業加入者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これも消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、消費税率及び地方消費税率が8%に引き上げられることに伴い、内税表示から外税表示に改めるとともに、加入者分担金の改定を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、条例案件等につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作本幸男君） 以上で議第1号から議第58号までの議案58件について提案理由の説明は終わりました。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

午後 0時17分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案上程

○議長（作本幸男君） 次に、議案を上程いたします。議第59号監査委員の選任についての議案1件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、森川和博君の退場を求めます。

[17番 森川和博君 退場]

○議長（作本幸男君） お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第7 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） ただいまの議案について提案理由の説明を求めます。

市長、高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 提案理由を説明申し上げます。

議案書70ページをお願いいたします。議第59号監査委員の選任についてでございますが、これは地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議員のうちから選任する監査委員といたしまして、森川和博議員を選任いたしたく議会の同意を求めらるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 以上で議第59号の議案1件について提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議第59号監査委員の選任についての人事案件1件について日程に従い、このまま議事を進行いたします。

まず、委員会付託の省略についてお諮りいたします。ただいま議題となっております

議第59号監査委員の選任についての人事案件1件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第59号の人事案件1件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略いたします。

引き続き会議で審議を行ない、質疑・討論の後、採決いたします。

日程第8 議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） これより質疑に入ります。

議第59号の人事案件1件について質疑はありますか。

20番 田畑久吉君。

〔20番 田畑久吉君 登壇〕

○20番（田畑久吉君） ただいま市長より監査委員の提案がありました。今朝も全員協議会の場におきましてですね、適正な人材を提案するというところで伺っておりますので、その言葉には間違いがないと私は思って、少し質疑をさせていただきます。

議員の責務ということも政治倫理条例の中で、その一行にもございます。どういうことかと言いますとですね、議員は「市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対しみずから進んで高潔性を明らかにしなければならない」という一行もございます。

私がどういうことでここに立って、こういうことを言うかといいますと、議員はですね、やはり市民の模範でないといかんとというのが私の信念でございますし、ある公共企業体における賦課金の滞納とかですね、いろんな問題があると思うんですよね。その辺を市長はわかつての提案なのか。再度確認をいたします。

○議長（作本幸男君） 市長、高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 田畑議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

議員におかれましては、これはすべての皆さんに共通することだろうと思えますけれども、議員も選挙によって選ばれるというふうなことでございまして、その選挙で選ばれた人というのはやはりとうとうというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 20番 田畑久吉君。

〔20番 田畑久吉君 登壇〕

○20番（田畑久吉君） 私はですね、ある公営的な企業体ですね、その辺のことも

確認をしております。市長御存じないですかね。それと合わせてですね、私はお尋ねします。いろんな噂の、これは噂の部類ですから、私は確認をしておりますけれども、市のですね、税の滞納とか、そういうことも噂には出ております。噂ですからですね、私は確認はしておりますけれども、その辺があるのか、ないのか、執行部に確認を再度いたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） ただいまの田畑議員の質疑に対してお答えしますが、現在のところそういう噂というのは、滞納という噂は確認をしております。

○議長（作本幸男君） ほかにはありませんか。

20番 田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 確認はしてないということですね。あるか、ないかを確認してください。あるか、ないか。金額とかそういうのは結構です。そうでないとこの場に立ってですね、何のために質疑をしてるのか。行政の皆さん方もうちよっと自覚せんといかんのじゃないですか。議員の場合は選挙で当選しててもですね、自らの潔白を証明するのが議員ですよ。あなたたちもうちよっとしっかりして、そのことを確認しとかならん。自覚せらん。確認してないでそれ済むような問題じゃないでしょうが、確認して、あるか、ないかだけしてください。

○議長（作本幸男君） 市長、高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 先ほどの質問を同様でございますけれども、議員それぞれにおいて選挙によって資格を得たということで立派な方だということと、個人につきまして個人情報もございまして、また噂という部分については、これはあくまでも事実とは全く関係ないところで動いているというふうな状況だろうと思っておりますので、そういうものについては、私たちは知り合わせてないということでお答えいたしたいと思っております。

以上です。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） はい、20番 田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） やはりこういう問題はですね、きちっとはっきりしないと、選挙で選ばれたからって言うてですね、それ選挙を選んだ人、選んだ人が千何百人か知らんけど、選んでない人がもっと多いんじゃないですか。選んだ人何十分の一しかいないんですよ、24分の1。あと24分の3は選んでないわけだから、選んでない人が多

いわけですよ。そういうことを自覚したらですね、ただそれで済ますのは問題ある。そう思わないかな。議員というのはもうちょっとやっぱり自らそういうことをですね、自覚して潔癖性を持って市民に明らかにしないといけないということになっとなるでしょう。ある企業体のところには賦課金も滞納しとるし、それが監査委員としての資格があるのかな市長。2、3日前の、熊日記者さんがおんなはるけども、新聞に載っておったでしょ。議会選出の監査委員が、その役割をしてないから無駄遣いが多いて、熊日の新聞に載っとなるでしょうが、読んだですか市長。ちゃんと新聞にどうどうと書いてあるでしょうが。議員も皆さん見たでしょう。ちゃんと書いてある。ほら読める字の大きさに書いてある。虫眼鏡いらんですよ。どうどうとほら新聞にも載っとなる熊日の新聞にも。議会選出の監査委員が役割を果たしてないから無駄遣いが多い言うて。

以上です。

○議長（作本幸男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議第59号の人事案件1件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第59号監査委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議第59号については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。

よって議第59号については、原案に同意することに決定いたしました。

森川和博君の入場を許します。

〔17番 森川和博君 入場〕

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明3月1日から3月5日までは休会とし、3月6日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。一般質問を希望しておられる方は質問の要旨を具体的に記載し、3月3日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時17分 散会

第 2 号

3 月 6 日 (木)

平成26年第1回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成26年3月6日（木曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 5番 城戸 議員
 - 2 8番 内田 議員
 - 3 7番 嶋村 議員
 - 4 19番 中尾 議員
 - 5 12番 近松 議員
 - 6 16番 前田 議員
- 散会 宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 5番 城戸 議員
 - 1 中心市街地空洞化について
 - (1) 中心市街地活性化法の認定は
 - (2) 玉名中央病院移転問題の跡地利用は
 - (3) 町なか居住の推進は
 - 2 トップセールスについて
 - (1) 観光地のセールスは
 - (2) 企業誘致は
- 2 8番 内田 議員
 - 1 平成26年度玉名市一般会計予算における玉名市の方向性について
 - 2 企業誘致について
- 3 7番 嶋村 議員
 - 1 岱明地区、滑石地区、大浜地区、横島地区のアサリ貝漁場再生について
 - 2 地域の自主防災組織に「女性班」を創設できないか
- 4 19番 中尾 議員
 - 1 職員の人事異動について
 - 2 玉名市横島体育館建設計画について
- 5 12番 近松 議員
 - 1 子どもの元気を取り戻す施策について
 - (1) 玉名市における特別支援学級に在籍する児童数・学級数の推移

- (2) 支援を要する児童数の推移・支援員の推移
- (3) アレルギー疾患の児童数の推移
- (4) 児童のインフルエンザ罹患状況
- (5) 不登校児童数・欠席日数
- (6) 3歳6カ月児健診で「気になる子」の割合・推移
- (7) ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンの効果
- (8) 子どもの心身を元気にする施策で効果があったものは何か
- (9) 全庁的対応と今後の取り組み

2 安心して子どもを育てる環境づくりについて

- (1) 平成25年度保育所入所希望者に対し、受け入れできなかった数は
- (2) 保育士を充足させることにより、公立保育所の定員はどのくらいふやせるのか
- (3) 臨時保育士の割合と最長勤務臨時保育士の年数と年収は
- (4) ひとり親世帯数と平均的収入は
- (5) 学童保育利用料減免について

6 16番 前田 議員

- 1 消費税増税が市民の暮らしに及ぼす影響について市長の見解を聞く
- 2 市公共料金の消費税増税を見送ることについて検討はしたか
- 3 臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の周知や給付はどうなるか
- 4 臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金が振り込まれた口座を差し押さえることについて見解を聞く
- 5 人事評価制度の目的と女性管理職登用についての方針を聞く
- 6 平成25年度における再任用職員の申請者数と再任用数、定年延長についての見解を聞く
- 7 支所窓口民間委託の目的、方法、取り扱う業務内容、本庁窓口業務との相違点などを聞く
- 8 定住促進補助金について、実績と評価、今後の計画などを聞く
- 9 農業基本条例制定の目的と、制定に向けた準備状況を聞く
- 10 今期のノリ養殖業不作に対する市の支援策について見解を聞く
- 11 文部省通達「公立小・中学校の統合について」（1973年）への教育長の見解を聞く

散 会 宣 告

出席議員（23名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	23番	吉田喜徳君
24番	作本幸男君		

欠席議員（1名）

22番 竹下幸治君

事務局職員出席者

事務局長	辛島政弘君	事務局次長	神谷峰弘君
書記	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	総務部長	古閑猛君
企画経営部長	原口和義君	市民生活部 首席審議員	本田優志君
健康福祉部長	前川哲也君	産業経済部長	森本生介君
建設部長	坂口信夫君	会計管理者	原田政樹君
企業局長	植原宏君	教育委員長	池田誠一君
教育長	森義臣君	教育次長	西田美徳君
監査委員	坂口勝秀君		

午前10時00分 開議

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） おはようございます。また傍聴席の皆さまお疲れでございます。町校区出身で新生クラブの城戸です。初日1番ということですね、気合を入れてまいります。よろしく願いいたします。

さて、我が国の経済を見ると大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略による三本の矢による一体的な取り組みの政策効果から景気の回復の動きが確かなものとなると言われています。しかし、地方においてはまだまだ実感が湧かないし、玉名においても人口減少や定住化が進まず、そして中心市街地の空洞化も深刻な問題です。さて、先月2月4日でしょうか、激震が走りました。それは知り合いからの電話です。西部商店街でスーパーを経営されているスーパーナインの倒産のことです。私はいても立ってもいられず、すぐお店に向かいました。そしたらお店の前で、高齢者の方が何人かおられまして、「これからどこでお買物をしたらいいのか」またそこで知り合いとお話をする場ということで、本当に楽しみにしておられました。それを涙を流しながら言われたのが本当に印象深いです。そして今度は、将来のことを考えて、西部商店街で長年営業されていた洋菓子店のマムールさんも2月いっぱい閉店されました。二人とも協同組合「玉名スタンプ会」の役員であり、また長年西部商店街の中心的な人物でもありました。本当に寂しい気持ちと同時に、商業を取り巻く状況を何とかしなければならぬという気持ちでいっぱいでございます。どうしてこのような事態になったのか。大型店「ゆめタウン」などの進出の影響なのか。いろいろ考えるとところがございます。また心配なのがこれから西部商店街の地域で、お買物難民が出るのではないかと心配をしているところでございます。まさに、もう中心市街地の空洞化が加速して進んでいるんです。商店は高齢者の方のいろんな人の地域のコミュニティの場として重要な役割を担っています。そして、商店がなくならないように行政と地域で支えていかなければならないと私は思っています。そんな最近の現状を思いながら、通告に従いまして質問いたします。

一つ目は中心市街地の空洞化についてと、二つ目はトップセールスについてです。

まずは中心市街地の空洞化についてです。これは12月の定例議会の一般質問についての第2段でございます。さて、全国的な事例として町なかの空洞化は、郊外の宅地開発、学校、病院などの郊外移転、そして行政までもが郊外移転で発生しています。当玉名においても、少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転計画が進み、中心市街地の商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯どめがきかない傾向が見られます。現在、駅、学校、病院、市役所そして文化施設が立地している中心市街地の商店街が、街路灯事業、防犯カメラ設置事業、子育て支援事業、そして子ども110番店舗等住民の安心安全まちづくりの事業が自助・共助で行なわれています。それらの機能の停滞が懸念されるんです。その対応の方向性としては、コンパクトシティ、秩序なき郊外開発の抑制が考えられます。また玉名市の商業を取り巻く環境としては、商工会議所、商工会、商店会連盟、玉名スタンプ会などの組織があり、特に商店会連盟と玉名スタンプ会は商店の中心的な役割を担っています。そこで今状況を考えると、双方が一緒になって振興組合などを設立したらどうかと私は考えております。また中心市街地活性化から考えると、まちづくり会社をつくることも考えていかなければなりません。要するに、法人格を持たないと、国や県などの補助金を有効活用できないからなんです。また中心市街地活性化を考えて、12月の定例議会の一般質問で、プレミアム商品券のプレミアム分2,000万円の補助金をお願いしていました。しかし、26年度の予算を見てみますと、1,000万円のプレミアム商品券事業補助金になっています。ほかの実施しているところに比べて予算が少ないようです。市民の購買意欲から考えて、また4月からの消費税増税や、市民に還元し商業者の売上を少しでも上げることから、もし仕方なく1,000万円とするならば、これは毎年実施することを要望いたします。

ということで、簡潔にまとめますと、私の考えでは、中心市街地の空洞化をとめるための中心市街地活性化の意義としては、地方分権を迎えるに当たって地方の自立を具体化するために避けては通れない、市の税収の確保なんです、これは。

それでは1番目の質問ですが、国が実施している中心市街地活性化法の認定です。これは、玉名市は平成13年に策定してから、2期目の策定はなされていません。また平成19年に改正されてから中心市街地のとらえ方は商業、文化、教育、医療、交通でくくられています。玉名市の総合計画はありますが、明確に玉名市のビジョンを見据えて、国の支援を受けながら、中心市街地活性化基本計画を作成して国の認定を受けるのか、受けないのか、見解をお答えください。

そして2番目に、公立玉名中央病院の耐震による移転問題です。これまでに公立玉名中央病院耐震化検討会議で話し合いをされて、今のところ病院移転の方向で進められています。ただ、地元商店街や地域住民の方は、病院跡地問題の説明がなされないまま進

められることに反対されています。中心市街地活性化から考えて、病院建設と同時に跡地利用を検討しなければならないと思っております。その見解をお答えください。

そして3番目に、町なか居住です。これは人口をふやすための施策として、私の考えは、中心市街地に存在する空き店舗を活用し、居住をしてもらうことです。例えば、学生のシェアハウスのような居住空間もあっていいと思います。今の空き地・空き店舗対策の事業は、空き地・空き店舗等を利用して、不足事業や新規業態を誘致するなどにぎわいを創出することに効果が期待できる事業として補助金を100万円交付することです。しかし、今の景気から考えると、なかなか募集しても集まらないのが現状です。だとすれば、空き店舗を居住に活用し地域のコミュニティの再生を図り、町なか居住の推進を進めていくのは妥当と思っておりますが、見解をお答えください。

以上、3点の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） おはようございます。

城戸議員の中心市街地空洞化についての中心市街地活性化法の認定についてお答えをいたします。中心市街地の活性化につきましては、昨年12月の定例会の一般質問でも答弁したところでございますが、現時点では平成13年3月に策定いたしました「玉名市中心市街地活性化基本計画」が現存しておりまして、平成18年に改正された中心市街地の活性化に関する法律によるところの基本計画は策定しておりません。しかしながら、当時の基本計画策定時とは、市街地を取り巻く状況も違っていると思われることから基本計画の見直しの時期にきているのではないかという趣旨の答弁をいたしました。新法による中心市街地の活性化につきましては、道路などの市街地の整備、魅力ある商店街などの商業等の活性化、病院、社会福祉施設などの都市福祉施設の整備、住宅供給、居住環境の4項目に加えまして、その増進効果を図る公共交通機関の利便事業が大きな柱となっております。これらのことを踏まえ、多くの市民が住む、これからも住み続けることができる中心市街地形成のために、新法に基づく中心市街地活性化基本計画につきましては、平成13年策定の基本計画の検証も含めまして、市民の皆さまを初め、商工団体や民間事業者、行政の関係部署と一体となって課題等を整理しながら協議を重ね、お互い知恵を出し合いながら、国の認定申請に向けて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、町なか居住の推進についてお答えをいたします。まず玉名市内の空き店舗の状況を申しますと、平成23年度に市内事業所667店舗を対象に、空き店舗等の調査を実施した結果、378件から回答があり、うち47件の空き店舗数があるとの回答がっております。その中で玉名市としてはこれらの空き店舗を解消する取り組みと

しては、平成25年度より商店街空き地空き店舗対策事業補助金交付要綱を整備し、空き店舗の解消を図ることで、商店街のにぎわいの創出・活性化につなげる取り組みを行なっているところです。平成25年度の実績につきましては、高瀬本町商店会からの申請によりまして、地域住民の交流や情報交換の場として飲食店を誘致し、「高瀬まちカフェづくり」を事業として昨年9月にオープンしたところです。このように市内の空き店舗に対し、新規事業所の参入については経済情勢が徐々に回復の兆しはあるものの、まだまだ厳しい状況でございます。そのため商店街の居住人口をふやすことで地域の活性化につなげる考えにつきましては、定住を所管する課と今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） おはようございます。

城戸議員の公立玉名中央病院移転問題の跡地利用についてお答えをいたします。災害拠点病院に指定されております公立玉名中央病院の耐震化問題につきましては、平成23年3月の東日本大震災を教訓に、国において災害拠点病院の耐震性の確保が必須要件となったことに伴いまして、耐震化に向けた施設整備の必要性から生じたものであります。このことから、昨年度公立玉名中央病院によって耐震診断が行なわれた結果、南棟において耐震基準を満たしていないことが判明したため、昨年4月に関係団体によります「公立玉名中央病院耐震化等検討会議」を設置し、どのような耐震化が適当であるか協議を行なったところであります。その協議の結果、9月に各構成団体の代表者に最終報告がなされ、耐震化については移転新築の方向が適当との結論に至っております。今後の公立玉名中央病院のあり方につきましては、本年4月から「玉名地域医療体制づくり検討協議会」を公立玉名中央病院企業団内に設けて、基本構想・基本計画の策定、県北の拠点病院づくりについて玉名市・玉東町を初め、関係機関の代表者、有識者により協議を進めてまいりたいと考えております。現在のところ公立玉名中央病院の移転新築につきましては、昨年の検討会議において方向性が示された段階でございます。今後、玉名地域医療体制づくり検討協議会において協議された内容結果が最終的に基本構想、基本計画の中に盛り込まれるものと考えております。

公立玉名中央病院移転問題の跡地利用についてでございますけれども、敷地財産は玉名市・玉東町の組合立であります公立玉名中央病院企業団の所有となっておりますが、病院移転となった場合には企業団を初め、近隣住民の皆さまの御意見を十分考慮し、どのような利用方法が可能なのか、病院建設とあわせて検討を行ない、最善の有効活用ができるよう協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） ただいま答弁いただきました。

中心市街地活性化の国の認定はですね、本当にこれは進めるべきだと思います。いろんな商工会議所、いろんな商店街の組織といち早く検討して玉名市のビジョンを適切に進めていく必要があると思います。

また先ほど中央病院の問題に関しては、推進本部が立ち上がりまして、総務企画部、私のイメージとしてはですね、総務企画部の病院基本計画を作成して協議するところです。その中にですね、よければ跡地利用計画の協議も同時にしていただきたいと思っております。

そして町なか居住に関しましては、これはスピードが遅いんですね、行政というところは。これが一番のネックといいたいでしょうか、スピード感を持って、地域住民の方、商店街の方といち早く連携をしていただいて、いち早くこれは計画をしていただきたいと思っております。とにかくですね、先ほど申しましたように、この玉名市中心市街地の空洞化はものすごく速いスピードで進んでおるわけです。いろんなさまざまな政策をして食いとめなければいけないと私は考えております。市のトップである市長から、最後の再質問、この問題の再質問という形で取りまとめていただいて、この中心市街地の空洞化を市長御自身はどう考えていらっしゃるのか、これをよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 城戸議員の再質問についてお答えをいたします。

中心市街地の空洞化についてでございますが、現状を申し上げますと平成23年度に実施をいたしました市内商店街を対象とした空き店舗調査により、空洞化の主な要因として、車社会の進展や消費者ニーズの変貌、高齢化社会の到来、後継者不足とさまざまな問題が取り上げられております。中心市街地の空洞化を防ぐためには、商店街の特色を生かした取り組みも必要ではないかと思っております。各商店、各個店にしかないサービスの魅力化に取り組み、付加価値を高めていくことが重要であると考えております。その中で、地域商店街は地域コミュニティを担う重要な存在であり、地域に根ざし、地域住民の憩いや交流を促すにぎわいの場としての機能も重要であると考えております。そして今後は、商店会でなければなし得ない、地域社会に密着した地域コミュニティの担い手としての役割、機能といったものも大切であると考えております。中心市街地の空洞化については依然として厳しい状況にありますが、玉名市としても、今後もその対策については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） 答えとしましては、普通の答えだと、認識はですね、市長の認識もそういう形であるなと思いますけど、これは本当、せっぱ詰っている状況でございます。玉名市の中心市の顔はやっぱり中心市街地なんです。周りがよくてもいけないんですね、中心の顔がやっぱり発展しないと周りにも波及していかない。やっぱりこれが玉名市の一番の問題だと私は思います。そういう中で市長は「市民が輝き、都市が輝き、夢が広がる玉名」と言われていますので、ぜひですね、精いっぱい玉名市の発展のためによりしくお願いしたいと思います。

それでは、二つ目のトップセールスについてです。トップセールスは農産物の積極的な宣伝活動や玉名温泉を初めとする観光地への誘致・宣伝活動、さらには玉名ブランド商品を初めとする特産物の宣伝活動、それと一番重要な企業誘致があります。今回は、質問は、観光への誘致・宣伝活動と、そして企業誘致のトップセールスについて質問をいたします。1番目に観光地のセールスについてですが、観光で地域の活性化や振興を図る上でもっとも大切なことは、玉名では新玉名駅があります。それを利用していかに市外あるいは県外からの方々に玉名市を認知してもらい、来ていただくことだと思っております。もちろん観光施設を訪れる地元の皆さまも大切なお客様には変わりはありませんが、地元のお客様だけに視線を向けた施策を展開しても、市全体として観光振興や地域活性化へのつながりは弱いものだと思います。そこで市長のトップセールスは県外に広く、そして小まめに足を運びながら、玉名市をPRし誘客に当たってほしいと思います。そこで、特に玉名温泉における今までの誘致・宣伝の効果の検証と今後の観光分野におけるトップセールスの具体施策をお答えください。

2番目に企業誘致ですが、企業誘致は人口増加はもちろん、新たな雇用と所得の創出を通じて、地域活性化の礎となるものです。玉名市もチェンジ玉名の進捗状況でもわかるように達成状況はまだまだと感じております。例をとってみると、栃木県の足利市を見てみますと、職員全員営業マンで企業誘致大作戦を実行し、全方位的戦略で2団地に23社を誘致し、約3年で達成されています。この成功の鍵には、市職員、市議会議員、商工会議所職員、保険外交員、市民から寄せられた数多くの情報1万社をリストアップして市長が先頭に立って、職員が営業活動をした結果が成功につながったようです。玉名市でも今一度、誘致活動を計画して活発な企業誘致のセールスをしていただきたいものです。ということで、これまでの企業誘致のセールスの成果と今後の企業誘致のセールスのお考えをお答えください。よろしくお願いたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

〔産業経済部長 森本生介君 登壇〕

○産業経済部長（森本生介君） 城戸議員の観光地へのトップセールスについての御質問にお答えいたします。

まず、現状の観光地へのセールスにつきましては商工観光課職員を初め、玉名観光協会や玉名温泉観光旅館協同組合など、観光関連団体とともにキャラバン隊を組みまして、本市への誘客活動を実施しております。本市の観光素材の中で多くの集客が見込まれる花ショウブを初めとする春先から初夏にかけての花をテーマとするイベントPRのための活動が多くなっております。例年、2月からは旅行代理店や観光バス事業所など旅行商品の企画を造成いたします業者訪問を実施し、4月からのイベント直前の時期には個人旅行者向けに出版社やメディア関係への訪問活動をも実施しているところでございます。訪問地域といたしましては、観光客の九州新幹線活用促進も考慮いたしまして、福岡市、北九州市や鹿児島市の九州新幹線沿線の主要都市が多くなっている状況にあります。このような観光地のセールスを実施することによる成果といたしましては、本市に訪れた観光客の中で県外の宿泊者数は平成24年中約6万7,800人で、前年度比は約7,000人の減少となっております。過去5年間でも減少傾向となっております。反面、県外の日帰り客数は平成24年中約68万5,000人で、前年比約12万6,900人の増加となっております。要因といたしましては、九州新幹線開業による時短効果により、宿泊が日帰りに転じた部分もあるかと思われまます。またトップセールスに関しましては、物産や農産物の販売促進活動の一環でのトップセールスは実施しておりますけれども、観光客誘致に限定したトップセールスは現在は実施しておりません。

次に、企業誘致のトップセールスについての御質問にお答えいたします。経済状況を分析しました内閣府の最新の経済報告によりますと、「景気は緩やかに回復している」とあります。しかしながら海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクともなり、また4月に控えている消費税増税による駆け込み需要の反動も予想され、日本経済の行く末は不透明な状況にあると思っております。非常に厳しい状況の中ではございますが、企業誘致活動は地域経済の活性化、雇用機会の拡大の期待ができる手段として積極的に行なっているところでございます。本年度に行ないました企業誘致件数は、研究施設会社1社、食品加工関連会社3社の合計4社です。これによりまして約22億7,000万円の設備投資と約40名の雇用を見込んでおります。さらに今月1社の立地協定締結の準備をも進めているところでございます。市長が直接行ないます企業誘致のトップセールスでございますが、企業立地推進室が誘致活動を行なっている東京、名古屋の企業への訪問や既に立地いただいております企業の本社への訪問、また東海地区を中心に開催されます自動車関連セミナーなどへの参加を積極的に行なっている

ところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） お答えいただきましてですね、観光地へ呼び込むためにはですね、ほかの市ですかね。予算がかなり玉名市のは低いようです。予算をふやして、誘致回数をふやしていただいてセールスをお願いしたいと思います。

本当に玉名温泉も玉名市の核として、考えとらえるならば、ほんとに呼び込むためのセールスを、いま一度、一生懸命やっていただきたいなと思っております。

そして企業誘致のことですけど、もちろんこちら先ほど言われましたように、訪問されてますけど、この辺も本当に時間をつくっていただいて、市長を先頭にしてトップセールスですね、企業訪問をしていただきたいと思います。ただ、企業誘致に関しましては、やっぱり工業団地を含めたインフラ整備があるか、ないかでは恐らく企業が来るのは全然違うと思います。やっぱりインフラ整備をして初めて企業もですね、今考えていく、そういうことだと私は思っております。

そこでこれは再質問ですけど、これも市長にお答えいただきたいと思います。市長自身のトップセールスの考え方と、今後、企業誘致のためのインフラ整備をする計画があるのか、ないのか。そこをお答えいただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） まず今後の観光地のセールスについて、私みずからセールス活動を行なうトップセールスを実施していきたいと思っております。政府における観光振興の提唱もあってか、近年国際観光への関心が急速に高まっており、積極的に外国人の観光客誘致への取り組みを始める市町村が見受けられるなど、地方自治体の観光戦略の注目度が高まってきております。またその成果を受け、さらに最近の円安の効果もあり、我が国を訪れる外国人観光客は、昨年史上初めて年間1,000万人を突破した状況であります。このような中、本市ではJAたまなが主体となり香港に向けてのイチゴやミカンなどの農産物の販売促進活動を積極的に実施していることにより、香港の人々に高い評価を受けております。そこで、本市を訪れる観光客の増加に努めるため、評価されている農産物を契機に、外国、特に香港に対して誘客活動を積極的に展開し、本市を訪れる外国人観光客の増加を図っていきたいと思っております。また国内においては、本市の歴史、文化、自然、温泉、食、農水産物、景観などの多様な観光資源を生かした観光地やイベントについてのトップセールスを機会あるごとに実施をしていきます。

続いて、企業誘致の再質問にお答えいたします。本市は九州自動車道の菊水インターチェンジから市内中心部まで近く、また九州新幹線新玉名駅及び在来線の玉名駅を有して交通利便性にすぐれ、また優秀な人材の豊富さを活用して誘致活動を展開しております。インフラ面では工業団地を持たないために、整備が必要な民間の遊休地等への誘導しかできず、苦しい誘致活動を強いられていることは認識をいたしております。工業団地の造成は過去に何度か検討をしてみましたが、適地の大半を農振農用地区域が占め、完成までに時間を要すること、また多額の経費がかかることなどから断念せざるを得なかった事実がございます。今後の経済状況を見ながら再検討も必要になってくるかと思いますが、現時点では整備は難しいと判断しておりますので、引き続き民間の遊休地を利用させていただき、誘致活動を展開してまいります。

トップセールスにつきましては、東京や名古屋、大阪などの出張の際にできる限り企業訪問の予定を組み、事前に企業誘致担当者からレクチャーを受けて、誘致活動の進捗状況を確認しながら訪問したいと考えております。私が訪問することにより企業誘致に対する本市の熱意や誠意を伝え、信頼感につながり誘致活動に弾みをつけることができるものと考えております。また新しい取り組みとして昨年より始めたことですが、企業が一堂に集まる展示会等に赴き、企業ブースを訪問し、私みずから名刺交換を行ない、本市をアピールしてくることを継続的に行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） 今、答弁いただきました。企業誘致に関しては、とにかく財政が厳しいというのはわかりますけど、いろんな玉名市、今、箱物を結構つくって予算も26年度は300億円を超えております。そういう中で、もちろん内需拡大は大事です。ただ人をふやさないと税収が落ちるんですね、これを一番の人をふやすことの施策というのは企業誘致は重要なところなんですね、そこで工業団地を含めたインフラ整備は、実際は本当にしていただきたい。計画をつくっていただいて、何年間のうちにするんですね、計画をぜひつくっていただきたいと思います。そしてまた市長としてはですね、本当に先ほど言われましたけど、トップセールスは重要なことです。市の顔として、全国に飛び回ってもらって玉名市をアピールしていただいて、一つでも企業を呼び込んでいただきたいと、それがひいては人口もふえることだし、税収もふえることになりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけど、これはちょっと別件ですけど、議案上程の件です。今、副市長、教育長が3月25日の任期ということですので、恐らく最終日の25日にこ

の人事案を上程されると思います。ただこれは、上程のことに関してですね、余りにも25日に上程されて、25日に採決ということで時間がありません。その時間がない中、人物評価はできないと思います。採決するのはおかしいと思います。事前に今後は早い段階で上程をしていただくことを要望いたします。

これをもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、城戸 淳君の質問は終わりました。

8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） おはようございます。8番、自友クラブの内田でございます。

平成26年度玉名市一般会計予算における玉名市の方向性について、まず一般質問を行ないます。

予算編成の要点は、市町村長は市民の福祉向上を目指し、各年度の予算を編成し議会に提案することにあります。私たち議会もそれと同じく、市民の最大限の幸福を願って予算を審議し、その予算を決定するとともに、市民に対して政治責任を負いながら、それぞれ市長を初めとする執行部と私たち議会、この二つの機関が将来にわたる市民福祉の向上を迫ることにあります。このことから地方自治体の経営、運営はその時々々の社会状況や経済状況の変化に対応した長期的視野に立って運営することは申すまでもなく、10年度、20年後、あるいはそれ以上の期間にわたる玉名市100年の大計のもとに予算編成、あるいはその予算の審議がなされなくてはなりません。そのためにも今日の地方自治体の経営には、民間企業と同様の経営意識が要求されております。地方公共団体の本旨である市民の福祉向上を迫るために、長期の展望に立った振興計画のもとに、各年度の予算が重点的に計上されることが重要であることは申すまでもありません。そして、地方自治体の長期計画は市民のあるいは地域住民の福祉向上を目指しているもので、財政的裏づけのない計画は単なるビジョンとなり、また夢物語になることとなります。

さて、平成26年度の玉名市一般会計当初予算は、前年度の272億7,900万円から率にしまして10.9%、予算額として29億7,600万円増の302億5,500万円となっており、合併後初めて300億円を超える大型の当初予算となっており、従来は「チェンジ玉名」と称されておりましたが、この当初予算は、市長選挙における公約を取りまとめた「輝け玉名「戦略21」」に掲げたものを着実に推進するために「輝け玉名「戦略21」」実行予算として予算編成をしたとされております。中でも特にハード事業で、昨年度から事業が展開をされております新庁舎建設事業費として約22億5,700万円、学校規模適正化事業、いわゆる小中一貫教育を推進するとして、建設実施設計業務委託と用地購入費などで約1億8,600万円、また次年度以降

におけるものとして市民会館建設事業に伴う建設工事基本設計委託料約1,000万円、サッカー場建設を推進するとして検討委員報酬と建設基本構想策定業務委託料として419万7,000円、また横島体育館建設事業に係る工事設計委託料として1,480万円など、将来にわたって大きな財政的負担となる箱物行政とやゆされております大規模な公共事業費とその関連予算が計上をされております。これらの重要な、また大規模な事業につきましては、玉名市民への説明責任を果たす上からも、また玉名市議会における論点整理の上からも、次の7項目を明らかにすることが不可欠でございます。

まず1点目に、なぜその事業が必要となったのか、その政策の発生源。2点目に、議会提案に至るまでの経緯。3点目に、他の自治体の類似する政策との比較。4点目に、市民参加の実施の有無とその内容。5点目に、総合計画とその整合性。6点目に、総事業費とその財源措置と事業実施年度。7点目に、将来にわたるコスト計算。以上の7項目についての説明が必要となってきます。

そこで伺います。今年度当初予算に計上されております玉名市民会館建設事業、小中一貫教育に係る仮称玉陵小学校建設事業、また横島体育館建設事業、さらにサッカー場建設事業のそれぞれにつきまして先ほど申し上げました7項目。なぜその事業が必要となったのかという政策の発生源。議会提案に至るまでの経緯。他の自治体の類似する政策との比較検討。市民参加の実施の有無とその内容。総合計画との整合性。総事業費とその財源措置と事業実施年度。将来にわたるコスト計算。以上につきまして執行部の答弁を求めます。

次に、合併当初の合併特例債の発行限度額が267億3,500万円と発行期限につきましては、大震災の影響もあり5年間延長されておりますが、直近の各分野ごとの合併特例債の発行額を伺います。

次に、企業誘致についてお尋ねをいたします。バブル崩壊後の失われた20年、特にリーマンショック後の日本企業は、大企業、中小の企業を問わず、円高による輸出の不振や人件費の安い海外への生産拠点の移動が進み、それによりまして国内産業、とりわけ製造業の空洞化が進展し、厳しい雇用状況に陥っている現状にあります。このような背景のもと、全国の地方自治体は雇用の確保と地域経済活性化、また税収増を目的としましてさまざまな優遇制度を整備し、企業誘致をその主要政策の一つの柱として位置づけ、その実現に向けて取り組んでいるところでございます。玉名市におきましても全国の例に漏れず、長期間にわたり企業誘致に取り組んでおり、自動車関連の愛三工業を初めとします企業進出がありまして一定の効果を上げているところでございます。特に近年は中国や東南アジア諸国の飲料水需要の高まりから水資源の豊富な九州におきまして、飲料水加工メーカーの進出が相次いでおります。玉名市におきましても平成24年9月に熊本県と玉名市、そして進出企業のシェフコとの間に立地協定書の調印がなされ

たところでございます。その事業内容は、輸出用飲料水の製造を目的としたものでありまして、その企業立地、製造場所は伊倉と天水町竹崎との境界付近に位置しております。当時の説明では、1日当たりの取水量は以前の会社の取水量であった30トンとされ、製品用の原料水は阿蘇地方の水を搬入し、製品化し、地元雇用を優先するとされておりました。当時の私も所属しておりましたが、産業経済委員会にもその報告がなされておまして、操業開始には委員会による立地企業、誘致企業でございますシェフコ事業所の視察を実施したところでございます。立地協定調印後、平成25年2月に操業が開始されまして、操業後しばらくたって、地域の方々よりシェフコの事業所からかなりの排水量の放出が確認されたので玉名市当局に対してその取水量の実態調査の要望がなされたところでございます。玉名市当局から、進出企業でありますシェフコへの聞き取り調査を行なったところ取水量が当初計画30トンであったものが、実態は約10倍に相当する1日当たりの取水量が300トン以上にも達することが判明したところでございます。本来、貴重な水資源を大切にすべき企業の行なう行為とは到底思えません。またこの地区は、生活用水、飲料水を地下水の取水により賄っておまして、平成25年の操業開始から飲料水、生活用水に濁りが確認されるようになったところでございます。竹崎地区は尾田川流域にあり、生活用水、飲料用水はもとより、イチゴ、トマト、ナスなどの施設園芸が基幹産業でありまして、大量の農業用水の確保が是非とも必要な地位でございます。今回の事案を受けて、竹崎地区を初め尾田川流域地域では飲料水、生活用水そして農業用水の将来にわたる安定的な確保ができないのではないかと強く懸念されております。地区の役員や地域住民の方々、そして玉名市当局と誘致企業とのシェフコとの間でたび重なる交渉あるいは協議がなされたと同っておりますが、現在、どのような状況にあるのか質問いたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 内田議員の平成26年度の一般会計予算における玉名市の方向性についての中の市民会館建設事業に関する質問に答弁をいたします。

それぞれの事業につきまして7項目の質問でございますが、まず、1点目の政策の発生源、2点目議会提案に至るまでの経緯について関連がございますので、続けて答弁をいたします。

玉名市民会館の整備につきましては、平成23年度におきまして、玉名市民会館建設検討委員会での検討を経て、玉名市民会館整備基本計画を策定しておまして、これに基づき進めることとしておりましたが、合併特例債適用期限の延長を受け、同年10月に建設位置を未定と変更し、スケジュールについても最大5年間延長したことによりその進捗は一旦停止の状態でございます。しかしながら、市民会館は築45年を越え、

老朽化が著しく、耐震性の確保もできていませんので、市といたしましてはできる限り早い時期に対応しなければならないということから、まずは建設位置を改めて決定をし、それに応じたスケジュールの中で早期完成を目指すというふうに考えております。建設位置の再決定に当たっては、複数の候補地を挙げ、関係各課の調整を経て、企画審議会に図り、継続して現在も検討を進めているところでございます。

次に、他自治体の類似する政策との比較検討と4点目の市民参加の実施の有無とその内容についてでございますけれども、基本計画を策定する際に利用者を対象としたアンケートを実施したほか、有識者及び市民の代表、総員8名による「玉名市民会館建設検討委員会」を設置いたしまして、検討・報告をいただきました。この検討委員会では、近隣に位置し同様の施設である荒尾文化センターを視察しまして、整備方法や適正規模を判断する上での材料とされたところでございます。また担当課におきましても益城町文化会館や八女市民会館を初め、複数の同規模施設を視察するなど比較検討を行っております。

次に、5点目の総合計画との整合性であります。基本計画の一つである「人をはぐくむまちづくり」の中で、重要施策の一つ、歴史文化施設の充実といたしまして、本市唯一の文化施設であります市民会館については、市民の集会などや芸術文化活動の拠点施設としてふさわしいホールを整備すると掲げているところでございます。

続きまして6点目の総事業費とその財源措置及び事業実施年度についてであります。財源につきましては社会資本整備総合交付金と合併特例債を見込んでおりますが、総事業費と事業年度については、例えば、用地の取得や造成などが必要な場合には、その期間と費用が必要になりますので、決定した建設位置によっては変わる可能性があります。平成28年度に予定しております実施設計以降が交付金の補助対象となりまして、完成時期は早ければ平成30年度、遅くとも合併特例債の適用期限であります平成32年度というふうに幅が出てまいります。いずれの場合も建設自体が20億円を超えると想定されまして、建設候補地ごとに必要な費用を見込んだ上で比較検討いたしまして総事業費の額は、決定する上で大変重要な項目の一つであるというふうに考えております。

最後に7点目の将来にわたるコスト計算でございますけれども、いわゆる箱物建築であるため、維持費については過剰になることのないように、建設規模については基本設計を進める過程においてその点も十分考慮して進めていくべきものというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 内田議員の小中一貫教育に係る仮称、玉陵小学校建設事業についてお答えをいたします。

まず、政策の発生源ですが、平成22年度の玉名市PTA連絡協議会と教育委員会との意見交換会の中で、複数の方から「もうそろそろ統合のことを考えないのか」とお聞きをし、当時の学級数、児童数、児童数の推移等の統計資料を調査することから始まりました。

次に、議会提案に至るまでの経緯ですが、平成23年度に「玉名市学校規模適正化審議会」を立ち上げ、この審議会の第3回にて「中学校単位での小中一貫教育を目指すというのも一つの方向性としてよいのではないか」と委員から提案があり、建議に盛り込まれました。その後は議員も御承知のとおり、平成24年度に学校規模・配置適正化基本計画素案を作成し、パブリックコメントや説明会、意見交換会を実施し、平成24年10月に学校規模・配置適正化基本計画を決定し、平成25年3月には小中一貫教育推進計画を決定いたしました。同年3月に玉陵中学校区第3回の「新しい学校づくり委員会」にて、玉陵中学校に併設して設置し、小中一体校を目指すことを決定し、同年8月の第4回の同委員会にて建設予定地について決定いただき、9月議会に測量、地質、造成設計費を上程いたしました。これから以降については議員も御承知のとおりと思いません。

他の自治体の類似する政策との比較検討ですが、小中一貫教育を進めながら学校再編を進めている自治体は、県下の小中一体型は産山村産山小中学校、宇城市豊野小中学校の2校で、他県の宮崎県においては全域で行なわれており、日向市、西都市、小林市等の小中一貫教育を検討の参考とさせていただいております。

市民参加の実施の有無とその内容ですが、平成24年12月議会において市民参加型の新しい学校づくり委員会条例を可決いただき、平成25年2月に学校再編の円滑な移行と所要の準備に資するために116名からなる玉陵中学校区新しい学校づくり委員会を発足しています。

総合計画との整合性ですが、後期基本計画の施策の方針の中で「地域に根ざした学校づくりを推進し、よりよい教育環境を整備するため、学校の規模適正化に取り組む」とされ、小中一貫教育においては、重点施策に位置づけられ一貫性を持たせた体系的な教育方式である小中一貫教育の創設も視野に入れた小・中学校教育のあり方を検討するとされています。

総事業費とその財源措置、事業実施年度につきましては、事業費20億7,500万円程度を見込み、その財源措置としては統合負担金事業補助率2分の1、起債は合併特例債95%の措置を考え、実施年度においては小学校の建築を平成27年から28年度で、中学校の改造を平成29年度に見込んでいます。

将来にわたってのコスト計算ですが、玉陵中学校区の1中6小の施設改修に係る改築費、平成24年から平成43年までの20年間ですけど、と玉陵中学校に併設して新しい小学校を建設し、中学校の改築費を合わせた費用を比較すると、10億円程度の削減になると見込んでおります。また玉陵中学校区の5小学校が削減されることによって、5小学校の経常的経費と5小学校削減による普通交付税への影響額もほぼ同額と見込んでおります。

次に、横島体育館建設についてですが、まず、政策の発生源ですが、合併の際の新市建設計画において計画されていたもので、これまで老朽化や耐震性の面から建てかえ等の検討を行なってきたとおり、26年度予算において予算の提案をさせていただいたところですが、本事業は、玉名市公共施設適正配置計画においてモデルケースとして2案が示されておりましたが、検討及び横島地域協議会の答申も踏まえて、現在地での建てかえを計画しているところでございます。

類似施設との政策比較、検討ということですが、現在の利用実態を踏まえて、玉名市勤労者体育センター規模のアリーナ面積や整備を考えております。

市民参加の実施の有無とその内容ということでございますが、実施設計を行なうに当たりまして、利用者全体の意見等を参考に進めていきたいと考えております。

総合計画との整合性については、本施策は総合計画の基本計画中、「人をはぐくむまちづくり」における「社会体育の充実」ということで、スポーツ、レクリエーション施設の拠点としての整備を図るものでございます。

総事業費とその財源措置及び事業実施年度でございますが、建設年度を平成27年度とし、実施計画における事業費での建設を計画しております。また建設における財源ですが、合併特例債を特定財源として考えております。

将来におけるコスト計算ですが、環境に優しく、ランニングコストを抑えることができるものを整備していきたいと考えております。

次に、サッカー場建設事業の政策の発生源についてでございますが、こちらも新市建設計画において計画されていたものでございます。この26年度予算で提案させていただいております予算については、サッカー場建設のための規模、位置等の詳細を検討するための予算となります。総事業費、ランニングコスト等の御質問の内容につきましては基本構想策定の中で精査させていただきたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 内田議員の合併特例事業債の発行額についてお答えをいたします。

合併特例事業債は、市町村の合併の特例に関する法律のもとで、合併した市町村が市

町村建設計画に基づき行なう事業を対象とした地方債でございます。平成17年度から平成24年度までの発行額は、玉名市の限度額267億3,500万円に対し、110億5,200万円、率にしまして41%を発行しております。分野別の累計の発行額は土木関係が52億2,800万円、主な事業といたしましては岱明玉名線道路新設改良事業7億8,300万円、それから農政関係が9億1,900万円で、主な事業といたしまして農道・排水路等の整備事業6億3,700万円、教育関係が30億4,500万円で、主な事業といたしましては天水中学校建設事業10億5,900万円、総務関係が13億1,600万円で、主な事業といたしましては庁舎整備事業6億3,300万円、その他下水道投入施設「水の守」整備等で5億4,400万円となっております。また今後の発行可能額156億8,300万円につきましても市民会館建設等の市が掲げる重点施策の推進のため借入と償還のバランスを考慮し、計画的な発行に努めてまいります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

〔産業経済部長 森本生介君 登壇〕

○産業経済部長（森本生介君） 内田議員の企業誘致についての御質問にお答えをいたします。

株式会社シェフコの進出につきましては、議員が先ほど申されたとおり平成24年7月に玉名市内に進出を計画しているとの情報を受けまして、協議を進め、同年9月に県立ち会いのもと、進出協定を締結いたしました。進出の際に、水の取水量は日当たり30トン程度で冷却水や生活雑排水として使用し、製品として使用する水は阿蘇から運搬し、使用する計画だとお聞きしておりました。平成25年4月に現地区長さんから「大量の排水がシェフコの工場からでていて、どのようになっているのか」というお話があり、現地へ赴き企業側に確認したところ、「取水の際に砂が混じり製造機械に影響を及ぼすため大量に排水している」との説明を受け、できる限り取水量を減らしてもらうよう要望をいたしました。その後、同年8月に竹崎地区の井戸で「ポンプがエアを吸ったり」「濁った水が出た」との報告が区長さんからありまして、再度企業側に取水について確認しましたところ、「砂が除去できずに取水量を思ったように減らすことができていない」との説明を受けました。また製品の水につきましても現地の水を使用していることが判明し、当初の計画と違っていたため、地区への説明をお願いし、10月下旬に区長、役員さん方を中心とした方々に説明を行なってもらいました。説明会の中で企業側からは、1日使用している水は製品用に8トン、冷却水や雑排水として80トン、砂を除去するために220トン、合計308トンとの説明があり、「まずは取水量を減らしてほしい」、また水量計の設置を望む声が上がりました。企業側は砂を除去する装置

を早い時期に導入し、当初の計画である日当たり30トンに近づけること。毎月经過報告を区と市に対して行なうことを約束されました。その後、12月に砂を除去する装置の導入と水量計が設置され、日当たりの取水量が約30トンまで減らすことが可能となり、本年1月下旬に区の臨時総会で報告を行なってもらったところでございます。

なお、先月には影響があったとされる区内4カ所の井戸の水位調査を企業側は実施され、市も立ち会いましたが、結果として現在のところ影響がでていないという報告が上がってきております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） 再質問を行ないます。まず、新年度予算に計上されております市民会館建設事業関連予算について質問をいたします。

この事業は平成23年度に市長から突然とも思える形で提案があったものの、1市3町の合併協議会で策定をされておりました新市建設計画やあるいは高峯市政において策定されました実施計画においても具体的な記述はなく、また大震災後の政府の合併特例債発行期限の5年延長によりまして白紙に戻り、休止の状態にあったところでございます。当然、老朽化も顕著で、また耐震化の基準もクリアしておらず、市民会館建設についてはその必要性があるとして、今回の関連予算の計上になったところでございますが、老朽化したので同じような機能を持った建物を、また同じ場所に建設する発想では、玉名市100年の計とはなりません。私は市民会館の建設候補地として重要なことは、どのような発展戦略のもとに、どこにどのような機能を有した市民会館を建設するかにあると考えております。そこで、玉名の将来を見据えた上からも、九州自動車道の菊水インターにも近く、また玉名バイパスも開通し、3年前には待望の九州新幹線も開業しております。このことから私は、広域的な利便性や集客力が格段に高まっている九州新幹線新玉名駅前の開発用地3.2ヘクタールを活用することが最善のものではないかと考えております。答弁によりますと、複数の候補地を掲げて企画審議会に諮るとの説明がございましたが、その具体的な候補地を伺いたいと思います。

次に、今回の当初予算では、短期間といえるほどの期間で大規模な箱物事業が同時進行的に実施されることとなっておりまして、将来にわたり大きな財政負担を抱えることともなります。市長は、新庁舎建設事業の規模縮小の過程で、将来にわたり負担を残したくない旨の発言をなされておりますが、今回の数々の大規模事業の推進について市長はどのような財政的展望、あるいは見解を持って議案を提案されたのか伺いたいと思います。

次に、小中一貫教育関連予算について伺います。玉陵中学校区の6つの小学校を仮称

ではございますが、玉陵小学校として小学校を1校に統合するとしてその関連予算が提案をされております。昨年の9月定例議会においても、学校規模適正化事業に係る測量、地質、造成設計費の委託料1,973万8,000円の予算が計上されておりましたが、先ほど答弁の中にもありましたように、当時の文教厚生委員会においては全会一致で、また本会議では賛成多数でその関連予算を全額削除する議決がなされたところでございます。その主な要因は、あるいは理由は、6小学校を1校に統合する案に対して、地域の方々やあるいは関係者の方々の統合に対する理解が十分に得られていないとしますのでございました。これを受けて教育委員会は、さらに説明会や意見交換会を積極的に開催をされており、そのことは議会の意向を受けて合意形成に向けて努力をされており、真摯に受けとめております。ただ、それでもなお私の知り得る限りでは、梅林校区や小田校区においてははまだ統合ありきではなく、将来の地域社会の成り立ちやあるいは小学校が持つコミュニティ形成の中核施設としての位置づけからその合意形成にはいまだ至っていないものと察しております。玉陵中学校区内の小校区の十分な理解が得られず、合意形成に至っていないと思われる小学校の統合関連予算が計上、提案をされています。また小学校の建設予定地につきましては、その適地についても地元の方々の意見が大きく分かれているように受けとめております。教育長がこのような現状をどのように分析されているのか伺いますし、また根強い地域住民やあるいは関係者の反対意向を受けながらも6小学校の統合に向けた環境整備が整った、あるいはなされたと教育長はなされているのか伺います。

次に、企業誘致についての再質問を行ないます。竹崎地区には企業進出時に詳しい事業内容の説明もあっておらず、1日当たりの取水量30トンと実際の取水量300トンとの大きな隔たりと、また今回の事案判明後の当局やシェフコの対応等々の問題により、進出企業に不信感が増幅をしておりますし、先ほど申し上げましたように地域の方々にとっては最も重要な飲料水、生活用水、そして農業用水が将来にわたり十分に確保できないのではないかと不安感と危機感が高まっております。かつて市町村合併前に同地域にモヤシ生産工場の進出が予定され、試掘により大量の取水がなされ、危機感と不安感により試掘の中止を求めた経緯もあり、地区においては企業撤退をとの意見もあり、それがまた総意になりつつあるようにも見受けております。玉名市においてはこの喫緊の問題について地域住民の生活を営む上からも、なくてはならぬこの飲料水、生活用水、農業用水の安心で安定した確保をいかに図るのか市長の答弁を求めます。また今後の企業誘致につきましては、その重要性は当然のものとしまして、今回の事案のようなことが発生しないよう誘致企業について特段の検証が必要となりますが、市長の答弁を求めます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 内田議員の再質問にお答えをいたします。

市民会館の候補地についてお答えをいたします。平成23年9月に策定しました基本計画を10月に変更いたしました。内容につきましては、場所については未定とするということにいたしておりました。そういうことで候補地について、まず庁内で協議を行ないまして、まずその候補地についてそのテーブルに挙げるのかどうかというふうな協議を行ないまして、まず7カ所程度の候補地を選定いたしました。現在、3つの候補地に絞り込んでおりまして、その3つの候補地と言いますのは、1つは現在の市民会館を拡張して現在の場所に建設するというのが一つの案です。それと2つ目の案が合同庁舎と博物館の間の市民広場公園が2つ目の案です。それと3つ目が新幹線新玉名駅、議員おっしゃったその場所について、3カ所についてですね、今後十分検討を重ね建設位置を決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） おはようございます。

内田議員の再質問にお答えしたいと存じますけれども、玉陵中学校区の1中学校1小学校ということでの一体校、この件につきましては、新しい学校づくり委員会を設置するというので、これは議会のほうでも認めていただいているというようなことで、116名の部会委員の方々も含めて、地域の方々でこれを編成して、そうした中で玉陵中学校に1中学校1小学校で建設するというようなこともお決めいただきましたので、それに沿って準備を進めているところであります。しかし、そうした中で昨年、議会のほうでももう少し見直すべきではないかというようなことで6月の議会からの結果を受けて、そしてそれに向かって地域の意見をもう一度、再度聞こうかというようなことで、作業もいたしました。昨年の9月に否決、予算についても否決削除ということで否決されましたので、それも踏まえながら準備をする中で、意見がありました月瀬小学校と三ツ川小学校をまずは近くの、つまり月瀬小学校と玉名小学校、三ツ川小学校と石貫小学校をまず第一段階でやって、そして梅林小学校と小田小学校はそのまま継続して、そして第二段階での6校を一つにするということで、6を4にして、4を1にするという提案もさせていただきました。月瀬小学校と三ツ川小学校のそれぞれお持ち帰りいただいて、そのことでどうだろうかということで話をさせていただいて、地元で決めていただきましたその結果を受けて、開校年月日は平成30年4月ということで、それ以降になるならば少し考えなければいけないけれども、平成30年4月に開校するというのであれば月瀬小学校も三ツ川小学校のほうも6校1校まで一生懸命頑張ると、そして教育

を地域も守るといふようなことで、回答をいただきました。そこで新しい学校づくり委員会で再度話し合いをしていただきまして、確かに梅林小学校区、小田小学校区というのは反対も多いといふふうに、それは承知しておりますけれども、こうしたことを進める中で一番大事なことは、今の子供たちが大人になったときに果たしてこのままでいいのかという中で改善をしていくこと、それがまず第一であります。その大きな要因の現在このままでいいのかという中で、御存じのように平気で無差別の殺人が行なわれる、あるいは児童虐待が若い両親の中で子どもが虐待を受ける、そういう環境を今つくっているのは、やはり家庭もそうですけれども、学校教育の現場もしっかり考えなければならぬといふそれが一つの原点にあって、そうした中でやはりたくましい力をつける、学力も向上させる、たくましい社会力をつける、どこでも生きていける力をつける、そうしたことを子どものことを考えると、どうしてもそこには学校再編ということ、あるいは小中一貫教育、9年間の義務教育をしっかり小学校1年生から中学校3年生まで見守りながら育てて、そしてその今の子供たちが大人になったときに人の命の大切さ、これは森羅万象に対する命の尊さ、人間の尊厳としてのやはり力、そういうことをしっかりとつけ加えて考えていってほしいというのが一つの教育の原点にあるといふふうに理解をし、そのところをしっかりと各地域で考えていただいた中で、教育委員会の作業としましては、新しい学校づくり委員会で決定されましたことをしっかりと踏まえて、今進めているところでありますので、いろいろ課題、地域の課題も全部理解もしておりますし、わかっておりますけれども、しかしそこは子供たちのことを考え、そしてしかし教育委員会としましても地域のコミュニティがなくならないように、そうしたことを跡地の利用もしっかりと利活用できるように部会もつくって、部会のほうでも進めていただいて、そのことは地域の方々からしっかりと話を伺いながらやっていかなければならないのではないかということでもあります。そうしたことで考えて進めておりますので、新しい学校づくり委員会の決議、これをしっかりととらえながら進めているところであります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

〔市長 高崙哲哉君 登壇〕

○市長（高崙哲哉君） 企業誘致の今後の市の対応について、内田議員の再質問にお答えをいたします。

生活用水や農業用水に利用される地下水は有限のものであり、住民の方々にとって大変貴重なものであるということは十分認識をいたしております。企業誘致することで地元住民の方々に迷惑をおかけすることは誘致の本旨に反するものと考えております。市といたしましては、企業側と十分に協議をし、地元の方々に迷惑をかけないよう指導し

てまいります。また企業側もより一層の取水量の減少への努力と地元住民の方々への不信感を払拭するために開かれた企業として情報公開を約束しておられるとお聞きをいたしておりますので、住民の方々の理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） 先ほど答弁を求めましたこの大規模事業の推進についての市長の財政的な展望、あるいは見解をぜひお聞かせいただきたいと思っておりますし、また教育長が先ほど答弁をされましたが犯罪云々は、私は、これは議論が飛躍しすぎではなかろうかと受けとめております。何も我々は統廃合云々かんぬんということではなくて、現実的な政策をとられた方がいいのではないかという思いに立って申し上げております。それは具体的に言いますならば、おっしゃいますように三ツ川小学校なり、あるいは月瀬小学校なりがどうしても1校では学校生活が、運営が、あるいは成り立たないということならば、それは、統廃合は教育委員会が主体を持って進められるべきではなかろうかと思っております。ただこの1小学校1中学校、小中一貫教育については、まだまだその効果といい、地域性、さまざまな形で課題が多分に残っておることも実際です。そこを申し上げておるわけでございます。

また先ほど来、学校づくり委員会に諮問をしておるということで、これは一つの教育長の私的な諮問機関でありまして、これの決定が錦の御旗ということではございません。もちろんそれを参考にして政策を行なうことは、またそのとおりでありましょうが、それだけを強調されてそれが通っていくということではなかろうかと思っておりますので、申し上げておきたいと思えます。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 内田議員の玉名市民会館建設事業、小中一貫教育にかかわる仮称玉陵小学校建設事業、横島体育館建設事業、サッカー場建設事業の実現に向けての市長の思いを尋ねるという質問にお答えをいたします。

財政的な見解でございますけども、議員御指摘の4つの事業につきましては、昨年10月の市長選挙におきまして、市民の皆さまにお約束した事柄をまとめた行政施策集であります「輝け玉名「戦略21」」の中で重要な事業として位置づけており、また住民の強い要望もあり積極的に推進しているところでございます。基本設計など十分協議をし、建設費を決定したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 以上で内田靖信君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前 11 時 34 分 休憩

午前 11 時 43 分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番 嶋村 徹君。

[7 番 嶋村 徹君 登壇]

○7 番（嶋村 徹君） 皆さんおはようございます。7 番、市民クラブ、嶋村徹でございます。

質問に入る前でございますが、先日、配布されました 3 月 1 日号の「広報たまな」に広島カープで活躍されました前田智徳選手のことを大きく掲載されておりました。私も小さいころから少なからず携わってきた一人として地域に、そして子供たちに大きな夢と希望を与えてくれたと本当にうれしく思っております。

では、通告に従い一般質問をしたいと思います。

まず 1 点目に岱明、滑石、大浜、横島のアサリ貝漁場再生について質問をさせていただきます。皆さん御存じだと思いますが、近年はアサリ貝が激減しております。ここ数年の高道・鍋地区の水揚げを調べてみましたが、平成 23 年度は 7 トン、2,570 万円、平成 24 年度は 3 トン、1,100 万円の水揚げと聞いております。平成 25 年に至っては採取ゼロと伺っております。この海岸地区では特に半農半漁での生活が主力であります。このような状況では生活もままならない状況だと感じます。玉名市においても担当課と県との連携を十分にとっていただき、緊急に原因調査をし、アサリ貝漁場の再生を強く願うものです。最盛期には鍋・高道地区で 10 数億円の水揚げがっており、地域にも勢いがありました。そのときのように漁場が活性化すれば、地域もまた元気が戻ってくるのではないのでしょうか。そして、市内外から多くの皆さんが、潮干狩りに来ていただければと思っております。

次の質問に移らせていただきます。災害発生時の対策として、女性を含めての地域一体となった自主防災組織が必要ではないかと考え質問させていただきます。東日本大震災からまもなく 3 年がたちますが、改めて地域の自主防災組織が重要視され、昨年 11 月、玉名市と防災関係機関、民間協力団体、市民による防災訓練が横島町で開かれました。災害時に伴う震災、津波を想定したもので、訓練では防災無線のサイレンを合図に、一斉に消防署員らによる救出訓練や消火訓練、炊き出し訓練、県防災ヘリコプターでの負傷者の救助など、万が一の事態を想定し訓練されました。この中で九州看護福祉大学の学生による炊き出し支援に携わっていただきました。そこで感じたことですが、自主防災組織には女性の組織も欠かせないと強く感じたところです。

以上2点について執行部の考えを聞かせてください。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 嶋村議員の岱明地区、滑石地区、大浜地区、横島地区のアサリ貝漁場再生についての御質問にお答えをいたします。

本市のアサリ貝の漁獲量につきましては、平成15年度の2,623トンピークに激減し、近年では100トン切るまでに減少いたしております。原因として考えられますのは、一般的には底質の悪化や食害生物による食害などが考えられますが、平成21年度に大量発生したアナアオサの繁茂や平成24年度の九州北部豪雨災害による土砂の堆積が漁場環境の悪化に拍車をかけたものと思われまいます。そこで平成25年度において国の有明海東地区水産環境整備事業により、みおの堆積物の除去、底質改善などによる漁場環境の改善を行なったところでございます。また県の水産資源回復交付金事業により、稚貝放流事業を実施し、アサリ貝の資源回復に向けた支援を行なっております。さらに、市におきましてはアサリ稚貝育成事業により、稚貝放流、干潟の耕うんなどによる環境の改善や覆砂などの事業を市独自の事業として実施しているところでございます。今後につきましては、県水産課と連携をしながらカキ殻加工物のケアシェルを入れた袋を浜に設置するなど、アサリ稚貝の着底を促進する事業等も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 嶋村議員の地域の自主防災組織に「女性班」を創設できないかとの御質問でございますけれども、災害時の被害防止又は軽減を図るためには、行政や防災機関のみならず、市民の自主的な防災活動による地域の助け合いが必要だと認識をしております。市民一人一人が自分の身は自分で守る「自助」の意識を強く持ち、さらに地域においては隣近所の助け合いによる「共助」によって日ごろから災害に備えることが重要であります。そこで自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、地域の人たちで結成された防災組織、すなわち自主防災組織の活動が非常に重要となっております。現在の玉名市の自主防災の現状ですが、結成率は47.6%となっておりますが、平成25年度から玉名市自主防災組織育成事業補助金を設定し、防災資機材整備や防災活動費用を補助することで、地域防災力の強化や防災意識の向上を図り、自主防災組織結成に努めているところでございます。また東日本大震災からの教訓として、女性や災害弱者の視点を踏まえた災害発生後の避難所における炊き出しや救護など女性ならではの視点を生かしていただけるような組織体制は大変重要であります。本市にお

きましても自主防災組織のそれぞれの役割を十分に発揮できるような運営活動の充実を図り、多くの女性に参加していただけるよう、女性リーダーの育成もあわせて推進し、防災活動のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 7番 嶋村 徹君。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） 担当部署より詳しく、前進的な答弁いただきました。ありがとうございました。

昨年、県が水産業協同組合法に基づいて、組合員資格審査を実施されましたが、平成24年度で高道、鍋地区に漁業従事者の組合員資格者は1,400名の正組合員であったのが、平成25年度は112名と減少し、残りは準組合員ということであります。内訳といたしまして、ノリ養殖業者が23件、刺し網漁業者が約20件、貝の養殖業者が約50名となっております。このように漁業に携わる人が非常に少なくなってきたおり、これも原因はアサリ貝の激減によるものだと考えられます。県も平成25年度アサリ貝推進事業として、ケアシエルの散布を行なっておりますが、あまり効果は出てないように思います。

次に、「女性班」の創設についてであります。合併前すべての地区に婦人会組織がりましたが、現在はほとんどの地区に組織がありません。そのような中、災害はいつ来るかわかりません。災害が発生した場合、即時に動ける何らかの体制づくりが必要だと強く感じます。消防団の消火活動を初め、救助活動、地区全体で心を一つにした自主防災組織により、一人でも多くの命や財産を救うように心がけていかなければなりません。私はこのように思っております。

以上、2点の質問をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、嶋村 徹君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時02分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

19番 中尾嘉男君。

[19番 中尾嘉男君 登壇]

○19番（中尾嘉男君） お疲れでございます。19番、新風玉名、中尾嘉男でございます。

今回は2点につき質問をしてみたいと思います。

まず最初に、職員の人事異動についてお尋ねをいたします。高寄市長におかれましては、昨年10月2期目の行政のかじ取り役として市民の負託に応えるため、日夜努力されていることでしょう。また市民の目から見れば異動及び昇進に対し興味があり、いわゆる選挙人事だとも思われております。高寄市長においては定年退職者わずか数カ月の職員に対し、部長昇進する職員もいたわけです。市長が答弁で言われています適材適所、いろんな面の適材適所だと思われても仕方ありません。また合併時には各町から部長がいましたが、今では不在となり、今後の職員の希望や期待のつながりもなくなりつつあります。

そこで質問いたします。4点にわたって質問します。まず1点目、どのような内容で異動をするのか。2点目、どのような内容で昇進をするのか。3点目、26年度の部長、首席、課長、審議員の人数。また女性職員の管理職について。4番目、地域性はどのようになっているのかをお尋ねします。

続きまして、体育館建設計画にお尋ねをいたします。横島町の体育館建設については合併時の新市建設計画の重要施設であり、町民にとっては健康増進の場、またレクリエーションの施設として、また災害時の避難場所として利用されております。また利用状況については、勤労体育館に次ぐ利用があります。当初平成19年に建てかえ予定でしたが、高寄市長になり白紙の状態になり、平成23年11月に横島町区長会から約4,800人の署名つき請願を提出され、やっと町民の熱意、熱望の声が行政に届き、本件に対しても数回の一般質問をしてまいりました。26年度予算として工事設計委託料として1,480万円計上されていますが、4点ほど質問をいたします。

計画はどのようになっているのか。それは1番目です。2つ目、自治区との打ち合わせはどのようになされているのか。3つ目、実施計画と内容が違う。4つ目、実施計画と実際の予算が異なることがあるのかをお尋ねいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 中尾議員の人事異動についての御質問にお答えをいたします。

本市の任期付き職員や再任用職員を除いた平成26年4月1日での常勤一般職の予定人数は525人となっております。このうち平成26年4月1日の定期人事異動対象職員は、教育委員会の教育部設置に伴う異動分を除いて200人程度となる予定でございます。まず、本市職員がどのような内容で異動するかという御質問でございますけれども、人事異動につきましては例年10月に全職員に身上報告書を提出してもらっており、また11月には各部課長対象に人事に関するヒアリングを行っております。この身上報告書と各部課長からのヒアリングの内容をもとに人事異動を行なっているわけで

ございますけれども、実際に人事異動案を作成するに当たっては、まず同じ部署で3年を経過したかどうかを一つの目安とし、本人が担当する業務内容の状況を参考に、身上報告書に記載された職員本人の異動希望やその理由などを考慮するとともに、職員の家庭事情や本人の病気なども記載してあれば合わせて異動時の参考にしております。また部課長ヒアリングの際に聞き取った各課の事業の区切りなども考慮しながら適材適所の配置を心がけております。なお議員が申される選挙に絡んだ人事はなく、公平な視点での異動を行っているところでございます。

次に、どのような内容で昇進するかとの御質問ですが、平成24年度から人事評価を本格的実施をしております。平成28年度からは前年度を除く過去3年間の人事評価の結果を承認の一要素とすることになっておりますが、現時点ではまだ人事評価の結果データが蓄積されておきませんので、各個人の勤務状況や所属長の意見、経験年数などを参考に、上位の職でも適用する能力や経験を備えているかなど判断し、昇任する職員を決定しております。

続きまして、平成26年度の4月1日における部長級と課長級の予定人数でございますが、まず、部長と課長の数につきましては、部長又は課長として外部の団体に派遣する予定の職員を含めて、部長11人、課長38人になる予定でございます。この中には人数はまだ確定はしておりませんが、女性管理職も登用する予定でございます。また首席審議員と審議員につきましては、新たな任用は特殊事情により配置しなければならない部署に限定してございまして、首席審議員1人、審議員5人の予定となっております。

次に、人事異動の地域性でございますけれども、支所や公民館には必要に応じて地元出身の職員を配置することとしております。また市全体の管理職、管理監督職につきましても、地域のバランスや比率を考慮しながら適所への配置に努めており、各町出身の管理職登用も十分に配慮しているところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 次に私のほうから玉名市横島体育館建設計画についてお答えをいたします。

まず、現在の計画についての御質問ですが、平成26年度で実施計画を行ない、平成27年度中に現在の体育館を解体し、同じ場所に建設する予定でございます。建設規模としてはアリーナ面積が1,000平方メートル程度、事業費は4億円程度で考えております。供用開始はできるだけ「横島町いちごマラソン大会」に支障がないように準備を進めているところでございます。

自治区との打ち合わせについてでございますが、去る2月27日に横島地域協議会において横島体育館建設についての諮問をさせていただいたところでございます。その答申の中で、建設内容について利用者の意見を集約してほしいとの御意見等をいただいておりますので、そうした意見を踏まえまして横島自治区の地域レクリエーション施設の拠点としての整備を図っていきたくと考えております。また実施計画との内容が違うとの御指摘についてですが、26年度中に解体までを行ない、27年度に本体工事を行なう予定としておりましたが、工期を精査したところ解体、本体工事を共に27年度中に行なうことに変更いたしております。こうすることによって現体育館の未利用期間を短縮できたところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 古閑 猛君。

〔総務部長 古閑 猛君 登壇〕

○総務部長（古閑 猛君） 玉名市横島体育館の建設計画について、4番目の実施計画と実際予算が異なることがあるのかとの質問でございますけれども、横島体育館につきましては、公共施設適正化配置計画の現在地建てかえという検討結果により、平成27年度に建設が予定されており、新年度予算において実施計画と地質調査に係る経費を計上しているところでございます。実施計画と申しますのは、次年度から向こう3カ年の中で取り組む予定の事業で、事前評価を受けて企画審議会で認められたものであります。あくまで計画でございますので予算を確約するものではございません。そのときの財政状況により事業を先送りしたり、事業費を縮小したりする場合もございます。横島体育館の事業費につきましては、未確定ですが実施計画の4億円程度を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 19番 中尾嘉男君。

〔19番 中尾嘉男君 登壇〕

○19番（中尾嘉男君） それぞれの答弁、どうもありがとうございました。

人事異動については、申すまでもなく適材適所という思惑でやっておられます。また私が先ほど申しました選挙人事じゃないかということですが、私は、それはそれでいいんじゃないかと思えます。やはりその何事にも精いっぱいやる、そういう意思をですね、酌んでやってもいいんじゃないかかと思えます。ただ、そういうことで昇進したりなんたりしたときに、やっぱり一番困るのは職員本人じゃないかと思うわけです。何も仕事ができずに、ただそういうことで昇進させて階級を上げるとか、これはいかんことだと私は思えます。また同じ部署に3年間ということでしたけど、本人が持っている仕事の内容、内容次第では3年、4年、5年というふうなこともあろうかと思いま

す。今既に横島町の樋門建設で農林水産のほうの農地整備課のほうにお願いをしていますけれども、非常に頑張っておられます。県・国あたりとですね、打ち合わせをしながらやっぱり地元のことを思い、農業のことを思い、日々努力をされております。やっぱりそういった職員をですね、やっぱりその自由勝手に異動させる。これはもう市長権限でありますけれども、そういうことのないようにですね、やっぱりいってもらいたいと思います。やはり先ほどの質問じゃありませんけれども、もちろんトップは県・国に対していろいろ努力をされているはずですが、ただ、トップだけの努力では何も成果はないと思います。一番基礎づくりの職員さんと私はそのように思っております。そのように適材適所、これもいいですけどもやはりそういったもろもろ何が何かわからんような異動、また昇進、これはやめてもらいたいと思っております。

続いて体育館建設ですけども、これは市長のほうにですね、再質問をいたします。体育館建設には今までもいろんな経緯がありますので、計画どおりに建設ができるのかをお尋ねいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 中尾議員の横島体育館建設計画についてのお答えをいたします。

計画どおりに建設するのかわという御質問でございますけれども、横島体育館は横島地域の健康づくり、スポーツの拠点として、また災害時の避難場所としても必要な施設でございますので、計画どおり進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 19番 中尾嘉男君。

[19番 中尾嘉男君 登壇]

○19番（中尾嘉男君） 体育館建設については、市長から計画どおりにやるということでございました。また自治区のほうとですね、打ち合わせに対して、地域協議会からの要望、またそういうのをですね、参考としてぜひすばらしい体育館ができますようお願いしておきます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、中尾嘉男君の質問は終わりました。

12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 12番の近松です。午後の眠いひとときですけども、私が以前、鍋小学校で食育しましたら1週間で眠気がとれたと子どもが書いてありましたので、眠くなる方いましたらどうぞ食育の話に耳を傾けてください。

私、玉名から帰るときにいつも岱明支所を眺めるんですけどもよく遅くまで電気ついてることが多くて、先日は10時半ごろ帰ったんですけども、3階、2階電気ついてまして、本当に教育委員会遅くまで皆さん頑張っておられるところを、またこの質問でいろんなデータを出していただきまして大変な思いをさせてしまったと思っておりますけれども、子どものためですのでどうぞよろしくお願いいたします。

8年くらい前から子どもの様子がおかしいという声が現場から聞こえてきました。学校現場でも障がい児という診断がついているわけでもないが、支援が必要な子どもがふえてきたということで、市費で支援員をその当時10名ほど雇い入れたと思います。このことに対して、ふえてきているということは原因があるはずだから、よいということは何でもしてみようじゃないかと、私は体温という指標で食育や健康教育をしてはいかがかと議会で何度も申し上げてきましたが、低体温については国の見解もないので取り組まないと、またこのようなことは家庭、地域の課題であるというふうなお答えをいただきました。しかしながら市民の命を守るということこそ行政として一番取り組まなければならないことではないかという思いが強くなるばかりです。そこで今回は少し視点を変えて、もう一度子どもの心身をめぐる問題をいろんな角度からテーブルの上に出していただいて、本当にこのまま手をこまねいているだけでよいのかを、この議場におられるすべての方々とともに考えていきたいと思ひまして質問をいたします。

まず1番目、玉名市における特別支援学級に在籍する児童数の推移と学級数の推移です。熊本県の調査では、特別支援学級児童数は10年間に3倍に増加していると出ています。また熊本市においても3月1日の新聞報道では、やはり10年前に比べて自閉症・知的障がい・情緒障がいは3.1倍に急増しているとありました。玉名市における推移はどうであるかをお伺いいたします。

2点目、発達障がいという子どもの年代では耳なれない障がいもまたふえているといわれています。玉名市における支援を要する児童数の年次推移と支援員の数の推移についてお伺いいたします。

3点目、ぜん息・アトピー性皮膚炎・食物アレルギーなどアレルギー性疾患も増加傾向にあることは周知のとおりです。その上、食物アレルギーによる給食での死亡事故さえ起こる現代でもあります。玉名市における現状と推移をお伺いします。

4点目、インフルエンザによる学校閉鎖の情報は新聞にも記載されておまして、玉名市はとて多いように感じております。罹患状況はどうであったかをお伺いいたします。

5点目、このところ腸の機能が見直されております。「腸は脳より賢い。感情は腸にある」と、このところ言われております。つまり腸を元気にしていけば心身を元気にすることにつながるというふうに言われています。心身の元気度の目安でもある不登校の

児童数は関係各位の御努力で減ってきているのか、年次推移を伺います。

6点目、乳幼児期の問題に関して3歳6カ月児健診における「気になる子ども」の割合はどうであるか。以前は1割ぐらいでありましたが、3割、4割という声も一時聞きかれましたので、実態はどうであるかお伺いいたします。

7点目、ヒブワクチン・肺炎球菌の予防接種の効果については、非常に懐疑的なとらえ方もありますので、市民に安心していただくためにその効果をどのように感じられているかお伺いいたします。

8点目、長野県上田市の元教育長さんが、「給食で死ぬ」という本を書かれましたが、まさに給食で亡くなった児童のことが以前報道されました。本当に大変な時代になっております。このような問題を起こさないためにも、体温を上げることを一つの指標にして健康教育、食育を進めていってはどうかと提案してきたわけですが、学校現場もとても忙しいところですので、今はそれどころではないというお気持ちも理解できないわけではございません。しかし、ほかにもっとよい方法があるのであれば、要するに問題が解決されるのであれば、手段を選ばずと私は考えております。そこで今回、私は無理に低体温対策をとらぬと申し上げませんが、ほかにより施策、子どもを元気にする施策があったのであれば、その内容と効果についてお伺いしたいと思っております。

9点目、皆さんは御存じのように、昨年の6月に議会から要望書という形で家庭の教育機能低下について問題と対策を全庁的に考えるということで要望してきております。玉名市挙げて子どもの異変の問題にどのように対処してきたのか、そして今後、どのようにしていくのかについてお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） それでは近松議員の子どもの元気を取り戻す施策についてお答えをいたします。

まず1点目の特別支援学級に在籍する児童生徒数及び学級数の推移についてでございますが、平成23年度において小学校で28学級53名、中学校で8学級17名、合計の36学級70名、平成24年度において小学校で29学級59名、中学校で6学級17名、合計の35学級76名、平成25年度において小学校で31学級65名、中学校で10学級26名の合計41学級91名となっております。

2点目の支援を要する児童生徒数の推移に関して市教育委員会において把握しております状況でございますが、平成23年度小学校で90名、中学校で32名、計122名、平成24年度小学校で168名、中学校で21名、合計189名、平成25年度小学校で252名、中学校で41名の合計293名でございます。また来年度の予想といたしまして小学校で233名、中学校で71名、計304名が見込まれており、年々増

加傾向にあります。また特別支援教育支援員に関しましては、平成23年度小学校21名、中学校6名、計27名、平成24年度小学校21名、中学校7名、計28名、平成25年度小学校23名、中学校6名、合計の29名、平成26年度においては小学校24名、中学校6名、計30名分の予算案を今議会にお願いをいたしております。

次に3点目のアレルギー疾患の児童生徒数の推移について申し上げます。アレルギー疾患につきましては、アレルギー性眼疾患、アレルギー性鼻疾患、アトピー性皮膚炎、ぜんそくの4つの疾患のデータをお示しします。まず、アレルギー性眼疾患につきましては、平成23年度、平成24年度、平成25年度の推移を年度ごとに順次申し上げます。小学校で全体の5.1%、4.7%、4.0%、中学校で3.7%、4.0%、4.6%となっており、小学校では減少、中学校では増加の傾向にあります。次に、アレルギー性鼻疾患につきましては、同じく小学校全体の3.7%、3.1%、4.8%、中学校で4.4%、5.4%、3.3%となっており、ふえたり減ったりといった状況でございます。アトピー性皮膚炎につきましては、小学校で1.4%、2.1%、1.9%、中学校で0.4%、0.3%、1.0%とこれも特に傾向はございません。ぜんそくにつきましては、小学校で1.3%、0.8%、0.8%、中学校では0.3%、0.3%、0.2%と、これも少し減ってはおりますが、特に大きな傾向はございません。

4点目のインフルエンザ罹患状況についてですが、本年度は全国的な流行拡大に伴い、小・中学校等における学級・学年閉鎖も多うございました。また熊本県下においても同様であり、2月に入りまして大流行を意味する「警戒レベル」を超えております。本市におけるインフルエンザ疾患発生状況でございますが、今年度になりまして延べ54件の学級・学年閉鎖が発生しております。罹患患者数の延べ人数は768人でありまして、学級・学年閉鎖期間の延べ日数も163日間に及んでいる状況でございます。

5点目の不登校児童生徒数の推移についてですが、学校基本調査においてその年度内に30日間以上欠席した者の数、いわゆる不登校は平成23年度が小学校で8名、中学校で62名の70名、平成24年度が小学校で5名、中学校53名、合計の58名、平成25年度が小学校で7名、中学校43名の計50名となっております。

次に8点目の子どもの心身を元気にする施策で効果があったものは何かについてお答えをいたします。このことにつきましてはすべての小中学校で「早寝・早起き・朝御飯」を推奨しており、チェックシートで実態把握をし、問題がある場合は、本人への指導とともに保護者へもお願いといった形で助言をしているところです。また小学校では朝マラソンや全校体育の取り組み、中学校では中学校体育連盟陸上大会に出場しない生徒も一緒に練習するなど強化体育以外でも健康づくりの取り組みを行っております。またすべての学校で好き嫌いなく給食を食べる指導を行っており、学校の給食指導によって偏食が改善されているケースが数多く見られるところです。このように数えれば

切りがないほど、さまざまに心身を元気にする取り組みを行なっておりますが、どの取り組みがどのように子供たちの心と体に作用したかについては個別に評価し、分析することは難しく、限定的にお答えすることはできないと考えます。

9点目の全庁的対応と今後の取り組みについてですが、これからもこれまで申し上げてきたような一つ一つの取り組みを、地道に、計画的に継続することで、子供たちの心と体の健康の保持増進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 近松議員の子どもの元気を取り戻す施策についての3歳6カ月児健診で「気になる子」の割合・推移という御質問にお答えをいたします。

「気になる子」とは、「落ち着きがない」、「視線が合いにくい」、「コミュニケーションが取りにくい」、「他人とのかかわり合いが苦手」、「集団行動ができない」などの傾向にある子どもをいいます。3歳6カ月児健診の要フォロー児数を経年的に見ますと、平成21年度が31.4%、平成22年度が48.1%、平成23年度が29.5%、平成24年度25.0%と推移しており、減少傾向にはございますが、かなり高いパーセントであると認識いたしております。要フォローとなった主な理由は、「落ち着きがない」が一番多く、次いで「言葉が遅い」、「理解力が乏しい」、「コミュニケーションが取りづらい」、「こだわりがある」、「友だちとのトラブルが多い」、「母のかかわり方が気になる」の順でございました。

次に、ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンの効果でございますが、ヒブ及び肺炎球菌は、肺炎や中耳炎の原因となり、細菌性髄膜炎を引き起こすと数パーセントは死に至ります。難聴や精神発達の遅れなど、重い後遺症を引き起こしたりもいたします。国は平成22年度から任意の予防接種として公費助成を開始し、平成25年度からは定期予防接種として実施をいたしております。平成25年8月の厚生労働省からの報告によりますと、平成24年以降、ヒブ感染症の報告数が激減し、肺炎球菌による髄膜炎も71%減少したとのことで、ワクチンの効果と見られております。

次に、子どもの心身を元気にする施策で効果があったものについてでございます。本市では、本年度から公私立保育園における発達障がい児、気になる子対策として心理相談員を配置し、公私立20園へほぼ年に4回ずつ訪問を行なっております。心理相談員は気になる子とのかかわり方、対応の仕方を助言しており、保育士には身近に相談できるため効果が期待でき、これからも発達障がい児の取り組みを進めてまいりたいと考えております。母子保健事業では、母子手帳交付時に妊婦の背景を詳しく聞き取り、若年

妊娠やシングルマザー、精神疾患等のハイリスク妊婦の把握に努めております。妊娠中から出産後も早期に家庭訪問等を行ない、丁寧に継続したかかわり合いを持つことで、育児不安を軽減し、母親が自信を持って育児に取り組めるよう支援しております。産後うつ等の疑いのある産婦については、医療機関と連携を図りながら早期にかかわりをもつことで重症化予防になっております。そのほかにも本市では、低出生体重児2,500グラム未満で出生される赤ちゃんですけれども、平成24年42名おられました。低出生体重児はさまざまな合併症のほか、発達障がいや成人期の生活習慣病等の発症が高くなるといわれております。発症予防のために母子手帳交付時に、妊娠中の健康管理の保健指導に努めており、低出生体重児の発生率が減少傾向でございます。

最後に全庁的な対応と今後の取り組みについてでございますが、玉名市の公立保育所では、毎日3歳児未満を対象に検温を実施いたしております。登園前は自宅で、登園時と昼寝のあとに保育所で検温をいたしております。1日に3回の検温によって、その児童の体調や体温の個人差をチェックすることで、保護者と一緒に児童の健康管理ができていと考えております。まだ、統計的な分析ができておりませんが、今後有効な利用方法を考え、児童の健康に役立てたいと思います。また年長児の検温についても今後の課題だと考えております。公立保育所におきましては、昨年10月から病気による出欠調べを行なっております。その中で、食育活動を積極的に取り組んでいる山鹿市の保育園の病欠調べの基準は、3歳以上児を対象とし、風邪、下痢、嘔吐、インフルエンザなどは別々に行ない、水痘、麻疹などの伝染病性のものは入れずに集計するというものです。今後は、この同じ基準で統計分析をとっていきたいと考えております。

「気になる子ども」に対する取り組みとしては、その背景に食や生活リズムの乱れ、ゲームや携帯電話などのメディアの増加、親の養育態度や家族関係、経済的問題等複雑に絡み合ったケースが多く見られます。各種の母子保健事業を通して食の大切さ、メディアの害の啓発を行なってまいります。合わせて発達段階に応じて子育てができるように保健指導の充実を図り、早期にその子どもに応じた支援ができるように関係各課、保育園、幼稚園と連携強化を図り、取り組みを行なっていきたいと考えております。さらに、育児不安や育児ストレスが強い保護者については、親との信頼関係を築きながら、子育て支援センター等との連携を強化して支援してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 今お答えいただきまして、ちょっと速かったので十分理解できないところもあるんですけども、まず、いわゆる私たちの小さいころ言っていた特殊学級といいですか、発達障がいなんとかでしょうか、特別支援だったでしょう

か。特別支援の子どもは70名が91名にふえてた、その後またふえますので、予測も入れますと70が98でしたかね、3年間で。91、そのあと何かいわれましたでしょ。26年の予測も入れますと。いいえ、特別支援の子どもです。70が91、そのあと平成26年の予想で98じゃなかったですかね。91名はですね、25年でしょ。26年は98でしょ。何かそう言われませんでしたさっき。とりあえず70が91にふえているという実態ですね。そしてさらにその支援を要する子が122が293でしたか。2.5倍でしょうか、このようにふえていることをどういうふうにご考慮されるのかなと思うんですけども、ほかの分アレルギーは、私ですね、こういう問題って10年ぐらいの単位で見ないとふえてる、減ってるってこう2、3年では言えないんじゃないかと思うんですけども、この3年の間ではアレルギーはふえてるとも減っているともいえないというような状態ですね、つまりいろいろされているけれども減ってないということですね。アレルギーは減少傾向にあるとは言えないというふうな状態じゃないかなと、今の話聞いて思いました。

インフルエンザについては回答が非常に簡単でしたけども、私この質問出しましてから自分でも調べてみましたところ、非常に玉名市はですね、県内で熊本市に次ぐくらい流行したところでした。そして多かったところが、一番多かったところは横島小学校ですかね、4クラス学級閉鎖されたんじゃないですか。横島小学校が最高で4クラス、次が高道小学校3クラスぐらいですかね、非常にこの荒尾市、山鹿市見ますと玉名市は突出してインフルエンザの感染者数、そして学級閉鎖が多かったです、今年は。対策として早寝、早起き、朝御飯と、それから朝マラソンしているとそういうふうなこともありましたけども、結果として出てるかということ、出ないということが現実じゃないかなというふうに私は思っております。

「気になる子」は以前、話がありましたように、やはり3割、4割の時代がありましたけども、現在は3割、そして25%に減っているというような御報告いただきました。これは4割、48%が25%まで減ってきてますけども、これは何か原因お分かりなんでしょうか。何かもしわかりましたら、はいお願いします。

ヒブワクチンについては、玉名市の状況はわからないけども国全体としてみれば効果があったというふうな回答をいただきました。私この今、回答をいただいたことで一番大きく問題として感じたのは、やはりこの特別支援の子どもが急速にふえているという、玉名市も急速にふえているということ、そしてまた支援を要する子、診断はついていないけども、やはり市費でまで支援員をつけなくてはいけないような、そういう問題の子どもが2.5倍、約3倍にふえているという問題、この問題をどういうふうにご考慮されるのかなということをお伺いしたいんです。ほかの事は、アレルギーは大体まあ問題ですけど、増減はあまりないということですけど、一番問題なのはやっぱり

脳の働きである普通に落ち着いていられない子どもがこんなに2.5倍、3倍もこの玉名市でふえているという問題に対して、どう考えておられるのか。そして対策を立てると言っても数として出てきてないじゃないかと。そして支援員も当初、平成19年ですか10人ぐらい雇ったですね、今30人になってきている。支援員も3倍になってきている。これだけどんどん、どんどんお金かけても結果が出てきてないじゃないかと。このことに対してどのように、この数字に対してどのようにお考えかということをお伺いしたいと思います。

保育園のほうでは年長児の体温、検温を課題とするということでしたので、3歳未満児を測ってもですね、あまり意味がないと、意味がないといいますか、生まれたては体温高いんですよ。その後の食事によってだんだん低体温が出てきておるので、私は3歳未満児じゃなくて年長さんをきちんと測っていただきたいと思います。そして欠席状況については、県内で一番先駆的にやっています山鹿市の保育園を基準にして、玉名市も欠席状況を調べていくということですので、非常にこのことについては期待していきたくて、そういうふうに思っております。山鹿市はですね、公立保育園が一斉に取り組んでおりまして、子どもに食育を通して、子どもの落ち着きがぐんぐん変わってきているんですね、その中で親も変わってきておりますので、その山鹿市と比べて玉名市の保育園の子どもの欠席はどうなのかということ調べながら問題を考えていくという、この保育園の姿勢はぜひ高く評価したいと思いますし、ぜひ強く進めていただきたいなと思います。

今の回答で、その「気になる子」、それから特別支援の子どもの増加に対しては非力であったということだけではなく、ここまで増加を、手をこまねいている間に、ここまで増加してしまったと。非常に残念なことです。この問題に対して、私たち議員も講師を招いて先日勉強いたしました。それからこの問題に対して成果を上げてます香川県仁尾小学校というところに行ってきましたので、その報告をしたいと思います。

ここも体温調査をしておりますけども、その調査の結果、インフルエンザにかかった子どもの86%、インフルエンザにかかった子どもはほとんど低体温だったということが証明されております。ですから玉名市で今回、非常に学級閉鎖の多かった学校というのは、やはりもう一度体温調査をしてみて、低体温が多いんじゃないかということ調べてみるべきじゃないかなというふうに思っております。この体温というのは大体ミネラルを入れていけば1週間ぐらいで上がっていくと言われますけども、私も確かに1週間ぐらいでこれは改善するものです。ぜひそれを目指して改善していただきたいというふうに思います。

なかなか学力の面だとですね、はっきりするんですけども、その体温が上がったところでどうかという思いが、何か軽く見ている部分があるかもしれないんですけども、こ

この仁尾小学校はですね、この体温調査と食育、それから給食にアゴだしを入れているんですね、トビウオというのはですね、イリコの倍以上のカルシウム、ミネラルがあるんですね、ですからイリコよりもこのアゴ、トビウオの粉末を、細かく粉末にしてですね、私たちが行ったときカレーライスにも入ってました。あらゆる食事に入れていくわけですね、そのことによって体温がどんどん上がってきて、低体温がほぼゼロになったという小学校です。それだけではなく、この試みで半年間でですね、やる気が出てきた子どもが46%から78%にふえているんですね、集中できるようになったという子どもが54%から81%にふえてきているんですよ。イライラしなくなった子どもが45%から81%、何か安心感が出てきた子どもが66%から92%、排便正常、つまり便秘しないで毎日便が出る子が87%になってきているんですね。当初20%だったそうです。玉名市ではどうでしょうか。私が4年前、鍋小学校で食育させていただいたときは、便秘どころか子どもが「どうしたらウンチが出るんですか」と尋ねてきた子どもがいます。でもここは87%の子どもが毎日出るんですね。8割の子どもが落ち着いて、やる気があって、集中力がある。本当にいい授業ができるんじゃないかと思えますけども、玉名市はどんなでしょうか。8割いますでしょうか。支援を要する子を含んでですね、8割ということです。今ですね、感情は腸にあるというふうに言われていますので、腸が元気になる食べ方をするとインフルエンザにかからないだけではなくて、子どもが非常に情緒的に落ち着いてくるというふうに言われています。ですから便秘しないとか、そういうことも情緒的な落ち着きには大変重要なことになります。この仁尾小学校の校長先生がですね、このようにお話してました。「今のこの子どもの異状に対して、この心身の問題に対して協議している時間はない」と、「子どものためによいということはすぐにやってみなければならぬ」と、だからここの校長先生は、そのいろんな校内の先生方と話し合っただけじゃありません、協議している暇はないということで、今になって食事で子どもがこんなに落ち着いてきたんだというふうな理解が得られるようになったと言われていました。そして、私とても印象的だったのは、新しいことを始めるのに戸惑う大人よりも、一歩先に進むことに戸惑わない子どもから始めるのが一番よいと。子どもを変えて、親を変えて、地域を変えていくと。ですから食の問題は家庭にあると、親にあると言っても、もう先に進まないで、まずすぐ変化する子どもから始めるのが一番よいのではないかと、そのようにここの校長先生が言っていました。そしてここの仁尾小学校を先月見学した熊本市の栄養士さんですね、早速校長先生に提案したんですね、アゴのだし、焼いたアゴだしですね、あれをミルサーというか、ミキサーというか細かく粉末にしてですね、何でも振りかけて食べると体温が、ミネラルが満たされて体温が上がってくるから、そうすると子どもがすごく精神的に落ち着いてくるんですよというお話をされたらですね、教頭先生がすぐですね、「じゃあ

焼きアゴ買うぞ」と「ミルサーを買うぞ」とすぐ教頭先生が動いたそうです。こんなに簡単にできることですから、そんなに深く考えることもないんじゃないかと、いいと思うことはすぐしてみたらいいんじゃないかなと私は思います。

今、ハウディさんという、教育委員会の方御存じだと思いますけど、食品メーカーさんですね、そこでもこのアゴの微粉末を開発できないかということを今話がいってるんですけど、給食の内容を、献立を少しかえるだけで給食費を上げなくてもできることですので、ほかに手だてがないようでしたら研究してみたほうがいいんじゃないかなと私は思います。

今まで私が低体温の問題について、ここで主張してきましたことについてあまり取り上げていただけませんでしたけども、じゃあほかに効果があることがあったのかとお尋ねしましたら、効果がなかったということが今回はっきりしたのではないかなと思います。アレルギーも減ってない、子どもの問題も減ってない、減ってないどころかどんどんふえている。特別支援学級もどんどんふえている。私が記憶しているのは岱明町でも特別支援学級が4つの学校のうち1つでした。今は各学校にあります。各学校にしかも学級が2つもあります。そんな時代になってきました。これはおかしいと思わないのかと。そして市費でさえ30人も雇わなければクラスをやっていけないという状況になっていることは、これは敗北ではないかと。じゃあどんな手だてがあったのかと。ありきたりのことしてるけど結果出てないどころか、悪くなる一方ではないかというのが、私の思いです。このことについてアレルギーは減っていない。不登校は10年で考えるとどうかわかりませんが、こういう問題がぐんぐんふえてきているという問題に対して何も解決できなかったということに対して、どういうふうを受けとめられているか。そして、今後、どういうふうはこの全体の今出たデータをもとに、どういうふうにしていこうと思われているのかお伺いしたいと思います。仁尾小学校の例、そして今度取り組もうとしている熊本の学校、このことも含めましてお伺いしたいと思います。

私もやってみましたけど、体温上がるということはとても気持ちがいいことです。そして簡単にできることです。アゴだだけでかなり上がりますけどももっと上げようと思ったら子ども自身の食事の食べ方の指導をしなければいけませんけども、それもそんなに大変なことではないです。学校がどんなに忙しいかよくわかりますので、それでしたら、この子供たちの問題を解決するためでしたら、人、人が必要なら人、お金が必要ならお金を投入すればいいんじゃないかと、今のスタッフだけで考えるからもう学校の先生も大変、教育委員会の職員も大変、もうこれ以上何かいわれたら倒れてしまうような状況の中でお仕事されているのは十分わかりますけども、未来ある子どものことを思うと、人・物・お金をつぎ込んででもこれは何とかすべきじゃないかというふうに私は思います。

仁尾小学校には、議員5名行きましたので、皆さん感じられたと思いますけども、給食と一緒に食べたんですね、広いところで一緒に食べました。全校ですかね、3年生以上ですかね。私帰ってから気がついたんですけども、私4年生のクラスと一緒に食べたんですけど、先生の声が聞こえなかったんですね、先生がどこにいるかわからないんですよ。つまり子供たちが落ち着いているから先生が「ああしなさい」とか「ああ、座りなさい」とか「しゃべるな」とか言わなくてもいいんですね。給食当番まで決めてないんですよ。自分たちで判断して、ちょっと人手が足りないなら手伝う。そういうふうになっているんです。子供たちの落ち着き大したもんでした。一緒に行かれた4人の方、普段学校で見てないから、あれ当たり前に思われたかもしれないですけども、私はある小学校で同じく4年生の先生が言われたんですね、私も食育をしたら子どもが落ち着いてきたとは言われたんですけども、以前どんなだったですかと聞いたらですね、「一人の子が給食の時間ですよ、椅子の上に立ち上がって奇声を発すると、ほかの子もまねして数人うろうろ、うろうろ歩いて、そして給食時間の終わりになるとかけこんで食べるような状態だったんですけども、よくかむとか、これを実践するようになったらちゃんと座って食べるようになりました。」というふうに言われてましたけども、そういうふうに関心のある面では保育園より落ち着きがないです。私はぜひですね、栄養士さん、それから校長先生とか教育委員会の方々にこの学校を見に行っていただきたいです。日本で初のというトップクラスの学校だと思います。これが来年度は成績としてきっと現れるだろうというふうに校長先生が言われていました。もうそんなに100万円、200万円かかることじゃないので、ぜひ皆さん行って、子供たちの様子を見てきていただきたいなということを切に思います。

そういうことで、この状況について、こんなどんどん、どんどんふやしてしまったと、低体温対策なんか自分たちのすることじゃないみたいに言われてたけど、ふえたじゃないかと。やってよくなるとこもあるんですけど、一体どういう思いでこの数字を見られましたかということをお伺いしたい。そして決意のほどをお伺いしたいです。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 近松議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目に支援を要する児童生徒数、それから支援学級に在籍する児童生徒数等の増加傾向に、どのように考えているのかということでございます。それと2点目にもどのような対策を講じようとしているのかというような趣旨の再質問だったかというふうに思います。

議員御指摘のとおりお示ししたデータの中で増加傾向にありますのは、特別支援学級に在籍する児童生徒数及び特別な支援を必要とする児童生徒数でございます。発達障が

いにつきましては、御承知のとおり脳の機能に何らかの問題が生じたことによるものですが、この原因につきましては遺伝子の異常や体内環境の異常、生まれたあとの病気や環境の問題など、さまざまな説が上げられております。どれも実証には至っていないということで、原因について対策を講じることは非常に難しいと考えております。教育委員会といたしましては、特別支援教育に関する研修の充実やコーディネータ等の資質の向上、特別支援教育支援員の配置などによって、今後とも児童生徒の情緒の安定や学力保障に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 健康福祉部長のほうは、保健センターのほうでこんなことをしていこうというのはないんですか。あんなに優秀なスタッフがそろっているのに。まあ、信じておきます。

今、次長から答弁いただきましたけど、きっとですね、きのう原稿が出来上がりまして、突然言われてもそれ以上、責任があって答えられないというお立場でしょうから、また文教厚生委員会でもこのことを文教厚生委員が、このことを追求してくださると思いますので、次につなげていきたいというふうに思います。

今ですね、原因が難しいというのだけ私、引っかかっているんですけども、原因は非常に難しいんです。原因を考えてたら10年かかるんですよ。10年の間に障がい児がどんどんふえていくんですよ。そうじゃなくて、原因じゃなくて、よかったということはしてみればいいじゃないかと、そういうことを申し上げたんですよ。熊本の学校の先生は「ああ、じゃあすぐ買うぞ」で「焼きアゴ買うぞ」「ミキサー買うぞ」で「そら料理に入れなっせ」でなぜそれが玉名ではできないのかと。給食費変わらずにできるのに、これ買わなくてこれするのに、教育長さん思いますよね。お考え中のようですけども、そういうことです。

成果が出ているところを見に行くとか、小中一貫校にすれば障がい児が減るわけじゃないんです。一人一人を見つめていくということが非常に大事なのにと思いますので、このあとまた考えてみてください。余りおわかりじゃないので、栄養士さんがつくった通信をちょっと御紹介いたします。なぜ今、こんなにミネラル、ミネラルと騒がなければいけないかと言いますと、栄養士さんが通信をつくってくれました。「50年前ホウレンソウの鉄は14ミリグラムありましたけど、今は2ミリグラムしかありません。エンジンの中に含まれている鉄は、50年前は2.1ミリグラムありましたけど今は0.2ミリグラムしかありません。このすべての食材からミネラルが減ったことで、現代型栄養失調症と言われております。今の学校給食だけでは足りないということで、どうした

らミネラルを多くするかということで、いろいろ工夫した結果、どうもこのトビウオ、焼きアゴのミネラルを入れたときに、非常に体温が上がってくるということです。ミネラルが欠乏するとどうなるかということは、集中力欠如、多動、情緒不安定、無気力、神経過敏、固執、忘れっぽい、疲れやすい、イライラ、不眠、免疫力低下、アレルギーなどさまざまなトラブルの原因になる」というふうに栄養士さんのほうも言われておりますので、このことこそ「気になる子」の減少、そして「支援を要する子ども」を減らしていくことになるのではないかというふうに私は思いますので、また御検討ください。

では次に、安心して子どもを育てられる環境づくりについて5点お伺いします。

ちょうど1年前、3月議会にこの議会で待機児童の数をお尋ねしましたところ、待機児童はないと、ゼロであるというふうにお答えでした。しかし私には、実際あちこちから保育園に入れないという声がありましたので、今年は待機児童という言葉じゃなくて、実際入所の相談、希望がありながら受け入れることができなかつた数はどのくらいあるのかをお尋ねします。

それから、とにかく保育士が足りないから子どもを受け入れられないんだという声があちこちありますので、定員はあるんだけどということですので、保育士がもし足りるなら、あとどのくらい受け入れることができるのか。公立はどのくらい余力があるのかを伺います。

それから3番目、この原因のすべては保育士が確保できないからということになっておりますので、実際、臨時保育士の待遇はどのようであるかを伺います。具体的に、具体的にと言いましても、多分、臨時ですから勤務年数に応じて収入が変わるわけではないんですけど、念のために確認したいと思います。最長勤務年数、一番長く臨時で働いてる保育士さんは何年働いておられるのか。そして年収はどのくらいであるのか。この待遇に対して離職状況はどうであるのかをお伺いします。

それから今度はひとり親家庭に移りますけども、この財政が厳しくなっていく今日、生活困窮者に焦点を合わせて福祉を充実させていくべきであると思いますが、ひとり親家庭の世帯数と平均的な収入はどのくらいであるかをお伺いします。

5点目、学童保育の親の負担額は天水、横島を除いては約月に1万円ではないかと思えます。夏季休暇などになりますと2万円はかかるんじゃないかと思えます。収入が少ないひとり親家庭にとっては大きな負担となります。そこで収入に応じた負担ということで減免をする考えがないかどうかについてお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 近松議員の安心して子どもを育てる環境づくりについ

での御質問にお答えをいたします。

まず、平成25年度保育所入所希望者に対し、受け入れできなかった数でございますけれども、25年度中に1,785人が入所の申し込みがございました。保護者が希望された保育所に入所できなかった児童は、年度途中も含めまして62名ほどおられます。市中心部の保育所に入所希望が多いため、児童の年齢構成、児童の兄弟や保護者の勤務地などを総合的に判断して入所許可を行なっているところでございます。保護者の一部の方は、郊外の保育所には入所ができてどうしても市中心部の保育所を希望され、入所されないなどの状況があるためでございます。そのため、他の社会資源を紹介しております。幼稚園や認可外保育所、一時預かり保育を利用され対応されているようでございます。

次に、保育士を充足させることにより、公立保育所の定員はどのくらいふやせるのかとの御質問でございますが、保育所の定員は児童福祉法の規定に基づいた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定めがございます。乳児室や調理室などの設備と保育士、調理員の職員数でおおむね決まります。現在、公立保育所7園でございますが、定員は450名でございます。現在、平成26年3月現在の実際の入所児童は482名、32名オーバー、定員の1.07倍でございます。保育士をふやすことだけで考えますと、定員の2割、90名がふやすことが可能と思われまます。

次に、臨時保育士の割合と最長勤務臨時保育士の年数と年収についてでございますが、公立保育所の7園の臨時保育士は42名、正職員34名でございますので、臨時保育士の割合は55%でございます。最も長い勤務の臨時保育士は、17年間勤務されております。年収でございますが、土曜日も含めまして年間292日勤務され、年間の所得収入は約195万円でございます。また臨時保育士の処遇改善を図るために、平成26年度、本年度の予算は賃金日額を6,850円から7,400円に、日額550円のアップを増額する予算案を、本議会に提案をいたしているところでございます。これにより年収は約211万円ほどになる見込みでございます。

次に、ひとり親世帯数と平均的収入についてでございますが、玉名市ひとり親家庭医療助成制度の対象になっている世帯を見ますと、2月末現在で769世帯でございます。収入につきましては厚生労働省の平成23年度全国母子世帯等調査によりますと、全国では母子世帯の母自身の年間平均収入が223万円、同じく父子世帯の父が380万円となっております。熊本県の平成24年度ひとり親家庭等実態調査では、母子世帯が180万1,000円、父子世帯が241万円となっており、全国を大きく下回っております。また平成16年度に比べますと母子家庭で約1割、父子家庭で約3割程度減少をいたしているところでございます。

最後に、学童保育利用料減免についての質問にお答えいたします。本市の取り組みと

いたしましては、平成21年度から多子世帯等利用料補助金を施行いたしております。年間を通じて入所している児童のうち、多子世帯の第3子以降の児童及び低所得者のひとり親家庭の児童を対象にして月額1,000円、年間1万2,000円を助成しております。多子であるひとり親家庭の場合は月2,000円、年間2万4,000円を助成いたしているところがございます。補助金の目的である利用料負担の軽減を図り、生活支援を行なっているところですが、利用料自体、学童保育をされているところでかなりばらつきがございます。地域性もございまして、前から行なっていたとかいろんな事情がございます。2,500円程度の利用料金から7,000円ぐらいの利用料金という幅がございます。そういう状況でございますので、いろんな状況を鑑み、対象世帯や助成額の検証も必要ではなかろうかと考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 去年は待機児童ゼロということでしたけども、今年はいれなかった子どもは62名ということで、私も何人か知ってますけども、いわゆる離婚して子ども連れて帰ってきたり、それから親が亡くなったから、お父さん一人だからといってよそからこちらに、玉名に来たりしたときに保育園に入れないう子という子がいるんですね、向こうでは入れていたけど、こっちに来たら入れないというふうな声はいろいろ聞きました。中心部に入りたがるということでしたけども、玉名の子どもがですね、この間も天水だったら空いているけどと言われたというんですね、子ども3人抱えて5分でも朝欲しいときに、何十分かけてあっちの保育園に連れて行って、また帰ってきて職場に行くというふうなことは、本当それを何年も続けるということは大変ですし、やはり職場の近くか家の近くには入れるような、そういうふうな体制はぜひすべきじゃないかなと思います。

今、保育士の待遇がですね、出ました。17年間働いてて200万円ないという状況ですね、若い保育士が言ってました「自分は好きなことしたいからもう職員じゃなくていい、臨時でいいと思って入ったのに、土曜日も休めない。こんなに休めない。職員より働かなくちゃいけない。職員は年休があるから休める。夏季休暇もあるから休めるけど、自分たちは休んだらもっと給料が下がる。」臨時なのに職員よりも働かなくちゃいけない、そしてこの17年働いても大事な保育士の仕事しても200万円も満たない、今度大幅に上げても211万円だと、こういうことでいいのかなと思います。これは私はやはり女性だからですね、男性がね、自分の奥さんがここにおられる方はそれなりの収入を持っておられる方ですので、妻がパートで暮らしていける方なんでしょうここにいる方はですね。だから女はパートでいいぐらいの観念があるから、やはり包括に

してもそうですけど、女性の職種というのは、何にも感じずにこのくらいでおいとくんじゃないかなと私思います。これが男性だったら皆さん恥ずかしくて、申し訳なくて、一緒に働けないと思いませんか。自分は職員で30万円、40万円もらってて、この人10万円ちょっとしかもらってなくて、そして17年も働いていると自分よりベテランで、本当に申し訳ない話だと思います。いろんな諸問題あると思いますけど、私は公立だからこそ、公立だからこそいい保育を、質の高い保育をして、民間を牽引していくためには、もっともっとさらに月額20万円ぐらいを目指して、私は行ってほしいというふうに思っておりますので、以後また検討していただきたいというふうに思います。

そしてあと90名ぐらい公立保育所は余力があるということですので、子どもを2人預けるときに、1人はあそこが空いている、未満児はここしか空いてないから、あそことここと預けるなんて、そういうことはですね、実際とても大変なことです。やっぱり余力があるような保育体制をとってほしいと、今度新しい新制度が始まりますけども、それをお願いしたいというふうに思います。

それともう一点、デイサービスは選べるんですよ。今のお年寄りはこちらは嫌だからこっちで選べるんですよ。でも保育園は選ぶ余裕がないんですよ、入れるところに入れなくちゃいけない。こういうふうな状態ですと、相手はものを言えない子どもですから、選択できないというのは非常に悲しいことです。私はやっぱり子どもだからこそやはり保育は余力を持って、選択できるくらいの定員を多くしておいてほしいなということをお願いしておきます。

それからひとり親に対しては、熊本の一人平均が180万円ということでしたので、玉名はもうちょっと低いかもしれないです。私思うんですけども、公務員同士、学童に入れているのはふだん共働きが多いですから、役所の人同士だったら二人で幾らでしょう。二人ですから700万円、800万円もらってると思います。年収800万円のところと100何十万円のところと、あんまり変わらずに払っていくということはやはりこれは無理があるんじゃないかと、やはり弱者に優しい市政をしなくちゃいけないんじゃないかなと思います。先ほど学童保育7,000円と言われましたけど、送迎とかいろいろ入ると約1万円いると思います。やはり1万円を1,000円にするぐらいでは、所得の差から見たら少なすぎますので、私は安心して働いている親が学童を利用できるように、夏休み2万円もいるんだったら、兄弟で4万円もいるて、自分が10万円しか収入がないのに、4万円も学童に払えない。だから兄弟で家にいろというふうになっていくんですね、こういうふうな実態。それから先ほどの保育園には入れないから、は入れなかったから夜仕事しているシングルマザーもいるんですね、夜だったら小学生の子どもが2歳の子を寝かしつけて、自分は夜の仕事に行くんですね、夜中だったら子どもが寝てるからと。それも保育園がは入れなかったからなんですね。やはり議会

冒頭で市長が言われました子育て支援、子育てしやすいということを、そういうまちにしたいということも言われましたし、それから定住促進ということはいつも言われてますけども、保育園に入りやすい、そして保育園が優しい、そういうふうなきめ細かな子育て支援を是非してもらいたいということを要望しまして、今後御検討いただきたいと思ひまして、これで質問をおしまいにいたします。また文教厚生委員会でもぜひ続けて議論いただけることを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時42分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） こんにちは、日本共産党の前田正治です。

私はまず、通告書の1番から4番まで質問して、再質問して、その次5番から6番質問して、再質問して、8、9、10、11というふうに行きます。

〔「あら、7番は」と呼ぶ者あり〕

○16番（前田正治君） 通告にそって一般質問を行ないます。

4月1日から消費税が8%になり、消費税だけで年間8兆円の増税であります。1997年消費税が5%に上がったときは、消費税で5兆円、所得税、住民税の増税を合わせて7兆円の増税でありました。したがって今回、8兆円の増税は史上空前の大増税となります。「値上げラッシュの春、必需品、公共料金、家計に打撃」、これはある新聞の一面トップの見出しです。「4月は生活必需品の値上げラッシュとなる」、「電気料金などの公共料金も一斉に上昇」、「円安や原材料高による値上げも加わり家計への打撃は深刻」と書いてあります。消費税増税はすべての世帯で増税になりますが、その負担が年間収入に対する割合は、低所得世帯ほど重くなります。安倍首相もこのことを気にされて、低所得者への対策として臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金を支給することになりました。しかし、これは1回限りのことですので、負担増が解消されることではありません。1997年の消費税5%の増税のときにも臨時福祉給付金が支給されました。住民税非課税の高齢者が対象でありましたが、今回は対象となる高齢者は増加しております。さらに子育て世帯臨時特例給付金もあります。本人の申請によって支給することになっていきますので、制度の周知そして支給、申請漏れ、支給漏れの確認など、担当課の事務負担は大変なものがあると思います。4点質問します。

1. 消費税増税が市民の暮らしに及ぼす影響について市長の見解を求めます。2. 玉名市が取り扱う公共料金の消費税増税を見送ることについて検討はしたかどうか。3. 臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の周知や給付はどうか。4. 臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金が振り込まれた口座を差し押さえることについて見解をお聞きいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 前田議員御質問の消費税増税が市民の暮らしに及ぼす影響について私の見解をとということと、市の公共料金の消費税増税を見送ることについての検討はしたかという質問でございますので、関連もでございますので、あわせて答弁を申し上げます。

わが国は消費税をめぐり大きな議論が交わされ、来月より消費税率が改正されます。消費税率の引き上げは、言うまでもなく国民生活に大きな影響を与えるものでありますが、膨大な債務を抱える我が国にとって高齢化社会保障を支える社会保障制度の安定等のための財源とされているところでございます。しかし、税率の引き上げによって、ようやく上向き初めたとされる景気に対し水を差すことにつながるのではないかと、また中小企業を始めとする経済活動への影響、逆に税収入の後退につながるのではないかと懸念も残されているところであります。消費税率の引き上げに当たっては、いろいろな角度からさまざまな議論がありますが、いずれにしても極めて難しい判断であることに間違いはありません。国においては今後、景気対策など活発な経済対策の推進によって、労働賃金や年金の上昇とともに、さらなる福祉の充実と安定が図られ市民生活においてよい影響につながっていくことを期待するものであります。

先ほど申しましたように、税率の引き上げは家計に影響をきたすものと考えられますが、将来を見据えた社会保障の充実強化という観点も含め、私たちの生活全体の安定という広い視点から総合的に考えていかなければならないものであると一方では思っております。今回の消費税率の引き上げは、本市の歳入となる公共料金にも関係しております。本年4月の税率引き上げに伴う公共料金の見直しにつきましては、消費税率の改正を基本に市内で精査し、検討を重ねてきたところでございます。消費税は原則として公の施設の使用料、公営企業の料金及び各種事業の利用者負担金など、地方公共団体が行なうサービス等の対価について、消費税率の増税にあわせ、市公共料金を改正する必要があります。市直営、指定管理業務については、本来ならば税率の改正に伴い税負担を施設使用料に転嫁すべきところではありますが、改正による使用料増収の影響は少ない、指定管理者との協議を十分に重ねるなど、総合的に勘案し、今回は改正を見送ることといたしました。なお、水道料金、下水道・上水道事業につきましては、経営に要する経

費は、料金収入をもって充てることが基本とされている企業会計の独立採算の原則から、料金の改正を行なうこととし、下水道・水道事業に関連する市営住宅の料金等についても同様に見直しを行なったところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 前田議員の臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の周知や給付はどうなるのかという御質問にお答えをします。

昨年12月5日に、好循環実現のための経済対策が閣議決定され、先月6日に総額5兆4,654億円の平成25年補正予算第1号が成立をしたところです。臨時福祉給付金は、今回の経済対策に伴うもので本年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴い、低所得者の方への影響を緩和するため給付するもので、本市におきましても新年度予算に給付金2億5,400万円を計上しているところです。給付対象者は、平成26年度分市町村民税均等割りが課税されていない方が対象となりますが、扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外となります。周知方法につきましては、「広報たまな」4月号で制度の概要、6月号で申請書送付のお知らせ、8月号で窓口現金交付のお知らせ、9月号で窓口現金交付と受付終了のお知らせするとともに、市ホームページでも周知をしております。

次に、申請書の送付ですが、6月末に平成26年度分市町村民税均等割りが課税されていない方や申告のない方に対し、臨時福祉給付金等の申請書やチラシを送付をいたします。申請受付につきましては、7月から9月までの3カ月間、給付金の支払いにつきましては基本的には口座振り込みになりますが、7月末から10月末までの2週間に1回、全6回程度を予定しております。また金融機関の口座をお持ちでない方に対しましては、9月に10日間程度期間を設け、現金による支給を行なうこととしております。臨時福祉給付金等の支給に当たりましては、4月に庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、対象者の方に対して決め細やかな対応に努めてまいります。また子育て世帯臨時特例給付金につきましては、児童手当の受給者を対象に臨時福祉給付金と併給調整をして、対象児童1人につき1万円を支給するものです。周知や支給の時期、方法などにつきましては、受給者の状況を勘案した上で、臨時福祉給付金に準じ実施をいたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市民生活部首席審議員 本田優志君。

[市民生活部首席審議員 本田優志君 登壇]

○市民生活部首席審議員（本田優志君） 前田議員の臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金が振り込まれた口座を差し押さえることの質問についてお答えいたします。

現在、本市での滞納処分の流れを申し上げますと、課税を行ない納期限内に納税がない場合は、まず、地方税法に基づき督促状を納期限後20日以内に送付いたします。そして、督促状発送後10日までに納付がない場合は、国税徴収法第47条の令により財産の差し押さえをしなければならないと規定されており、本市といたしましては国税徴収法及び地方税法に基づき、納期内納税者と滞納者との税の不公平感の解消と自主財源確保のため、差し押さえ等の滞納処分を行なっております。そこで、今回実施されます臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金は来月4月からの消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯に与える負担の影響を緩和する観点から、臨時的な給付措置として実施されるものであります。この給付金目当ての差し押さえということを行ないません。今後も滞納処分として通常行なう、預金口座の差し押さえには法に基づき行ないたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） 再質問をします。

まず、消費税をかけるか、かけないかの部分であります。市長答弁の中で市民会館の使用料とかですね、あそこら辺についちゃかけたっちゃ、かけんたっちゃあんまり収入として見込みがないから見送ろうというふうな話じゃなかったかなというふうに受けとめました。それでですね、一般会計で取り扱う公共料金の消費税については、この法律で納税額が発生しない、そういう仕組みになっております。つまり、一般会計で取り扱う公共料金にかかる消費税は納入しなくていいということであります。ならばですね、先ほど答弁の中にもあったんですが、今議会にその転化を提案してあります、玉名市地域污水处理施設条例の改正、玉名市漁港管理条例の改正、玉名市道路占用料徴収条例の改正、玉名市市営住宅専用水道施設条例の改正、玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の改正、以上における使用料は、これは一般会計への歳入で受け入れるわけです。したがって消費税の納入義務が発生しないわけでありまして。ですからこれは消費税をかける必要は、私はないというふうに理解するわけです。納入義務がない一般会計の歳入分についてはですね、消費税を転嫁しないとそういうことはですね、これは市民にも十分理解できる、それこそ私は市民目線の市政ではないかなというふうに思うわけです。市長のこの点についての見解を再度お尋ねします。

それと、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金が振り込まれた口座は差し押さえしないということですね。ああ、ならもう言いません。はい、非常にいい答えで。鳥取県児童手当差し押さえ事件訴訟というのがあったわけです。これはですね、税務課の方はその中身を把握しておりました。平成20年、鳥取市在住の方が自動車税、個人事

業税などを滞納していたところ、差し押さえ禁止財産である児童手当が振り込まれた直後に、県税事務所がその方の預金口座を差し押さえたことは違法であり、児童手当分を戻せという広島高裁の確定判決。それでこの確定判決を受けて鳥取県では、県でも見直しをして、その中身を市町村に徹底するということなんですけど、そういったことを十分考慮されて差し押さえしないということを決められたのでしたら非常にいいことだということで、私は評価して、さっきの一般会計の歳入部分だけについての市長の答弁を求めます。

次に5番目、人事評価制度が導入してありますが、その目的は何なのか、また女性管理職登用についてのどのような方針があるかをお尋ねします。

6番目、御承知のように年金をもらう年齢がだんだんと先送りになり、60歳で定年退職しても悠々自適とは行かない、そういう今日の状況にあります。そこで65歳までは希望者全員が雇用されることなどを目的とした高年齢者雇用安定法が改正されました。それは65歳までの雇用確保措置として、1.定年の引き上げ、2.希望者全員を対象とした継続雇用制度の導入、3.定年の定め廃止、このどれかをするようになっていきます。こういったことは、これは民間企業において現在、取り組まれておりますが、市役所で働く場合にも同様の措置が必要ではないかと思えます。

それで質問をします。平成25年度における再任用の申請者数と再任用数はどうなっているか。市職員の定年延長についての考えをお尋ねします。

7番までですね、言わなかったばってん。次に7です。平成26年の8月から、天水と横島と岱明の各支所の窓口業務を民間委託する予定になっています。地方自治法では、自治体の執行機関である首長が、その補助機関である職員を指揮命令して自治体の事務をみずからの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負うとなっております。公務員は全体の奉仕者として、国民のために中立公正な行政を担う責任があります。したがって玉名市の職務については、玉名市長の統制下にある市職員が直接行なうことが地方自治法の要請であります。職員に法令を遵守する義務や秘密を守る義務を課しているのもそのためであります。8月から各支所窓口が民間予定の委託であります。地方自治法に照らして問題ないのかどうか、私は大きな疑問があります。支所窓口民間委託の目的、その方法、取り扱う業務内容などを伺います。また現在、本庁窓口業務には、玉名市が直接雇った非正規の職員を配置してありますが、民間委託で行なう支所窓口と現在の本庁窓口業務との相違点をお尋ねいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどお答えをいたしましたように、消費税増税につきましては我が国の将来を左右

するかもしれない大きな問題でありまして、その判断は極めて厳しいというふうに感じております。また市に関係する消費税につきましては、所管課と財政課と協議をして決定をしたものでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 前田議員の人事評価制度の目的と女性管理職登用についての方針をお答えいたします。

本市が実施いたします人事評価は、玉名市人材育成基本方針に基づく、人事管理制度改革のための取り組みの一貫であり、仕事を通じて発揮される能力や仕事に対する取り組み態度、それらの結果である仕事の成果を適正に把握し、その結果を適材適所の人事配置や公正な処遇につなげることで、職員の働く意欲を引き出し、一人一人の能力と組織力の向上を目指すものでございます。また女性管理職登用は本市としても進めなければならない課題の一つと考えており、女性職員のための研修を開催するなど、女性職員の能力向上につなげる取り組みを推進しているところです。今後は男女を問わず、人事評価の結果を昇任の一つの要件と要素として活用していくことになっております。

続きまして、再任用と定年延長についてでございますけれども、今年度、平成26年度の再任用を希望した職員は12人で、全員が問題なく再任用されることになっております。また定年延長につきましては、現在、国家公務員の定年延長が検討されておりますので、国家公務員の定年延長が決定し、地方公務員も定年延長を行なうよう国からの要請があった時点で検討を行なう予定としております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 前田議員の7番目の質問、支所窓口民間委託の目的、方法、取り扱う業務内容、本庁窓口業務との相違点についてお答えをいたします。

初めに各支所、市民生活課窓口業務への民間委託の導入目的であります。まず、対外的なものとしたしましては、市民からの各種相談業務や高度な技術や知識が必要な専門的業務などの職員みずから行なうべき職務にこれまで以上に専念することができ、支所での住民サービスの充実と強化を図りたいというふうと考えております。また地域住民の就業機会と雇用の場の創出とともに、そこで雇用される方の安定雇用の確保も図られます。さらには民間企業が持つ接遇面でのノウハウが生かされた窓口対応の向上も期待しております。また内部的なものとしたしましては、支所職員が行なう事務効率の向上、そして支所から本庁への業務集約や国・県からの権限移譲等に対応するための本

庁各課への人員の有効な配置転換が図られるとともに、職員人件費の削減による財政上の導入効果も得られると考えております。

続きまして導入方法や全体的な流れ等ではありますが、まず、受託業者の選定は公募型プロポーザル方式により行ない、計32項目にわたる業務の請負として3年間の複数年契約を予定しております。契約の開始は本年の8月1日を予定し、それ以前の4か月間は、市が雇用する非常勤職員計5名を支所市民生活課の窓口業務に配属することといたします。なお、これら非常勤職員の委託導入時の継続雇用や地元からの人材確保等の点につきましては、業者選定時の評価項目の一つとして位置づけたいというふうに考えております。

続きまして、受託業者が取り扱う業務内容ではありますが、現在の支所が所掌する事務のうち、内閣府が示しております民間事業者の取り扱いが可能とする地方団体の行政窓口業務を対象といたしまして、住民異動届や戸籍届などの受付、各種証明書の交付申請の受付及び交付、各種申請書の受付が代表的なものとして挙げられます。受付や入力業務といった公権力が行使されない事務処理の部分に限定することといたします。なお、これらに必要となる審査や照合等を経た許可や認可などについては、最終的な判断は従前どおり市職員が行なうことといたします。

最後に、本庁の窓口業務との相違点ということでございますけども、主に住民票、戸籍、各種証明書等の交付に関する窓口業務全般を取り扱う市民課や国民健康保険、年金、介護、子育て等福祉分野の業務を取り扱う関係各課の窓口業務に対しまして、支所窓口業務は既に市民課を初め、本庁各課に集約された業務が存在いたしますが、それ以外は現状の窓口業務が継続して取り扱われることを基本としております。支所市民生活課におきましては、本庁各課での窓口業務は支所では一元化され、サービスのワンストップ化が図られていることから、今回の業務委託に福祉分野の窓口業務の一部につきましても委託する予定でございます。また今後は市民課を初め、本庁各課の窓口業務の民間委託等のアウトソーシングの導入につきましても必要性や導入成果等を勘案した上で順次取り入れてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 16番 前田正治君。

○16番（前田正治君） 答弁漏れ。女性管理職登用についての方針ば。

〔「言わしたよ。」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） はい、前田正治君。

〔16番 前田正治君 登壇〕

○16番（前田正治君） 人事評価制度の目的ということで、仕事の成果を適正に把握して、一人一人の能力向上と組織力の強化ということが答弁でありました。これは非常

にいいことだと思います。これはあとにとっておいてですね、4月からの支所窓口での民間委託なんですけど、この前全員協議会の中で私たちに説明があったこの流れから行くと、まず玉名市がその臨時の人を採用して、研修を行なって、そのあと委託業者を選定してそこに雇ってもらおうと、そういった説明があったんですけど、それはやっぱり変わらんとですか。答弁じゃいっちゃんその辺出てこんだったけんですね。

〔「いや、言いましたよ。」と呼ぶ者あり〕

○16番（前田正治君） ああそうですか。じゃあ、まず、再質問します。

玉名市における女性管理職の登用状況、これは県内14市の平均が7.1%に対し、1.5%と14市の中で平成24年度ですけど最下位であります。玉名市男女共同参画計画では、平成29年女性管理職登用10%目標を掲げてありますが、どういう計画でこの目標を達成しようというのか。玉名市では、女性が男性に比べて参事に昇格するのが遅いというようなことを聞きましたが、昇格について男性と女性の格差があってはならないと考える。その実態はどうなのか。もしもそのような実態があるならば、それを改善することなしにはこの10%達成は到底不可能なことであります。

再質問を3点します。まず1.女性は昇格が遅いという実態はないのかどうか。2.もしもあるとしたら、その要因は何なのか。3番目、10%の目標達成に向けて、26年度における女性管理職は何人登用するのかお聞きします。

支所の窓口業務民間委託について再質問を3つします。支所の窓口業務を現在本庁で実施しているように、市が直接雇う非正規職員で実施した場合と、提案してあるような民間委託で実施した場合との必要経費については試算はありますか。私は、民間委託のほうが経費面では高くつくと思います。経費の試算があったらお示し願いたい。2番目、民間委託した場合、業務の指揮命令、業務を円滑に推進する上でどのような対策をとられるか。3番目、情報の漏えいについては、何を担保に守秘義務が貫徹されるとするか。

以上をお尋ねします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 古閑 猛君。

〔総務部長 古閑 猛君 登壇〕

○総務部長（古閑 猛君） 前田議員の女性管理職登用の再質問についてお答えをいたします。

議員がお考えのとおり、女性管理職登用を進めるためには、その前の段階として監督職への登用を進めなければならないと考えております。より多くの女性を監督職に登用できるよう、人材育成に努めてまいりたいと考えております。

まず1番目の遅い実態はないかということですけども、他市と比べましても今現在は管理職が1人でございますけども、極端に少ないという認識はございません。その要因

はということですが、まず管理職に登用するためには、監督職から課長補佐等からの昇任でございますけれども、まずそういった監督職に登用を進めたいと考えております。それから10%達成でございますけれども、26年度につきましては、先ほども答弁をいたしましたかね、今のところ1人は登用できるかなというふうに考えております。先ほども答えましたけれども、参事それから係長、課長補佐というふうな女性の監督職登用に積極的に進めていかれるように人材育成を今後も図りたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

1番目の質問の本庁窓口の非常勤職員との比較ということでありまして、これについてはちょっと手元に資料がありませんのでよろしいでしょうか。

それと2番目の業務指揮命令でございます。これにつきましては、労働者の作業遂行、労働者というのは窓口に来ていただく民間の社員さんでございますけれども、労働者の作業遂行については事業主、当然これは民間の事業主ですね、事業主が直接指揮命令のすべてを行なう。これにつきましては現場で統括責任者というのを各支所に一人づつ置くようにしております。その統括責任者が指揮命令を窓口に来ていただく社員さんに行なうというふうな流れになっております。その報告、統括責任者からその報告を正規職員が受けると、毎日受けるというふうな流れになっております。

それと3番目の情報漏えいにつきましては、当然これは契約の中でそのことにつきましても明言しますし、当然あってはならない基本的なことだと思っております。当然そういうことはありません。

以上です。よろしいですか。

○議長（作本幸男君） 16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） 民間委託した場合と、市の臨時職員を雇った場合の試算はしたんですか。してあつとですか、今わからなくても、してあつとですか。ならどっちが高かか、低かかぐらいはわかるでしょ。私はですね、これは高かはずなんですよ。なぜかという、消費税もかかつとですよ、消費税。雇う場合。玉名市が雇っている場合は消費税かからんですけど、民間委託する場合は、例えば1,000何百万円で今度予算計上してあるんですけど、そのざつと言うと8%ですか、そういう消費税がかかる計算になるけんですね、そぎゃんと考えても絶対に民間委託したほうが高くなるけん、やっぱり経費を考えるとという点からもこれはそぐわないというふうに私は思います。それと人事評価の目的は、一人一人の能力と組織力の強化ということで、組織、玉名市職員の組織

内の強化ということが人事評価制度の目的にあるわけですけど、そういうのが一方でありながら、一方じゃ組織を壊すようなですね、組織内に民間からそういった部分を持ってくるといえるのはですね、これは組織の分断に等しいと、ですから絶対あっちゃでけんとは私は思います。

女性管理職の登用についちゃ、やっぱり下から順番に上がっていかんとかんけん、部長がおっしゃるようになりますね、ぜひその辺強力に進めていただきたいと思います。それと、飛び飛びで済みませんが、民間委託した場合、業務の指揮命令ですね、委託先の従業員さんにあれこれ命令するのは、その統括責任者というのが今、答弁されました。じゃあ、その統括責任者に窓口でわからんことがあってあれこれ指図するのはやっぱり玉名市の職員じゃなかつたですか。そこら辺が業務の指揮命令からして、どうなのかと。そればするとですね、この前の議会でも私、言うたですけど、それは人材派遣であり、これは偽装請負ですね、法律違反ですよ。やっぱりそういうことはですね、もうやっちゃいかんと思います。情報漏えいについての守秘義務、何を担保に。それは漏れちゃいかんということは私もわかるとるけん、漏れちゃいかんを担保するのにどがんするかで聞いたわけですよ。だけんいかんというとはだれでもわかるとるけんですね、そこら辺を答えを聞いたかったわけですけど。

ちょっと次に進めます。次に、8番、定住促進補助金について、今、小学校の統廃合問題で議論が沸騰しておりますが、地域における意見交換会でも先だって市のPTA、玉名市小中学校PTA連絡協議会ですね、意見交換会でも「少子化や過疎が進行することに対して、それを食いとめることにもっと力を入れてくれ。」「対策が見えない」とそういった少子化対策、過疎化対策を望む声が出されました。26年度予算には定住化促進補助金3,880万円が提案してありますが、現在の定住促進補助金は、玉名市に転入して2年あるいは3年経過してから新築してもその補助金は活用できません。私は改善の余地があるものと思います。新築から5年間の、現在の補助金の、5年間補助する制度でありますから、転入2年目の新築には残りの4年間補助する。3年目には3年間、4年目には2年間補助金を出すなどと改善をすれば、転入、定住者がもっと増加するのではないかと思います。さらに、平成25年度国の補正予算で創設された住宅リフォーム推進事業と市の制度を組み合わせた、例えば、例えばですよ、これは私が考えとるとだけん、例えば、新玉名市住宅リフォーム助成事業新設で、空き家活動を促進すれば、少人数学校の解消にも大きな効果があると思います。現在の定住促進補助事業は、27年度で終了であります。市長のマニフェストでは、定住化推進のために、定住建築奨励金、これは仮称ですね、を新たに創設することを掲げてあります。定住化促進補助金について、今後の計画などをお尋ねします。

9番、産業振興について質問します。市長はマニフェストで、産業振興推進の第一優

先課題に、農業基本条例の制定を掲げてあります。制定の目的、制定に向けた準備状況などをお聞きします。

10番目、今期のノリ養殖業におきましては、例年より2、3週間も早く赤潮が発生して色落ちが拡大。2002年以降最大の不作になる可能性があります。入札会も中止するなど被害も大きくなっています。河内や荒尾などでは、資材代金の工面ができない状況も出ているそうであります。玉名市におけるノリ養殖の状況はどうか。またこういういった不作に対する市の支援策について見解を求めます。

11番、小学校の統廃合問題について質問します。1973年文部省が学校統合について通達を出しています。この通達、「公立小・中学校の統合について」への教育長の見解をお尋ねします。

○議長（作本幸男君）　ここで本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君）　前田議員の定住促進補助金についてにお答えをいたします。

本市の定住化促進につきましては、平成19年3月に策定しました「玉名市定住化基本構想」を基本に、庁内に一元的な移住相談窓口を設け、空き家バンク制度、おためし暮らし制度、定住促進補助金などを創設する一方で、子ども医療費の拡充など市の住みやすさ・魅力を高めながら取り組みを進めてきたところでございます。平成23年度から5年間の予定で実施しております定住促進補助金制度は、住宅取得補助金につきましては、初年度37件116人、翌24年度は42件133人、本年度も2月末現在で39件120人と合わせまして、合計が118件、369人に利用をいただいております。どの年度におきましても20代から40代までの若い子育て世代が全体の70%以上を占めております。また住宅リフォーム補助金につきましては、平成23年度5件、平成24年度12件、今年度は先月末現在で4件でありまして、新幹線通勤定期券補助金につきましては、これまで2人の方に御利用をいただいております。

定住促進補助金に関する評価でございますが、これまでの利用状況や利用者の声から判断しますと、補助金が本市を選ぶ判断材料の一つとなっており、その結果、荒尾市、玉名郡や熊本市のほか、福岡や関西、関東から若い子育て世代を中心に本市への移住を後押ししているというふうに考えられます。一定の効果が現れているというふうに考えております。

新たな定住促進の補助制度と転入後の住宅取得に対する対象者拡大という質問でござ

いますけれども、現行の定住促進補助事業が平成27年度まであと2年間継続をいたします。これまでの補助対象者との関係から、途中における大幅な制度変更は行ないがたいというふうに考えております。また新たな補助制度につきましては、現在の補助制度の終了後の新たな支援措置を検討する中で、先ほど議員おっしゃった市内業者を活用する地場産業育成の観点を取り入れた補助制度の具体化とあわせて、最も効果的な範囲はどのようなものなのか、財政面も考慮しながら検討をいたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 前田議員の農業基本条例制定の目的と制定に向けた準備状況についての御質問にお答えをいたします。

まず、農業基本条例制定の目的についてですが、我が国の農業や農業者を取り巻く現状は、TPP（環太平洋連携協定）交渉の問題を初め、担い手の減少や高齢化、農産物価格の低迷、消費者ニーズの多様化など多くの課題が山積みしております。このような中、農業や農村のあり方について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定めるとともに、行政、農業者、農業に関する団体、市民及び食品関連事業者の責務等を明らかにすることにより、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の農業及び農村の持続的な発展並びに豊かで住みよい地域社会の実現を図ることを目的としております。また、あわせて市における農業についての基本的計画となる農業基本計画を策定し、農業基本条例の充実を図ってまいりたいと考えております。

今後の行程といたしましては、平成26年度において先進事例等の研究を行ないまして、農業基本条例を平成27年4月に施行する予定です。また農業基本計画につきましては、27年度において市民及び農業者へのアンケート調査等を実施し、過去の施策や課題を検証しまして、今後取り組むべき施策の基本的方針を整理したうえで、平成28年度末の策定を考えております。

次に、今期のノリ養殖業不作に対する市の支援策についてお答えをいたします。今期、有明海でノリが黒くならない、いわゆる色落ち被害が広域的に発生しております。本市におきましても、2月に入り急速に広がったところですが、原因は、ノリの成長に必要な海水中の栄養分を植物プランクトンが奪ったためであり、例年、ノリ生産が終わる春先にふえる大型のプランクトンが、今期は天候や潮の影響で早い時期からふえたと見られております。管内の2月末現在における生産状況を見て見ますと、生産枚数が約1億2,000枚、生産額約10億円、1戸当たりの生産額は1,500万円強となっております。また前年度比は生産枚数で118%、生産額で121%となっております。しかしながら、現状では今後の漁場の回復は難しい状況にあり、今期の最終的な収量及び

生産額は前年度を下回ることが予想されます。先月に行なわれました県内漁協の組合長による対策会議におきまして、県に対し漁業者への資金面での緊急融資の実施や有明海の漁場再生に向けた調査及び対策を求めることが決められております。市といたしましては、県を初め関係機関等の動向を見きわめながら、支援のあり方などについて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 前田議員の文部省の通達、「公立小・中学校の統合について」お答えしたいと存じます。

この通達は1956年の学校統廃合推進通達以来、それに反対する住民運動等を背景に出されたものであり、平成の大合併に向けて、平成17年8月に全国都道府県教育長協議会の「教育委員会のための市町村合併マニュアル改訂版」において、この方針を確認しております。現在も有効な重要文書としてとらえておりまして、その要旨は、「無理な学校統廃合は行なわず住民合意を得る。」「総合的に判断した場合の小学校規模の重視」、「学校の地域的意義の考慮等」であって、この3点を十分考慮しながら学校再編を進めているところであります。教育委員会では、パブリックコメント、説明会及び意見交換会等に従うということで、手順を追って進めておりまして、また小規模校と大規模校のメリット、デメリットを学校運営、学習面、学校生活、子供たちの人間関係の面から、多面的に検討をして、総合的に判断した結果、小学校は1学年が2ないし3学級が望ましいと判断しております。学校の地域的意義に関しましても、中学校単位で主に行政区、保護者及び地域の代表者からなる116名の委員で構成される「新しい学校づくり委員会」の中で学校再編を現在、検討しているというところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） ノリ不作の問題については、県のほうでも今検討されているわけですけど、玉名市がそういったことを踏まえて政策を出す場合に、ぜひ県の施策に上乘せして、やるように、ひとつよろしく願いしておきます。

それと学校統廃合問題についてなんですけど、ちょっと読み上げます。何て書いてあるかですね。1973年の統廃合、学校統合についての通達はですね、「1. 学校統合の意義及び学校の適正規模については、先の通達に示しているところであるが、学校規模を重視するあまり無理な学校統合を行ない、地域住民などとの間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また小規模学校には教職

員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で、小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合があることに留意すること。2. ①通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。②学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義などをも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行なうよう努めること。③統合後の学校の規模が相当大きくなる場合や、現に適正規模である学校について、さらに統合を計画するような場合は、統合後の学校における運営上の問題や児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題点も慎重に比較考慮して決定すること。」これは73年の通達です。文部省が。今、教育長がおっしゃった平成17年8月のもので、教育委員会のための市町村合併マニュアルには、学校の統合という部分にですね、「市町村合併に伴い、学校統合が検討される場合があります。小規模校は教育組織や施設設備などの充実を図る上で困難が伴うことが多い一方、教職員との児童・生徒の人間的ふれあいなどの面で、教育上の利点が考えられます。学校統合に当たっては、これらの点を踏まえつつ、十分に地域住民の理解と協力を得て行なう必要があります。また通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮することが必要です。」ですから2つのこの通達文書ではですね、私は十分に地域住民との理解と協力を得て行なうということが、強調してあるんじゃないかなというふうに受けとめております。それで、今、教育長もこれは有効な重要文書だと、そういうふうな認識だということでもあります。この点についてちょっと再質問します。

この間の経過は、昨年6月議会での見直し決議以降、地域での意見交換会の開催、平成25年10月から11月です。そして意見交換会での意見を踏まえて、教育委員会による見直し案の作成、これは平成26年1月22日、学校づくり委員会で提案してあります。この見直し案に基づいた地域での説明、意見集約。平成26年1月から2月初旬に行なわれております。そして2月10日には新しい学校づくり委員会から見直し案についての報告が上がっております。そして26年度当初予算に新しい学校の建設関連予算の提案。こういった経過で、流れであります。この6カ月間の中でも地域からは統廃合に慎重意見、反対意見、賛成意見、さまざまであります。これは新しい学校づくり委員会の中でも同様であります。そして、新しい学校づくり委員の中には、「見直し案について、学校づくり委員会から2月10日付で報告してある内容に、納得しない」という声もあります。この6カ月間、地域で開催された説明会や意見交換会で出された意見は、十分に地域住民の理解が得られているとはいいがたい状況ではないでしょうか。ところが、26年度当初予算に新しい学校建設の関連予算が計上されている。教育長にお

尋ねします。2月10日の新しい学校づくり委員会の報告を受けて、また地域住民のこの間の声を踏まえて、何月何日に教育委員会が開催されて、どんな審議がされて、教育委員会としてどういう結論を出されたのか。その点お尋ねします。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 前田議員の再質問、ちょっと日程的、時間的な教育委員会議のあり方というのは、もし通告があってございましたらちょっと準備しておりましたけども、通告なしの突然でございますので、ちょっと今、手元に資料ございませんから、それはあとでまたお伝えさせていただきたいと思っておりますけれども、朝、内田議員のときも再質問ということでございまして、準備、突然のことでありましたので、なかなか言葉足らずな部分もあったかと思っておりますけれども、確かに、反対意見もございます。ただ、地域の方々の意見を聞かないというので、100%地域の方々が納得しなければいけないという、これは非常にすべてのことを進める上で非常に厳しいことでございます。反対も確かにあることは理解しております。ただ、この学校再編、小中一貫教育を進める基本、最も根幹にかかわる土台というのは、内田議員のときにもちょっと申し上げましたけれども、やはり命の大切さとか、それから人権とかいうのをしっかり踏まえて、それを第一の基礎としてとらえながら、そして子供たちの将来に向けての教育、これを教育委員会は重い責任感と強いリーダーシップを發揮して改革していかなければ、いけないというふうに思います。そしてその上に立って、学力向上、特別支援教育あるいは図書教育、食育、そうしたことを踏まえて学校再編、小中一貫教育を進めて、そして御心配になっておりますコミュニティ等につきましては、地域の方々と一緒に考えを、話し合いをしながら進めていくことが必要ではないかなというふうに思います。

○議長（作本幸男君） 16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） 日程的な問題をここで非常に重要視しているわけですけど、2月10日付でこの学校づくり委員会の報告というのが上がってきたわけですよ。私はこれをもとに教育委員会で議論をしてですね、そして教育委員会としての方向性を出して、それをもとに予算計上というのが普通のやり方じゃなかかなと思うわけですよ。どうも調べてみますと、この学校づくり委員会が報告したあとの教育委員会というのは開催されてないんじゃないですか。そういったことをもとにですね、予算化されるということは本当に、私は納得できないと。教育長おっしゃいました、いろいろ反対意見もあるだろうと、100%納得というのは厳しい。だから進めるというふうなことだと思っておりますけど、これを進める土台はですね、やっぱりさっきおっしゃいました文部省の通達ですよ。100%納得というのは厳しいから進めると、そういう姿勢こそ戒めている

のがさっきの通達ですよ。そうじゃなかですかね、だからこそ1973年に出して、平成の大合併が行なわれた平成17年の8月にもまた同じような内容が出されていると、そこにやっぱり十分留意して、その教育の、子どもの教育、人権、それはもう当たり前のことです。それが土台にあってさらに文部省の通達があるということですよ。やっぱりその辺でですね、ちょっとやり方が何かおかしいなど。6カ月かけて議論した地域住民の意見がですね、教育委員会の審議に反映されているかどうか、私は大きな疑問があります。2月10日に新しい学校づくり委員会の報告を受けて、その日のうちに正・副議長に学校づくり委員会が出した報告を教育委員会を開催しないで、そのまま案として説明してあるのではないかと。新しい学校づくり委員会が出した報告そのものにも、学校づくり委員の中から「納得しない」という声があるのに、こういった乱暴な進め方では文部省通達が十分尊重されているとは決して言えないと思います。新しい学校の建設関連予算の計上は、十分に地域住民の理解と協力を得たものではありません。したがって私はこの予算には同意できないことを表明して一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。明7日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時52分 散会

第 3 号

3 月 7 日 (金)

平成26年第1回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成26年3月7日（金曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 3番 松本議員
 - 2 6番 西川議員
 - 3 11番 横手議員
 - 4 2番 多田隈議員
 - 5 13番 福島議員
 - 6 10番 田中議員
- 散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 3番 松本議員
 - 1 道路整備について
 - 2 玉名市役所職員の定数について
 - 3 玉名の農業、農地の整備について
- 2 6番 西川議員
 - 1 道路整備について
 - (1) 有明海沿岸道路早期開通について
 - (2) 未着工都市計画道路について
 - 2 新庁舎関連施設について
 - (1) 太陽光発電施設について
 - (2) アクセス道路について
 - 3 学校職員による公金横領等発生に対する原因と再発防止策について
 - 4 玉陵中学校区6小学校統合に伴い廃校になる校区における、教育委員会を越えた「輝く校区づくりプロジェクト」について
 - 5 副市長、教育長の人事について
- 3 11番 横手議員
 - 1 Windows XPのサポート終了について
 - 2 消費税アップに対する各種証明書の取り扱いは
 - 3 平成26年度の予算について
 - (1) 防災対策事業費について

(2) 地域おこし協力隊事業について

4 2番 多田隈 議員

- 1 本市地域公共交通について
 - (1) 公共交通の利用者数の維持及び交通システムについて
 - (2) デマンド型タクシー（予約制乗り合いタクシー）の利用状況
 - (3) 停留所の問題について
 - (4) 利用者アンケートについて
 - (5) 公用車に電気自動車の導入検討は
- 2 小学校スクールバス運行、部活動遊具、学校給食について
 - (1) 運行年度、運行体制、運行経費、安全管理について
 - (2) 今後の運行業務の委託の考えは
 - (3) 玉名市教育委員会議について
 - (4) 学校給食の食育（モデル校）推進について
 - (5) 小学校8人制サッカーゴールの推進について

5 13番 福嶋 議員

- 1 食育について
 - (1) 文部科学省より食育効果を検証する方針が出された。玉名市で積極的に取り組む方針はないか

6 10番 田中 議員

- 1 玉名市納涼花火大会の警備体制について
- 2 小中一貫教育、少人数クラス編成について
- 3 市役所跡地活用について
- 4 桃田運動公園市民プール、その他について
- 5 玉名市環境基本条例について

散 会 宣 告

出席議員（23名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| 1番 | 北本将幸君 | 2番 | 多田隈啓二君 |
| 3番 | 松本憲二君 | 4番 | 徳村登志郎君 |
| 5番 | 城戸淳君 | 6番 | 西川裕文君 |
| 7番 | 嶋村徹君 | 8番 | 内田靖信君 |
| 9番 | 江田計司君 | 10番 | 田中英雄君 |
| 11番 | 横手良弘君 | 12番 | 近松恵美子さん |
| 13番 | 福嶋讓治君 | 14番 | 永野忠弘君 |

15番 宮田知美君
17番 森川和博君
19番 中尾嘉男君
21番 小屋野幸隆君
24番 作本幸男君

16番 前田正治君
18番 高村四郎君
20番 田畑久吉君
23番 吉田喜徳君

+++++

欠席議員（1名）

22番 竹下幸治君

+++++

事務局職員出席者

事務局長	辛島政弘君	事務局次長	神谷峰弘君
書記	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	総務部長	古閑猛君
企画経営部長	原口和義君	市民生活部 首席審議員	本田優志君
健康福祉部長	前川哲也君	産業経済部長	森本生介君
建設部長	坂口信夫君	会計管理者	原田政樹君
企業局長	植原宏君	教育委員長	池田誠一君
教育長	森義臣君	教育次長	西田美德君
監査委員	坂口勝秀君		

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 皆さま、おはようございます。自友クラブの松本憲二です。昨年の10月に行なわれました選挙におきまして、市議会議員という大役につかせていただきました。新人ということで議会のこともあまりまだよくわかりませんけれども、玉名をよくしていきたいという気持ちはいっぱいもっております。初めての一般質問ということで非常に緊張しておりますが、頑張っていきたいと思っております。

それでは通告に従い、一般質問をしたいと思います。

まず、1番目に市道の整備についてということですが、現在、行なわれております国道501号線の大浜橋から新大浜橋までの堤防の補強及び道路の工事があっております。この道は、大浜や横島の人たちは玉名市外のほうに行くときによく使う道路でありまして、今までは道幅も狭く、カーブも多く、通行の悪さを非常に感じておりました。しかし、工事により道幅も広くなり、カーブもなくなると聞いております。非常にありがたいと思っております。しかし、その新大浜橋より上流の堤防道路が、交通量も非常に多いのですけれども、道幅が非常に狭く、車同士の離合もままならない状態です。現在、行なわれております工事と同様の工事が、行なわれると非常に通りやすい道路になるのではないかと考えております。そういう中で、ここの新大浜橋より上流側の堤防の道路工事がどういうふうになっているのかということをお伺いいたします。

次に、小島橋から玉名市街地に向かう道路ですけれども、小島橋が完成をいたしまして、もう28年ぐらい経過をしているそうです。できた当初、昭和61年というふうにお伺いしておりますけれども、松木周辺には住宅もあまりなくて、通行的には非常にスムーズにできていたのかもしれませんが、今では住宅も非常に建って、道路も非常に狭く、国道208号線に出るのも非常に不便を感じております。そんな中で、もう28年たっておりますので、208号線とかこの玉名市役所、市役所も移転をしますし、そういうところにスムーズに行けるような、道路の改革が必要じゃな

いかと思っております。そういう中で、玉名市はその小島橋から市街地に向かう道路の計画がどういうふうになっているかをお伺いいたします。

そしてもう1点道路が高瀬大橋から菊水インターに向かう、これも、河川堤防の道路なんですけれども、この道路に関しましては、非常に車の通りが多く、特に大型車、大型トラックの交通量が非常に多いようです。この道路も道幅が非常に狭く、大型トラックの運転手さんたちに話を聞いてみますと離合の際には非常に危ないというような話も聞いております。特に狭いのが、国土交通省の菊池川河川事務所玉名出張所から悠紀会病院までの、ちょうどその区間が非常に狭いというふうに話を聞いております。玉名の農産物もこの道路を通りまして大阪、東京に運ばれて行きます。JAからの情報によりますと1年間に6,000台近くのトラックが玉名の農産物を満載しまして、そういう大阪、東京のほうに運送を行なっているという状況だそうです。1級河川の堤防に設置された道路ということで、道幅拡張工事には非常に難問があると思いますけれども、やっぱり地元玉名の農産物を安全に大阪、東京まで運べるように、玉名市も道幅の拡張工事に対して、何らかの検討をするべき状況だと思いますけれどもその辺をどう考えを持っておられるか、まずその道路状況についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 建設部長 坂口信夫君。

[建設部長 坂口信夫君 登壇]

○建設部長（坂口信夫君） おはようございます。松本議員御質問の道路整備の中の新大浜橋から上流の小島橋までの堤防道路の拡幅計画についてお答えをいたします。

現在、新大浜橋下流の通称でございますが、「避難港」と申しますけれども、そちらから大浜橋の間について、平成22年度より河川の氾濫あるいは高潮への対策といたしまして、国土交通省が菊池川の堤防の工事を行なっております。この工事によりまして新しい堤防ができるわけでありますが、その堤防を占用してできます道路について大浜小学校の付近では、現在が幅員が4.5メートルほどあるそうでございますが、それが6メートルの道路に拡幅されるという計画になっております。議員御質問の大浜橋から小島橋までの道路の拡幅につきましては、同様に6メートルで計画をなされております。なお、実施の予定時期といたしましては、現在整備中の大浜・滑石地区が平成28年度をめどとしておられますことから、本格的な着手につきましては、それ以降になると国土交通省より伺っているところでございます。

次に、小島橋から国道208号線へのアクセスということでお尋ねでございます。そちらにつきましてお答えをいたします。この道路はもともと熊本県営の小島、小島二期の農道の整備事業として、河内町、天水町、横島町、玉名市の農産物を玉名駅周辺の集荷倉庫や選果場へ迅速に輸送することを目的として整備された道路でございま

す。現在は市道の中小野尻線となっております。議員御質問の小島橋から国道208号線へのアクセスにつきましては、平成13年度の都市計画道路網の調査の中で検討したことがございます。JR玉名駅を高架で越えまして、国道208号線と小島橋を結ぶ計画を検討いたしましたところ、跨線橋は技術的には可能でございました。

しかしながら跨線橋と駅周辺の取り付け道路が非常に難しいということ、また将来交通量も少なく、事業費も莫大になることが想定され、費用対効果が見込めず、計画を断念した経緯がございます。小島橋から国道208号線へのアクセスにつきましては、松木六田地区を東西に走ります市道松木六田線から、現在改良を進めております砂天神踏切を含む、市道小浜繁根木線を介しまして、国道208号線へアクセスすることを考えております。今後、小島橋から市道の松木六田線への取り付けが十分できるよう検討を行なってまいりたいと思います。

以上でございます。

失礼いたしました。引き続き3番目の質問についてお答えをさせていただきます。

道路整備の中の市道津留玉名橋線の拡幅についてでございますが、市道津留玉名橋線は、国土交通省菊池川河川事務所玉名出張所から上流の玉名橋までの道路でございます。延長は約1キロメートルでございます。菊池川の河川堤防を占用している道路でございます。玉名地域から菊水インターを結びます主要なアクセス道路の一部として利用されております。この道路につながる高瀬大橋から国土交通省菊池川河川事務所玉名出張所までの市道高瀬大橋津留線につきましては、幅員が6.5メートルございますが、先ほどの市道津留玉名線につきましては、道路幅員が5.6メートルと狭い状況でございます。拡幅につきましては、堤防でございますので多くの課題もございます。今後、河川管理者である国土交通省や警察などの関係機関と十分協議を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 答弁ありがとうございました。1番目の、新大浜橋から玉名に向かう小島橋までの、道幅が6メートルになるという工事もなされるというふうに聞いて大浜地区、横島地区の人たちは、大変喜ばれるんじゃないかというふうに思っております。それと、小島橋から、市街地に向かう道路、さっき部長がおっしゃいましたように、松木六田線もありますけれどもその松木六田線におりる、小島橋を渡ってから、おりる道がなかなかスムーズに行けないという状況がありますので、このところも、いち早く検討していただきたいなというふうに思います。

それと一番最後の高瀬大橋から菊水インターに向かう道路も5.6メートルと非常

に大型トラックも、今は、JAたまなのほうでも今ほとんど集荷に回っているトラックが、ほとんど大型化しておりまして、トレーラーが非常に多くなっております。燃油高騰で、どうせ1回走るんであれば荷をいっぱい積んで走れるようにということで、トレーラーという、非常にベースが長いトラックを使用しております。あそこは緩やかではありますけれどもカーブになっておりまして、そのタイヤの、内輪差も大分ありますし、もし農産物があそこでひっくり返って、安全に運べないという状況が、いち早く解消ができるように、検討のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、市役所職員の定数についてですけれども、今議会前の、全員協議会の中で、組織機構改革の説明を受けたときに、26年度の市役所の正職員数と非正規職員数の、人数を伺いましたところ正職員数が531名というふうにお聞きしまして、非正規職員が予算ベースで年間延べ272名とお伺いをいたしました。その非正職員の、予算額が3億5,000万円というふうに数字をお伺いしました。その合併協議会、合併する以前の、合併協議会の申し送りでも10年間は退職職員数の3分の1の人数を新規採用するという取り決めがなされていたとは聞いておりますけれども、その10年目というのはあと2年で、その10年目を迎えるわけです。

市長は、新たな政策に市民会館の建設、市民サッカー場の建設、それと企業誘致というのを掲げておられます。市民サッカー場とか、市民会館につきましては、新しい施設ができればその利用頻度というのが、非常に重要になってくるかと思っております。

ちょっとこれは予断になりますけれども、私の息子が今、大阪のほうの大学でサッカー部に所属をしております、うちの息子の大学は、今度の3月8日からだったですか、宮崎県のほうで合宿をするというふうに話を聞いています。その宮崎県の小さい町のほうで、合宿をもう15年間連続でその町で、その大学のサッカー部はやっているということなんですけれども、その町長さんがみずから、その大学まで足を運んで、よかったら毎年うちのこの町で合宿をやってくれないだろうかということで、トップセールスにいらっしゃるそうです。ちなみに部員数は200名近くおります。それだけ200人ぐらいの部員が合宿をすれば、非常に宿泊なんか、そこに入りますし、いろんなスポーツドリンクだったりというのも町のほうから調達するわけですよね、お昼のお弁当だったりとか、そういうのも、あってくるのではないかと、この二つのその施設に関しましては、この利用頻度というのは非常に重要なことになってくるんじゃないかというふうに思ひます。

それと、企業誘致に関しましては、一昨日の城戸議員がおっしゃいましたけれども、工業団地というのを、きっちり整備をして、その企業に対して工業団地がありますと、そこで企業誘致を考えていただけないでしょうかというふうな営業の仕方とい

うのと、民間の空き地を活用した営業とでは、大分差が出てくるのではなかろうかというふうに思っております。

それと、きのうの内田議員の話じゃないですけども、企業誘致をしたのはいいいけれども、地元の人々と、問題が生じるというようなおそれも、多分に出てくるかとは思っています。工業団地というのがあれば、その団地内できっちりそういうのも、対処できるんじゃないかと思っています。

サッカー場建設、市民会館建設それと企業誘致というのにも対しましても、正規の職員をふやしてでも、精いっぱい企画だったりとか営業をしていく必要があるんじゃないかかと思っています。人口も減っております。就職口もなかなか玉名の中になくて、若い人たちが外に出て、県外に離れて就職をするというような状況になっております。近隣市町村と足並みをそろえるばかりじゃなく、玉名は玉名の独自の色を出しながら、元気な玉名をつくっていかなければならないと思っております。

そういう中でずっとこのまま正規職員の数を、人員を削減しながら非正規職員は、少しずつなんか、支援員の数とかもありますけれども、26年度も昨年よりも2%増というふうにお伺いしております。そんな中で、正職員の人数を減らしながら、非正規職員の人数をふやしていくというような状況をつくらなくて、正職員でしっかり企画、営業をしながら、元気な玉名づくりを目指すということも必要じゃないかかと思っていますので、そのところの市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の玉名市役所の職員の定数についての質問にお答えをいたします。

地方自治体職員の非正規化は全国的に進んでいる状況でありまして、本市におきましても合併後10年間は退職者に対しまして3分の1の採用をするというふうなことを踏襲している中で、非常勤職員や臨時職員などの非正規職員が増加しているのが現状でございます。一方で、高度・多様化する住民ニーズを背景に、正規職員に対する事務負担は増大し、住民サービスへの影響が懸念されていることは否めないというところでございます。

そのような中、厳しい行政運営や時代の流れに的確に対応できるよう、研修や人事評価を通して人材育成を図りながら、個々の正規職員の意識改革や能力開発、そしてまた資質向上などに努めていきたいというふうに思っております。そういうことが必要不可欠であるというふうに認識をいたしております。また合わせて、事務事業や組織機構の見直し、あるいは再任用や任期付職員の活用も進めながら、適正配置を心が

けることも必要であるというふうに考えております。

今後、第2次玉名市職員の定員適正化計画における平成28年の目標値であります504名というものを達成するという事は、当初の計画でございますので、達成を目指してまいりますけれども、それ以降につきましては行政の効率化、効果的運営を見据えながら時代の変革時に対応できる適切な体制づくりや、正規職員の適正な定員管理を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 答弁をありがとうございます。

玉名はですね、元気な玉名、「戦略21」、輝け玉名ということで市長も提案をされております。玉名が輝くようにいろんな策を考えながら、進めていかなければならないと思っておりますので、合併10年、平成28年が10年目ということになりますので、その辺も考えながらよろしくお願い申し上げます。

それでは3番目の玉名市の農業、農地の整備についてということでお伺いいたします。玉名では米の収穫後の農地に何も作付をされていない農地を多数見受けられます。一部では、麦の作付がなされているところもありますが、ほとんどの農地で手つかずのままです。水はけが悪いのもその要因の一つかもしれません。平成23年度より国の補助事業で始まりました農地の暗渠事業ですが、近隣の町村では、平成23年度と24年度で工事が完了しているところもあります。現在、玉名市の事業の、進捗状況と現在の申し込み面積と今後の事業の進め方についてお伺いをいたします。

それと次に、排水路の事業です。排水路も市全体を見ても素掘りの排水路がまだまだ多い状況です。素掘りということで路肩が崩れたり、雑草が生えたりということで、水はけが非常に悪い状態で、ハウス農家にとっては、ハウスが浸水をしたりということで、被害が非常に発生をしております。ハウス農家にとっては、死活問題になっております。私の住む横島地区でも特にですね、横島地区の場合にはハウス栽培が盛んなため、排水路工事には、非常に要望が上がっております。少しずつは、工事もなされているようなんですけれども、今後の、工事の計画と、進め方についてお伺いしたいと思います。

次に、これは横島地区なんですけれども、横島地区でハウス栽培が非常に盛んなんですけれども、用排水の分離がなされていないところが、僕がちょっと思っているのは、4カ所ぐらいあるんですけれども、農業人口が、非常に減少している中で、少ない農家で、農地の維持管理をしながら、耕作放棄地を出さないためにも、用排水分離は最低限必要じゃなかろうかというふうに考えております。もしくは、本当いえば基

盤整備というような集積と、排水路事業と一緒にできるような工事を、進めていかないといけないというふうに思っておりますが、市の対応のほうはどのようになっているかということをお伺いしたいと思います。

その次に、先月の、2月25日の熊日新聞のほうに「九州の農輸出一丸」という見出しで、新聞の記事が出ておりました。26日と27日両日にわたりまして、香港のホテルで大規模な商談会が行なわれるというふうに記事が書いてありました。各県別だったり、各JA、単協のJAで、それなりに輸出も、一生懸命努力をされておりますけれども、九州が一丸となって海外に向けての農産物の輸出がなされるというような記事を見まして、「ああ、非常にいいことだな」というふうに思いました。それと1日前の2月24日の新聞には、農家の高齢化により、使われなくなったハウスを修理をいたしまして規模拡大を進める農家に斡旋を県がしていくというような記事もありました。これは県が、県内で2地区を大体、定めてそういう事業を検討していくということの記事でした。それと、稼げる農林水産業を目指し、まずは県南の八代地域にフードバレーアグリビジネスセンター建設費6億4,300万円というのも予算化をされたというような記事でした。農家にとってみればそのフードバレーアグリビジネスセンターというのは、初めて耳にしたわけですが、農産物が、いろんなその特徴を持っております。トマトだったらリコピンが非常に多くですね、そういう健康面にも一時期ブームになりましたように、そういうその農産物がいろいろ持っているその効果、そういうのを調べる研究所ということで、そのセンターということですね、そういうのが県南の八代地域にはもう6億4,300万円の事業費で建設をされるというような記事でした。私も、今から15年ぐらい前までは、ずっと八代のほうに農産物を出荷をしておりました。組合をつくりまして、八代のほうは県内有数の農業の産地でもありますし、非常に先進地です。そういう中で八代だけではなく、玉名もそういう事業に取り組んでいかないと、なかなか後継者も残らないというような状況になっております。そこで玉名市でも県と、連携を取りながら、そういう事業に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、市のほうはどのように考えておられるかをお伺いいたします。

次に、新規就農者に対しての手厚い支援ですけれども、近年、荒尾・玉名のほうで新規就農者が県内では一番多いといわれております。若者が、地元に残り、地域を支え、守ってくれる。普通の一般市民にとりましては、この高齢化社会が進む中でそういう若い人たちが、地元に残るということは非常にうれしいことだと思います。しかしながら、新規就農者には、いろいろと新聞等では県、国のほうから手厚い補助政策がなされているように書かれておりますけれども、なかなかそこには制約があり、いろいろその新規就農者も苦勞をしているような状況であります。特に、もともと農家

でない、農家でなくて、自分は農業をしたいというようなそういう若者には、資金面、いろんな設備を最初にどうしても、農家の場合は、設備投資がどうしても必要になってまいります。そういう資金面で、いろいろその金融機関だったり、そういうところからのその何ですかね、保証人だったりとか、そういう面で非常に苦勞をしているような状況です。そんな中で、これだけ荒尾・玉名地域でそういう若者が、農家をしたい、地元に残って農家をするというような意欲を持って頑張っていこうという思いがあるんですから、玉名で、そういう若者に支援の手を差し伸べていただきたいというふうに思います。玉名市は支援の手だてをどのように考えておられるかをお伺いいたします。

農業の問題で一番最後ですけれども、ここ数年で、玉名のイチゴ農家の、減少が非常にとまらないような状況になっております。横島地区でも同様に平成12年には作付面積54.4ヘクタールあった栽培面積が平成24年には32.9ヘクタールにまで減少をしております。イチゴ栽培と云ったら、低いところで作業をいたします。体に、非常に負担が重いということで、そのイチゴの、作付をやめられる農家も多いとは思っているんですけれども、そんな中で今、非常にイチゴの栽培の中で、高設栽培というようなのが入り入れられるようになっております。その高設栽培というのは、ベッド状のようなものにイチゴを植え付けるわけでありまして、普通の土耕栽培と比較をいたしましても、植え付け本数で行けば、土耕栽培の1.5倍ぐらいの植え付けができると、同じ面積で、10アールあたりに換算しますと。そういった面からも燃油高騰な面からも、今まで40アール作付をしていた人たちが植え付け本数で行けば25アールぐらいに縮小できるということで、燃油もそれだけたかなくてもいいということで、非常に省エネにもなってまいります。そんな中で、導入をいろいろ検討される農家があるんですけれども、なんせ非常にその高設栽培の施設が、10アール当たり600万円から1,000万円近くかかるということで、農家も取り入れに、非常に躊躇されております。補助事業も、あるのはあるんです。しかしながら30%の補助というのが今現状でありまして、中山間地には50%の補助というのがあるわけですね、それでこの平野部に、玉名の平野部におきましても、やっぱりどうかその50%、中山間地並の50%ぐらいの補助事業がないだろうかという相談を非常に受けます。そんな中で、県あたりに相談いたしましてもなかなか国と相談してもなかなかその50%の補助は厳しいというような返答しかかえってまいりません。そんな中で、これだけ急激に減り続けるイチゴの産地を、どうにか守っていかなんと、いけないと思うような中で、この高設栽培補助に、どうにかその50%になるように玉名市のほうも検討をしていただけないだろうかというふうに考えておりますけれども、市はどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願

します。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

〔産業経済部長 森本生介君 登壇〕

○産業経済部長（森本生介君） 松本議員の玉名の農業、農地の整備についての御質問にお答えいたします。

まず、質問項目が7項目ほどあったと思っておりますが、答弁の順番が前後いたしますので、その辺を御了承いただきたいと思っております。

まず、農業関係についてお答えしたいと思います。農業後継者に対する市独自の補助事業についてであります。農業関係における玉名市独自の補助事業といたしましては、農業の効率化、省力化を推進し、経営安定を図ることを目的として農業機械を導入する認定農業者に対し助成を行なう「玉名市農業機械等整備事業」また認定農業者に農地の集積を図り、生産性の高い農業構造の確立を目的として農地の貸し手、借り手に助成を行なう「玉名市担い手規模拡大事業」などがございます。

市といたしましては、基本的には国・県の補助事業の活用を第一義的に考えながらも補完する形でこれらの事業をこれまで実施してきたところであります。農業後継者に対する市単独の補助事業につきましては、農業者の幅広いニーズに対応することが理想的ではありますが、財政的な面もあるため限られた財源の中、有意義な補助事業のあり方について検討してまいります。

なお、来年度につきましては、認定農業者になっていない就農5年目までの新規就農者である認定就農者に対しても、市単独の補助事業を受けられるよう見直しを進めていくこととしております。

次に、高齢化などで使われていない農業用ハウスの集積についてでございます。県は、平成26年度から新規事業といたしまして、農家の高齢化などで使われていない農業用ハウスを探し出して修理し、規模拡大をしたい農家に集積する「施設園芸集積総合支援事業」これは仮称でございます、を実施する予定で、来年度は2地区においてモデル的に実施される見込みです。県では、今県議会での予算成立後、要綱・要領等を整備し、各市町村に要望調査を実施する予定であります。本市におきましては、事業内容を見きわめるとともに、農協と連携しながら事業の取組みについて検討してまいります。

次に、九州で一体となった農産物の輸出への取組みについてであります。本市における農産物の輸出につきましては、JAたまなが平成16年度から取り組んでおります。現在、香港、台湾、シンガポール、ハイチゴ、ミカン、ミニトマトなどを輸出しております。平成24年度の実績は、数量が約80トン、販売金額で約5,233万円となっております。今後も輸出量を伸ばしていく考えで、平成22年度からは現地

百貨店などにおきまして生産部会の女性も参加しての販売促進活動が行なわれているところでございます。

さて、九州が一体となって農産物の輸出に取り組むことは、個別に売り込むよりも九州ブランドの知名度をアップする効果が期待できると思われれます。現在、作成中の「輝け玉名「戦略21」」におきましても特産品のトップセールスの実施を盛り込む予定であり、現在行なっている国内はもとより、アジア地域をも視野に入れているところでもあります。今後は輸出主体でありますJAたまななどと連携を図りながら、輸出に関する効果的な取り組みの方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、イチゴ高設栽培への市の補助についてお答えをいたします。イチゴは本市農業の基幹作物の一つであります。全国でも有数の産地まで発展してまいりましたが、育苗から収穫まで約13か月とかかると言われております。しかもかがみながらの過酷な作業を強いられること、また最近のトマト類の販売単価が好調であることをうけて、最近ではトマト類への転換が進むなど、栽培面積が減少している状況にあります。

さて、イチゴの高設栽培は「作業姿勢が改善され、労働負担が軽い」、「果実が硬く果色がよく、品質がすぐれる」、「合理的な施肥で少量の肥料で栽培可能」といったメリットがあると言われております。しかしながら設備費が高額であることからなかなか普及が進まないのが現状であります。高設栽培施設が補助対象となる国庫補助事業は数事業あります。現在のところ費用対効果等の関係上、本市で活用できる事業は、補助率上限が30%の「経営体育成支援事業」が考えられます。当該事業への市補助の上乗せについての要望であります。イチゴは冒頭申しましたとおり、本市の大事な基幹作物でありますものの、市として補助を行なうに当たっては、市の財源や他作物への支援との公平性にも配慮する必要があります。これらを総合的に判断しながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、農地の整備関係についてお答えをいたします。玉名市の暗渠配水管設置につきましては、まず農業基盤整備促進事業の一つである自力施工による二次的整備の定額助成を行なっております。この事業は、平成23年度末の国の補正により、整備済みの農地の高度利用を迅速に推進するために、定額助成の制度が導入をされました。これを受けて玉名市では、平成24年7月1日号と平成25年6月1日号の2回の広報紙により事業内容を周知し、要望量把握のための調査を行なっております。現在の面積としましては約900ヘクタールの要望をいただいている状況であります。その中で、平成24年度の繰越事業と、平成25年度事業合わせ、約121ヘクタールの整備の助成を行ないました。さらに平成25年度国の補正予算で約50ヘクタールの助成金7,500万円の追加を予算計上しております。平成26年につい

ても国の動向を見据えながら、早く暗渠排水管整備ができるように助成金の確保に努めたいと考えております。

次に、農地整備の一貫である農業用排水路の整備についてお答えをいたします。平成25年度の横島地区については、農業基盤整備促進事業や市単独事業で約1.5キロメートルをコンクリート柵渠等で整備が完了する予定です。来年度以降につきましても集落基盤整備事業や市単独事業、農地・水保全向上活動事業とあわせ、国・県の補助事業を活用しながら整備を推進してまいります。今後も地元の要望や意向を検討し、環境との調和に配慮しながらも、農業被害を防ぎ、維持管理が容易に済むような農地の整備ができるように努力をしていきたいと考えております。

最後に、基盤整備についてお答えをいたします。横島町は玉名市の中でも優良農地を利用する担い手が育成されており、県下でも有数の農業地帯として、施設園芸によるイチゴ、トマト等の栽培は、全国的に有名品目となっております。基盤整備につきましては、昭和40年代より県営事業・団体営事業などで区画整理や道路・用排水路の整備は行なってまいりましたが、一部の地区につきましては、幹線排水路や農道の整備は完了しているものの、支線水路の用排分離や区画整理などの整備が十分にできていない部分もございます。

また過去に富新・明丑地区については、県営土地改良総合整備事業にて農道や排水路の一部を施工し、当初計画の整備ができずに終了した経緯もございます。現在の基盤整備事業につきましては、農地の有効利用や農業経営の効率化を図るために、集落営農組織の設立や中心経営体の育成を行ない、担い手への農地の利用集積や集約化が求められております。

合併後の整備実績としましては、圃場整備事業・九番地区、かんがい排水事業・六十丁地区の整備が終了をしております。現在、本地区からの要望も含め、横島町以外の地区からも整備の要望が多数提出されておりますが、優良農地で、意欲的な生産者が多い地域でありますので、市全体の整備状況や地域性も考慮し、県や地元と協議を行ない事業同意に向けて進んでいかなければならないというふうに考えております。

また農業従事者の高齢化あるいは耕作放棄地の拡大などの問題につきましても、国の新たな農業・農村政策として、平成26年度より「農地中間管理機構」が創設される予定です。このような事業の有効活用や今後の国の動向等も見据えながら、よりよい基盤整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 今、森本部長のほうからいろいろな回答をしていただきまし

た。再質問になりますけれども、特にイチゴの高設栽培の補助なんですけれども、玉名市で、先月23日の日だったですかね、行なわれました横島地区で毎年あっておりますけれども「いちごマラソン大会」というのがあっております。参加人数が6,500名程度、玉名市の、人口の約1割の方が、この玉名の横島の地を走られるわけです。その名前が、「いちごマラソン大会」というふうになっております。この非常にこの減少が進む中で、本当にもうイチゴ農家が、本当に減少したらその「いちごマラソン大会」という名前も、変更せないかんのじゃなかろうかというぐらいに減少が、非常に進んでおります。

今年、県の農業コンクールで横島地区から、イチゴ農家の大塚さんが秀賞に輝いておられます。そんな中でも、イチゴ農家、「いちごマラソン大会」も継続していくためにも市のほうでもいろんな、その財政が、非常に厳しいのはわかっておりますけれども、その辺の、検討もしていただきたいと思います。その辺を市長のほうは「いちごマラソン大会」というのがありますもんで、その辺は、市長のほうはどう考えておられるのかちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の農業、農地整備についての再質問にお答えをいたします。

「いちごマラソン大会」は合併前の横島町におきまして、特産のイチゴをアピールするために始められ、年々と参加者が増加をいたしております。当初は、聞きますとスタート時期には100名程度だったということでございますけれども、今年は先月23日に開催されまして、県内外から6,500名の人たちが参加をいただいて、県下でも有数の健康マラソンとしての地位を確立いたしております。

しかしながらイチゴの栽培面積につきましては、先ほど産業経済部長が申し上げましたとおり減少している状況でございます。このような中、平成25年度熊本県の農業コンクールの経営部門におきまして、先ほど松本議員言われましたように、横島町のイチゴ農家の大塚淳一さん夫婦が見事秀賞を受賞されました。受賞理由といたしましては、さまざまな要因があるというふうに考えられますけれども、平均反収が7トンから8トンという驚異的ともいえる高反収とそれに伴う高収益が高く評価されたものだと感じております。大塚氏の栽培技術が広く普及されれば本市のイチゴ生産もまだまだ伸びるんじゃないかなと期待をいたしているところでございます。

イチゴは冒頭申しましたとおりマラソン大会の名称にも冠している本市の大事な基幹作物でございます。高設栽培等に対する補助につきましては、県など関係機関に対しまして対象事業の拡充を要望しますとともに、市の補助につきましては先ほど産業

経済部長が答弁したとおりに、財源や作物間の全体的なバランスも考慮した上で、総合的に判断しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） ありがとうございます。その秀賞に見事なられました大塚さんも、非常に高設栽培にも非常に興味を持っておられますので、そのところは検討のほどよろしく願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時08分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） こんにちは。ありがとうございます。文教厚生委員、新生クラブの西川裕文でございます。今回、議員になって初めての一般質問ということでかなり緊張をいたしております。よろしくお願いいたします。

まずは、大きく5つの質問をさせていただきたいと思います。まず1番、2番の道路整備及び新庁舎関連施設について、続いて、学校職員並びに玉陵中学校区のこと、最後に人事のことについて質問させていただきます。

それでは、まず初めに道路整備について2つの項目で質問いたします。玉名市も3年前、念願の国道208号玉名バイパスが貫通し、玉名の高瀬市街地を迂回し、また同時に開通した新幹線新玉名駅の利用に対し、本当に便利になりました。そのような中、現在都市計画道路の一部着工中の区間もありますが、企業誘致、観光開発、特に地元市民の皆さまの生活の便には、道路インフラは非常に大切なものであります。明日の玉名のため、市長が言われている「輝け玉名」のためには、予算の問題があると思いますが、計画道路のできる限り早期の開通が必要であると思います。

そこで道路整備について質問いたします。1つ目は、有明海沿岸道路の早期開通についてであります。現在沿岸道路は、福岡県を主体に佐賀県が一部着工開通しております。熊本県は、お隣の荒尾市、そして長洲町が長洲港までの計画があると聞いております。玉名市にとりましても縦の九州自動車道と同様に、横の道として、今後、沿

岸道路は重要な道路になると思います。現在、国道501号線がありまして、玉名市内を考えた場合は今の状況でもよいとは思いますが、今後を考えた場合には、九州内の横のつながり、また先ほどちょっとありましたけれども、八代までのつながりも含めたところで、大切な道路だと思います。また、防災面から考えましても有明海は内盤でもありますので、地震による津波はそう大きくはないかもしれませんが、海拔ゼロメートル地帯の多い玉名市でありますので、台風の高潮の被害は相当考えることができます。設計次第では防波堤の役割も考えられますので、このような中で、期成会はあると聞いておりますが、他の自治体と比較して、玉名市の活動があつておるのか、見えない、弱い感じが受けます。市長は沿岸道路に関してどのように思っておられるか見解を求めます。

続きまして、もう一つは未着工の都市計画道路に関してです。現在、国道501号線と国道208号線との間に、岱明玉名線が着工をされております。今、玉名市内には大きな横の道路が、先ほど言いました南の国道501号線、中央の国道208号線、そして新たにできた国道208号玉名バイパスの3本が通っております。この3本の道路が今、単独の流れであり、早急にその間の縦の道を通す必要があると思います。また玉名の市街地にも緊急避難道も含めた計画道路がありますけれども、当然、これも予算の面もあり、すべてが今すぐに着工はいかないと思います。しかし、計画倒れになりはしないか心配があります。計画道路に関して定期的に検討をなされているか質問をいたします。そして計画道路に対してより具体的な実行計画が策定されることを望みます。

続きましては、新庁舎関連施設につきまして、2項目について質問をいたします。まず、1項目めは、太陽光発電施設についてであります。現在、新庁舎には太陽光発電の設置は計画をされておられません。市は、玉名市総合計画の新エネルギー導入の推進の中で太陽光発電の設置支援を行なっております。また以前より市内の小中学校、あるいは老人ホームの公共施設に数十カ所の太陽光発電施設を設置し、自然に優しい化石燃料に頼らない、未来型エネルギーをいち早く導入され、また、導入後もそれぞれの設置場所で、その発電量のデータを取っておられると聞いております。先日も別件で、石貫小学校に行きましたけれども、ディスプレイの中で今、発電量がどれだけとか、そういうふうな児童たちも眺めておりました。市民の皆さま方には導入を進めておられる中で、新庁舎建設というこのときになぜ発電施設を設置しないのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、新庁舎建設についての2項目めでアクセス道路について質問をいたします。新庁舎までのアクセス道路は国道208号線からの立願寺横町線が開通して、流れが以前よりかなりスムーズになったと思います。しかし新庁舎より北側には高津

原橋へのカーブした1本の道路しかなく、まだ現在新庁舎ができておりませんので、今のところ大きな問題はありませんけれども、本年12月新庁舎が完成した場合には、現在の新庁舎は袋小路の状態になると思います。新庁舎及び合同庁舎間の道路を北側に延長し、国道208号玉名バイパス、さらには玉名立花線、あるいは大坊との接続をして北側の流れもスムーズにする必要があると思いますが、高寄玉名市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。まず大きく二つの質問をいたしました。よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 西川議員の質問の道路整備についての中、沿岸道路早期開通についてお答えをいたします。

有明沿岸道路は、有明海沿岸の都市を結ぶことにより地域間の交流連携を強化するとともに、国道3号線、国道208号線の混雑緩和や交通安全の確保を目的として計画された地域高規格道路であります。現在、福岡及び佐賀の両県を結ぶ区間につきましては、大牟田市から鹿島市までの計画延長55キロメートルのうちの30.2キロメートルが供用開始されているという状況でございます。一方、熊本県側の「有明海沿岸道路2期」につきましては、有明海、八代海の両沿岸地域の相互連携を目指し、熊本天草幹線道路や南九州西回り自動車道など、一体的にネットワークを形成する路線として平成10年6月に「候補路線」に指定をされました。このような中、平成10年に関係自治体を中心に「有明海沿岸道路建設促進熊本県期成会」、また平成24年には、荒尾・玉名地域の経済団体を中心に、「有明海沿岸道路荒尾・玉名地域整備促進期成会」が設立されました。これまで本市も毎年これらの期成会で各自治体の首長や議長とともに政府や国土交通省に要望活動を行なっているところでございます。このような要望活動が功を奏しまして、平成25年5月に大牟田市の三池港インターチェンジから長洲町までの区間につきまして、事業化に向けた調査であります計画段階評価に入るなど、大きな進捗が図られております。今後とも、全線が計画路線へ早期に指定されるよう、県の期成会を通じて国に働くとともに、三池港インターチェンジから長洲町までの区間につきましては、国道501号線へアクセスすることで物流の時間コストの低減や国道208号線などの混雑緩和に資することなどから、「荒尾・玉名地域整備促進期成会」と連携を図りながら、整備の早期実現に向けて、国や関係機関に積極的に要望活動を行なってまいりたいと考えております。

次に、未着工都市計画道路についてお答えをいたします。本市の都市計画道路は20路線で、総延長は48.58キロメートルが計画決定をされております。そのうち平成25年3月末現在で、改良済み延長と概成済み延長を合わせると、合計で32.

13キロメートルがほぼ完成をいたしてございまして、整備率は総延長の66.1%でございます。現在、市内を南北に結ぶ路線につきましては、平成18年の「新玉名駅周辺地域等の整備に関する県市協定」の中で、都市計画道路の岱明玉名線や玉名駅平嶋線等を南部方面からの市中心部への重要なアクセス道路として位置づけております。この中で岱明玉名線につきましては、平成30年度の全線供用開始を目標として整備を進めているところでございます。またJR玉名駅と国道208号玉名バイパスの山田地区を結びます玉名駅平嶋線につきましては、平成23年に国道208号玉名バイパスと築地立願寺線の一部が開通をいたしてございます。残りの区間につきましては、この道路と平行し、県と市で取り組む境川改修により拡幅整備される市道の利用状況を見ながら考えてまいりたいと考えております。

次に、現在未整備の都市計画道路に関しましては、熊本県が中心となって、近隣の荒尾市や長洲町と本市で、広域的な視点による都市計画道路の検討を行なっている状況でございます。平成23年の国道208号玉名バイパスの全線開通により、都市の環境や交通の状況も少しずつ変わってまいっております。これらのことや道路の必要性、あるいは有効性、緊急性なども考慮しながら、今後も都市計画道路につきましては、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 西川議員の新庁舎での太陽発電設備に関する質問にお答えをいたします。

太陽光発電に関しましては、先ほど議員がおっしゃるとおり本市の総合計画後期基本計画における重点施策として、「新エネルギーの導入の推進」を掲げ、住宅用太陽光発電の設置支援、一般家庭への補助を実施しているほか、幾つかの公共施設への設置を進めております。これまでの公共施設への設置事例であります。静光園老人ホーム、横島の総合保健福祉センター「ゆとり一む」、岱明のふれあい健康センターの3カ所のほか、19校の小・中学校に設置をしております。しかしながら新庁舎においては、太陽光発電設備を設置する計画はございません。新庁舎の屋上には小・中学校などの屋上とは違いまして、電気・空調の機械類や防災関係のアンテナ等の設備を設置するスペースがかなりの面積を占めることになり、残りの一部に太陽光発電設備を設置することは可能ではありますが、期待されるほどの効果が得られないため、設置を見送ることといたしました。設置に当たっての財源面で申しますと、平成22年度に実施をいたしました小・中学校の場合は、文部科学省と総務省からの補助があり、市の負担が事業費の5%程度であったのに対して、市役所庁舎の場合は全額

市費で負担することになり、設置段階での工事コストも割高になることから、太陽光発電により受けられるメリットが少ないために設置を見送ったものでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 建設部長 坂口信夫君。

[建設部長 坂口信夫君 登壇]

○建設部長（坂口信夫君） 西川議員御質問の新庁舎関連施設についての中のアkses道路についてお答えをいたします。

平成25年3月に都市計画道路立願寺横町線が全線完成をいたしました。この道路は高瀬地区と玉名温泉を結ぶだけでなく、沿線にある新庁舎や国の合同庁舎、市民会館、博物館などが立地します地区を貫く幹線道路として、また新玉名駅へのアクセスルートとしても重要な路線でございます。議員御質問の「新庁舎周辺へのアクセス道路」につきましては、以前に「新玉名駅周辺地域等の整備に関する県市協定」の中で、新玉名駅周辺へのアクセスを目的とした長期構想の道路として立願寺横町線と市道の寺町大坊線が玉名バイパスと交差する部分について、検討を行なった経緯がございます。今後、新庁舎ができますと周辺の土地利用や道路交通のありようも大きく変わってくると思われまますので、これらの変化に対応し、新庁舎へのアクセスがさらに容易になるよう、道路網の検討を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） どうも答弁ありがとうございました。

まず、沿岸道路につきましては、私は初めての議員ですので、今までの経緯がわかりませんが、ぜひ私たち議員団のほうもですね、じゃんじゃん使っていただいて、市長が思っておられる対応ということで、私たちも陳情にどしどし行きたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、計画道路につきましても岱明のほうも国道501号線から国道208号線、先ほどあったような長洲町とか荒尾市との境もありますけども、ぜひ早期開通をするようにお願ひしたいと思ひます。太陽光発電についてはよくわかりました。市でする分、それを民間のほう、市民の皆さま方へ逆に還元をしていただきたいと思ひます。またアクセス道路につきましても、ぜひ検討していただきたいというふうに思ひます。

続きまして、学校職員による公金横領等発生に対する原因と、再発防止策について質問いたします。昨年、学校職員による公金横領が発生いたしました。個人的には原因があったとは思ひますけれども、横領した事実は大変残念なことであります。また

公私に関係なく、絶対やってはいけないことであります。中には「返したけんよかじやなかかい」という考えもちよっと聞きました。これはもう本当に一番恐ろしい考え方であると思います。またこの事件の発覚は、発生職場からの発覚ではなく、以前同じ職場で働いていた、同じく横領した職員のメールから発覚をしたということでした。今後、このようなことが発生しないようにどのような対処をされたか。また今後どのように対処されるか質問をいたします。

一つ、ここでお願いがありますけれども、市の職員の方々には、他団体の事務の担当を直接行なっている場合があると思います。このようなことが原因で、逆に行政のほうから他団体の事務を、一切手を引くというふうなことがあるかも知れません。行政サービスという観点から、これは逆行すると思いますので、これを原因に他の団体の事務を引くというようなことは、極力考慮して、継続していただきたいと思いません。

続きまして、玉陵中学校区6小学校統合に伴い廃校になる校区におけるプロジェクトということで、私がちょっと、市長が「輝け玉名」ということを言われていますので、「輝く校区づくりプロジェクト」というような、ただ名称をつけましたけれども、教育委員会を超えた、新しい地域づくりの組織をつくっていただきたいというふうなところで質問をいたします。今定例会の中でも大きな問題の一つでもある玉陵中学校区6小学校の統合ということであります。先日、玉名市内の小・中学校のPTAの役員さん方と文教厚生委員の意見交換会を行ないました。その中で、ある小学校の役員の方が涙を流して絶句されました。「わが子に多くの友だちをつくりたい」と、「しかし、今のような状況ではそれができない」と、「来年は新入生がゼロ、全校生徒が15名と、1クラス2名の学年もある」というふうな話を伺いました。後日、校長先生のお話を伺いましたけれども、「サッカーどころかバスケットもできません」と、「学力は先生方の努力もあり、また手が行き届くということがあって、あまり問題は逆にありませんが、集団的な行動の体験ができない」という切実な話を伺いまして、私もジンとききました。

ところが逆に、「小学校がなくなって地域のコミュニティがどうなるか」、「過疎化が進むのではないか」本当に心配されている校区もあります。また今の学校の規模から、「子供たちには、それほど今現状として悪影響はない」と感じられている校区があります。児童がいなくなり早く統合を願う校区と、統合により小学校がなくなること、地域が活力をなくすと危惧されている校区、それぞれの思いがあることがひしひしと感じられました。116名の新しい学校づくり委員会やその中の部会の中で話し合いはなされておりますけれども、まだ十分ではないように思われます。また第6回の新しい学校づくり委員会の資料を拝見しましたがけれども、土地面積はともかく、

小学校の体育館、またプール等の施設があまりにも狭く、6校を1校に統合し小中一貫も加味した施設一体型のモデル校として考えておられるこのモデル事業に対しては、この規模は全く貧弱でもあり、ほかに模範になるようなモデルではないと思われます。

このような中で、提案をいたしますけれども、高崙市長の「輝け玉名「戦略21」」ではありませんけれども、地域の意見を集約するために、教育委員会を超えた廃校になる校区において、玉名市役所の全部署を入れた「輝く校区プロジェクト」これは私が一方的に考えた名前ですけれども、このような地域と全市的な組織づくりを早急につくっていただきたいと思います。そして合併するときには、統合するときには、地域が一番盛り上がった時点で統合ができるような、そういう組織づくりをしていただければどうかというふうに思います。市長の所見をお願いします。

また先ほど申しますけれども、切実に思っておられる学校があります。この学校は平成30年度から6校が1校に統合されるという条件から、事前には統合しないと判断をされました。この校区2つほどありますけれども、この方々には再度、話し合いをしていただいて、早期に統合ができないか、2校を1校に統合する案を市のほうから提案すべきではないかと思っておりますけれども、合わせてこの御意見をお聞かせ願いたいと思います。それから遅くなりましたけれども、来年度の計画の中では、教育委員会の中で補助委員の増員をされて、それぞれ複式学級は解消できませんけれども、子供たちへの対応をされるということにつきましては、本当にありがたいことだと思います。

以上、質問いたします。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） おはようございます。西川議員の学校職員による公金横領等に対する原因、そして再発防止策ということの質問にお答えしたいと存じます。

今年、平成26年1月7日に睦合小学校の校長に対しまして、懲戒免職処分が下されました。本件は、学校の書庫に保管してあった修学旅行積立金や部活動費を初め、外部からの補助金等を勝手に持ち出して、一時的に自己の借金の返済や生活費に充てるなど、児童及び職員を監督指導する立場にある校長、そして公務員としての信頼を著しく低下させるものでありました。

この事件に関しまして、校長本人が懲戒免職、教頭として事故を起こしたときの上司である当時の校長が減給処分、校長に仕えていた教頭が口頭訓告という形で県教育委員会から処分がなされました。服務監督を行ってきた玉名市教育委員会としまして、本件事故の発生を防げなかったことに対しては大変申し訳なく、深く反省してい

るところであります。まことに申し訳ございませんでした。

これまで、校長会を初め、各種研修会で、適宜事例を挙げながら不祥事防止に取り組み、各学校においてトップダウンの指導のみならず、一般職員からのボトムアップの研修を行ない、危機意識を高めてまいったところでございます。この会議、研修で学んだことを広く職員に周知徹底を図ってきたところでございますが、不祥事防止の牽引役である校長みずからが、事故を起こすはずがないという過信があったことは確かであります。この点につきましては、職員の適正なサービスを監督、指導する教育委員会の教訓として、強く胸に刻み、二度とこのようなことが、事故が発生しないように取り組んでまいりたいと考えております。

今回の事故を分析してみましたけれども、大きく物理的要因と、心情的要因があったととらえております。まず、物理的要因としましては、学校の位置する地理的な条件や金融機関の有無などによって、徴収金を保管しなければならなかったことと、書庫、学校の校長室等に、鍵付きの大きな、学習指導要領などをずっと蓄えておきます書庫があります。これは金庫のようになっておるわけですが、それを書庫といいますが、書庫の鍵の管理や、監査の回数や内容点検の甘さがありました。一方、一部の職員には心情的要因としまして、一時的に借用しても支払いに間に合うように返金すれば、法に触れないのではないか、という「リーガルマインド」、つまり正しい法的思考力が欠如していたということ。それから法令順守、つまりコンプライアンスの意識の低さ、これがあったととらえております。

事故を防止するための具体的な取り組みとしまして、市の教育委員会としては、さまざま異なる学校の条件がありますので、それぞれに連携して、そして現時点でとり得る最善の方策を検討いたしました。その結果、学校で集める金銭の管理方法につきまして、原則として現金で保管することなく、金融機関に口座を開き、管理職や事務職員の協力のもとに支払いを済ませる方法をとるということがまず一つあります。一方、保護者から業者への直接の支払い方法、各家庭の口座からの引き落としの方法をとる学校もあります。さらに文書等を保管すべき書庫が金庫代わりにならぬように、また勝手に開けることができないように鍵の管理者を限定し、管理することといたしました。今回の事故では、年度末等の会計監査が十分機能していなかった点も原因として浮かび上がりましたので、年に1度ではなく定期的に、しかも複数で厳正に実施することといたしました。また現在行なわれております事務の共同実施や今後組織されます事務センターの中で、さらに安全で効率的な公金監理ができるよう検討してまいります。

今後は、今回の事故を契機に学校が対応方法を見える形にした「公金管理対応マニュアル」を職員すべてが共通理解し、徹底して守っていくことで、他の事件、事故を

含め、不祥事ゼロを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 西川議員の質問の玉陵中学校区の6小学校統合に伴い、廃校になる校区における、教育委員会を超えた「輝く校区づくりプロジェクト」についてのお答えをいたします。

議員御提案のように、学校がなくなる5小学校区につきましては、地域コミュニティとして活性化の方策を考えていかなければならないということは十分に認識をいたしております。現在は、関係する6課で構成をいたしております「庁内跡地利用検討会議」を組織しておりますけれども、地域活性化対策においては、個別に関係各課と協議を行ないたいと考えておりますが、これらの進め方では関係各課が多岐にわたり今後は教育委員会を超えた全庁的なプロジェクト組織の設置も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） どうもありがとうございました。

まずは教育委員会のほうですけれども、これは、もう一時借用してもあとから返せばよかと、その気持ちをやっぱり払拭することが一番大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、学校のほうですけれども、市長のほうから、全市を含めたところの新しい組織体をつくる検討をするというようなところのうれしい意向をいただきましたので、早期に実現をしていただくように願ひたいと思います。

それでは最後に、副市長、教育長の人事について質問をいたします。

副市長、教育長の任期は3月25日であります。現在、副市長職は空席であります。二人の方の人事について、高崙玉名市長が選任される方ですので、すばらしい方であるとは思いますが、私は新人であり、提案から承認まであまり時間的に短すぎるとなかなか判断をするのも難しい状況になります。早い上程を希望いたしますけれども、市長としてはいつ上程される予定かお聞きします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 西川議員の副市長、教育長の人事についての質問にお答えを

いたします。

副市長、教育長につきましては、今月末におきまして任期を残すということで、また提案をいたすというようなことで、昨日の城戸議員の質問の中でも要望がございました。私といたしましては、できるだけ早い時期に皆さんにお知らせをして提案したいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） 本当にできるだけ早くお願いいたしたいと思います。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

引き続き、11番 横手良弘君。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） 微妙な時間になりました。それでは市民クラブの横手でございます。昨年の選挙におきまして市民の皆さま方の本当に暖かい負託を受けまして再度このように議場で、発言の機会をいただいたことに感謝をしながら早速一般質問に入りたいと思います。

今回の私の質問は、大きく3項目を上げております。まず、その中で最初に、Windows XPのサポート終了についてでございますが、このことについては、ずっと以前から騒がれていた問題ですが、いよいよその期限が近づいた感がいたします。今やパソコンは1人1台の時代であり、仕事はもちろんですが、私的なスケジュール管理や体調管理にも大いに役立っている人が多いのではないのでしょうか。パソコンを初めとするハードウェアに寿命があるように、OSにも寿命があり、それには開発された企業によりセキュリティの更新プログラムが常にリリースされているのですが、今回、このXPについても全世界で最も多く出回り、一般的に利用されていたので、今までも何度となくサポート終了が延長されてはきていたのですが、いよいよその最終期限が近づいております。このサポート終了をなぜ気にしなければならないのか、私が説明するまでもございませませんが、これが終了するとどのようなことが起きるかという、今までに通常に使用していたパソコンが、サポートが切れることにより、現在の10数倍ぐらいの確率で、ウィルスに犯される危険性が高くなるということがあります。現に今年の2月11日の日経新聞にも国内外から日本の政府機関、大学、企業などに向けられたサイバー攻撃関連の通信が、昨年1年間になんと、少なくとも約128億件あったことは、10日の東京独立行政法人情報通信研究機構の解析でわかったと載っております。2005年の調査開始以降最多で、攻撃の活発化を裏づけ

たとありました。現在、このように国内外からいろんな機関にサイバー攻撃が行なわれていると考えられます。実際、アメリカのあのペンタゴンにも数多くのサイバー攻撃があつているといわれております。

かれこれ、今から5年位前になりますが、実際、私の家で使用していたパソコンにもウィルスが進入したことがありました。そのときそれを専門の業者に出してフィルターにかけ、ウィルスを取り除いてもらったことがありました。そのときの値段は新しいパソコンを買いかえるよりもずっと高くついたことを覚えております。このように一旦サイバー攻撃によるウィルスが進入すると、まともにパソコンが機能しないだけでなく、データの詐取や破壊、改ざんなどを行なったり、システムなどが機能不全に陥ったりします。このようなことが本市のサーバーやパソコンに進入するようなことがあつては大変なことになりますし、もちろんあつてはならないのですが、そこで質問いたします。

1番目、今までに、このようなサイバー攻撃を受けたことがあるのか。2番目、また、あつたとしたら年間、月間でも結構ですが、何回ぐらいあつたのか。3番目、今後も考えられるサイバー攻撃に対して、どのような対策を考えておられるのか。4番目、本庁舎のパソコンはサポート終了に対して、どのような対策を考えておられるのか。5番目、現在職員のデスクで使用しているパソコンの情報管理は徹底されているのか。以上、5項目についてお答えをよろしくお願いいたします。

次に、本年度4月から消費税が5%から8%に引き上げられることに伴い、今議会の条例の中にも上下水道の料金や各施設の利用料金などの見直しについて条例案件がそれぞれに提案されておりますが、今議会の議案の中に、市民課で、それぞれが手続きをする各種証明書発行するものに対する記載がなされておりましたが、その辺の対応はどうなっているのかお伺いいたします。

以上、2項目の質問をお聞きしたあとで、次の質問に入りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 横手議員のWindows XPのサポート終了についてお答えをいたします。

まず、第1点目でございますけども、今までにサイバー攻撃を受けたことがあるのかとの御質問について、現在、ホームページの公開や外部とのメールの送受信などで、インターネットへの接続を行ない、運用を行なっているところでございます。このインターネットを經由し大量の情報を送信し、サービスの提供を停止させるDOS攻撃やホームページに公開しております各課等代表メール宛に送信されるウィルス攻

撃などのサイバー攻撃を受けております。

2点目にどれくらいの件数の攻撃を受けているのかということですが、大量の情報を送信し、サービスの提供を停止させるDOS攻撃につきましては、昨年の4月から今年の3月初旬までの件数でありますと、約4,600回の攻撃を受けております。

第3点目としまして、今後のサイバー攻撃への対策についてであります。インターネットなど外部から市ネットワークへ侵入し、不正アクセス、改ざん、破壊などを防ぐシステムとして、ファイヤーウォール、防火壁といいますけれども、これを設置し、外部からのデータを監視し、不正なアクセスを検出、遮断しております。またインターネットの閲覧やメールの送受信において、内部へ通過してくるデータにつきましては、専用監視装置により監視を行ない、ウィルスが含まれていると削除する仕組みを構築しまして、対策を行なっております。今後もさまざまな脅威が想定されますので、引き続き脅威への対策を行ないます。

4点目のWindows XPのサポート終了に対する対応でございますけれども、現在、住民票などの証明書発行や税情報の管理などで利用する基幹業務システムなどの業務においてWindows XPのパソコンを使用している状況でございます。基幹業務システムは平成23年度の入替えから運用を行なっておりまして、この基幹業務システム用サーバー機器の保守が平成27年度に保守期限を迎える見込みであるため、昨年、基幹業務システム選定委員会を設置いたしまして、更新方法などの検討を進めているところでございます。この基幹業務システムの一部はこれまでWindows XPでしか対応してないため、パソコンの更改を控えておりましたが、業務システムのWindows 7の完全対応が可能となりましたので、平成26年度当初予算におきましてWindows 7対応のシステム改修経費、並びに職員用パソコン430台の整備費を計上し、Windows XPにおけるサポート終了の対応を予定しております。

5点目に職員が使用しておりますパソコンの情報管理についてでございますけれども、玉名市情報セキュリティ規則、並びに玉名市情報セキュリティ対策基準を定めまして運用を行なっております。この規則、基準につきましては、市の情報セキュリティに関する基本的な事項について、総合的、体系的及び具体的に定めることにより、情報資産の適切な管理を図り、市民の生命及び財産の保護、個人情報の保護等を万全とし、安定的な行政サービスを維持することを目的として、平成20年4月1日より施行をしているところであります。また取り組み状況といたしましては、毎年5月ごろに情報セキュリティ委員会の開催、全職員、臨時職員などに対し、セキュリティ自己点検の実施でありますとか、各課、局より選出された職員に対する研修等を実施し

まして、法令順守の徹底を図っているところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市民生活部首席審議員 本田優志君。

[市民生活部首席審議員 本田優志君 登壇]

○市民生活部首席審議員（本田優志君） 横手議員御質問の、消費税アップに対する各証明書の取り扱いは、についてお答えいたします。

来月4月から消費税が8%へ引き上げられます。本市におきましては、住民票、税証明などの各種証明書の発行を行っておりますが、証明書は玉名市手数料条例の中で、それぞれの金額が定められており、相当額を申請者から徴収しております。戸籍関係につきましては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により、全国的に標準金額が示されており、この政令に基づき、玉名市手数料条例に反映させております。

これらの手数料は消費税法第6条の中で、「地方公共団体の法令に基づく手数料」は非課税であるとされております。また、「これに類するものとして政令で定めるもの」についても同様に非課税とされております。したがって、消費税アップに対する各種手数料の値上げは行わず、4月以降も現行どおりの運用を行ってまいります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 横手議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時01分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 横手良弘君。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） それでは午前中に引き続きまして、一般質問を続けたいと思います。午前中に答えをいただきましたので、どぎゃんこつだったかなと思いつつながら頑張っていきたいと思っております。

お答えは本当にありがとうございました。先ほど答弁の中に、玉名市に昨年1年間で、約4,600回ものそれらしきアクセスがあったということでございましたけれども、やはり意外ともうちょっとあるんじゃないかなと、自分的には思っていたんですけども、それにしても、1日10件以上のそれらしきものがあったということで、本当にいろんな、住民基本台帳とか等々ありますので、その辺に関しては、非常

に大変だとは思いますが、今後も、本市においてはちゃんと今できることの最善を、尽くしていただきまして、そういうウィルスが進入しないことをお願いしておきたいと思います。現在、パソコンはなくてはならない品物でありまして、これが使えなくなると毎日の仕事が前に進まないことにもなりますので、よろしく今後も対策と整備のほうをよろしくお願いしておきたいと思います。

そこで再質問ですけれども、本庁に関しては十分な措置が取られているということでございましたけれども、市役所にはまだ数多くのですね、出先機関等々があると思います。例えば、小中学校とか保育所、それに桃田の体育館、各給食センターなどなど、そしてそのほかにも社会福祉協議会とか自治振興公社、シルバー人材センター等々あると思いますけれども、その辺に関しましては、どういうふうになっているのか再度お伺いしたいと思います。

それでは次に続きましていきたいと思います。

平成26年度当初予算について質問をいたします。今回、総務課の位置づけで防災対策事業として「津波ハザードマップの作成業務委託費」として489万円の計上がありますが、このことについてお尋ねいたします。

早いもので平成23年3月11日におきました東日本大震災が発生して、早3年がたとうとしております。いまだに復興はなかなか進んでいないように感じておりますが、当時、1万5,884名ものとうとい命が奪われ、そしていまだに行方不明の方が2,640名にも及んでいるとお聞きしております。以前、私が岩手県の陸前高田市や宮城県の気仙沼市を訪れたときは、震災が発生して7カ月がたとうとしていたときにございました。仙台空港におり立ち、レンタカーを借りて被災地を回ったのですが、そのときは高速道路もまだ波打っている箇所も何カ所もありました。それに低い土地では道路も冠水しているところも数多く見受けられました。また被災した家などもそのままの状態、車は集積場に高く積み上げられたままでした。テレビで見ているのと実際現場に入り、その場に立ってみるとなんともいいようなない感情がこみ上げてくるのを感じたものでした。今でもそのことは鮮明に覚えております。あの時は、場所によっては波の高さが10メートルを超える大津波が押し寄せたとお聞きいたしました。湾の入り江のところでは狭くなって、波が集まってくるところでは最高40メートルを超えたという箇所もあったそうでございます。現在も南海トラフを震源とする東南海地震が予想されています。まさにあのような大惨事がいつおきてもおかしくないと言われていると思います。そうなったときは、本市でもその余波を少なからず受けると思いますので、今回の津波ハザードマップ作成はぜひとも早いうちに作成をしていただきたいものであると思います。

そこで質問ですが、1番目、これは以前、市が防災用の地図を作成していたと思

ますが、そのときのものとはダブっていないのでしょうか。2番目に、もしそうでなければ、あのときの地図に重ね合わせればいいのではないのでしょうか。3番目、また今までに本市の高低差の地図データがあると思いますので、それと単純に重ね合わせるわけにはいかないのでしょうか。以上、3点について御所見をお伺いいたします。

次に企画経営課の地域づくり事業の中に、「地域おこし協力隊事業」として予算が今回計上されておりますが、この事業は具体的にはどのような内容なのかお示しをお願いいたします。1番目にどのような年齢層でつくろうと思われているのか。2番目、性別に関係があるのか。3番目、校区や地域を限定するものなのか。4番目、任期などを設けているのか。5番目、現在、各地域で各種のボランティア団体があると思いますが、それらとの線引きはどう思われているのかお聞きいたします。以上の項目について、よろしく回答のほうをお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 横手議員の再質問にお答えをいたします。

まず、学校、保育所、その他外局施設のセキュリティ対策についてお答えをいたします。玉名市情報セキュリティ規則、並びに玉名市情報セキュリティ対策基準につきましては、市職員、保育所、臨時職員、市立小・中学校の教職員を含め対象としております。行政機関同様、法令順守の周知、徹底を図っているところでございます。

また、社会福祉協議会、自治振興公社、シルバー人材センターなど機関につきましては、独立機関でございますので、それぞれの機関において対策を講じることになります。なお、学校等に設置してあります行政用のパソコンについては、今回の整備台数の中で入れかえを予定しておりますし、教職員のパソコンにつきましては、平成25年度から教育委員会で計画的に入れかえを行なっているところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 横手議員の防災対策事業についての御質問にお答えをいたします。

平成26年度当初予算案として計上しております防災対策費の津波ハザードマップ作成業務委託につきましては、先の東日本大震災の教訓を受けて、熊本県が布田川・日奈久断層帯を中心に最大震度7の地震による津波被害の想定結果報告をもとに、「熊本県地域防災計画検討委員会」に設けられました「地震・津波被害想定検討部会」で分析、研究が行なわれまして、平成25年3月に最大クラスの津波に対して、総合的防災対策を構築する際の基礎となる、津波浸水域の想定内容が公表されたとこ

ろでございます。

本市における被害想定につきましては、最大震度6弱、最大津波高3.6メートル、津波による浸水面積は、市全体の約2割に相当します2,900ヘクタールと公表がされました。このようなことから、公表された玉名市に係る津波浸水域の想定内容を参考にし、情報を分析、研究し、津波被害に対する市民の皆さまの意識啓発のために、新たに玉名市津波ハザードマップの作成に取り組んでまいります。

また、ほかのハザードマップにつきましては、平成22年に大雨で川が増水し、堤防が決壊したときの浸水の状況を予想し、浸水の深さを地図上に色分けして示した「玉名市洪水避難マップ」や大きな地震が起きたときに、地域がどれぐらいの揺れか市民の皆さまに知っていただき、建物の耐震化や家具の転倒防止など、日ごろから地震災害に備えていただくことを目的に作成した地震防災マップ等を作成し、全世帯に配布をしたところでございます。このようにハザードマップは自然災害による被害を予測し、その範囲を地図化し、それぞれの自然災害の形態によってデータの調査分析により作成するものでございます。

議員御指摘の3種類のハザードマップを一つにまとめてするかどうかという御質問ですけれども、そうするとかえって見にくい場合も出てきますので、今回は一部を除き津波を想定したマップを作成するように計画をしているところでございます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 横手議員の今年度予算についての2番目、地域おこし協力隊事業についてお答えをいたします。

初めに、地域おこし協力隊の概要でございますけれども、平成21年3月に総務省において要綱が整備されまして、「地方の多種多様なまちづくりの担い手となる人材を都市部から受け入れる」という制度でありまして、地域おこし協力隊の隊員となる条件といたしましては、3大都市圏や政令市の在住者を対象としており、受け入れ側の地方自治体は要綱等を整備し、委嘱状の交付等により委嘱することが必要でございます。また隊員は委嘱されるに当たって、活動する市町村に住民票を移して、移住することも条件でございます。この地域おこし協力隊制度を活用した場合には、国からの財政支援として、隊員1人につき報酬等で年間200万円、活動経費として年間200万円、合わせて400万円を上限に、最長3年間にわたり特別交付税措置があります。

平成25年度の導入状況でございますけれども、全国では4府県、314市町村で978人、県内では天草市、上天草市、和水町、甲佐町など2市5町で10人の隊員が活動を行っております。本市では、合併後に取り組みが始まりました薬草を活用し

たまちづくりを支援するために、地域おこし協力隊制度を活用しまして、隊員二人を1年更新で、最長3年間、特別職の非常勤職員として雇用する予定でございます。薬草を活用したたまちづくりにつきましては、市民有志による「小岱山薬草の会」を中心とした活動によって、その取り組みが全国的に注目されている一方で、足元の市内におきましては、家庭等への普及が停滞していること、栽培地の確保を初めとした生産体制が不安定であることなど、課題の解決に向けて、この制度を活用しましてさらなる活性化を目指すものでございます。

隊員につきましては、今後、性別、年齢層などの詳細をつめまして、26年度に入ってから、3大都市圏等の住民を対象に募集を行ないまして、面接等の選考を経て、隊員を決定し、9月から活動を開始するスケジュールを想定しております。

最後に、地域おこし協力隊は、薬草を活用したたまちづくりの支援に従事することから、「小岱山薬草の会」や、薬草園を整備して薬草茶を製品化しております小天東校区の「上古閑宝探し委員会」を支援するほかに、さまざまなたまちづくり団体、ボランティア団体とともに積極的に連携協力して活動することといたしております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 11番 横手良弘君。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。先ほどの解答の中にもありましたように、毎年5月にセキュリティに関する研修を行なっているということの話もありましたし、今、学校の先生等々はかなりお仕事等々も忙しくて、自分の家に、仕事を持って帰って、家のほうの自分のパソコンでも仕事をされている人もおられるかと思えます。本庁の職員に関しましても、仕事が時間内に終わらなくて家のほうに持ち帰って、それを仕事をされて明るく日来られている方もおられるかと思えます。そういうときに私が聞いたところによりますと、普通USBに落として持って帰るわけですね、データを。そのUSBに落としたときのそのUSBメモリの中にも、ウイルスが入り込むということがあるということをお聞きしておりますので、今後、学校の先生方々、そしてまた職員の方に関しましても、十分その辺の御配慮のほうは、よろしく願いしておきたいと思えます。

それと、地域おこし協力隊事業の件なんですけれども、地域おこし協力隊事業というのは、先ほどの話によりますと何か200万円、200万円で年間400万円、それに、またそれが3年間継続されるということでございますので、これは今、今回も多くの議員の方から質問が上がっておりますように、玉名市に対する定住化事業としても、かなりいい事業ではないかなと思えます。ですから今後、この辺は宣伝をされて、ぜひ1人でも2人でも多くの方が、玉名のほうに移り住んで、こういう事業を利

用して、1人でも玉名の市民の方がふえれば非常にうれしいことかなと思っております。

それともう一つ、ハザードマップの件なんですけど、これはよくわかりました。以前のやつと簡単に私はダブってつくればいいのかなどというふうに思っておりましたけれども、やはり市民の方が見やすいように、我々は別に新しくまたつくるんだということを部長のほうから答弁がありましたので、ぜひともですね、先ほど言いましたように南海地震の今、いつ起こってもおかしくないということが叫ばれておりますので、ぜひ早いうちに、このハザードマップのほうはつくっていただきたいと思えます。

以上、私の注文も入れたところで、今回の一般質問にかえたいと思います。お世話になりました。

○議長（作本幸男君） 以上で、横手良弘君の質問は終わりました。

2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） こんにちは。昼のですね、眠い中、私も初めての一般質問精いっぱい頑張っていきますので、よろしくをお願いします。

先ほど、議長より登壇の許可を受けました。2番、無党派、新人の多田隈啓二です。

昨年、10月20日の玉名市議会議員選挙において本当に皆さんにですね、お世話になりました。この場を借りて、お礼を申し上げます。皆さんの声を市政に届け、玉名市の発展のために精いっぱい私も頑張っています。初めてでとても、とても緊張しておりますけど、どうぞよろしく願いいたします。

それでは通告により一般質問に入らせていただきます。

本市地域公共交通につきまして、まず（1）公共交通の利用者数の維持及び交通システムについて、（2）デマンド型タクシー（予約制乗り合いタクシー）の利用状況、（3）停留所の問題について、（4）利用者アンケートについて、（5）公用車に電気自動車の導入検討は、について、5点質問させていただきます。

まず、その中において（1）、（2）を質問させていただきます。

本市の地域公共交通について、宅地、郊外化により地域の移動手段となるバスは、各地で多数の路線が廃止されており、高齢者、交通弱者の移動手段の確保が困難になるとともに、地域の活力維持にも支障を来しております。こうした中、地域交通の活性化及び再生に関する法律の施行により、市を中心とする地域の仕組みが整備され、予算による新たな支援制度が創設されたところであります。現在、全国各地で同法に基づく地方公共交通総合連携計画をベースとした各事業が実施されているところ

であり、これに対する期待は本当に大きいものだと思います。そこで交通に関する新たな技術、システムも開発されており、それらの導入が地域交通の活性化再生の可能性があると思います。ぜひ本市においても、玉名市らしいシステムをつくっていかねばならないと思います。どう思われますか。また、玉陵中学校区小学校統廃合において、スクールバスの交通システムも考えてもらいたいです。

一方、本市の地域交通総合連携計画の概要版が平成25年3月に出されており、目標に書いてある路線バス、乗り合いタクシーの利用者の維持において、5年後現状維持のままとなっておりますが、玉名市の人口推移において、65歳以上の人口が5年後は今より1,130人多く、約2万2,000人、10年後今より1,315人多く、約2万2,200人、高齢者がふえると思われるため、利用者数も増加されると思います。もう一度目標が見直す必要が、あるのではないのでしょうか。

次に、乗り合いタクシーの利用状況について、現在、多くの自治体においてデマンド交通運行が行なわれています。運用するために必要な区域運行許可を受けている市町村は、全国で160を超えております。本市においても3つの乗り合いタクシーがあり、平成18年12月1日みかんタクシーが運行開始され、続いて平成25年10月1日にいちごタクシー、しおかぜタクシーが運行しております。現在の利用状況はどのようになっていますか。

以上、2点の質問をいたします。答弁よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 多田隈議員の本市地域公共交通についてお答えをいたします。

まず、玉名市地域公共交通総合連携計画の目標に掲げた、公共交通の利用者数の維持についてでございますけれども、本市における路線バスの利用者につきましては、自家用車の普及に伴い、年々減少傾向が続いております。このため、昨年度市民にとって利用しやすく、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系を構築する目的で、玉名市地域公共交通総合連携計画を策定いたしました。この計画の中で、4つの基本方針に基づく10の事業を実施することで、路線バスの利用者減少に歯どめをかけ、乗り合いタクシー等の新たな事業展開による利用者増を図ることで、計画最終年の平成29年に現状の年間利用者数、約95万人を維持するという目標を掲げたところでございます。

また、市内全体の公共交通網の整備につきましては、玉名市地域公共交通総合連携計画を基本に、小中学校の統廃合に伴いますスクールバスの導入も視野に入れながら、総合的に検討をしまいたいというふうに考えております。

次に、いちご、しおかぜ、みかんタクシーの利用状況についてでございます。昨年、10月から運行を開始しておりますいちごタクシーとしおかぜタクシーが平成26年1月末までの4カ月間で、いちごタクシーが1,611人、1日当たり14人です。しおかぜタクシーが1,815人、1日当たり16人でございます。みかんタクシーにつきましては、平成25年4月から本年1月末までの利用者数が2,327人、1日当たり8人というふうになっております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

いちごタクシーで、4カ月間で1,611人、しおかぜタクシーで1,815人。みかんタクシーは9カ月で2,327人とお答えいただきました。ありがとうございます。運行事業者へ市から補助金が、走行距離に関係なく、1日3万2,000円という高額な金額が支払われております。この3万2,000円といいますと、いちごタクシーにおいては、月に約82万円、年間で、984万円かかっております。しおかぜタクシーさんでいけば、月にやっぱり81万円、年間で972万円かかっております。この金額と、みかんタクシーを合わせますと、大体2,100万円ぐらいの年間乗り合いタクシーにかかっております。この、金額として、やはりこれは民間委託がすべて安いじゃなくて、やっぱり共存していかなければならないという意味もわかりますけど、やはり、普通の市民目線で考えれば、すごく高い金額じゃないのかなと、タクシー1台と人員1人において、80万円、月にかかっているという状況は、もう少し見直していく必要があるんじゃないかなと思っております。ぜひ、その辺も考えていてもらいたいと思います。

それでは次に、質問をさせていただきます。次に、停留所問題について、今の引き続きの話になりますけど、本市では六田、玉名駅、玉名中央病院、玉名市役所の4つの停留所があります。停留所から停留所の間に下車できないだろうか。また停留所をふやしてもらえないだろうかという声が寄せられました。例えば、眼科に行きたいときに市役所で下車し、坂道を登り、500メートル先の眼科まで歩いて行かなければなりません。足が悪い高齢者に負担が大きいので、4つの停留所の路線の区間で途中下車することができないだろうか。また停留所ゆめタウン前をふやすことはできないのか。眼科と買い物が一度に利用できるから便利だという声がありました。利用者、高齢者の声に耳を傾け、ぜひもう一度乗り合いタクシーの見直しをしていただけないでしょうか。また、まだまだ改善しなければならないと思います。

また利用者アンケートについて、乗り合いタクシーの利用者のアンケートは、どの

ような意見、どのような要望があったのか教えていただきたいと思います。

最後に、公用車に電気自動車の導入について、温室効果ガス削減を推進、率先して取り組むために、エコドライブを実践する電気自動車は、走行時の窒素酸化物や、二酸化炭素の排出がなく、騒音も大幅に低減し、すぐれた環境性能があります。この性能は今後さらに向上していくものだと思われ、本市でも率先的に導入してはどうか。また公務で1日走った車を本庁において、夜間、電気が安い時間に充電し、公用車として日常業務で利用するほか、イベントなど環境意識の普及啓発、低公害車導入促進にも取り組んではいかがでしょうか。

以上3点の質問をいたします。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 御質問にお答えをいたします。

しおかぜタクシー、いちごタクシーのエリア外の停留所、乗降場所でございますけれども、現在、玉名駅、玉名市役所、玉名中央病院、六田の停留所の4カ所に限定をさせていただいております。これにつきましては、今回の乗り合いタクシーの導入が、廃止しましたバス路線であります鍋線、横島線の代替え措置であること、それと路線バス、タクシー事業との競合を避けまして、持続可能な運転を図るということを目的としたものでございます。バス事業者やタクシー事業者等との協議の上、決定したものでございます。しかしながら、今年1月に実施をいたしましたいちご、しおかぜタクシーの利用者アンケートにおいて、乗降場所の増設や運行時間の変更、予約締め切り時間の緩和等の要望が多く見られたことや、日常的に同様の要望が寄せられているということから、今後市内全体の交通網の整備の中で検討をしてみたいというふうに考えております。

次に、公用車への電気自動車の導入についてでございますが、本市におきましては、温室効果ガス排出削減対策を推進するために、公用車の買いかえの際に次世代自動車導入の検討を行ない、現在、ハイブリッド車を3台導入をしております。電気自動車につきましては、ガソリンなどの石油燃料を全く使わず、走行中にCO₂を排出しない、環境に優しい車であることの認識はしておりますけれども、車両価格が高価であることや走行距離や充電に時間を要するなどの課題があります。このため今後、電気自動車の電池の性能改善や車両の低価格化が進めば導入を検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

停留所問題については、バス路線の一線上で行くと思われるのであれば、停留所は、昔はずっとあったもので、ただ4カ所というのは、おかしいんじゃないかなと思います。それと、その4カ所の区間の途中には、下車させていただかなければ、あまり高齢者に対して、意味のない乗り合いタクシーになってしまうんじゃないのかなという思いがあります。ぜひ、停留所をふやすか、その停留所を4区間だけでも、途中で降りられる、路線では降りられるように、検討していただきたいと思います。

それでは、あと公用車の電気自動車について、今おっしゃられたとおり、価格が高いというのがあります。今、大体300万円か400万円ぐらいかかりますので、先々に、5年後、10年後を見据えたときに電気自動車で、もう経費がかからない、そして夜間充電できる体制をとってもらいたいという思いがあります。よろしく願います。

それでは、次の質問に移ります。2ですね、小学校スクールバス運行、部活動遊具、学校給食について。（1）運行年度、運行体制、運行経費、安全管理について、（2）今後の運行業務の委託の考えは、（3）玉名市教育委員会議について、（4）学校給食の推進について、（5）小学校8人制サッカーゴールの推進について質問します。

それでは、大浜小学校スクールバス運行について、平成7年4月1日から遠距離児童、4キロメートル以上の送迎にスクールバスが運行されています。実は、バスの運転手、補助員については、大浜小学校遠距離児童の保護者がしております。この間、19年間、保護者が運転しておりました。保護者の負担は大変大きなものです。19年間事故はありませんでしたが、もし事故を起こしたときのことを思うと、胸が痛くなり、仕事をしながら朝、夕2回の送迎は大変な負担です。そのほかにも低学年と高学年の部活もあり、下校時間が違うため、何度も何度も往復しなければなりません。例えば、低学年と高学年の2人の家庭においては、朝バス補助員に乗ったあと、もう一度夕方補助員として乗り、自宅に帰り、自家用車で部活に入っていない高学年を迎えに行き、さらに部活動をしている子どもの迎えをもう一回、自家用車で迎えにいかなければならないのです。多い人ですね、4回も往復するんですよ。保護者の負担が、かなりかかっております。教育委員会は保護者の負担がかかっていることについてどのように思われますか。このままでよいと思われますか。せめて、運転手の補助員を乗り合いタクシーのような公費で負担することはできないでしょうか。

次に、玉名市教育委員会議において、学校教育の現場の職員の声は反映されているのでしょうか。審議内容、情報公開はなされているのでしょうか。議員の教育委員会議の傍聴はできるんですか。また、玉名市議会定例会のときの質問を、教育委員会議に

審議されているのかお答えください。

以上、3点の質問をいたします。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 多田限議員の質問にお答えをいたします。

大浜小学校スクールバスにつきましては、平成5年に大浜小学校保護者よりスクールバス設置の要望があり、平成6年に予算手続きをとり、平成7年4月1日より4キロメートル以上の遠距離児童を対象に運行をしております。またスクールバスの運行につきましては、大浜小学校スクールバス管理委員会に委託し、運転者につきましては大浜小学校スクールバス管理委員会にて選任をいただいております。運行経費につきましては委託料66万5,000円で、燃料代、運転士手当て、駐車場代として支出されております。その他、保険料、自動車税、車検料等は市が負担しております。安全管理の面では、大浜小学校スクールバス管理委員会で、玉名市大浜小学校スクールバス使用規定を定められており、運転手のほか助手を同乗させていることとされているなど、安全には十分注意をされております。

市としましては、これまで安全教育研修等は行なっておりませんが、今後は、警察署と連携するなど、安全教育に努めなければならないと考えております。今後の運行業務の委託につきましては、スクールバスを利用する子供たちの保護者の皆さまには、御負担をおかけするとは思いますが、玉陵中学校区でのスクールバスの検討の際に、大浜小学校スクールバスにつきましても協議をしたいと考えております。

続きまして、玉名市教育委員会議につきまして、お答えをいたします。

教育委員会議は、毎月定例会議が行なわれ、必要に応じて臨時会が開催されております。この委員会は傍聴、議事録の閲覧もできることになっておりますが、ホームページで議事録の公開はされておきませんので、今後検討が必要と考えております。

次に、学校現場の先生方の意見が教育委員会へ届いているのかということでございますけれども、玉名市立の小中学校の校長会議、教頭会議、教務主任会議、養護部会議、学校事務担当者会議が定期的に行なわれておりますので、意見等は届いていると考えております。なお、各学校においては学校で完結する内容については、校内において解決が図られ、その中でも教育委員会に知らせるべき事項については、学校長の判断で、必要に応じ相談を受けているところでございます。

また、議会の定例会の質問は教育委員会議で審議されているのかとの御質問ですが、一般的な事案につきましては報告という形を取っております。教育の基本方針にかかわるような重要事案につきましては、事前に審議をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

スクールバスについて、保護者にこのまま継続させるという、ちょっと考えがたい思いになるんですけど、今言われたとおり、玉陵中学校区小学校統廃合においてスクールバスの導入が必ず出てくるモデルケースとしてですよ、大浜小学校の、モデルケースとして何年かでもいいです。検討してもらわなければ、本当に保護者にあんだけ苦勞かけてですよ、今農業の方が多かけんですね、バスの免許も取ってもらいながらしてもらっています。本当に、このままの体制でいいのかというのが、もう寂しい限りでありますけど、ぜひ、保護者の気持ちに考えて、そして仕事をしながら、そしてパートをしながら、補助員にも運転手になっている方の気持ちを、本当に考えて、もう一回審議をしてもらいたい。これは、本当に19年間やっこここまでこれたと思います。もうこの辺で、保護者のいろいろ、安全に対する飛び出したらどうしようかなという思いを、この心配する気持ちを、教育委員会のほうで、取り払ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に、昨日、近松議員が話された、また、あとで福嶋議員が詳しく述べられると思いますが、食育について質問します。

子供たちへの食育は、成長期にある子どもにとって、健やかに生きるための基礎であり、本来は家庭が中心となっていくなのですが、食生活の多様化が進む中、十分な指導が困難な状態にも見られます。そうした状態を踏まえると、学校、家庭、地域が連帯して子供たちの食育を推進していく必要が大切だと思います。吉田俊道先生の講話を聞き、改めて子供たちの食の大切さに考えさせられました。低体温症の原因は、食生活習慣にあると主に考えられているそうです。そこで自校式学校給食において、アゴだし粉末を味噌汁に入れると、低体温症の子どもの数が減るということでした。週2回体温を測り、データをとるだけなので、モデル校を設置し、自校式学校給食に取り入れたら、子供たちが病気にかかりにくい強い体になり、医療費の軽減にもつながると思いますので、教育委員会で取り上げていただき、ぜひモデル校を設置していただきたいと思います。

次に、小学校8人制サッカーゴールについて、小学生8人制は12歳以下、財団法人日本サッカー協会、またJリーグが共同でリスペクト、リスペクトとは、大切に思うと思うこと。相手に思いやりを持つこと。精神あふれるサッカーを広め、努められておられます。8人制サッカーは、多くの子供たちが試合に出れるよう、ピッチの大

きさは大人のサイズの半分にし、自由にいつでも交代できるように、この年代においては最適な試合形成と考えられているそうです。そこで、本市における21校の小学校において8人制ゴールが設置してある小学校は10校であります。残り11校のうち、部活動がある校が8校で、ない校が3校であります。残り11校の小学校に8人制サッカーゴールが必要か聞いたところ、8校の小学校が導入してほしいと声がありました。残り3校については、生徒数が少なく、部活もないため必要ないということでした。8人制サッカーゴールが必要としている小学校には、最適な練習ができるよう、また最適な試合に臨めるようぜひ早急に導入していただきたいと思います。

最後に、8人制サッカーにおいて、2月15日土曜日、玉名市長杯サッカー大会が開催されました。高畚市長もスポーツには日々力を注いでいただき、感謝いたしております。平成25年第5回玉名市議会定例会において、市長は「今、サッカーは競技人口がさまざまなスポーツの中で、最も多く、子どもから大人まで楽しまれているスポーツの一つです」と発言されておりましたが、市長、サッカー場の建設の前に、玉名市の未来を担う子供たちのために、また夢、希望と喜ぶ笑顔のために、ぜひ、前向きな8人制サッカーゴールの検討をお願いしたいと思います。

以上、2点の質問をいたします。答弁よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 多田隈議員の食育にかかわる御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、給食の食材や調理法につきましては、子供たちの健康づくりに大きな影響を与えるものとして、本市でも心を配っております。例えば、月1回は、御飯を雑穀米にすることや、カツオ、昆布の混合だしを使う場合には、昆布を細かく刻んで汁物に入れて食べさせるなどの工夫をしているところでございます。また、だしのいりこは大きいために取り出してありますが、ちりめんじゃこは週1回のペースで提供しております。食材はできる限り地産地消、旬のものを購入するようにしておりますし、野菜は、例えば、ニンジンや大根など可能な限り皮ごと調理しております。あわせて自校式の小学校では、生活科などで育てた野菜を食材として活用するといった取り組みも行なっております。

さらに健康づくりの視点として、ミネラルの強化に取り組んでおり、例えば、カルシウムはマグネシウムと一緒に摂取することで吸収が促進されることから、精製塩ではなく「海の塩」を使用するなど工夫しているところです。今後、自校式の学校においては、だしのいりこをフードプロセッサで粉砕して汁物に入れたり、煮物の仕上げに混ぜ込んだりして、栄養素をより吸収しやすいようにさらなる工夫をまいり

ます。

次に、小学校サッカーゴールの推進についての質問にお答えをいたします。

Jリーグが1993年に開幕し、小学校の部活動でもサッカーが盛んに行なわれ、日曜日ともなると各地の小学校で試合が行なわれております。市としましては、サッカー場建設に向け準備を進めております。小学校8人制サッカーゴールは、5メートルの2.15メートルで、大人のサイズより一回り小さくなっており、多くの子供たちが試合に出場できるように、ピッチサイズも大人サイズの半分とし、自由にいつでも交代できるルールとなっております。8人制サッカーゴールの設置状況でございますが、現在、設置済みの学校が10校で、11人制の大人用ゴールが設置されている学校が14校です。うち8人制ゴールが設置されていない学校で、設置を要望されている学校が7校ありますが、現在は11人制ゴールの老朽化による更新時に8人制ゴールを整備していきたいと考えております。また、財団法人日本サッカー協会の8人制サッカー競技規則では、少年用サッカーゴールを推奨するとなっておりますが、コーンによって代用することが可能であると規定してありますので、現在ある大人サイズのゴールを活用いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 多田隈議員の小学校8人制サッカーゴールの推進についての質問にお答えいたします。

ただいま、教育次長がお答えいたしましたとおり、本市ではサッカー場建設に向けて準備を進めております。また日曜日になると各小学校ではサッカー大会が開催され、子供たちの声が聞こえてまいります。子供たちの一生懸命ボールを追いかけている姿を見ると、サッカーを行なう環境を整えてあげていかなければならないというふうに思っております。サッカー場につきましては、なるべく早い時期に更新と同時に8人制にかえていくような努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

そうですね、ぜひ、少しずつでいいんで、投入していただきたいと思います。今、練習試合等も、全校で部活動があるところは、8人制でサッカーをやっているんですけど、県大会も全部8人制です。その中において、毎週じゃありませんけど、月に2回ぐらいは、練習試合で玉名市であっております。その練習試合さえ、あの11人制

のゴールでやっている姿を見ると、本当にこれでいいのかなと、建設の前にはこれが、順番があるんじゃないかと私は常に、いつもそれを見るたび思い出します。ぜひ建設も必要ですけど、まずゴールはつくってもらいたいと。そして今から先、玉名市を担っていく、そしてその中からJリーガーが出るかもしれません。そのときは恩返しすると思います。そのためにも、ぜひ、早急に8人制サッカーゴール導入、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、ちょっと話はそれますが、あとは、私も1年生議員でなかなか、ふなれなところもありますけど、玉名市も課を越えた議論がなされるよう、また開かれた玉名市に変わっていくことを信じて、私の一般質問、終わらせていただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 以上で、多田隈啓二君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時14分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） こんにちは。新風玉名の13番、福嶋です。

非常に暖かくなっていい気候になってきました。今回、3月議会の冒頭に市長より「輝け玉名「戦略21」」実行予算として、この当初予算の内容について発言がありました。庁舎建設を初め、学校規模適正化事業での玉陵小学校建築に係る予算、また新規で市民会館建築事業、サッカー場建設事業予算等々、るる説明がなされました。市長はずっと合併後経費節約、財政健全化の名のもとに、質問でも何度もありました。人員削減、支所機能の縮小などがどんどん進められる中でのこういった予算の説明でありました。22日に産業祭が開催されますけれども、もともとこれは天水町で産業祭として植木市、3月の初市から発生しまして、長い歴史の中に開催されてきた産業祭でしたけれども、玉名市の市民会館の横で、玉名市全体で開催するという事で、地元天水ではなくなりまして、1日、2日には天水草枕温泉で、皆さんに知られることなく、広報もされず、細々とかんきつ苗中心の植木市が開催されました。私どももかかわってきた人間として非常に失敗だったなというのは、早くから広報とかそういうのをお願いすればよかったんですけども、草枕温泉のほうに問い合わせたところが、「草枕温泉が主催となって開催するのは、広報はしてもらえない」とか、「放送でもしてもらえない」というような受け取りかたをされていたようで、非常にあっ

ちこっちからの歴史のある初市ですので、町外、市外、河内町、玉東町等々からも問い合わせがあって来られるわけです。細々とではありますが、私も何とか続けて苗木商の方々にも協力をいただきながら、また地域の人間が協力しながら続けていかなければいけないなということを感じた次第です。

そういう中でのサッカー場の建設計画等々、周辺の旧天水町から来ている人間にとっては非常にもっと支所機能、市長は「支所機能、総合支所機能を重視する」という話をずっとされておりましたけれども、それも市長になって、どんどん縮小されておりますし、周辺のお祭り等々小さくなって、本当にこう「外回りの住民は捨て去られているんじゃないか」と、「もうここにきて合併はなんだったんだろう」という声が、どんどん聞こえてきます。もう少し広い目で、玉名市は合併したんだと、旧天水町、旧横島町、旧岱明町も玉名市なんだというような目で、全体の発展と計画性を持って進めていっていただきたいと思います。

きのうから小学校統合なんかの質問もどんどん出されておりますし、聞いておりますと最初から6小学校からの1小学校に統合ありきの印象を感じるわけです。教育長がしきりに言われる「玉名学」ですけれども、1小学校になれば「地域学」という言葉があるかどうかわかりませんが、各地域の歴史「地域学」が損なわれるんじゃないかという感じもします。ここにきて、とどのつまり、いよいよ実施されるぞというところになって、やっぱり地域の人たちは「これじゃいけないんじゃないか」という、そういう声がどんどん出てきた中での昨今の議員からの質問、地域からの意見じゃないかと考えております。

それでは通告しております食育について質問いたします。先ほど、多田隈議員より福嶋から詳しく質問があるだろうというふうなことがありましたけれども、きのう近松議員から具体的な、食についての具体的な内容の質問がされました。その中の報告がありましたが、多数の有志議員が勉強会に参加され、また数名の議員がわざわざ香川まで出向かれて研修を受けてこられました。それぞれ興味を持って、前向きに対応しているところだと考えております。先日、1月24日の熊日新聞に、食育効果を検証、14年度から30校を指定。体力や学力向上。少し読んでみますけども、「文部科学省は、学校で正しい食習慣を教える食育を充実させ、体力や学力向上の効果を検証するモデル事業を2014年度から始める。全国の小・中・高校30校程度をスーパー食育スクールに指定する。国連教育科学文化機関ユネスコの無形文化遺産に登録された和食を給食に取り入れ、伝統文化を学ぶ機会もふやす。朝ごはんを毎日食べる。偏食をしないなど、食習慣の改善は、子どもの体力向上だけでなく、学習に集中させる効果があると言われており、科学的に証明する狙い。14年度予算案に2億円を盛り込んだ」とあります。「具体的な取り組みとしては、給食だけでなく、総合学

習や家庭科の時間を使った地域の農家や漁師との交流、郷土料理づくりなどを想定している。栄養教諭や大学の研究室、食品関連企業とも連携し、栄養バランスや食の安全に関する知識、地元農産物を積極的に利用する「地産地消」伝統の食文化などを学んでもらう。また各校に有識者委員会を設け、体力や学力の向上、肥満率低下、病欠の減少といった効果を数値的に評価する。モデル事業の成果は、全国の学校で活用できるように、食育の教科書のような教材にまとめ、インターネットや動画でも利用できるようにする。家庭でも取り組めるよう保護者向けの手引きも作成する」と出ております。非常にどこの地域もそうでしょうけれども、農業の盛んな、一番農業が中心の産業となっている玉名では、非常になんかこう合致した、地域に合致したことなのかなと思います。

いろいろ食の効果、いろんな内容については近松議員よりきのうありました。何が大事なのか、どこがどうなのか。講習を受けた、研修を受けた私たちほかの数名の議員も非常に興味をもって聞いて、「ああ、こういうことなのか」というような感動、感銘を受けたところでもあります。先ほどの多田隈議員からの話のとおりであります。ただ市がやるときに、そのままどうぞというわけにもいかないんでしょうけれども、今現在、玉名市では食育ということで、どういう対応をされているのか。何らかの対応がなされているのか。なされているならばその内容について御答弁ください。学校教育、幼児教育、それぞれにやっておられるならば御答弁いただきたい。

先ほど読みました新聞記事によりますと2014年度からモデル事業を始めるとありますが、その中で、全国の小・中・高校30校程度をスーパー食育スクールに指定するともありました。これは立候補できるものなのか、これからですね、そういうこのことに対して、何らかの対応が取れるのかどうか、まず2点について質問いたします。答弁をいただいてから、また内容によっては再質問いたします。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 福嶋議員の食育にかかる御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、文部科学省は、食育の充実のために、体力や学力向上の効果を検証するモデル事業に、平成26年度から取り組みます。全国の小中学校から30校程度をスーパー食育スクールに指定すると聞いております。

具体的な取り組みとして、さまざまな例があげてありますが、例えば、玉名市においては、給食の指導はもちろんのこと、実際に米や野菜を育てて、自分たちで料理して食べる取り組みや、郷土料理を地域の方々に習ってつくる取り組み、「マイ弁当デー」と称して自分で弁当をつくって食べる取り組みなど、スーパー食育スクールに先駆けたような取り組みを既に実践しております。給食試食会や食育講演会の実施、食

育だよりの発行など、保護者向けの啓発活動にも取り組んでいるところです。これに加え、平成28年度から全小中学校で実施する予定の「玉名学」におきましても、小学校低学年から食事マナーや栄養バランス、食事と体力、学力との関連などを学ぶカリキュラムを作成しております。このことにより、玉名市のすべての子供たちの食に関する知識と実践力を総合的に高めることができると考えております。

一方、文部科学省のモデル校では、各校に有識者会議を設けて食育の効果を数値的に評価、分析するとしております。このことにつきましては、玉名市独自の取り組みは考えておりません。このモデル事業の成果として作成される予定の食育の教科書や保護者向けの手引きなどにつきましては、積極的に活用し、食育の推進に役立ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 福嶋議員の保育所での食育の取組みについての御質問にお答えをいたします。

平成16年に厚生労働省より保育所における食を通じた子どもの健全育成、いわゆる食育に関する取組みが推進され、保育所保育指針を基本として、食を営む力の基礎を培うことを目標とし、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもと、保育士、調理師などの専門性を生かしながら、進めることが重要とされております。本市では、玉名市次世代育成支援行動計画、玉名子育てプランに乳幼児期から正しい食習慣を定着させることを観点とした食育の推進を計画。第2次玉名市食育推進計画では、毎年、事業計画を作成いたしております。本年度の公私立保育所では、年齢に応じた基本的食事の習慣を身につけるため、児童は保育士と一緒に食事をとることで、正しい姿勢、箸や食器の持ち方、食事中はよくかむことなどを学んでおります。また各園で園児と一緒に畑やプランターに生ごみを入れた堆肥をつくり、5から6種類の季節の野菜を育てており、誕生会やクリスマスなど行事食の提供をいたしております。また保護者には、園便りや、給食便り等で、園でとれた野菜や新しい献立のレシピにより食育への関心を高めてもらえるよう働きかけております。

子どもは毎日の保育所の食事を通して、食事をつくる人を身近に感じ、つくられた食事をおいしく、楽しく食べ、それが生きることにつながっていく。それを実感できる環境を構成することが望ましいとされております。食育の視点を含めた事業計画を評価、改善を踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番(福嶋譲治君) 答弁いただきまして、先ほどの多田隈議員に対する答弁にもありました。玉名市がいろいろ学校教育においても、幼児教育においてもいろいろ取り組んでおられることは非常に評価するところではあります。何年か前でしたか、私は米飯給食を1日ふやしてくれということで、お願いしまして、週3日の米飯給食を4日にしてもらった経緯があります。「おにぎりの日」も提案しまして、「おにぎりの日」を決めていただいたんですけれども、もう今、市役所の中では、ほとんど行なわれていないと思いますが、非常に少しずつ努力していただいで対応されているのはわかりますし、保健センターにおきまして、職員の皆さんや生活改善グループ等々のお手伝いをいただいて、また畑を借りて有機農産物を生産されて、その分析をされて皆さんに提供して食べてもらっているとか、そういうこともやっておられるのも知っております。

この国の事業にかからなくてもですね、これに負けないような、特化したような食育の政策をしていただけないかなという思いがあります。これは同僚議員の近松議員より、この特別支援教育支援員の推移等々の資料をいただきましたけれども、本当にきのうの答弁のとおり、すごい増加率ですね。たまたま私も自分の出身小学校のことは言うと、このことばかり言うので、教育長からいろいろおっしゃっていただきますけど、この23年、24年、25年、26年は予定。小天東小学校においてはゼロなんですよ。この支援員が必要な児童・生徒数。特別支援教育支援員数。もちろん児童・生徒数が31名、35名、35名、26名とほかの学校に比べて少ないのはわかりますけれども、私はもうずっと前からこれは3世帯同居のいい面が出てるんじゃないかと、朝ごはんをみんなで、家族全部で食べて、年寄りから、おじいちゃん、おばあちゃんから「おお、飯は食ったか。」「飯は食ったか」「みそ汁ば吸って行かんか」そういった形できちんとした食生活ができています。そういうふうに分けております。検証したわけではありませんので、断定はできませんけれども、あんまり外れてはいないんじゃないかと思っております。そういう中で、勉強会を開いたり、いろんなダンボールコンポスト、また生ごみ堆肥等々使った野菜を使ったり、またそのきのうから出ておりますアゴだしを使ったり、そういう中でアゴだしがはっきりと数字的に出ているということですので、そんなに金がかからないんで、ぜひ使って、お試し期間でもしていただければなと思います。

保護者にしましても、子どもがもし1週間、2週間、3週間やって変わったら、保護者のほうも変わっていくと思いますよ。「これを何で早くしなかったんだろう」と。そういう結果が出ているということですので、ぜひどこか一つの学校ででもまずやっていただければなと思います。これは研修を受けている、受けられた有志議員も

あんまり変わらない考えじゃないかと思っております。

ずっと市長答弁等々聞いておりますと、市長は必要最小限、マニュアルどおりの答弁をされておりますので、しばらくアゴだしのみそ汁でも吸って時間をおかれれば、もっと柔軟な答弁をいただけるのかなと、そういうふうにも思っております。ぜひこのアゴだしのあれを使っただけであれば、少しお試ししでも使っただけであればと思ひまして、私の質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

引き続き、10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） こんにちは。市民クラブ田中でございます。よろしくお願ひいたします。

まずもって今年度、平成26年度予算におきまして、12月議会で文教厚生委員の中からお願ひした小・中学校特別支援教育支援員の増員、また保育所臨時職員の賃金アップ等を、26年の当初予算において反映させていただきましたことに感謝申し上げます。また教育総務課の皆さんには小学校の視察、またPTAとの意見交換会などいろいろな委員会の視察に対しての御協力、また心より感謝申し上げます、一般質問に入らせていただきます。

まずは、玉名市納涼花火大会についてお伺ひいたします。昨年も主催者発表で9万人の観客があったという玉名市納涼花火大会ですが、昨年、全国では福知山市の露店商の発電機へのガソリン給油の際の事故、また他市では、花火見物帰りの女子学生が殺害されるという事件、また過去においても、大都市において多数の観客による圧迫された死傷者が出たという事故があり、花火大会の開催においては非常に注意が払われているところであります。結果、熊本市では「火の国祭り」の花火大会を休止しております。それゆえ県内の花火大会では玉名が非常に注目を浴び、JR九州が臨時列車を出すまでの大きな花火大会として県内では位置づけされ、先ほど申し上げましたように主催者発表では9万人の人出があったとされるほどのにぎわいとなっております。私事で恐縮ですが、昨年は私の子どもを花火大会に送りまして、タクシー等のお客様を運んでおりましたし迎えに行こうと、花火大会会場に行こうとタクシーで行きよりましたところ、玉名駅通り商店街を通られる観客の皆さんが次々に手を上げてとめられますので、あっという間に玉名駅と会場の間を3往復ほどしまして、最後は結局、新玉名駅前付近の駐車場までお子様連れのお客様を送った帰り、渋滞に巻き込まれまして2時間近く、最後の予約のお客様がありましたので、2時間近くかかりまして戻って、高齢の方お二人を岱明のほうまでお送りしたというようなことがありました。そこで、私も初めて、この今の花火大会が、過去我々が子どものときからなじん

でいた花火大会とは規模も、あれも本当に変わってきたものになってるなど改めてそのとき思った次第であります。

そこで御質問ですが、関係者に、その警備の関係者にお伺いしたところですね、現状の警備体制では、既に限界にきているということでした。それで本年はメイン会場内での露店商の発電機の使用を禁止して、火災などの危険性を少なくし、また車両・通行人の整理などの人員をふやすように計画し、市の補助金を例年の500万円から850万円への増額の要請が出ているとのことを聞いておりました。ただこの平成26年度の当初予算では550万円の予算が計上されているところでした。そこでお尋ねでございますけれども、限界状態の、納涼花火大会警備体制への対応策、また850万円の要望を、聞くところによりますと担当課のほうで200万円削減し、さらにそれを財政での50万円削減して、結果としては50万円アップの550万円になりましたところのその算定理由、また削減した分をどういった形で警備等を補てんされるのか、そういったことの対策がありましたらお伺いしたいと思いません。

次に、玉陵中学校区小学校統合と少人数クラス編成についてお尋ねします。通告しておりましたところは、小中一貫と書いておりましたけども、小学校統合というふうにしてください。私は文教厚生委員長を拝命したこともありまして、学校統合問題については、たびたび議論又は情報収集をしております。さらに委員会の議員の皆さんの御提案と心より協力をいただいて、2月28日には小田小学校、月瀬小学校、石貫小学校の委員会視察、また3月3日には玉名市PTA連絡協議会との意見交換会を行なわせていただいたところです。そこでPTAの皆さんからの悲痛な、また切実な御意見をお伺いしたところでございます。そこでその御意見を踏まえながら、私なりの考えを形成したところですが、今議会には、学校規模適正化事業1億8,615万5,000円が計上されており、また6月議会に追加して用地購入費、補償費、委託料として4,798万5,000円が追加計上される予定になっていると伺っております。私は改選前の議会での経過や新しい学校づくり委員会での議論、市PTAの皆さんとの意見交換会などの意見を踏まえ、現況と予算計画を伺いながら私の要望を申し上げたいと思いますが、まず現行計画では、例えば、学童保育の施設を校庭内に設けるであるとか、自校式の給食をするとか、またスクールバスを導入は計画されておりますけれども、そのスクールバスを確保する駐車場であるとかそういったものの計画がまだ具体的には見えておりません。そういったことを踏まえた上でのこの建築実施設計業務ではないようなふうに聞いております。そこで学校づくり委員会の意見を聞いた上でございますが、用地についても、広くしてほしいとの意見がありますし、この用地費としての計上したものを、私としては通すべきだと思いますが、通した上

でもう一度具体的な計画を見直す、そういったお考えがあるかどうか。またそういったことを考えていただきたいという要望です。

次に参ります。少人数クラス編成についてお伺いします。少人数クラス編成については、市長の選挙公約にも35人学級の実現があげられておりました。私も個人的には、さらに進めて30人学級の実現を切望しているところであります。過去にとられたアンケートでも少人数、35人程度の学級編成が望ましいという教職員の方からのアンケート結果もあります。それで今後、その30人、35人学級の実現はどう図られるのか。現行計画予定をお伺いしたいと思います。

まずは2点、よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

〔産業経済部長 森本生介君 登壇〕

○産業経済部長（森本生介君） 田中議員の玉名市花火大会の警備体制についてお答えいたします。

玉名の夏の風物詩となっております玉名納涼花火大会でございますが、玉名市民はもとより、市外、県外からも多くのお客様に御来場いただいているところでございます。この花火大会は、玉名商工会議所を中心として、玉名市商店会連盟、伊倉商店会、玉名青年会議所、玉名観光協会、そして玉名市で構成されます「玉名納涼花火大会実行委員会」で主催をいたしております。開催の目的としましては、花火大会を開催することにより、子供たちから御年配の方まで幅広く市民の皆さまに喜び楽しんでいただき、地元玉名に対する理解や郷土愛を一層深めていただくこと、地域活性を図ること、玉名市を対外的にアピールしていくことを掲げております。また音楽と花火の融合「音楽火（おんらくか）」など演出を凝らした企画を行ない、来場の皆さまに一層楽しんでいただけるよう、実行委員会でも努力をしているところでございます。

そうした中、他の花火大会におきまして来場者が事故に巻き込まれるという事件が発生しております。あつてはならない事案でございます。多くのお客様が来場される大規模なイベントにつきましては、特にこの警備体制の充実が求められているのも十分認識をしているところでございます。花火大会実行委員会におきましては、観覧会場を初め、周辺の警備について、熊本県警本部、玉名警察署、玉名消防署、消防団、交通指導隊、民間警備会社などの関連団体との協議を重ね、当日の安全安心な観覧のための警備体制を整えるべく努力しているところでございます。昨年の花火大会におきましては、協議を重ねた関連団体より421名が、多くの来場者の誘導などの警備業務に従事しております。中でも玉名警察署、玉名消防署、地元消防団、玉名市交通指導隊の御協力は大変ありがたく思っております。昨年は初の試みとしまして、全国

的にも有名になった「DJポリス」の交通誘導もあり、スムーズな誘導に成果があったものと思っております。また警備体制を充実させるため、民間の警備会社にも90名ほどの専門警備員を委託しております。民間の警備につきましては、時期的に他市町のイベント等と重なることもあり、警備員の確保が困難とならないよう、隣接の和水町の古墳祭り実行委員会とも協議を行ない、毎年同日開催とならないよう調整させていただいた経緯もございます。市役所からは所管課であります商工観光課を初め、産業経済部として警備業務に従事をいたしております。警備体制の充実と直接は関連ございませんが、会場周辺での路上駐車防止の観点から、市内の民間企業様の敷地を臨時駐車場としてお貸しいただくなどの御協力もいただいております。いずれにいたしましても、警備体制の充実は、安心安全な玉名の花火大会の継続した開催のためにも、市として大変重要な課題だと認識をいたしております。

また予算面についての御質問がございました。議員おっしゃいましたとおり、花火大会の実行委員会の事務局である商工会議所より、平成26年度の補助金の予算要求はございました。これは増額要望でありました。その内容につきまして所管課であります商工観光課内で当然、事務局の係員の方と打ち合わせを行ないました。その打ち合わせをもとに予算要求を行ない、財政の当局であります財政課のヒアリングを受け、最終的には市長査定により50万円の増加、550万円の予算をいただきました。この50万円の増加の根拠といたしましては、先ほど来申し上げております、安全安心対策に対して、必要な経費として認められたものだと認識をいたしております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 田中議員の御質問にお答えをいたします。

まず私のほうから、玉陵中学校区の小学校統合についてお答えをいたします。計画している統合小学校は学校敷地が狭い、また学童保育はどうするのか、スクールバスの駐車場はどうするのかという等の問題があると思うが、教育委員会はどのように考えているのかということでございますけれども、現在、お示ししている統合小学校の整備計画につきましては、文部科学省の基準に基づいて、校舎、体育館、プール、屋外運動場を考えております。今後、新しい学校づくり委員会の中で、十分な協議を行ない、よりよい学校づくりを進めるために変更すべき点は検討していきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 今、次長が小学校統合ということでお答えいたしました。私は少人数クラス編成についてお答えいたしたいと思います。

2月14日の全員協議会においても説明させていただきましたけれども、市内の全小学校におきまして1学級の児童数として35人以下を目指す。これは市長の公約の中にもありましたけれども、これは人づくりの一貫であります。平成26年度中に、これは熊本県教育委員会と協議をいたします。そして条例等の整備を行ないたいと考えております。平成27年度以降に第3学年から順次進めていくという考えでおります。議員が提案しておられます30人学級、これはもう本当にそうなるようになっていかなければなりませんけれども、国や県の動向を見守りながら、将来的な課題として取り組んでいかなければならないと思っております。まずは35人学級の実現に取り組み、しかるべき時期に予算や条例等を上程いたしますので、どうかよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 10番 田中英雄君。

〔10番 田中英雄君 登壇〕

○10番（田中英雄君） まずもって花火大会についてですが、850万円の要請を550万円にしたというのであれば、その金額じゃない、その要請されていた金額分の例えば、安全、駐車場の増設であるとか、警備員の増配であるとか、またガソリン爆発防止の電気工事費であるとか、そういった増額分は何らかの形で補てんされるのでしょうか。基本的に9万人、オーバーかもしれませんが多数の人が訪れる花火大会においては、もはや担当課だけではなく、もう危機管理課という専門部署があるわけですから、危機管理課のほうで大量の人員の方を整備するようなことを基本的に日ごろから考えているような部署に任せて、必要最低限の人数、最低限というか十分な人数を割り出して、さらなる市役所の方の大変申し訳ないですけども、御協力も仰いだ上での万全の体制をもってですね、行なっていただきたいと思っております。それに昨今、事故でよく言われます安全対策には幾らお金をかけてもいいんだというような基本的な概念をもっていただいて、50万円増額だけでは足らんと思ったら、どんどん専決でも補正でも何でもいいですからお考えいただきたいと思っております。

一つちょっと私が久しぶりに議員になって思うことがありまして、文教厚生委員長ですのでいろんな諮問委員会的なものに出席させていただいておりますけども、そのうちの二つの委員会で資料を配られて、私が席について見まして、もう30秒もしないうちに「ああ、こら数字の間違ごうとる」と指摘したのが2回ほどございました。まあ、商工観光ではございません。それは文教担当の委員会のほうでしたけれども、これは明らかにおかしいんですね、議員だけでなくほかの一般の方も出席されるよう

な委員会に出す資料ですから、恥ずかしくて変な資料は出せない、そこにおいて間違った数字をポンと出してきて、見た瞬間にわかるようなものを自分たちで気づかない。この状態がとても危険であるということをまずもって指摘しておきます。この状態であるからこそその花火大会が怖いのであります。

学校問題に関しては、見直すというような心積もりがあられるということで安心いたしました。今回の土地の買収費についてはですね、新しい学校づくり委員会の委員長さんともちょっとお話をしたんですけども、委員長さんとしては、もっとグランドデザイン、どんな学校をつくるかというようなものをまずプロにお願いして、コンペ方式でもいいから2、3案つくってもらって、それを採用した上で予算組みしたほうがいいんじゃないかというそういった長期的視点も持っておられます。私はこの土地の予算を通してから、今の現行の買収予定価格よりも安く買える土地がもしあるのであれば変更してもいいんじゃないかと、それはもう地元の皆さんにお任せしてはどうかというような考えを持っております。詳しいことは委員会でまたお伝えいたしますけれども、今後また検討する余地があるということをお伺いしましたので安心いたしました。

また少人数学級に関しましては、実現に向けて頑張ってくださいと思います。

一つ追加ですけども、中学校も当然35人で計画されておることですね。はい、そういうふうに理解いたしました。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 続けてよかですよ。

○10番（田中英雄君） じゃあ続けてまいります。

市役所跡地活用について御質問いたします。現行の市役所は今年いっぱい移転し、平成27年当初から新庁舎になるそうなのですが、その後、現庁舎は早期に取り壊す予定と聞いております。また今議会において、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会条例が提案されております。これについては検討されるのはいいことだと思いますけれども、議会からの委員選出が予定されておられません。本来であるならば市民の代表として選出されている議員を中心にメンバーを選出し、参考人として地元や都市づくりの専門家を配した構成にするほうが、私の個人的考えとしてはいいのではないかと考えているところでございます。そうしたほうが議会運営もスムーズに行き、スムーズに予算も通過すると思うんですけども、その条例設置の意図をお伺いいたします。また跡地を仮に売却した場合、その価格と集合住宅等が民間によって建設された場合の固定資産税等の収益ですね、歳入があるとすればそういった固定資産税等の予想価格を教えてくださいたいと思います。

次に、桃田運動公園市民プールについてお伺いします。市民プールについては、私も毎年子どもを連れて数回、楽しいひとときを過ごさせていただきますが、細かい話

でございますけれども、市民の一人として長年思ってきたことをこの場を借りてお伺いしたいと思います。市民プールは非常に市の施設としては、できた当初は明るく、利用しやすい、大きなプールで、ウォータースライダーなどもあり、非常に楽しい施設として今日も利用者がたくさん来ていることと思いますが、幾つか指摘させていただきます。1. 全体的にプール内外の除草や清掃が行き届いていないと感じるときがあります。2. ウォータースライダーの料金は、別料金になっておりまして、その都度、受付にて買い求めるということになっておりますが、もうかなりの年数がたち、減価償却もしていることですので、いっそのこと無料にしてはどうか。その分、小学生も入場料を上げるぐらいはしてもいいかなとは思いますが。それと現行では、更衣室のロッカーは有料になっておりますけれども、これも相当減価償却もしたことでしょうし、無料にさせていただけないでしょうか。4. またプールの周辺に現行が有料のロッカーであるが故にですね、貴重品はロッカーに置いておくともう開けるときには、またお金を払わなくてはいけませんので、なかなか貴重品を手元に持っておくと、子どもに目がいたり一緒に遊ぶことができないもんですから非常に不便を感じます。ですからプール内に、プール周辺に貴重品用の無料でロッカーを用意していただけないものか。5番目、更衣室のロッカーの下にすのこなどを敷いて、清潔にさせていただいて、快適な更衣ができるようにしてほしい。6番目、水着を着替えたあとに、熊本のアクアドームには水着を脱水する、小さい脱水機が用意してございます。玉名市でも、ぜひそういった脱水機を用意して来場者にさらなるサービスの向上を図られてはどうかと、希望とお願いをするところであります。

最後に、本議会に提出されております玉名市環境基本条例についてお尋ねします。これは、その制定の目的と今後の環境施策がどう方向づけ、実際にはどういうところが変わるのか、変更するところがあるとしたら、それはどういうところなのかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 田中議員の平成26年度に設置を予定しております玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会に、議員から数名を委員として入れる考えはないかという御質問にお答えをいたします。

この委員会につきましては、本年12月の市役所本庁舎の移転を踏まえ、本庁舎の跡地と建物の活用に係る基本的な方向性や具体的な活用方法について、本年末をめぐりに市としての考えを取りまとめるために設置するものでございます。できるだけ多くの団体や市民から御意見を直接拝聴し、取りまとめに反映したいと考えておりますので、委員は、学識経験者、関係機関や地域の住民団体の代表者、それに公募による市

民で構成をしたいというふうに考えております。なお議員の皆さま方には、取りまとめ過程の状況を可能な限り、適宜、報告をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、跡地の売却の話でございますけども、跡地の利用につきましては、先ほど申しました検討委員会で協議をしてもらおうというつもりであります。現時点で売却については考えておりませんが、売却した場合の価格、この区域の路線価から推計をいたしますと、現時点ですけども、1平方メートル当たり4万2,500円に本庁舎の跡地の面積約9,000平方メートルを乗じますと、約3億8,250万円が想定できます。また税金につきましては、年間に固定資産税として約376万円、都市計画税として約54万円の合計約430万円が見込まれるところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 田中議員の市民プールについての御質問にお答えをいたします。

答弁は質問とちょっと前後しますがよろしくお願いたします。

市民プールを含め、桃田運動公園につきましては、平成28年度から公園を一体的に指定管理に移行する予定でございます。現在、市民プールの利用料金は大人200円、中高生150円、小学生以下100円となっております。スライダー料金につきましては、3回100円で利用料金とは別料金となっております。

議員御質問のスライダー料金を無料化できないかとの御質問でございますが、利用料金を改定することでスライダー分の財源を確保することが必要となります。25年度決算で中高生から小学生以下までの利用収入が113万円に對しまして、スライダー利用収入が105万円ですので、スライダー料金を無料にした場合、中高生以下の料金体系だけでは2倍程度の料金アップとなります。スライダーを附帯する他の施設を見ますと、長崎市民総合プールが、スライダーは無料ですが、利用料金が大人料金も含めて、桃田の市民プールのほぼ倍の料金設定となっております。また大牟田市の延命プールにおきましては、こちらもスライダー料金は無料ですが、プール利用料金は本市のほぼ倍となっております。本市では平成27年度4月から市民プールを含めた体育施設の利用料金の改定を予定しております。スライダーを無料化した場合、スタート地点や階段の上り口で子どもが殺到する危険が高まります。そうした安全性の確保も十分検討した上で、今、申し上げました類似施設の料金体系も踏まえた上で、今後、料金改定の提案を行なってまいりたいと考えております。

次に、ロッカールームにすのこを置いてほしいとの御質問ですが、予算の中で優先

的に設置してまいりたいと考えます。

また草取りにつきましては、徹底していききたいと思います。

それからプールのロッカーを返金制にすることにつきましては、現在、50円で無返金制でありまして、1シーズンで30万円程度の財源収入があります。このまま継続をしていきたいと考えております。

また脱水機の設置につきましては、今後検討してまいります。

以上でございます。

○10番（田中英雄君） 貴重品ロッカーは。

○教育次長（西田美德君） 貴重品ロッカーも今後検討ということで。

○議長（作本幸男君） 市民生活部首席審議員 本田優志君。

〔市民生活部首席審議員 本田優志君 登壇〕

○市民生活部首席審議員（本田優志君） 田中議員の御質問の玉名市環境基本条例についてお答えいたします。

今回、議会に提案してあります玉名市環境基本条例は、市全体の環境保全に関する施策の基本事項を定め、その施策を計画的に推進することで、現在のみならず将来の市民の健康と安全を確保することを目的としています。地方自治体の定める環境基本条例は、国の環境基本法に倣い、目的、定義、市民、事業者等の各主体の責務規定、環境基本計画の策定などにより、基本的施策を定めるのが一般的で、現在、熊本県内14市のうちで、既に12市で制定されています。また市、市民及び事業者の皆さんが、協働で環境の保全等に取り組む施策を推進するための、環境版の総合計画とも言える、環境基本計画の策定を現在進めておりますが、その計画を策定する根拠となる条項も盛り込んでおります。本市の全地域でなかなか改善されない環境問題の一つに、廃棄物の不法投棄があります。環境基本条例では、施策の基本方針の一つとして、廃棄物の適正な処理による環境への負荷の少ない、循環型社会の構築を図ることとしていますし、国が定める廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、高額の金銭を伴う罰則規定もございます。環境関連の法令、条例等の周知徹底、マナーの意思向上の啓発、巡回パトロール等を継続して行なうことで、少しでも不法投棄が減っていくように環境保全施策を全市的に取り組むことで、環境苦情件数が少なくなるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 10番 田中英雄君。

〔10番 田中英雄君 登壇〕

○10番（田中英雄君） 花火大会の警備について、増額要請を認めなかったところにおける警備体制はどうするのかということに対してお答えがいただけなかったよう

に思います。

○産業経済部長（森本生介君） それは再質問ですか。

○10番（田中英雄君） 再質問ですね。

○産業経済部長（森本生介君） 通告がなかったんで、答弁しなかったんです。

○10番（田中英雄君） 再質問をお願いします。

それと、静粛をお願いいたします。

この非常に、何からいきましょうか。跡地問題についてですが、3億8,250万円で、年間430万円の固定資産税ということで、やはり優良物件ですので、これより高い価格で売れる可能性もあるし、さらに建物など建ったら固定資産税、もし住民の方がいらっしゃるような形になれば、その方たちの地方税も入ってくるわけで、住民税も入ってくるわけですから、非常に優良な物件であると思いますので、集合住宅がいいんじゃないかなというような私の個人的な思いはありますが、御検討を慎重にされることを願います。また議会のほうにも御報告、その都度、御報告いただくということでその辺は期待しております。

学校については、統合については、もういいです。

環境基本条例についてはわかりましたけども、私の家の周辺が海でというか、海岸堤防でございますので、個人的にも地域住民全体としても、非常に不法投棄に困っております。だからといって担当課に監視カメラをつけてくれと言っていいものかどうか。そういったことで対応していただけるのかどうかというのを悩みつつ、もう10年来悩んでおります。ただ、たくさんの不法投棄物を集めておくと、担当課にお願いしますと、快く無料で片づけていただきましたことが数回あります。その辺は非常に感謝しております。

あとこの条例ができることによって、一般的に公害と言われるようなことに対しても、今後はさらなる厳しい立場で、態度で行政が挑んでいくというような心積もりでいらっしゃるということを理解いたしまして、再質問からお答えしていただき、まずお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 田中議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどは、田中議員がおっしゃいましたその50万円が増額ということで、いわゆるその要望があった安全対策費が削られた分どうするのかという質問だと思います。実は先ほど御答弁しましたが、商工会議所がこの実行委員会の事務局ですね、そちらのほうからの要望の内容を先ほどガソリン爆発防止のための電気代50万円ということをおっしゃいました。増額要望が350万円ございまして、そのうちの安心安全対

策として恐らく300万円ぐらいは要求されたと思っております。この中身については、先ほど申しますガソリン爆発防止のためのやつが含まれておる。また打ち上げ現場の安全対策としての草刈費とかも入っていました。もちろん階段上警備員等の増員、あるいは駐車場の増設費等、5つの項目が入っておりました。その中で所管課であります観光課と事務局が協議した中身については、まず花火大会全体予算の中で、予算の範囲内での検討は可能ではないかということが1点。次2点目、除草など実行員会、どの団体も一緒だと思うんですけども、自分の労力を使ってボランティア作業をやっています。そういう形での対応もできるんじゃないかというのが2点目。それから財源をほかに求めることを検討すべきではないかというのが3点。以上のことを踏まえて、原課としては、いわゆる安心安全対策として、正直申しまして100万円ほどの要求をしたところであります。ただ、先ほど申しますように、これは私が述べていいのかどうかわかりませんが、各種団体等の補助金、イベント等の補助金につきましても前年並み、もしくは、一部増額があるにしろ、ほとんどの予算が前年並み、あるいは減額というような形での査定を受けております。これはやはり市全体の予算の中での緊縮財政のことを思っていることだと思っております。そういう形でこちらの打ち上げ花火大会につきましても、そういうことをひっくるめて、50万円の増額になったものだと認識をいたしております。

○議長（作本幸男君） 10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 花火大会におきましてはですね、警備担当者が事故がおこった責任を負って刑事責任を負わされたということもございます。経費削減のために安全には今回、目をつぶったということで理解いたしますので、できればそういう批判を受けないように、さらなる事故対策をしていただきますように、よろしく願いして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（作本幸男君） 以上で、田中英雄君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。明8日から9日までは休会とし10日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時20分 散会

第 4 号

3月10日 (月)

平成26年第1回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成26年3月10日（月曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 23番 吉田議員
- 2 4番 徳村議員
- 3 1番 北本議員
- 4 15番 宮田議員
- 5 9番 江田議員

日程第2 議案の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1 23番 吉田議員

1 教育問題等について

- (1) 英語教育について、東京都稲城市立若葉台小学校を研修訪問して
- (2) 地方教育行政法（教育委員会制度）改正について
- (3) 硬式野球場の整備について

2 各検討委員会の「長」について

3 「居住誘導区域」について

4 平成26年度玉名市一般会計予算（案）について

2 4番 徳村議員

1 消防団員の処遇改善について

- (1) 玉名市の消防団員の現状、そして年額報酬と出動手当は
- (2) 消防団支援法による消防団員への年額報酬、出動手当、退職報償金について引き上げの方針はあるか
- (3) 消防団支援法の成立を受けて消防団設備の具体的拡充は
- (4) 消防団員の減少歯どめの対策と自治体職員の入団について

2 消費税引き上げに伴う負担軽減策について

- (1) 臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の市民への支給までのタイムスケジュール及び市民への周知啓発の方法、申請方法と期間、支給方法は

3 育児休業給付金について

- (1) 玉名市の育児休業給付の現状は。また男性の取得率は
- (2) 男性の育児休業の取得が課題となっているが、玉名市役所の職員における現状はどのようなものか
- (3) 男性の育児参加に取り組む企業に助成はできないものか

3 1番 北 本 議 員

1 平成27年度介護保険制度の改正に向けた玉名市の取り組みについて

(1) 玉名市が実施している要支援者等の市町村独自のサービスの現状について

- ア 現在、玉名市で要支援者・地域支援事業の認定者及び利用者数はどの程度いるのか
- イ 上記に係る利用者負担額と玉名市の費用負担額の推移（実績ベース3カ年分）
- ウ 今後玉名市の要支援・地域支援事業の利用動向はどう予想されるか（平成29年度まで）
- エ 現在どのような事業者が対応しているのか。課題はないのか

(2) 介護保険改正に向けての玉名市の方針及び具体的な取り組み等について

- ア 平成29年に向けて地域支援事業対象者等のサービス量はどのように想定されるか
- イ 想定されるサービス量に現在の体制で対応できるのか
- ウ 市民サービス向上に向けて、既の実施されている全国、県内の先進事例についてどう考えるか
- エ 玉名市の新しい地域事業実施に向けたスケジュールの提示と実際のサービス実施団体の検討の場への参画をどのように考えているか

2 学校規模・配置適正化実施計画及び小中一貫教育について

(1) 学校規模・配置適正化について

- ア 玉陵中学校区における学校再編の見直しを再度検討してはどうか
- イ 新しい学校の建設は必要か。現在ある校舎を活用してもいいのでは
- ウ 学校建設費など統廃合における新たな経費、また今後見込まれる削減額は
- エ 各地域の地域性を守っていく具体的な方針は現段階であるのか

(2) 小中一貫教育の導入について

- ア 平成26年度からどのような形で取り組まれるのか。現状で実施できる状態にあるのか
- イ 小中学校間の連携の取り方や教職員の負担など、先進導入地域など視察されたのか
- ウ 教職員の負担がさらに増加するのではないか
- エ 学校現場と教育委員会の連携はとれているのか
- オ 今後も施設一体型の小中一貫校を目指していくのか

3 地域防災計画について

- (1) 玉名市総合防災訓練を実施されての成果と今後の課題は
- (2) 各種災害時におけるマニュアルの作成、情報伝達網などの組織化はされているのか
- (3) 玉名市安心メールへの登録状況は
- (4) 現時点での自主防災組織の組織率、また組織率向上への啓発活動などの取り組みは
- (5) 各種ハザードマップの周知徹底、保管状況の調査は
- (6) 講演会や研修会などを通じた防災意識の向上への取り組みは

4 15番 宮田 議員

1 市民生活の諸問題について

- (1) 防犯灯・外灯など、小さい区での設置難について
- (2) 公共交通不便地域解消の進捗状況について

2 観光振興について

- (1) 玉名市まちおこしゴルフ大会開催について

5 9番 江田 議員

1 チェンジ玉名とは一体何だったのか

- (1) チェンジ玉名の成果と結果は
- (2) 副市長の辞任とその経緯
- (3) 幼稚園就園奨励費過払いについて

2 長保、大相区の通学路について

3 違法投棄現場の対策は

日程第2 議案の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員（24名）

1 番	北 本 将 幸 君	2 番	多田隈 啓 二 君
3 番	松 本 憲 二 君	4 番	德 村 登志郎 君
5 番	城 戸 淳 君	6 番	西 川 裕 文 君
7 番	嶋 村 徹 君	8 番	内 田 靖 信 君
9 番	江 田 計 司 君	10 番	田 中 英 雄 君
11 番	横 手 良 弘 君	12 番	近 松 恵美子 さん
13 番	福 嶋 讓 治 君	14 番	永 野 忠 弘 君
15 番	宮 田 知 美 君	16 番	前 田 正 治 君
17 番	森 川 和 博 君	18 番	高 村 四 郎 君
19 番	中 尾 嘉 男 君	20 番	田 畑 久 吉 君
21 番	小屋野 幸 隆 君	22 番	竹 下 幸 治 君
23 番	吉 田 喜 徳 君	24 番	作 本 幸 男 君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局 長	辛 島 政 弘 君	事務局 次長	神 谷 峰 弘 君
書 記	平 田 光 紀 君	書 記	松 尾 和 俊 君
書 記	富 田 享 助 君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	高 寄 哲 哉 君	総 務 部 長	古 閑 猛 君
企画経営部長	原 口 和 義 君	市民生活部 首席審議員	本 田 優 志 君
健康福祉部長	前 川 哲 也 君	産業経済部長	森 本 生 介 君
建設部長	坂 口 信 夫 君	会計管理者	原 田 政 樹 君
企業局長	植 原 宏 君	教育委員長	池 田 誠 一 君
教育長	森 義 臣 君	教育次長	西 田 美 徳 君
監査委員	坂 口 勝 秀 君		

午前10時00分 開議

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程に入ります前に申し上げます。明日3月11日を持ちまして、東日本大震災の発生から丸3年を迎えます。この震災は東北地方を中心に極めて多数の犠牲者を出すとともに、我が国の国土と国民生活に未曾有の被害をもたらしました。震災発生3年を機に、政府は明日、国として被災者を追悼すべく東日本大震災3周年追悼式を天皇、皇后両陛下御臨席のもと、国立劇場においてとり行ないます。また同じく被災地である岩手県、宮城県、福島県の各県の多くの自治体を初め、列島の各地で追悼式典が行なわれるほか、地震発生時刻には国民を挙げてそれぞれの場所で黙禱がささげられ、被災者への追悼が行なわれる予定であります。

玉名市議会といたしましても、明日が休会でありますので、本日ここに弔意を表明することとし、議場において全員で黙禱をささげ、追悼の意を表したいと存じます。

それでは、東日本大震災により犠牲となられたすべての方々に対し、謹んで哀悼の意をささげますとともに、衷心より御冥福をお祈りし、黙禱いたします。

御起立をお願いします。

[全員起立]

○議長（作本幸男君） 黙禱。

[全員黙禱]

○議長（作本幸男君） 黙禱を終わります。御着席ください。

[全員着席]

○議長（作本幸男君） 市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 皆さまおはようございます。

本日の議会、一般質問に先立ちまして、議長のお許しを得、発言の時間を賜りましたことに対し、議員各位に深く感謝を申し上げます。

あの未曾有の被害をもたらしました東日本大震災の発生から、明日で3年を迎えます。警察庁のまとめによりますと、先月10日現在で死者1万5,884名、そして今なお二千数百人にも上る方々の行方がわからない状況でございます。また被災された2

6万7,000人にも及ぶ方々が全国約1,200の市区町村に避難されております。ここに改めて亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたすとともに、癒えることのない被災されたすべての方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

普段と変わらぬ日々を暮らす私たちにとりましては、被災された皆さまが健康な心身を取り戻していただくために、一刻も早い安定した生活基盤の立て直しを願わずにはいられません。行政といたしましては、この震災で得た教訓を防災対策に生かしていくことがとうとい命を落とされた犠牲者の鎮魂につながるものと信じております。本年は特に西日本から北日本の広い範囲で、例年にない大雪に見舞われております。そのような環境の中で不自由な生活を強いられている被災者の皆さま方に思いをはせると大変心が痛みます。いましばらくは寒さの厳しい日が続きますが、やがて暖かな春が参ります。被災地の皆さまには、夢と希望が持て、健康と幸せを取り戻せる日が一刻も早く訪れますことを心よりお祈り申し上げ、大震災から3年に当たってのあいさついたします。

本日は貴重な時間を賜り、ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） これより日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） おはようございます。今回も新人の皆さんの立派な質問をお聞きしておりますが、共通しておっしゃったことは緊張しているというようなお話でございましたけど、何回立っている私さえも緊張するわけです。ここは清浄でございますので、それはそれでいいんじゃないかなとこのように考える次第でございます。市民クラブの吉田喜徳と申します。

市長も冒頭のあいさつ、当初あいさつで申されましたけれども、ソチ冬季オリンピックは数多きドラマ、エピソードを残し、17日間の熱戦が幕を閉じました。また現在ではパラリンピックの開催中であります。日本選手の活躍が著しく報道されております。日本は最年少メダリスト平野選手の15歳、金メダリスト羽生選手の19歳と10代の目覚ましい働きと並んで、また金メダリスト、銀メダリストでありました印象深かったのは41歳8カ月、最年長ベテラン葛西選手の活躍でありました。そして私にとっていまひとつ感動しましたものは、母校の後輩小野塚彩那選手が、新種目スキー女子ハーフパイプで銅メダルの快挙を成し遂げました。今、母校では歓迎祝勝会の準備が進められております。さて、教育界の昨年1年間は、1月に発足した昨年ですね、教育再生実行会議を中心に議論が重ねられ、いろいろな提言がなされました。蒲島知事もメンバー入りした同会議に、社会的な関心を集めたいじめ・体罰の問題を踏まえた議論からスター

ト。そしていじめ防止対策法が9月に施行されました。その他、提言や法案が提示され、議論が進んだ年でありました。大学入試センター試験に変わる共通試験の導入、高校在学時に学習到達度をはかる新テスト創設などの提言、今日の6・3・3の学生制度の見直しに向けた本格議論、英語学習の教科化は文部科学省で決定、5、6年で実施中の外国語を前倒しで3年生までやると。そして5、6年の教科道徳についてもそうあります。全国学力テストの結果公表をめぐっても方針を転換して市町村の考えに委ねるといような公表を認めることにいたしました。その他インターネット環境をめぐる課題、ネット依存中学生が51万人、県内の高校生は62%がスマートフォンを所有するという、1日3時間以上は使用しているのが20%を占める、その対策。またICT情報通信技術を利用する授業も県内でも広がり始めました。以上、提案や議論や法案提出が昨年なされ、本年に入ってさらにそれらが現実化の様相を呈しています。また地方教育行政法の改正が急展開しております。

ただいま申しました中で、本日は、英語教育と教育委員会改革を取り上げてみました。1. 英語教育について、先に触れましたが、文科省は中学校の英語授業を原則として英語で行なうことを決定。本年度から英語で授業をしている高校に続き、2020年度からの実施を目指します。小学5、6年生は教科に格上げし、3、4年生より始めることの方針を決定しましたが、既に小学1年生より先駆けている、東京都稲城市立若葉台小学校を、去る2月5日、市民クラブで視察研修いたしました。研修した主な内容をかいつまんで申し上げます。

都心より西へ新宿より京王線で約60分行ったところにおり立つと、駅前には洋風の家並み、稲城市議会の出迎えにより、案内で若葉台小学校へ車窓から西洋風の町並みを見ながら学校に着きました。途中、日本の新都市振興地域だと感じる。そして国際化がますます進み英語教育が重視される。そしてこの学校は年間、1年生が10時間、3、4年生が12時間、5、6年生が35時間、1年生から6年生を通して英語授業を実施し、ALTはもとより、民間の外国人、主に欧米人の方、また土地に住んでおられる方たちを講師として市が委託して、英語の授業は日本語は使わない授業を展開しております。この日は、校長先生の学校、家庭、社会全般にわたっての説明がなされ、6年生の英語授業を参観いたしました次第であります。また市職員より市勢の説明を聞きましたが、各人質問をし、校舎の案内を受けました。すべて木造、全教室多目的広場つきオープン、冷暖房完備、制服なしと、こういうような学校でありました。

この市民クラブの報告をお聞きになって、英語教育についてどう感じられましたか。本市、教育委員会では、この英語教育の教科化や3、4年生への適用、導入ですね、そのための体制、英語職員の養成と対応、整備など、いつごろから取り組まれようとしているのか。また取り組まれていれば、その現状をお聞かせ願いたいと思います。

次に、地方教育行政法の改正についてであります。もともと教育委員会は、地方教育行政法に基づき、都道府県と市町村に設置される行政委員会で、原則5人、首長から独立した機関で、教育行政の最終的な権限を持つ執行機関と位置づけられております。事務局トップで常勤の教育長と非常勤の委員からなる合議体のため、審議の形骸化や責任の所在の不明確さが指摘されております。中央教育審議会は昨年12月、執行機関を教育委員会から首長に移す改革案を答申しておる。こういうのが現在の教育委員会の姿であります。政府は3月中に地方教育行政法改正案を国会に提出し、今国会中の成立を目指しています。改正の最大の狙いは、教育長と教育委員長を兼務する新たな常勤ポスト、代表教育委員、仮称ですね、が設けられ、責任体制を明確化し、いじめや自殺、体罰など、緊急時の迅速な対応を可能とする。自治体の首長は代表教育委員を任命・指名できるようにする一方、最終的には権限を持つ執行機関の役割を委員会に残し、政治的中立性の確保に配慮してあります。この政府の法案に、自治体の教育委員会制度を改革する作業チーム、これは自公統一な委員会であります。それでありますから、合意することは自公統一見解でありますので、合意するのは間違いなく、遠からず施行されることとなります。このための玉名市の教育委員の議会の承認を受け、互選された教育長の任期中にはこの代表教育委員の選任が想定されるのであります。このことについて委員長いかがでありますでしょうか。この改正についての御所件を承れば幸いです。

教育委員会の組織の変更と、要するに市長の権限が増大するというところでありますので、市長の御意見もお伺いできれば幸いです。

3番、硬式野球場の整備について。市民サッカー場の建設は、子供たちに夢を与え、スポーツ振興青少年育成の意味からも私も賛同し歓迎するものであります。先ごろからサッカー、サッカーと関心が高まる中、野球についても忘れられないようにこの問題を取り上げた次第であります。玉名市内には硬式野球ができる場所は野球場がある玉名高校、玉名工業高校、専修大学玉名高校の3球場のみであります。すなわち民間、あるいは中学生ができる硬式野球場が皆無であります。このことは何を意味するか、3高校の野球部の戦力に影響しているのであろうと考えます。したがって一つはリトルシニアと称するチームが玉名には生まれないということであり、ないということであり、リトルシニアリーグということは、中学生から硬式野球をやっているところであり、市内にこの硬式野球ができる中学生のチームができるということは、先にあげた3高校の発展に連動することは必定であります。しかしながら、中学校の校内野球場に影響することも忘れてなりません、本日取り上げるのは、とにかく球場の整備が切望されているのであります。かといって、新球場をつくってくれということではありません。私が調査したところによれば、桃田運動公園野球場は、外野までできればあと4、5メートルほどあれば、またフェンスが高くない、周辺に拡張することは無理ではなか

ろうかと、松本市長時代から判断されております。

次に、蛇ヶ谷公園野球場は広さは大丈夫なようであります。ただ、東側に大学があるため、高いフェンスの増設、雨が降ればいつも水浸しになるというグラウンドの整備をすれば、硬式野球場ができると思います。ナイター設備とか、あるいは1塁側、3塁側のフェンスの拡張等は徐々に整備すればいいと思います。玉名市からは、玉名市民栄誉賞の前田智徳氏の功績、あるいは甲子園出場校も出現しております。サッカー人口と並んで野球人口、野球ファンも多いことは衆目も認めるところであります。市長も歴史の長い野球のことも忘れずに、ただいま申し上げた、ぜひ野球場の整備を検討してほしいと思います。御見解を承りたい。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） おはようございます。

ちょっと御質問にお答えする前に、先ほど東日本大震災の黙禱をささげられましたことについて、学校関係あしたちょうど中学校が卒業式になりますので、ちょっとこのことについて御報告だけさせていただきます。

明日は中学校が卒業式になって、午前中もちろん国旗を掲げますけれども、午後半旗にするということで、一応申し合わせておりますので、その点は一応御承知おきいただきたいと、午後半旗にいたしますので、ひよっとすると朝から行かれたときに、国旗が上に上がっているとそういう御指摘もあるかと思えますけど、ちょうど時間も明日の黙禱のときは2時過ぎになるかと思えますので、卒業式が終わりましたら半旗にするということで、一応御報告、御承知おきいただきたいというふうに思います。

それでは吉田議員の教育問題についての、特に英語教育についてお答えしたいと思います。玉名市の教育委員会としましても英語教育の充実というのは欠かせないものであると教育委員会もとらえております。子供たちが楽しみながら学習できる。英語指導が苦手な先生でも指導ができる。長続きするというような方針をもとに、玉名の場合は英会話力の向上を目指した玉名市独自の学習プログラムであります「エンジョイ・イングリッシュ」を導入していきます。これは小学校1年生から中学校3年生まで、毎日10分間程度ずつ継続して英語に触れさせ、親しませていこうと考えております。教材につきましては、系統的なプログラムを組みますし、そのプログラムに基づいたDVDを作成いたしました。実はまだサンプルの時点ですけれども、これがサンプルとして出来上がったDVDでございます。ちょっと私も見ましたけれども、非常に楽しくて、小学校も何校か持って行って、反応を調べましたら非常に興味を示してくれ、小学校1年生から6年生まで本当に興味を示してくれました。そうした映像を通して学習をしていきますのと、それからもう一つはですね、これちょっと崇城大学からもらってきた分ござ

いますけれども、崇城大学にこの「エンジョイ・イングリッシュ」だけじゃなくて「玉名学」につきましても、あそこに芸術学部デザイン学科というのがございまして、そこで少し私どもの映像関係を協力していただきたいということで、森野教授のゼミに御協力をいただくということで、学長をお願いをしたところであります。そうしたら先般ゼミがあるというので、1年間のまとめがあるということから、ちょっと崇城大学から資料いただきましたのをながめますと、この資料は、もちろん学会でも配られますけれども、「玉名学とは」というのがあって、そして「花しょうぶまつり」、基本的な生活習慣、礼儀、身だしなみという、そして「エンジョイ・イングリッシュ」、タマにゃん、それが中に資料として作成され、写真つきで載っております。これをいただいてきて、本当に皆さんの協力の中でこうした教育システムを構築しているということ、一応御承知おきいただきたいと思って今日持ってきました。現在、60のレッスンが英語の場合出来上がっております。4月からはまず研究指定校であります鍋小学校で、実践、検証を行ない、課題と成果を明らかにしていきます。そして平成27年度からは、すべての小学校で28年度からはすべての中学校で実施していく予定です。目標としましては、中学校2年生ぐらいになりましたら、玉名市の紹介が英語でできるように育てていきたいと考えております。なお、英語教育に関します国の動向につきましては、常に注視しておりますし、これは教科としての充実もあります。この玉名で行ないます「エンジョイ・イングリッシュ」これは会話です。英会話力ということですが、それらにはもう対応できるということで、国の方向にも向いているということで構築をいたしております。英語の教科化、これは3、4年生から外国語活用の導入が、今予定されておりますけれども、これにつきましても教職員等の研修も必要になってきます。実施に向かつては、県と連携をしながら、教職員の指導、資質向上を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育委員長 池田誠一君。

[教育委員長 池田誠一君 登壇]

○教育委員長（池田誠一君） おはようございます。

陽光が大変暖かい雰囲気を外に出しておりますけれども、今朝、私子供たちの姿に大変うれしい思いになりました。と言いますのも、先ほど教育長からありましたように、明日はそれぞれの中学校に議員さん方御来賓で御案内があつているかと思います。御臨席賜ることかと思っておりますけれども、きょうは、実はうちのすぐそばでは、地域の方々が毎日交通指導、あいさつ運動という形でされてますけれども、ある3年生の女の子がですね、「おばちゃん」という形で、自分で焼いてきたケーキをきれいな小さな箱に入れて、「3年間ありがとうございました」という形で、渡しておりました。そういうよ

うにですね、すばらしい子どもが育っている状況が、私、今朝見ることができましたので、大変暖かい気持ちになっております。中学校におきまして、子供たち3年間の教育を終えるわけでございますけれども、明日が義務教育終了の日でございます。地域の宝であり、玉名市の宝であり、我が国の宝である子供たちのですね、義務教育終了の日で、議員さん方からの熱い激励の言葉をいただければというふうに、学校でですね、ちょっと声をかけていただくならありがたいなと思います。また職員も一生懸命、子供たちのいろんな教育問題をですね、解決して子供たちと一緒に歩いてきておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。大変貴重な時間、ごあいさつを兼ねまして、時間いただきましてけれども、先ほどの吉田議員のお尋ねにつきまして、お答えをしていきたいと思ひます。

地方教育行政の組織および運営に関する法律の改正が、今話題になっております。その件について、吉田議員からの質問でございます。今回の教育委員会制度の改正につきましては、先ほどもありましたように、昨年12月13日に中央教育審議会答申に基づいて、政府において審議されております。その答申の内容の主な点としてましては、1つ、教育長及び教育委員会の権限と責任の明確化であります。2点目が、政治的中立性、継続性、安定性の確保でございます。3点目が、首長、首長の責任の明確化が検討の視点となっております。しかしこのことにつきましては、全国の市町村教育委員会においても、賛否両論があるところでございます。しかしながら、国の制度改正でございますので、制度として真摯に受けとめ、対応しなければならないと考えております。今後の国の動きを注視してまいります。

これで答弁を終わります。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 吉田議員の地方教育行政法の改正についての御質問にお答えをいたします。

ただいま、教育委員長よりありましたとおり、今回の制度改正においては首長の責任の明確化という視点もでございます。そういうのが一つの視点となっておりまして、首長としての責務を認識し、これまで以上に教育長及び教育委員会との連携が大切であるというふうに考えております。いずれにしましても、今後の国の動きを注視して対応してまいりたいというふうに思っております。

次に、硬式野球場の質問にお答えをいたします。現在の桃田運動公園野球場及び蛇ヶ谷公園野球場におきましては、ホームベースから両翼までともに90メートルの距離でございます。公認野球規則によりますと、77メートルという規定を満たしておりますので、硬式野球も可能ということでもあります。しかしながら、硬式野球ボールは球場を飛

び越えてしまった場合、非常に危険を伴うため、ほとんどの市民球場では禁止をされているところでございます。そのため、硬式野球ができるようにするためには、球場の周りを約10メートルを超えるフェンスを必要といたしておりまして、そのためには数千万円の工事費が必要だと考えております。一方で、市内の中学校の硬式野球の部活動におきましては、近年の少子化によって部員数が減少しております。将来さらに部員数が減少が進みますと、単独校では部活動ができない状況となった場合、単独校を超えたクラブ活動が求められると考えられます。そうした状況になった場合には、議員御提案の硬式野球場への改修を検討する必要が生じてくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 教育委員会制度の改正にあたっては、もちろん国の推移をみるということではありますが、これはもう今国会において成立することは必定でないかと思っております。したがって今からやはり心構えで対応していかなきゃならない問題ではなかろうかと、かように考える次第でございます。

教育長は、英語教育について非常に詳しく申されました。多少安心をいたしました。成果が上がるようにですね、期待してやまないわけでございます。

グラウンドの整備については、今予算のほうにも計上、担当課から計上したようでございます。例えば、蛇ヶ谷公園野球場の特に外野ですね、外野のほうの場所が、非常にひとたび雨が降れば1週間も10日もぬかるんでいるというような、整備をしたい旨の予算も今回は削られたようでございまして、鋭意努力をしていただき、「硬式、硬式」と言わなくても、野球場の整備は、野球ファンにとっては非常に大事なことではないかと思っておりますけれども、市長におかれましても、執行部におかれましても認識の深さをお願い申し上げたいと思っております。

次に移りたいと思っております。検討委員会の「長」についてということで取り上げました。サッカー場の検討委員会は、構想策定に向けてスポーツ団体の代表者や学識者、教員などで構成する方針のようです。また市庁舎、この庁舎ですね、跡地活用の検討委員会を設置される方針ですが、これは跡地だけなのか、周辺開発整備、アクセス道路等、中心市街地活性化等を含めた跡地検討委員会なのか、これもお尋ねをしたいと思っております。この2大検討委員会の長には、いずれの分野の造詣の深い人材を起用されると思いますが、考えておられる長についてあれば、お伺いしたいと思っております。

政府は、人口減少や高齢化が進む地方都市で、自治体の財源が厳しさを増す中、衰退した中心部を便利で活気のある町に再生する狙いである、「居住誘導区域」を指定するとしております。この法案が通常国会に国土交通省から、都市再生特別措置法改正案と

して提出されるものでありますが、この法を活用されるようならばと思いますが、研究担当課におかれましては、研究調査されたらいかがでありましょうか。御見解をお聞きしたいと思います。

平成26年度予算に鑑み、一、二お伺いいたします。企業収益の回復、国税収入、すなわち地方税収入、地方交付税等の増加が期待されますが、しかし社会保障関係費が高い水準に推移するので、地方は相変わらず大幅な財源不足が生じると市長も認識しておられるようであります。その中で平成26年度玉名市当初予算案の編成、しかも26年度は新規事業が始まり、302億5,500万円、初めて300億円を突破するという10.9%の伸びということになりますが、その予算編成に執行部の皆さん、苦渋の選択と苦労が伺えますが、お疲れさまでございました。新規事業予算が浮上する中、目玉予算と言うか、一つだけ取り上げられれば、どういうのが挙げられるのかなと私なりに考えましたが、それぞれ皆さんも考えは違うと思うのでありますが、私は何と云っても今議会の予算には、新しくお目見えしたサッカー場の建設を一番の目玉予算、目玉事業ととらえておりますが、市長の思いはどうでありますでしょうか。これだけ伸びを見せた予算ですが、各種補助金について、あるいは助成金と言うのでしょうかね、等については、今後どうなされようとされるのか。補助金はそのままにおいてこういう予算に傾けるとすれば、やはり窮屈になるのは必定であります。各種団体、各種イベント等、大会への補助金は大体、今どのくらいあるのでしょうか。サッカー場の建設に約7億円と想定されておりますが、ここまで想定されておるならば、これは人工芝なのか、天然芝なのか、おのずとわかってくるんでありましようが、どういう芝を想定されて7億円と見込んでおられるのか。

次に、利用者の借用代ですが、無料なのか、有料なのか、これは建設数年後に、建設してからのことでもありますけれども、やはり検討委員会の設置があれば、その議論の一つになるんじゃないかなと、このように思いますが、まずは7億円と一応、予想されているならば、こういうことも検討されて、管理費ですね、何でもつくったら管理というのが重要になります。いろんなことをつくって、例えば公園一つつくっても地元を協力を求めるとか、サッカー場であれば、サッカーファンの人たちに、サッカークラブ等にいろんなアフターケアその他を、日ごろの管理等を多少手伝ってもらえるのか。こういうことも想定されてこの建設でないかなと思いますので、今申し上げたことに対して、御答弁をお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 吉田議員の各検討委員会の「長」についてお答えをいたします。

今議会に提案をしております玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会条例の中では、委員は学識経験を有するもの、関係機関及び団体の代表者のほか、市長が適当と認めたものの計15名以内とする旨を規定しております。委員会の長は委員の互選により選出する旨の規定を設けておりますので、確定的なことを述べることはできませんが、学識経験を有するものの候補といたしまして、本市が相互協力についての包括協定を締結しております熊本県立大学などからまちづくりや建築の分野に造詣の深い教授などを選定させていただきたいというふうに考えております。また同様に玉名市サッカー場建設検討委員会の長におきましても、専門的な知識を有する県内の大学の先生から選出させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 吉田議員の玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会の検討対象の範囲ということでございますけれども、庁舎跡地のみをするのかということでございますけれども、中心市街地活性化や道路網の整備も含めたものにするのかということでございます。先般の12月議会で、また先日の田中議員の質問にも答弁をしましており、今回設置する委員会では、本庁舎跡地等の活用にかかわる基本的な方向性や具体的な活用方法について検討していただくことといたしております。なお、中心市街地活性化のための市庁舎跡地の周辺の開発整備やアクセス道路整備につきましての再検討の必要性は認識しておりますものの、この委員会では、まず市庁舎跡地の活用の方針の取りまとめに特化した検討を行なっていただきたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 建設部長 坂口信夫君。

[建設部長 坂口信夫君 登壇]

○建設部長（坂口信夫君） 吉田議員御質問の居住誘導区域についてお答えをいたします。

「居住誘導区域」は、平成26年2月12日に閣議決定をされました都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案の中に、新たに設けられた制度でございます。その目的は、集約型のまちづくりを進めることでございます。国土交通省の報道発表資料によりますと、この改正で市街地における住宅や医療、福祉、商業等の関連施設を、立地適正化を図るために、それらを中心部に誘導するとともに、中心部に居住することを促し、支援するための改正ということでございます。日本の地方都市では、人口の減少や超高齢社会による中心市街地の空洞化が著しく、これへの対応が急務でございます。また都

市づくりの課題でもございます。本市も同じような状況にあると認識をしておりますので、法案成立後に開催をされると伺っております説明会等に参加し、制度の調査、研究を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 市長 高崚哲哉君。

[市長 高崚哲哉君 登壇]

○市長（高崚哲哉君） 吉田議員の平成26年度玉名市一般会計予算の目玉事業についての質問にお答えをいたします。

本市の平成26年度の当初予算の編成に当たりまして、私の公約を取りまとめた「輝け玉名「戦略21」」に掲げた取り組みを着実に推進するため、「輝け玉名「戦略21」」実行予算として予算編成を行なったところでございます。行政経営、暮らし、経済産業、人づくり、安心安全、まちづくりの6つの分野の中で、特に早急に取り組むべきものとしたしまして、ハード面では市民会館やサッカー場建設事業、ソフト面では中学生までの医療費無料化や小中一貫教育の推進など、「輝け玉名「戦略21」」の具体化に向けた事業と市民生活に直結した事業へ重点配分を行ないました。その結果、予算総額は302億5,500万円となり、合併後最大の予算編成となったところでございます。特にサッカー場建設につきましては、子どもから大人まで多くの市民がサッカーを楽しんでおり、公的なサッカー場の建設についての市民の署名活動がされるなど強い要望があるところでございます。また本市が、県下でサッカー場と言える施設を保有していない数少ない市であることから、市民が利用しやすいサッカー場の建設を考えているところでございます。人工芝と天然芝、どちらを想定しているかということですが、人工芝は建設時の初期費用は高くなりますが、維持管理費を抑え多目的に使用することができます。一方、天然芝は建設費を抑えることができますが、維持費が高く、多目的な使用にも制限がかかることが考えられます。こうしたことを踏まえて、検討委員会の意見を参考に、最終決定をさせていただきたいと考えております。

また目玉事業を一つだけ挙げよということですが、どの事業も緊急性があり、重点的に実施しなければならないものであり、それを着実に、そしてまた計画的に実行することで、子どもから高齢者までだれもが住んでよかったと実感できる「市民が輝き、都市が輝き、夢が広がる玉名」の実現につながるものと確信をいたしております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 吉田議員の各種団体やイベント等への補助金についての御

質問でございますけれども、補助金につきましては地方自治体において、その公益上必要がある場合においては補助をすることができると規定をされております。本市におきましても補助金等交付規則などにに基づき、各種団体等へ補助金を支出しているところでございます。平成26年度一般会計予算の各種団体等への補助金は、79件、総額2億6,538万2,000円でございます。内訳は各種団体への補助金が65件、2億2,673万2,000円、夏祭りなどイベント等への補助金が14件で3,865万円でございます。また平成19年度から20年度で外部の委員で構成をしました補助金等見直し検討委員会及び庁内のプロジェクト会議におきまして、補助団体の統合や補助金の削減を検討しまして、その結果に基づき積極的な見直しを図り、当初予算編成に反映してきたところでございます。削減対象とされました補助金は、各種団体補助金、イベント補助金、事業補助金など、合計で74件、3,148万9,000円で、そのうち20年度から平成26年度までに減額や廃止したものが合計で62件、2,398万8,000円であり、残りの12件につきましては現在調整中でございます。

次に、今後の対応についてでございますけれども、補助金交付に関しましては、市民から徴収された貴重な税金を財源としていることに留意し、公平性、透明性を確保することはもちろん、効果的かつ適切に執行する必要があります。今後も法令及び規則に基づき補助金が果たしている公益上の役割や効果等について十分検証を行ない、補助金執行のさらなる適正化を図ってまいります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 検討委員会でサッカー場の話ですけれども、いわゆる借用代とか大人は無料だとか、いやいや大人は取るけど青少年は取らないとか、こういうのも検討委員会で検討されるんじゃないかと思えますけど、執行部からも提言をされたらどうかと考える次第でございます。

これは老婆心ながら教育委員会に申し上げてみたいと思います。今、教育委員長も教育長も教育委員会ではですね、合併統廃合問題や小中一貫制を云々するというところで頭がいっぱいじゃなかろうかとお察し申し上げる次第で、皮肉じゃございません。お察し申し上げる中で、先に申し上げましたことがいっぱいですね、改革として横たわっているんですね、既に義務化されているのがもう一つございます。これはですね、国の教育再生会議にかわる地方版の総合教育会議の設置、義務化、これ義務化するということになっております。こういうことにも取り組まなきゃなりませんね。そのほか6・3・3制、学制改革の改革や養護教育は、これで今方針をおっしゃってやってることで十分だと思いますけど、こういう中にですね、教育委員会、教育委員長、教育長、自信を持っ

てですね、大変でしょうけれども真摯に精いっぱい受けとめて、これ取り組まれることがこういうのがですね、できるのかなと私はですね、次から次へとやってきますね、先ほど来申し上げております。こういうのでですね、本当に心配しているんです。だからこの辺の強い意思をお聞かせ願えればと思いますけども、お聞かせ願えればいいんですけれども、そういうふうに要望する次第でございます。意思をお聞かせ願えれば幸いですけれども、以上で私の質問は終わりたいと思います。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 今、吉田議員の教育委員会に関する、学校教育に関する変革が非常に激しい、そして急速に行なわれているので、それで大丈夫かということでございますけれども、こういう国の方向もそうですけれども、県の方向も常にそれを踏まえながらやっておりますし、市町村においては子供たちに直接かかわっておりますので、さらに先の将来のことを考えながら、それを逃げてはやはりいけないと、積極的に取り組み、積極的にやっぱり研究、検討を重ねていって、そして国の方向以上にやはりとらえながら教育、子供たちの教育を考えていかなければならないというふうに考えます。以上です。

○議長（作本幸男君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 13 分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4 番 徳村登志郎君。

[4 番 徳村登志郎君 登壇]

○4 番（徳村登志郎君） 皆さんおはようございます。4 番公明党の徳村登志郎でございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。

今月 3 日、政府と自民、公明の与党両党は、首相官邸で連絡協議会を開き、席上、公明党の山口那津男代表は、東日本大震災から 11 日で 3 年を迎えることを踏まえ、「本格復興の加速度を上げていく。政府、与党一体の取り組みが重要だ。」と強調しました。また安倍晋三首相も「被災地が 1 日も早く普通の生活に戻れるよう、復興の加速化に向けて全力で取り組んでいく」と語りました。ちょうど明日で「3・11」も 3 年を迎えます。この「3・11」以降、私たちの防災意識も大きく変わったのではないのでしょうか。また、4 月に控えた消費税率の引き上げに関しては、2013 年度補正予算の早期執行と、14 年度予算案の成立・執行などで、引き上げに伴う経済情勢の変化に対

応してもらうことが極めて重要だと思います。以上のような情勢を踏まえ、今回は大きく3つの質問をさせていただきます。

1点目は、地域防災力の強化の観点から、消防団員の処遇改善についての質問です。近年、局地的な豪雨や台風など、自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めております。消防団は、消防署とともに、火災や災害への対応等を行なう消防組織法に基づいた組織です。すべての自治体に設置されており、団員は非常勤特別職の地方公務員として、条例により年額報酬や出動手当などが支給されております。火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から現場に駆けつけ、対応に当たる地域防災のかなめであります。特に東日本大震災では、団員みずから被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を投じ大きな役割を發揮しました。その一方で、住民の避難誘導や水門閉鎖などで198人が殉職し、命がけの職務であることが全国的に知られました。しかし、その実態は厳しく、全国的に団員数の減少が顕著になっており、1965年に130万人以上いた団員は、2012年には約87万人に落ち込んでいます。その背景には高齢化に加えてサラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も団員減の要因とされています。こうした事情を受け、昨年12月に消防団を支援する「地域防災力充実強化法」いわゆる「消防団支援法」が成立し、施行されました。同法は消防団を「将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない、代替性のない存在」と定義し、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されたものです。

そこで玉名市の同法を受けての消防団員の処遇改善がどのようにされるのか質問いたします。1.玉名市の消防団員の現状、そして年額報酬と出動手当はどうあるのか。2.消防団支援法を受けて、消防団員への年額報酬、出動手当、退職報償金について引き上げの方針はあるのか。3.消防団支援法の成立を受けて、消防団設備の具体的拡充はどのようなになるのか。4.消防団員の減少歯どめの対策は講じられているのか。また消防団支援法でこれまで自治体の裁量に委ねられていた職員の入団は、職務に支障がない限り認めるように義務づけられたがどのように対処するのか。以上、4点について答弁を求めます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 徳村議員の消防団員の処遇改善についての御質問にお答えをいたします。

まず、玉名市消防団員の現状、そして年額報酬と出動手当についてでございますが、国におきまして平成25年12月に消防団の充実強化を支援するため、住民の安

心・安全の確保を目的とし、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」、通称、「消防団支援法」が施行されました。この法律の主な内容としましては、先ほど紹介がございましたけども、「消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と位置づけて、消防団員の報酬引き上げ等の処遇改善、装備の拡充等について規定をされたところです。本市の報酬額等の現状につきましては、玉名市消防団分団再編に伴いまして、団幹部の責任、役割が強化されたことに伴い、平成25年度より団員報酬額を増額し、部長、副分団長、分団長、副団長、団長職の団員につきましては、今回、国が示す基準を上回る報酬額を支給しているところでございます。また火災、水防等に対する出動手当てにつきましては、1回当たり1,000円を支給しており、国が示す基準を下回っているところです。

2番目の消防団支援法による消防団員への年額報酬、出動手当て、退職報奨金についての引き上げの方針はあるのかについてでございますけども、まず消防団の退職報奨金につきましては、現在、熊本県市町村総合事務組合と事務の共同処理を行なっております。平成26年度より、退職消防団員に対し、一律5万円を増額することになっております。また報酬、出動手当てにつきましては、今後、国が示す基準を下回る部分につきましては、近隣及び他市の状況を考慮し、検討を行なってまいりたいと思います。

次に、消防団支援法の成立を受けて、消防団設備の具体的拡充ということでございますけども、消防団に対する支給装備品につきましては、92あるすべての部に対し、毎年消防ホースを支給しており、また耐用年数により積載車、小型動力ポンプ等の更新配備を行なっているところでございますが、今後、消防団と十分協議の上、必要な装備品については協議を行なってまいりたいと考えております。

最後に、消防団員の減少歯どめ対策と自治体職員の入団ということですが、今年度、団員の減少を食いとめる方策として施行しました消防団分団再編及びOB団員を活用しました支援団員制度の施行により、減少を続けていた団員数も本年度は、昨年度に比べ17人が増員したところでございます。また自治体職員の入団につきましては、市職員66人が消防団員としてそれぞれの分団で活動を行なっているところです。今後も消防団への入団促進につきましては、その魅力が伝わるよう、積極的にPRを図り、合わせて市職員の入団につきましても働きかけを行ない、消防団の一層の充実強化に向けて、鋭意取り組んでまいります。

○議長（作本幸男君） 4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 答弁をいただきありがとうございます。

消防団の処遇は、過去からの経緯もあり、即刻改善というには予算の計上等課題もあるかと存じます。しかし、「3・11」以降その重要な位置づけ、地域に根差した防災

のかなめとしての役割は周知のとおりと思われます。そのような意味でも、このたび施行された消防団支援法を機に、大きくその処遇を見直し、消防団員の増員を願うところでもあります。また現在、全国の消防団員88万人のうち、女性も2万人いるとのこと。女性の力も災害時においてその重要性はますます期待され、女性にも入団し、活躍できる場として消防団が位置づけられることを切望いたします。全国的にも団員の減少に歯どめをかけるために、高校生へ1日体験入団や、団員OBの再入団、もちろん自治体職員の積極的入団は、防災力強化に向けた具体的取り組みとして期待されております。玉名市におきましても、消防団を市民挙げて応援し、安心・安全のまちづくりの中核となり得るよう力を尽くしていただきたいと思います。

今年もちょうど「春の全国火災予防運動」がこの定例会中の3月1日から7日まで実施されました。この運動は市民の防火・防災意識を向上させる運動として推進されています。私も議員として防災力強化となり得るようともに尽力していく決意であります。

それでは2点目の質問に移ります。周知のとおり、本年4月から消費税率が5%から8%へ引き上げられます。消費税率の引き上げは、一昨年、自民、民主、公明3党で修正合意し成立した、社会保障と税の一体改革に基づくもので、社会保障の安定と充実のためには避けられないものです。しかし、今年は経済再生に向けた正念場となっております。それには4月の消費税率8%へ引き上げによって景気を腰折れさせない経済対策の実行が不可欠であります。そこで消費税率が引き上げられるのに伴い、影響が大きい家庭への負担軽減策として、住民税非課税世帯には臨時福祉給付金、児童手当需給世帯には子育て世帯臨時特例給付金が支給されることとなりました。だが、その内容と支給申請に当たっては注意すべき点もあるかと思われます。以下、3点を確認の意味合いも含め質問いたします。

1つ、玉名市における対象世帯への支給までのタイムスケジュールについて。2つ、市民への周知啓発の方法について。3つ、申請方法と期間、支給方法について。以上、答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 徳村議員の臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の支給までのタイムスケジュール及び市民への周知啓発の方法、申請方法と期間、支給方法ということについて、先日の前田議員の答弁と重複する部分がございますけどもお答えをいたします。

これらの給付金につきましては、先月6日に成立しました国の平成25年度補正予算によるもので、消費税率の引き上げに伴い、低所得者への影響を緩和するため支給をす

るものでございます。給付対象者は、平成26年度分市町村民税均等割りが課税されていない方が対象となりますが、御自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合等は対象外となります。給付額につきましては、対象者1人につき1万円、対象者の中で老齢基礎年金等の受給者につきましては、5,000円の加算となります。本市におきましては、対象者約1万9,600人、うち加算対象者が約1万1,600人を見込んでいるところでございます。また周知方法につきましては、4月に制度の概要と合わせて、振り込め詐欺に注意していただくお知らせ、6月は手続きに必要な関係書類を送付するお知らせ。8月は窓口現金給付のお知らせ、9月は再度窓口現金交付と、また申請されていない方への受付最終期日のお知らせについて、広報たまな及び市ホームページにより周知をしております。また申請書の発送につきましては、6月末に平成26年度分市町村民税均等割り課税がされていない方や申告のない方に対し、臨時福祉給付金等の申請書やチラシを送付いたします。また7月から9月までの3カ月間を申請受付期間とし、7月末から10月末までの3カ月間を支払い期間と予定しているところでございます。給付金の支払いにつきましては、郵送又は窓口で提出された申請書を審査し、速やかに口座振込みへの手続きを行いません。また金融機関の口座をお持ちでない方への対応といたしましては、9月に10日間程度期間を設けて、現金による支給を行なうこととし、きめ細かな対応に努めてまいります。また子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当の受給者を対象に、臨時福祉給付金と併給調整をして、対象児童1人につき1万円を支給するものです。周知や支給の時期、方法などにつきましては、臨時福祉給付金と連携を図りながら、受給者の状況を勘案した上で、臨時福祉給付金に準じて実施をする予定としております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 答弁いただきありがとうございます。

消費税は社会保障の安定と充実のために必要不可欠ですが、所得の低い方ほど影響が大きくなる逆進性があるため、この臨時給付金が家計の支えになればと思います。また答弁にもありましたこうした新たな給付金を利用した振り込め詐欺が発生されることも懸念されます。ぜひこの点も対策を講じて取り組んでいただきたいと切望いたします。

それでは3点目、最後の質問となります。政府の2014年度予算案の中で、審議決定した育児給付金の給付率アップを受け、質問させていただきます。

厚生労働省によりますと、2012年度の育児休業取得率は、女性が83.6%なのに対し、男性はわずか1.89%にすぎません。2014年度予算案では、夫婦の育児を取りやすくするため、消費増税による増収分のうち56億円を充てて経済的支援を拡

充、子どもが原則1歳になるまで、育休中に休業前賃金の50%を雇用保険などから支給する育休給付金について、休業開始から6カ月間の給付率を67%に引き上げることになりました。なおこの制度では、同じ子どもでも夫婦がともに育休を取得すれば1歳2カ月まで給付が受けられます。政府も経済の再生にはあらゆる分野での女性の活躍が不可欠ととらえ、それを後押しするため男性の育児参加に力を入れると聞いております。育休は育児介護休業法に基づく労働者の権利の一つです。ただ先ほど述べたように、男性の育休取得率は全国的に見ても1.89%、100人に2人以下という実態です。女性の83.6%に比べ、極めて低いと言わざるを得ません。取得が進まない一番の要因は、世帯収入の減少にあります。育児休業給付を受けても、家計の主な担い手である男性の収入の半減は生活に響きます。妻が専業主婦ならばなおさらです。またそれだけではない、職場の雰囲気も大きく影響しています。「パタハラ」という言葉を御存じでしょうか。これはパタニティハラスメントの略で、パタニティとは父性のことで、パタハラとはつまり、「男性や父親はこうあるべき」という先入観から、上司が育休を取得させないよう嫌がらせをする行為を指すそうです。育休を申請した際、上司から「何で男のお前が育休なんて取るんだ。やめておけ。キャリアが台無しになるぞ。」と脅されたり、発熱した子どもを保育園まで迎えに行くため、仕事を終えて早退を申し込むと、「そんなのは女房の役割だろ」など叱責を受けるなどの例がそれに当たります。ここで質問したいと思います。1つ、玉名市の育児休業取得の現状、特に男性の取得率について。2つ、都市部の大手企業では、独自に男性の育児参加を後押しするような動きも活発になってきております。玉名市役所の職員において、育児休業取得はどのようになっているのか。3つ、男性の育児参加を促す意味でも、積極的に取り組む企業を助成し、表彰するなど、玉名市が男性の育児参加のイニシアチブを取れないものか。以上、3点について答弁をお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 徳村議員の育児休業給付金についての御質問にお答えします。

まず玉名市の育児休業給付の現状、男性の育児休業取得率についてでございます。育児休業給付金につきましては、公共職業安定所の管轄している雇用保険の制度であり、玉名市の状況については、把握ができておりません。県内の状況として、平成24年度版熊本県労働白書によりますと、平成23年度の育児休業基本給付金の受給者件数は3,379人、受給者数、実人員延べ2万8,253人、支給金額で25億9,538万円となっております。前年に比べ12.4%の増で、年々増加傾向にあります。

次に、育児休業の取得状況ですが、同じく平成24年度版熊本県労働白書によります

と、育児休業取得率は、女性が92.9%に対し、男性が1.4%となっております。

次に、玉名市職員の現状についてでございますが、平成23年度から平成25年度までの3年間で育児休業取得者は、延べ39名であり、そのうち1名が男性職員でございます。市におきましては、次世代育成支援対策推進法による特定事業主行動計画の後期計画を平成22年3月に策定し、男性職員の子育て参加に向けた取り組みを推進してまいりましたが、男性職員の育児休業取得率の向上には至っていないのが現状でございます。今後、さらに男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境となるよう、制度の周知を図り、育児休業が取得できる応援体制や事務分担見直しなど、育児休業を希望する男性職員への配慮に努めてまいりたいと考えております。

最後に、男性の育児参加に取り組む企業に助成はできないのかとの御質問でございますが、玉名市男女共同参画推進条例では、基本理念として「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、家事、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行なうことができるようにする」と定めており、事業者は基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に積極的に取り組むこと、また、市は広報活動を通して基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとするとして定めております。現在のところ、市の助成制度などは設けておりませんが、熊本県子育て応援の店・企業推進事業において、子育て従業員応援団として登録されている事業所が、市内に54カ所あり、平成23年には子育てをしやすい職場環境づくりへの取り組みから、株式会社アースが熊本県男女共同参画推進事業者として表彰されております。今後も関係各部署が連携して、男女がともに育児に参加できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 答弁いただきありがとうございます。

厚生労働省は昨年10月に男性社員や職員の育児参加を積極的に支援している企業・団体を表彰する「イクメン企業アワード」を創設しました。中でもグランプリを受賞した福島県の医療法人社団三成会は、育休対象となった男子職員14人のうち9人が取得し、取得率は64%にもなりました。私も0歳の子どもの父親として、子育てを妻に任せっきりせず、イクメンを目指している最中であります。仕事と子育てを両立しやすい職場づくりは、働きやすい職場づくり、離職率の低い職場へつながると思います。そして、その鍵を握る育児休業の取得は、男性の取得が伸びてこそ進展するものと思います。まずは玉名市役所がイニシアチブを取り、男性職員の育休取得率をアップさせてい

ただきたいと要望いたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

引き続き、1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） おはようございます。市民クラブの北本将幸です。

一昨日にソチ冬季パラリンピックが開幕しました。ウクライナ情勢問題にて多くの国が高官派遣を見合わせるなど、スポーツの祭典に政治が持ち込まれるという残念な状況もありますが、選手の方たちは障がいを持ちながらもスポーツに精進され、各種目において素晴らしいプレーをされています。日本選手団においても連日のようにメダル獲得のニュースが報道されています。テレビを見ている私自身もっと頑張っていかなければと、背中を押されるばかりです。これからもだれもが住みやすい町を目指して、しっかり頑張っていきたいと思えます。

それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきますと思えます。

まず初めに、介護保険制度の改正に向けた玉名市の取り組みについて質問いたします。年々高齢化が進んでおり、超高齢化社会に突入していく中で、毎日のように医療費、介護費の増加が問題視されています。先日報道にて40から64歳、いわゆる現役世代の介護保険料、自己負担額が月5,000円を超えるとの記事が掲載されていました。介護保険制度は2000年にスタートしましたが、制度開始当初75歳以上の高齢者は900万人だったのが、現在約1,400万人となっており、現役世代の保険料も月2,000円程度だったのが5,000円と2.5倍に膨れ上がっています。この傾向はますます進んでいくものと考えられます。平成26年度の国の介護費用は10兆円近くになると予想されています。玉名市においても本年度予算で、歳入歳出が約70億円と見込まれており、過去最高額を記録しています。また一般財源からの繰入金も10億円を超える額となっており、地方財政に対する影響も年々大きくなっています。増大していく社会保障給付費とそれに伴う保険料の自己負担額増加との均衡をどう図っていくかが今後の課題となってきます。この課題に取り組んでいくためにも、従来の病院完結型の医療から、地域全体で支える地域完結型の医療への改革が必要となってきます。地域医療、地域介護の重要性がますます叫ばれています。重度な要介護状態となっても住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していく必要があります。地域包括ケアシステムの構築は、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる2025年問題の対策として国が取り組んでいます。

そしてこのような現状の中で、来年度平成27年に介護保険制度の改正が行なわれます。この改正は、医療、介護の一体改革に向けた第一歩になると思われます。現時点での方向性については、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の中で、「介護保険制度の見直しに関する意見」として取りまとめられています。それは地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業、予防給付の見直し等、介護サービス提供体制の見直し、1号被保険者の一定所得以上の費用負担の見直し、2025年を見据えた第6期以後の介護保険事業計画の策定などが挙げられています。その中でも大きく取り上げられているのが予防給付の見直しです。軽度者、いわゆる要支援に区分される人たちを介護保険本体から切り離し、地域支援事業へ移行するという改正点であります。要支援1・2の対象者については、介護保険本体の給付に訪問看護と福祉用具貸し付けなどのサービスはそのまま残し、訪問介護と通所介護の2つを外し、それに対応するサービスについては市町村で実施される地域支援事業で再編成することになります。しかし、要支援者に対するサービスの利用は、この2つが中心であり、市町村による要支援者の占める割合は地域により格差がありますが、全国平均でも要支援者の介護予防サービス利用者のうち、半数以上が訪問介護と通所介護を利用しています。つまりこれまで利用している方の相当数が介護保険の本体給付から外れることとなりますので、その人たちへの対応が極めて重要な課題となります。市町村が今までのサービスにかわる独自のサービスを提供しなければ、要支援者の方たちは今までの生活を送れないこととなります。もともと地域支援事業とは、要支援・要介護状態となる前の介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村において実施されている事業であり、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業などがあります。つまり市町村における介護予防事業の充実が求められていることとなります。各自治体にサービスを任せるということになるので、自治体は要支援者の抱えている日常生活の課題やニーズも含め、またその利用により、どのような改善が図られていたかを把握し、これからどのような提供体制を構築し、自宅で健康に暮らし続けられる方法などを考えていかなければいけません。そのためにも地域で活動するNPOなどの市民団体の把握や地域支援事業者と住民のかかわり等を含め、地域の社会資源の整理と必要なサービスの洗い出しを行なっていく必要があります。これは直に自治体の力量、市町村、行政のトップの力量、考え方が問われることとなります。国は移行猶予期間も含め、平成29年度までの完全移行を目指していますし、「介護保険制度の見直しに関する意見の要点」にも「2025年を見据えた第6期以後の介護保険事業計画の策定」が挙げられていることから、もう対策に取りかからなければならず、実際に県下でも既に先進的に取り組んでおられる地域もあります。玉名市の高齢者が住みなれた地区、自宅で地域の支援者、支援団体による見守りや支援を受けながら日常生活を過ごしていけるよう、高

高齢者のニーズに応じたサービスの再構築のために、あらかじめ市独自の方向性、地域にあった独自サービスをつくっておき、必要な財源を確保し、充実強化を図っていくことが必要になってきます。厚生労働省によれば、制度廃止に当たっては、現在給付している財源を新たな事業に移すのでサービスの利用は継続できると説明していますが、しっかりと財源的に手当てされるのか、受け皿づくりなど対応への課題があります。地域の中で、心身の状態に合わせながら、小学校あるいは中学校区での地域包括ケアシステムの完成に向けた第一歩を踏み出していくために、市が中心となって進めていく必要があります。既に取り組んでいる自治体は、先へ進んでいくが、まだ取り組んでおらず「それまでにやればいだろう」と考える自治体との自治体格差は大きく広がっていくと思われます。このことは非常に重大な課題でもありますが、玉名市の実情に応じて支援体制のシステムづくりを新たにできるチャンスとしてとらえれば、さまざまな社会資源の活用や市民参加型のサービスづくりに取り組めるのではないかと思われます。

そこで質問いたします。1つ目として玉名市が実施している要支援者などの市町村独自のサービスの現状について質問いたします。①現在、玉名市で要支援・地域支援事業を認定されている利用者数はどの程度いるのか。②その利用者の負担額と玉名市の費用負担額の推移はどうなっているのか。③今後玉名市の要支援・地域支援事業の利用動向はどう予想されるか。④現在どのような事業者が対応しているのか。また課題はないのか。以上、4点。

2つ目として介護保険改正に向けての玉名市の方針及び具体的な取り組みなどについて。①平成29年に向けて地域支援事業対象者等のサービス量はどのように想定されるのか。②想定されるサービス量に現在の体制で対応できるのか。③市民サービス向上に向けて、既に実施されている全国、県内の先進事例についてどう考えるのか。④玉名市の新しい地域支援事業実施に向けたスケジュールはどのような流れか。そして実際のサービス実施団体の検討の場への参画をどのように考えておられるのか。以上、4点質問いたします。答弁いただき次の質問に移ります。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 北本議員の平成27年度介護保険制度改正に向けた玉名市の取り組みについての中のみず1番目の玉名市が実施している要支援者等の市町村独自のサービスの現状についての御質問にお答えいたします。

現在、玉名市で要支援者、地域支援事業の認定者及び利用者の数はどの程度いるかについてでございますけども、本市の要支援認定者は65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者合わせて、1月末現在で要支援1が691人、要支援2が684人、合計1,375人となっております。また地域支援事業の主な在宅福

祉事業についての利用者数は、有資格のヘルパー派遣により日常生活の支援・指導を行なう生活管理指導員派遣事業が、ここ3年間6人から8人の利用となっており、シルバ一人材センター会員派遣による簡易な日常生活の援助を行なう、ふれあい生活支援事業も平均6人の利用となっております。また食の自立支援事業として、弁当の配食サービスは平成22年度113人、平成23年度99人、平成24年度81人の利用となっております。

次に、先ほどのサービスに係る利用者負担額と玉名市の費用負担額の推移についてでございますが、要支援者の利用負担額は1カ月通所介護が、要支援1で2,099円、要支援2で4,205円、訪問介護が週1回程度の利用で1,220円、週2回程度の利用で2,440円となっておりますが、利用するメニューによっては、別に運動器機能向上等の費用が加算されることがあります。

次に、介護保険の要支援者に係る給付の推移につきましては、平成22年度が約3億6,673万円、平成23年度が約4億509万円、平成24年度が約4億3,371万円となっております。また生活管理指導員派遣事業は、利用者負担は1時間400円で週2時間まで、市の費用負担は平成22年度60万2,000円、平成23年度69万2,000円、平成24年度80万8,000円と推移しています。

次に、ふれあい生活支援事業について、利用者負担は1時間200円で週2時間までで、平成22年度13万円、平成23年度14万6,000円、平成24年度19万円となっております。また食の自立支援事業は、1食400円で週2食まで、平成22年度136万1,000円、平成23年度で175万2,000円、平成24年度で139万円と推移しております。

次に、今後玉名市の要支援・地域支援事業の利用動向はどう予想するかについてお答えします。要支援1・2合わせたところの、要支援者の動向については、平成23年3月末が1,093人、平成24年3月末が1,227人、平成25年3月末が1,298人、平成26年1月現在が、先ほどお答えしましたように1,375人と増加している傾向にあります。これは高齢化率が平成23年度から1年度ごとに27.4%、28%、28.9%と上昇しており、また65歳以上の高齢者の人口も年々増加しているのが主な原因だと思われまます。要支援者の動向については、平成26年度に策定を予定しております高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において推計を行なうこととしておりますが、現段階でも65歳以上の人口は増加することが見込まれますので、要支援・地域支援事業の利用についても増加するものと見込まれます。

次に、どのような事業者が対応しているか、課題はないのかについてお答えします。現在、介護保険に組み込まれている要支援1・2の方の通所介護については33カ所の事業所、訪問介護については23カ所の事業所で対応し、地域支援事業の生活管理指導

員派遣事業を社会福祉協議会に、ふれあい生活支援事業をシルバー人材センター、食の自立支援事業を地域たすけあいの会、たいめい苑、有明ホームに委託いたしております。課題につきましては、現在、委託している事業者に対しましても、また利用者の方からも聞いておりませんので、現在のところ大きな課題はないのかなというふうに認識いたしております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時02分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 午前中に引き続きまして、答弁をさせていただきます。

北本議員お尋ねの介護保険の中で、2番目の介護保険制度改正に向けての玉名市の方針及び具体的な取り組みについてお答えをいたします。

まず平成29年に向けて地域支援事業対象者等のサービス量はどのように想定するかについてでございますが、介護保険の制度改正につきましては、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化ということで、要支援者に対する予防給付の見直しや地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みのさらなる推進、利用者負担の見直し、低所得者の保険料の負担軽減などの改正が平成27年度から行なわれる予定です。要支援者のサービス量につきましては、平成25年12月提供分で、通所介護が468件、訪問介護が393件となっております。給付額は一月分で、通所介護が約1,455万円、訪問介護が約756万円となっております。先ほどの御質問の中でもお答えいたしました。平成27年度から平成29年度までの介護保険のサービス量の見込みにつきましては、平成26年度に策定する高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において推計を行なうようにいたしておりますので、現時点では増加が予想される程度のお答えしかすることができません。

次に、想定されるサービス量に現在の体制で対応できるのかについてお答えいたします。介護保険の予防給付のうち、通所介護・訪問介護については、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業へ平成29年度末までに移行するようになっており、どのように移行するかについては、今後検討を行なってまいります。既存の介

護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援するとされておりますので、既存の介護事業所への委託とするならば、現在の体制で対応できるのではないかと考えているところでございます。しかし、今後計画策定を進める中で対応をできなくなることが出てくるようであれば、利用者に不安を与えないように十分検討し対応してまいりたいと思います。

次に、市民サービス向上に向けて、既に実施されている全国、県内の先進事例についてどう考えるかについてお答えいたします。県内においても介護予防、日常生活支援総合事業を実施している市町村があることから、先進事例を参考にし、よりよい市民サービスになるよう、また県においても数回にわたり、先進地の事例発表があっており、そちらのほうにも積極的に参加し、検討していきたいと思います。

最後に、玉名市の新しい地域支援事業実施に向けたスケジュールの提示と実際のサービス実施団体の検討の場への参画をどのように考えているかについてでございますが、介護保険制度改正について、まだ県からの詳細な説明会もあっておらず、厚生労働省のホームページのみで確認している状況であるため、現段階で新しい地域支援事業実施に向けたスケジュールについて提示するまでには至っておりません。平成29年度末まで完全移行までの猶予期間があることから、市民の皆さまにとってどのタイミングがよいかを十分検討し、移行してまいりたいと思います。また高齢者福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、学識経験者や保健・医療及び福祉関係団体等で構成する、玉名市高齢者福祉及び介護保険運営協議会にお諮りし、策定をしてまいりますが、今後よりよいサービス実施に向け、サービス実施団体との検討の場も考慮に入れ計画してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

平成26年で検討をしていくとのことですが、真っ先に取り組んでいただきたいと思っております。玉名市独自のサービス再生を構築していただき、要支援の方たちは掃除などの身の回りの世話や立ち上がり時に何らかの支えを必要としたりと、生活する上で少しの助けを必要とされる高齢者の方たちです。この方たちへのサービスが充実しなければ引きこもりがちになり、筋力の衰えなどが進み、結果的に要介護者の増加となり、さらなる介護保険給付費の増加になりかねません。玉名市にはNPO団体や介護保険事業所が行なっている地域の中に存在する介護保険サービスや住民主体のボランティア団体など、本当に多くの地域資源があります。これらと行政が一体となって進めていただきたいと思っております。

再質問で1点だけなんですけど、現在、通所介護が33カ所、訪問介護が23カ所行なっていて、要支援の方たちのサービスは850件ぐらいあると言われてて、予算的にも月2,000万円ぐらいで、恐らく2億円か3億円ぐらいの予算になると思うんですけど、これらの33カ所の団体とか、23カ所の今実際、要支援のサービスをされている団体がですね、今後どういう独自のサービスをつくっていただけるかという、やっぱり玉名市と連携をとっていかないといけないと思うんですけど、こういう人たちも参画できるような場をつくっていただけるのかというのを1点だけ再質問したいと思います。

続きまして次の質問もしたいと思います。

続きまして、学校規模・配置適正化実施計画及び小中一貫教育について質問いたします。先日、玉名市教育委員会より、玉陵中学校区の6小学校の再編計画の見直し案が提出され、新しい学校づくり委員会で協議されましたが、結果的には統合が1年延期されただけで、当初の案と全く変わりなく、平成30年に6小学校を統合するとのことでした。見直し案では、月瀬小学校、三ツ川小学校を、玉名小学校、石貫小学校に早期統合させる案などがあり、私自身12月議会で質問させていただいたグローバル的基準をも反映された案であったと思いますが、どれも最終的には6校の統合ありきの案であったと思います。6つもの小学校が統合するというのは余り例を見ないものです。先週行なわれたPTAとの意見交換会でもまだ納得されてない地域もあり、新聞においてもまだまだ地域住民の反対が根強いと報道されていました。このような状況で統合を推し進めてもよいのでしょうか。しかし、実際に少子化が進み、生徒数の関係上、学校運営が難しい地域があるのは事実であります。近年では学校規模が全国的に小規模校化し、既に前学級数が12学級に満たない小学校、いわゆる1学年に1学級しかクラスのない学校のある学校が全国で約50%以上になっていると言われていています。このような小規模校化の中で、さまざまな学校運営、学校経営に課題が生じています。小規模校では、複式学級による教育の公平性や教職員の校務分掌などの負担増大など、子ども、教職員を取り巻く環境に課題が生じています。しかし、一方で小規模校の特性を生かした教育活動としては、個々の子どもに対応した教育活動ができたり、体験活動、調査学習など新しい教育活動に取り組むことも可能だったり、少人数の教職員の協働性を高めて、相互補完体制を組むこともできます。また地域住民、保護者の協力を得られやすく、学校と地域の関係を発展的に生かすことができ、学校全体で新しい教育課題や教育活動方針を提起して、実行することが行ないやすいなどのメリットがあります。すなわち小規模校化する中で、そのあり方を模索し、メリットを積極的に生かす学校運営を行なうことができれば、学校統廃合とは違う意味での新しい学校づくりを行なうことができます。玉名市も合理的に統廃合を進めていくのではなく、小規模校のメリットを十

分に生かしながら、新しい玉名市独自の学校規模を考えていくことで、さらなる子供たちの学力向上を実現させ、玉名市教育振興基本計画の基本理念である、「未来を拓き（ひらき）地域と国際社会に貢献する人づくり」を実現することができるのではないのでしょうか。日本教育学会から発表された統計の一つには、いじめや不登校などの学校問題は、学校規模と比例するとの報告もあります。つまり学校規模が大きくなればなるほど、学校問題の発生率が高くなるという結論です。学校統廃合においては、学校の適正規模の話がよく出され、いかにも人数によって教育効果に差があるかのように言われることが多いですが、現在用いられている国の基準は、補助金を出すのに適正な学校規模を12から18学級としているだけで、教育効果等の観点から望ましい学校規模についての国の基準は存在していません。しかし小規模校におけるメリットには多くの報告があります。グラス・スミス曲線というコロラド大学のグラスとスミスという教授が、過去50年間約300校をサンプルにし、学力との相関関係を統計学的に分析したものでも、学級規模の小さいほど学力が高いという報告がなされています。つまり教育の原点である学力の面においては、小規模校のほうがよいということになります。12月議会での一般質問でもお話しましたが、世界的流れとしてはWHOからも発表されているように、世界での学校は小規模校の流れになっています。世界的には、学級規模と教育効果のトレードオフ関係、つまり学級数をふやせば教育効果が下がる、学級数を減らせば教育効果が上がるという考えによって、学校規模を決定するのが主流であり、文部科学省の施行規則の基準は世界的基準とは少し違っているということになります。教育効果を正確にはかることは難しいので、学校規模の基準についての適正さについては、何とも言えないところはありますが、玉名市は教育機会の均等と教育水準の向上を図るため、効果的でよりよい教育が受けられるような教育環境の適正規模・配置が必要であるという考えから、12から18学級での学校統廃合を進められていますが、多くの調査、研究から考えると、人数が少ないから、学校規模が小さいから学習環境が公平でなく、学習の優劣の差が出るという論には何の根拠もないことになります。

また先月、研修にて東京都稲城市の若葉台小学校に視察に行ってきました。そこは平成11年に開校した学校で、まだ15年ほどしかたっていない新しい学校でした。教育では、英語教育を積極的に取り入れられるなど先進的な学校でした。新興住宅地に開校したこともあり、開校当初は100数十人だった生徒数が10年余りで、1,200人まで増加したそうです。現在は、約1,000人の生徒が通学しているとのことでした。大変環境もよくすばらしい学校でした。しかし、そこで言われた一つとして、やはり歴史的には短い学校なので、地域間のつながりとしてはまだ弱いところがあると言われました。地域の核となっていくためには、やはりそれ相応の時間がかかると思います。玉陵中学校区においては、各小学校区が歴史あるコミュニティであります。先日、

熊本県多良木町の槻木小学校がたった一人の生徒で学校を再開するというニュースが大きく取り上げられていました。そこでは専門家も「子育て世代をUターンさせるには、小学校の再開が必要だ」と言っています。地元住民も地域活性化につながると期待しています。地域コミュニティとしての学校の持つ役割は、はかり知れないものがあると思います。統合において、住民が懸念されることとしては、地域性がなくなるということです。玉名において反対の声がまだ多いのもこの地域衰退への不安が原因の一つとして言えるのではないのでしょうか。学校統合にて、各地域のコミュニティが失われないような対策を教育委員会だけでなく、玉名市が全体となって、一体となって方向性を示すことが必要だと思います。各地域の子供会、老人会などの組織をきちんと継承できる玉陵中学校区での新たな組織をあらかじめつくっておくことが必要です。先ほども申したように、少子化の影響で学校運営が難しい地域もあるのは事実であります。少子化の対応策としては、学校統廃合だけではありません。学級数を減らす、学級当たりの人数を減らすといった学校規模を小さくするやり方もあります。よって玉名市が先頭となって再度小規模校のメリットを十分に生かせる、新しい玉名市独自の学校規模を考えていき、それと同時にしっかりと各地の歴史、文化を継承していける新しい組織形態を示して、地域の方向性を定めていけば、教育面においても学力のさらなる向上、地域においてもさらなる活性化を実現させることができ、新しい魅力ある玉名市がつくっていけると思います。

また玉名市は小中一貫教育推進計画にて、平成26年3月に市内全小中学校において、小中一貫教育体制を確立させ、4月より市内全小中学校において、小中一貫教育をスタートすると計画されております。しかし玉名市においては、学校統廃合と小中一貫教育を同時に進めていくのではなく、しっかりと学校規模のあり方を考えたあとに、小中一貫教育を考えていったほうがいいのかと思います。小中一貫教育においては、教職員のさらなる負担増加なども懸念されております。教育現場の声などもしっかりと聞いた上で進めていくのがいいのではないのでしょうか。今回、予算において新しい学校の測定の予算が上げられています。玉名市は小中一貫校の施設設置形態は、施設一体型を目指されており、今回の建設場所も当初計画案と変わりなく、玉陵中学校の横に建設予定であります。設置形態には隣接型、分離型など、ほかの設置形態もあります。施設のあり方においてもしっかりと考えていかなければいけないかと思います。

そこで質問いたします。1つ目として学校規模・配置適正化について質問いたします。①玉陵中学校区の学校再編の見直しを再度検討してはどうか。②新しい学校の建設は必要か。現在の校舎を活用してもいいのでは。③統廃合に係る新たな経費、また今後見込まれる削減額はどの程度か。④各地域の地域性を守っていく具体的な方針は現段階であるのか。以上、4点。

2つ目として、小中一貫教育の導入について質問いたします。①平成26年度からどのような形で取り組まれていくのか。②小中学校間の連携の取り方や教職員の負担など、先進導入地域など視察されたのか。③教職員の負担がさらに増加するのではないか。④学校現場と教育委員会の連携はしっかりとれているのか。⑤今後も施設一体型の小中一貫校を目指していくのか。以上、答弁いただきまして次の質問に移ります。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 北本議員の平成27年度からの介護保険制度の改正に伴います再質問についてお答えいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたけども、平成26年度中に高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定いたす予定にいたしております。この計画に基づいてサービスのほうが決まってくるわけですが、こちらの委員さん15名おられます。この委員15名の中に、地元の協議会の方であったり、施設を運営されている方であったり、しておられる方が委員に入っておられるような組織でございますけども、こちらのほうで策定はいたすこととしております。また計画がよりよいサービスになりますよう、先ほど言われましたサービスの実施団体の方々とも検討の場をもうけるように考慮したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） それでは北本議員の質問にお答えいたしたいと存じますが、学校規模適正化、それから小中一貫教育の導入ということの、学校規模で4つ項目を挙げて御質問がありますので、学校規模の最初の、1番の項目と、それから小中一貫教育の導入、私のほうでちょっとまとめて答弁させていただいたあと、教育次長で学校規模の2、3、4の項目について答えさせていただきたいと存じます。

今、北本議員の御質問の中にありましたけれども、もし時間をいただけたら本当に具体的になぜそれが必要であるか、どういう考えかというのは申し上げさせていただいたんですけども、今おっしゃった、北本議員がおっしゃったことは十分熟慮し検討に検討を重ねて、いろいろ考えをまとめているところでございます。特に、先ほど世界的な学者の学術論文の云々ということで御説明もありましたけれども、そうした中でも世界的に言われるいわゆる小規模校というのが、その小規模校というのがどのレベルかというのも論文では統計学的に、外国では、もちろんアメリカ等が先進ですけれども、出されております。そうしたことも当然参考にさせていただきながら検討を加えているということでだけはお含みおきをいただいて答弁させていただきたいと思っております。

まず玉陵中学校区において学校再編の見直しを再度検討してはどうかということでございますけれども、平成24年10月に策定いたしました玉名市学校規模・配置適正化基本計画にあります学校規模適正化は、子供たちの教育の機会均等と教育水準の向上、教育効果の上がる学級規模の確保、子供たちのより豊かな人間性や社会性の育成、さらなる学習の向上を図ることができる教育、子供たちのことを一番に考えた教育活動を展開したいという思いで、進めていかなければならないと強く考えているところでございます。教育の面や学校運営の面、子供たちの教育環境の面など、多面的に考え、1学年2学級ないし3学級を望まれる学校規模としております。この学校規模の適正化の意義は、玉陵中学校の学校再編において住民の方々と説明会、意見交換会等において、お話をしてきたところでございます。その学校規模適正化を進める中で、まず玉陵中学校区の6小学校を1小学校にする学校再編、新しい学校づくりを進める、そういうことで新しい学校づくりを進めてきました。住民の皆さんや議員の皆さまとの意見交換を行なっていく中で、児童数の減少が顕著な月瀬小学校、三ツ川小学校におきましては、2段階で早めに統合する案も提示いたしました。地元でのそれぞれ協議をされた結果、平成30年4月の6校統合まで待つという結果で報告を受けました。6校の各地域での意見、思い、それぞれあることは十分認識しておりますけれども、子供たちの将来を見据え、考えていくことが必要であることを住民の皆さまに理解をいただくよう進めているところであります。ただ今後、学校統合の開校時期につきまして、時間が長引くことは現在も本当に緊迫している学校運営を行なっている小学校では、大きな問題であると考えております。

続きまして、小中一貫教育の導入ということについて関連して先ほどの質問にお答えしたいと思います。

これまで申し上げましたように、玉名市では子供たちのより豊かな人間性、社会性の育成、学力の向上、そうしたことを踏まえて小中一貫の視点に立った教育活動を展開していくわけです。つまり中学校区ごとに小学校と中学校の教職員がお互いに連携、協力し合いながら、義務教育の9年間を見通した一貫性のある学習指導や生徒指導を行なっていくということです。現在、平成26年度からの取り組みに向けて、中学校区ごとに準備を進めております。まずは中学校区内で目指す子ども像を一元化すること、そして各学校とも同じ方向を向いて取り組みを進めること、さらには学校ごとにばらばらになっている決まりなどをそろえるべきところはそろえるという視点で、現在整理をし、共通実践事項を設けて、それを徹底することなどを目標にスタートしていきます。現在、小学校と中学校の施設は離れておりますけれども、できる部分からやっというスタンスで取り組みを始め、検証を加えながらさらに充実、進化させていきたいと考えております。

次に、そういうことに伴って教職員の負担がさらに増加するのではないかということでもありますけれども、先進地等の視察につきましても、当然これまでも行なってきておりまして、先進地のよいところを取り入れていきながら、産みの苦しみではございますが、新しいことを始める際には少々の負担感は教職員にも生じるものにとらえております。ただこの取り組みが定着してきますと、子供たちのスムーズな成長が期待できて、先生方が負担感を感じておられる生徒指導面等の課題等が軽減されていくものと思われるので、次第に負担感も軽減していくものと考えています。

それから学校現場と教育委員会の連携は取れているのかということでもございますが、これは学校現場であります校長、教頭それから小中一貫教育のコーディネータ、そうした関係者の各種会議、研修を通して、さらに直接現場に足を運んで交流を通し、そうした連携を図っておりますので、今後も学校現場とはこれまでどおり密な連携を図りながら進めていきたいと考えております。

それから小中一貫校の施設一体型を目指すのかということでもありますけれども、施設一体型というのは、これは小中一貫校を目指していく上では、非常にその教育を充実させるには施設一体型の中での取り組みが重要ではないかととらえております。今後も再編を進めていく中で、できる限り施設一体型での小中一貫校を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 北本議員の御質問にお答えをいたします。

学校規模適正化の中で、2点目と3点目、4点目のほうを私より答弁をさせていただきます。

まず新しい学校の建設は必要か。現在ある校舎を活用してもいいのではないかという質問でございますけれども、玉陵中学校区の学校再編を進めるに当たり、よりよい教育環境の創造のためにという一つの観点から、施設の整備を図る必要があります。現在ある校舎を利用する考えも当然検討をしておりましたが、6校の統合に当たりましては、計画にお示ししているとおり、児童数が約293名、1学年当たり約24名の2学級の学校になると推測しております。これからして小学校は12学級の施設整備を図らなければなりません。現在の6小学校は、6学級と特別教室分しかございません。不足する6学級分の教室等を増設する必要があります。ただ玉名小学校を初め、月瀬・梅林・石貫小学校は昭和50年代の建築であり、30年以上が経過しており、近い将来大規模な改修が必要になると考えられます。また体育館等の附帯施設もかなり老朽化が進んでいる状況です。このように教室などの増設、大規模な改修を考えると将来的な見地か

ら、新設の学校を建設することが必要と考えて進めております。

次に、学校建設費など統廃合における新たな経費、また今後見込まれる削減額についてですが、先日の内田議員の質問の際にお答えした内容と同じになりますが、今後、20年間で考えると学校の維持管理費においては、必要な経費は地方交付税で賄われております。廃校になることによりその分の交付税がなくなることでの影響はないと考えております。一方、施設改修費で考えると、統合せず既存の6校を維持していくための施設改修費と、統合した場合の新しい学校の建設費を比較すると、10億円程度が削減になると見込んでおります。

次に、各地域の地域性を守っていく具体的な方針は、現段階であるのかについてですが、学校再編を行ない、学校がなくなることで地域が疲弊し過疎化が進むのではとの懸念をお持ちになられる方が多くおられることは承知しておりますし、今まで説明会や意見交換会などにおいてそのような御意見をいただいております。教育委員会としては、現在ある支館や老人会、子供会などが学校統合によってなくなるとは考えておりません。地域の活性化は、地域の皆さんの活力によって生み出されるものであり、それに市が応援、協力していかねばならないと考えております。学校再編を進めていく中でも地域の活性化は平行して考え、進めていかねばなりませんので、これからも全庁的に協働体制をつくりながら推進していきます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

学校統合においては、やはりまだ反対されている地域もあって、その地域で頑張っていくという思いをもっておられている地域もあるので、やっぱり6校にこだわるのではなく、統合しないといけないところもあると思うんで、学校再編についてはもう一回考え直していただきたいと思います。よりよい教育環境を目指すために新しい学校を建設されるといわれましたが、よりよい教育環境を目指すんだったら、玉名市も土地もそんなにないわけではないので、もうちょっと広い土地にいい学校を建てるとか、今ある学校よりもすぐれている面が多くあるような学校を建設したほうがやっぱり将来の玉名のためにはなるんじゃないかと思います。やはり学校の原点的なものとしては、やはり学力なんで、学校統合して、学校大きくなって、そして小中一貫を進めてみたけど学力は落ちた、地域は壊れてしまったじゃやっぱり遅いと思うんで、やっぱりその辺を考えて進めていただきたいと思います。

1点だけ再質問として、やはり反対されている地域もありますけど、教育委員会としては6校の統合でやはり進められるのか、あと学校の建設地においては変更とかは考え

られないのか質問したいと思います。

次の質問もします。次に、玉名市地域防災計画について質問いたします。

2011年3月11日に発生した東日本大震災からあしたで3年になります。災害をきっかけに各自治体で防災意識が高まり、いろいろな対策がとられてきました。日本は世界有数の自然災害大国であり、震災後も平成24年の九州北部豪雨を初め、多くの災害が起きています。そして先月には関東甲信と東北を襲った記録的な大雪による被害が今日でも報道されています。大雪で道路が寸断され孤立した地域が出たり、スリップ事故が続発したり、道路で動けなくなった車が立ち往生したりと交通網の麻痺やビニールハウスの倒壊などで、農作物における被害など大きなものとなっています。これは過去にないほど雪が降ったのもありますが、各地で雪に対する防災計画が不十分だったことも要因に挙げられています。山梨県においても今の地域防災計画には雪の被害を想定した対策が十分に盛り込まれておらず、初動体制に課題が残ったとして、今後計画を見直す方針を固めました。県下でも阿蘇地域でビニールハウスの倒壊など数億円の被害が出ています。このように自然災害は予測できないほど大きなものであります。しかし、今回の大雪でも、ある自治体では独自の雪対策マニュアルをつくっており、除雪などにいち早く取り組んだ地域もあるようです。このように自然災害に対する被害を最小限に食い止めるには、日ごろから防災意識を高め、しっかりと対応策を考えておき、それをもとに実行できる組織をつくっておくことが重要です。今回の大雪の災害においては、気象庁から特別警報がない中、集落の孤立など大規模被害が出たことなども問題視されていますが、政府も「特別警報の発表を待って避難や対策を行なうのではなく、自治体や国民一人一人が避難やその準備を早め早めに進めていくことも重要だ」と語っています。このように安心して暮らせる町であるためには、自治体が先頭となり、市民一人一人がしっかりと日ごろから防災意識を高め、備えていく必要があります。災害においては発生現場で第一次的な対応の責任を有する地方公共団体の役割は大きなものがあります。第一次責任者である市町村が危機管理体制を強化していくことが重要です。住民の安全確保である危機管理は地方公共団体における最重要課題の一つであり、防災体制整備は住民の安全を守る最低限の責務であると思います。地域によって危機管理面を含めた各種施策の中で、何に重点をおいていくか決めていかなければいけません。玉名などで極めてまれな大雪に備え、自治体が除雪のための機材整備に多額の費用をかけるのは現実的ではありません。被害を最小限にとどめるにはどのような対策が効率的なのか、自治体の実情・地域性に応じた対応を検討すべきであります。防災においては、災害予防の観点から、耐震強化や堤防の設置などハード面重視の予防対策に重点がおかれることが多いですが、ハード面の防災のみですべての人命を守ることはできません。また建設技術の進歩などにより、このようなハード面の整備はかなり進歩している状況にあり

ます。よってこれからはソフト面の対応がより重要となってきます。つまり各種災害が起きたとき、どのような対応を取るのか。起きたあとはどのような動きをするのか。自治体、警察、消防などとの連携は取れるのか。各種災害に対しマニュアルを作っておくことはもちろんであり、災害という不測の事態に住民がいかに対処するかという社会対応力を強化することが重要です。そしてその手助けとなる一例がハザードマップであります。今回の新年度予算において「津波ハザードマップ」の作成が上げられています。ハザードマップの作成は大変重要なことであり、玉名市においては「洪水避難マップ」、「高潮避難マップ」などが作成されています。しかし、ハザードマップそのものを認知し、きちんと保管しているのでしょうか。ただ作成しただけで終わってしまったのでは、意味がありません。ある市民を対象に行なった調査を例に挙げると、その市では「洪水ハザードマップ」「地震ハザードマップ」を地区ごとに作成し、ダイレクトメールなどによって全戸配布を行ないました。本来であればすべての市民に届いているはずのマップが調査では市がハザードマップを作成、公表していることを知っている人は3割強といった状況で、知っていたとしても7割以上の人は手元に持っておらず、実際にハザードマップを保管している人は全体の1割に満たないといった調査報告もあります。玉名においてはどのような状況かはわかりませんが、ただ作成するだけでなく、しっかりと活用できる体制をとっておくことも自治体として必要であります。防災におけるソフト面強化においても一つ重要になるのが、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、地域の人たちで結成されている防災組織、すなわち自主防災組織の活動が非常に重要となってまいります。都市化の進展や少子・高齢化、核家族化などあらゆる要因が相まってコミュニティの希薄化が顕著である今日において、地域の自主防災組織は大変重要なものです。特に緊急を要する大規模な災害の場合、自衛隊、警察、消防などの公的機関だけでは対応能力に限界があるとされており、玉名市においても自主防災組織の結成促進を進め、地域の防災力の向上を図っていくことが必要であり、マニュアルなどの作成、情報伝達などの組織づくり、防災計画の作成、災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図っていくことが重要になります。

そこで玉名市の地域防災計画について質問いたします。(1) 玉名市では、現在、玉名市総合防災訓練を実施されていますが、実施されての成果と今後の課題は。(2) 各種災害時におけるマニュアルの作成、情報伝達網などの組織化はされているのか。(3) 玉名市で行なわれている玉名市安心メールの登録状況は。(4) 現時点での自主防災組織の組織率、また組織率向上への啓発活動などの取り組みは。(5) 各種ハザードマップの周知徹底、また保管状況の調査は。(6) 講演会や研修会などを通じた防災意識の向上への取り組みは。以上、6点質問いたします。答弁よろしく願いいたします。

す。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 北本議員の再質問でございますけれども、教育的な考え方というのをしっかりと御理解いただかないといかんというふうに感じたところでございますけれども、たしかにデメリット、リスク、そうしたネガティブな部分というのはどうしても存在します。ですからそういうのを1項目、1項目できる限りリストアップし、学校から情報を収集して問題点を出して、それにどうそれがいいような形で対応していくのかということは、これは当然やっていかなければなりません。ただ基本的にですね、子供たちを育てる上で考えている、これは全国的にそうなんですけれども、たくましく生きる力、多岐多様な社会でも生活できる力、コミュニケーションの能力を培う、そうしたことを考え、そしてその上に学力を向上させ、一人一人の能力を開発、これはスポーツとかあるいは芸術関係もそうですけど、能力をやはり開発する、人格を形成する、情緒が不安定な子、車いす等での特別支援を受けなければならない子供たちにどう対応するか、そうしたことをやはり考えながら9年間発達段階、義務教育の9年間を1年生から中学校の3年生の教師全員が見守って、そして育てて教育にかかわっていかうではないかということでございます。当然、教育のグランドデザインというのも一応、書いては、項目だけは挙げておりますし、この説明もぜひ機会あったら北本議員に、もう個人的にもさせていただきたいなとも思うところでございますけれども、これは全国で今、学校の規模、それから適正化を図り、小中一貫教育をやっているすべての報告書で、これは一昨年2月、国立政策研究所がつくったやつですけれども、これもぜひ北本議員には読んでいただいて、そして全国が今どういう方向でこういう教育に取り組んでいるかというのを御理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 北本議員の地域防災計画についてお答えをいたします。

まず、玉名市総合防災訓練を実施されての成果と課題ということでございますけれども、平成25年度の玉名市総合防災訓練につきましては、横島町外平山の山の上展望公園におきまして、マグニチュード7.9の地震発生に伴う津波、家屋の倒壊等を想定し、住民避難誘導訓練、それから災害対策本部設置訓練、倒壊家屋からの負傷者救出、救出救護訓練などを行ない、850名を越える参加者があったところでございます。訓練は、横島校区自主防災会や玉名警察署、玉名消防署を初め、玉名市消防団、玉名郡市医師会、公立玉名中央病院、玉名市建設協会、九州看護福祉大学、社会福祉協議会、横

島漁業協同組合、横島町女性の会など多くの関係団体に参加をいただいたことで、各関係機関との連携強化が図られ、災害発生時におけるそれぞれの役割を確認できたことが最大の成果であったと思っております。また今後の課題としましては、さらなる関係団体間の情報伝達体制の強化、災害弱者に対する救護訓練、ボランティアセンター設置訓練などの必要性が考えられ、今後の防災訓練に生かしていきたいと考えております。

次に、各種災害時におけるマニュアルや情報伝達網につきましては、玉名市地域防災計画に基づいて、災害対策本部設置、各対策班の所掌事務、応急処置に伴う待機に係る職員配備体制、防災無線による住民への情報周知等防災体制の整備を図っているところでございます。また災害に備えた職員配備体制につきましては、警報発令時の第1配備から甚大な災害のおそれがある場合の第3配備体制までの編成計画を策定し、緊急時に迅速な対応ができるよう、情報連絡網を整備しているところでございます。

次に、玉名市安心メールの登録状況についてでございますが、玉名市安心メールは火災や気象情報、行方不明者情報、防犯情報等を登録者の携帯電話やパソコンへメール発信をする登録制の情報伝達手段で、平成18年4月より運用を開始しまして、平成26年3月1日現在、2,211件の登録でございます。今後さらなる登録推進のため、広報たまなや区長の皆さんを通して、地区住民への周知、消防団員への呼びかけの啓発活動により、登録者率向上に取り組んでいきたいと考えております。

次に、現時点での自主防災組織の組織率、また組織率向上への啓発活動などの取り組みについてでございます。3月1日時点での組織率は47.6%でございます。平成25年度当初から、約6%の増加となっております。組織率向上への取り組みとしましては、平成25年4月より、玉名市自主防災組織育成事業補助金を新たに開始し、1団体につき、防災資機材整備事業補助として上限5万円、防災活動事業補助として上限1万円を交付しております。補助実績といたしましては、防災資機材整備事業補助に、平成25年度新規設立の10団体、既存設立の26団体、防災活動事業補助に新規設立の1団体、既存設立の6団体に交付をいたしました。今後もさらなる組織結成率の向上に向けて、区長会会議での啓発活動や既に設置された団体については、活動推進のための自主防災会研修会におけます啓発のDVDの放映などを通じ、自主防災力の向上を図ってまいります。

次に、各種ハザードマップの周知徹底、保管状況調査についてでございます。ハザードマップにつきましては、平成22年に洪水・高潮避難マップや地震防災マップを作成し、全戸配布をするとともに、市ホームページへ防災情報とあわせて公開をしているところです。また保管状況につきましては、調査はいたしておりませんが住民の皆さんが集まれる地区の公民館で掲示されている例もございます。日ごろから災害に対する意識を持ってもらえるよう、これからも周知を図っていきたいと考えております。

最後に、講演会や研修会などを通じた防災意識の向上への取り組みでございますけれども、先月2月11日に玉名市民会館におきまして、気象防災講演会が開催され、多くの自主防災会や住民の方々が参加され、防災に対する知識習得や防災意識の向上の一助になったのではないかと考えております。また自主防災組織と消防署、地元消防団が連携した消防訓練等を行なっている地区もあり、今後も地区活動の相談、助言等のサポートを行ない、自主防災組織の活動推進に努めていく所存でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

防災については、いろいろ対策がとられています。でもいつ起こるかわからない災害に対してやはり高い意識を持つておくことはなかなか簡単ではありません。自主防災組織のさらなる向上を目指して、自分の命は自分で守るという意識向上のもと、玉名市民の命は玉名市が守るといった強い気持ちでこれからも取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

今回、大きく3項目について質問させていただきました。介護においては、ここにおられる方は今、介護は必要ないかもしれません。でもいずれだれしものが高齢となり、介護が必要となってきます。学校統合問題においても、今、玉陵中学校区ですが、いずれは玉名市全体の学校の問題となってきます。防災においても今、災害は特に玉名では起きていませんが、いつか起きるかもしれません。今大丈夫だからいいと余り考えないのではなく、玉名市の将来をしっかりと見据えながら市民、行政、議会が一体となって、元気ある玉名市をつくっていく必要があると思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時18分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番 宮田知美君。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番（宮田知美君） 平成26年3月議会、市民クラブ、宮田知美です。

市民生活の諸問題について質問します。人口減少が進行していく中で、地方行政のあり方や、市民の暮らしも大きく変わりつつあるように特に近ごろは感じます。まずは地

方においての生産者人口減による税収入の落ち込み、一方では高齢化で社会保障の拡大や行政に頼らなければ生きていけない人が多くなり、地域社会から発生してくる生活需要や行政の要望はこれまでの範囲を大きく超えて、非常に多様化しています。それに応えなければいけない行政の職員の方々は大変な苦勞だと思います。日々、市町を中心に市民の方々が「玉名に住んでよかった」「玉名に住んでみたい」と思われるように、安心して暮らせるように頑張っていらっしゃる職員の方々に、敬意を表したいと思います。お疲れさまです。

そこで早速、生活をしていく上で必要と思われる方々の要望から質問させていただきます。1番、防犯灯・外灯など、小さい区での設置難について質問します。防犯灯・外灯は地域住民の要望などによって、区長さん方が市に要望され幾らかの補助を受けながら設置されています。しかし、取り付け費用や維持費については全く区の負担が生じないわけではありません。捻出困難な小さな区では、区長さんが市に要望書を出さない。出せない。よって要望されていないところには防犯灯・外灯がつかない危険な状態が続いております。このようなケースの場合、市はどのような対応をして解決していくのかまず質問いたします。

次に、公共交通不便地域解消の進捗状況について質問をいたします。この問題は、12月議会や今議会でも質問されているように、需要が高くなりつつある問題です。公共交通不便地域の原因は、高齢化が進み、高齢者のみの世帯で限界集落になりつつある地区の深刻な問題であります。公共交通不便地域の方が言われるには、「今までは自分で運転したり、家族や地域の方が送ったり、送られたりしていたけれど、自分は高齢で車の運転がままならなくなってきた。お年寄りの友だちや地域の方々は、昼間ほとんど毎日どこかのデイケアサービスに行って、いない。銀行や買い物、また遊びにタクシーもいいけど、毎日となると年金暮らしの身では生活がきつい。そこで赤字路線の代替えとして運行されているみかんタクシーに乗ってみようとタクシー会社に電話予約を入れてみたら、「お宅の地区は乗り入れの対象外だから利用できません。」と断られた。「天水のマルエイまで出てこられるなら利用できます。」と言われた。しかし考えてみたら、私は足が悪い。出て行くのに2、3キロメートルもある。とても歩ける距離じゃない。」本人は非常に嘆いておられました。昨年の10月からいちごタクシー、しおかぜタクシーも同様に、赤字路線の代替えとしてみかんタクシーとは補助のあり方は違いますが、バス停よりも多少離れていても大概のところまでは利用できるように運行されています。当初、バス路線は民間のバス会社がこの路線は採算が取れると判断し、運行を行っていた。しかし赤字路線になり運行が成り立たない。廃止になろうとしたとき、地域の行政要望に応え、自治体は多額の補助金を出しながら民間企業などを活用した分担方式を採用し、公共交通の維持に努めています。これは民間企業やNPOまた地域の諸

団体などと適切な分担方式を編み出し、すばらしい成果を上げていると私は思います。このように今までバス路線があり、バスを利用していた地域は赤字になってもみかんタクシーやいちご・しおかぜタクシーが代替えとして利用できる。しかし、先ほどの人のように今までバス路線も何もなかったバス停まで何キロもある地域は、高齢者世帯がふえようが、自分が運転できなくなってもずっとこのままなのか、公共交通不便地域に住まなければならないのか。税の公平性からも今まで公共交通不便地域といわれていた地域にも何らかの手だてをすべきではないかと思いますが、市としてはどのような手だてをしていくのか進捗状況について質問いたします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部首席審議員 本田優志君。

〔市民生活部首席審議員 本田優志君 登壇〕

○市民生活部首席審議員（本田優志君） 宮田議員御質問の防犯灯・外灯など、小さい区での設置難についてお答えいたします。

現在、本市では各行政区を初め管理団体が維持管理する防犯灯の設置及び電気料について補助を交付しております。補助内容といたしましては、新設、建てかえ、修繕の場合に蛍光灯、水銀灯、白熱球、LED照明を対象に1灯につき既存の支柱に設置する場合は上限1万円の補助、支柱の設置を伴う場合は上限3万円の補助、また電気料につきましては、平成25年度は1灯当たり年額1,320円の補助となっており、市内の設置灯数は2月末現在で5,071灯、約5世帯に1灯の設置割合となっております。世帯数が少なく、住居間の距離がある行政区におきましては、その間の設置灯数が多くなることから、1世帯当たりの負担がふえることが考えられますが、他の行政区との間で、児童・生徒の通学路になっているような箇所であれば、校区のPTAや防犯協会を設置されているケースもございます。本市といたしましては、防犯灯、また市内の均衡を図る上からも困難と考えられます。このようなことから世帯数が少ない行政区に対して特別な補助は実施しておりません。今後も区民の皆さまの御理解をいただき、区内の危険箇所解消のために防犯灯の設置をお願いしてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 宮田議員の公共交通不便地域解消の進捗状況についてお答えをいたします。

公共交通不便地域の解消につきましては、本市としても喫緊の重要課題と認識をしております。そのため昨年3月に策定をいたしました玉名市地域公共交通総合連携計画におきまして、その解消に向けて公共交通の導入を検討することとしているところであります。この計画を策定するに当たり、市内の公共交通の現状を調査をいたしましたとこ

ろ、公共交通の利用が不便、あるいは利用ができない地域である公共交通不便地域が市の郊外を中心に広範囲にわたって点在しているほか、中心部付近においても一部に存在しているところは確認されたところでもあります。このため解消策の一つとして、昨年10月に導入をいたしました乗り合いタクシーのしおかぜタクシーといちごタクシーによって、鍋小学校区から横島小学校区までに至る有明海沿岸を中心とした公共交通不便地域については解消されたものの、バス路線の多くが国道や主要な県道に沿って運行していることから、集落単位での交通不便地域はまだ多く残されている状況でございます。さらに今後も高齢化や核家族化の進行が予測されることから、交通不便地域における移動手段の確保に向け、昨年10月に導入をいたしました乗り合いタクシーの状況や先行自治体の事例を参考にしながら各地域においてどのような公共交通がふさわしいのかも含めまして、来年度から導入に向けた具体的な研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 15番 宮田知美君。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番（宮田知美君） 今、行政のほうから答えをいただいたんですが、ただ防犯灯についてですね、今のところはどうしようもないというようなことなんですが、ただその管理団体であるところにPTAであるとか防犯協会であるとか、そういったところにその子供たちがいれば、その通学路の途中にあるので、そういったところとも話をしながら検討してはどうかというようなことですよ。ただこれもですね、なかなか難しく、子どもがいないところも多いんですよ、通学してないところもですね。ただ自分の自宅前にですね、防犯灯をつけてくれと言われるわけじゃないのですね、自宅前から自分でつけるんですが、そこから少し離れていたり、自分の家まで帰る間にですね、真っ暗なところを行かなきゃいけなかったり、交差点の所だったりするわけですよ、ですからそういったところもありますので、こういうふうな所についてはですね、また新たなですね、条例なりをですね、制定せないかんとじゃなかりうかなと思っています。PTAとか防犯協会とかそういったところにもいろいろお願いしますけどですね、またそれに当てはまらない地域もあるんじゃないかと思っていますので、またそのときはよろしくをお願いします。

次に、公共交通不便地域の解消についてですが、これにつきましてはですね、市としても緊急な課題ということで取り組みたいと、いわゆる今までは国道沿いだったり道路筋、要するにバス路線のところはそれなりに手だてがあるけれども集落単位ではないというようなことですので、その辺のところも含めて来年度から具体的な政策を進めていくということですので、期待をしていきたいと思っています。よろしくお願ひいたし

ます。

次に、観光振興について質問いたします。玉名市でも「まちおこしゴルフ大会」を開催したらどうかと質問いたします。昨年の11月12、13日の2日間にわたり第16回南阿蘇村むらおこしゴルフ大会が開催されております。参加者は気の合うゴルフ仲間や家族など九州各県から84名のアマチュアゴルファーが参加されています。1日目が阿蘇東急ゴルフクラブ、2日目が熊本阿蘇カントリークラブでプレーされ、秋の深まる南阿蘇村を満喫されたそうです。

南阿蘇村はゴルフ場を3カ所所有しているので、これを生かしてのゴルフ大会を開催し、県内外からの参加者に南阿蘇村の魅力を伝え、ゴルフ場、旅館経営の維持、雇用を含め観光振興につなげていくことを目的とされ、これを企画し立ち上げられたそうです。16回目を迎えるこのゴルフ大会も年々特典も盛りだくさんになってきているようです。村内22カ所の宿泊施設に宿泊する企画は、料金の1部4,000円程度が村から補助されるほか、ゴルフプレー代や宿泊の支払いにも利用できる地域限定お買い物券、2割増しのお得な「ふれあい商品券」、玉名でいうプレミアム商品券が1冊1万円で限定販売をされるそうです。そのほか、表彰式では南阿蘇村地元野菜の詰め合わせや特産品、温泉入浴券、宿泊券、ゴルフプレー優待券など多数渡されたそうです。この企画はリピーターの方々も多いようで、3回目の方や「南阿蘇村は景色もすごくよく、気に入っているのもまた参加します。」と言われているそうです。この企画によって南阿蘇村に落とされる金額は、1人分として参加費込みの1泊2プレーゴルフパックで3万7,500円、それにお土産代など入れ4万円程度が南阿蘇村で消費されるそうです。

実は、私も今から8年前とその次の年の2回参加をいたしました。そのころは日帰りでした。場所は東急カントリークラブです。最初に驚いたのがクラブハウスの玄関口に地元商工会ののぼり旗が大漁旗のように何十本も上がっており、皆さんに大歓迎を受けて受付したのを覚えています。プレーも他県の方々とプレーし、非常に和やかで、表彰式も景品は地元色一色の野菜が中心で手づくり感が出ていたように思っています。このような村民挙げてのおもてなしの地元色濃いゴルフイベントを玉名でしたらいいなと思います。私も参加しましたが、私自身ゴルフも他のスポーツ同様にスポーツや健康維持のためと思っていますが、これを推奨するにあたりいろんな方々から、まあ、ゴルフ大会の開催といえば、遊びの延長にとらえられやしないかと思いついて8年間小さな胸にしまっておきました。しかし、玉名市のゴルフ場の税収も24年、25年度も落ち込んでいるし、温泉街にしても自力では打つ手なしの状態ではないかと思えます。玉名市の幾つかのイベントも関係者の御努力により大盛況ではありますが、玉名市への集客はあっても金を落とす機会がないのが現状ではないでしょうか。来て満足してもらっただけの観光から、費用対効果の面から、実を伴う企画が近ごろどこかの町や市や村も金が落ち、市民の収入がふ

え、税収入につながる観光振興企画を打ち出しています。新幹線全線開通を契機に発足した天草地方の「A列車で行こう」は、列車、船、旅館、観光地、お土産ショップとの連携が非常に好調のようです。そのほか人吉、山鹿などもさまざまな企画で宿泊の観光客を呼び込んでいます。そこで玉名市も玉名カントリークラブ、司ロイヤルゴルフクラブと2つのゴルフ場に恵まれています。玉名市には玉名温泉という財産と、夜の裏川の「花しょうぶまつり」など非常にすばらしいものもあります。それらを組み合わせた企画など山ほど玉名には観光資源が眠っています。これらをおこし「まちおこしゴルフ大会」の開催をされてはと思いますが、市の見解をお聞きします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 宮田議員の玉名市まちおこしゴルフ大会開催についての御質問にお答えをいたします。

本市には、玉名カントリークラブ及び司ロイヤルゴルフクラブの2カ所のゴルフ場がございます。平成24年中の利用者数は7万3,000人でございます。過去4年間の推移を見ても平成21年中の利用者数7万7,500人と比較しまして4,500人ほど減少傾向でございます。

議員御提案のゴルフ大会の開催を観光振興策として実施することについてでございますが、平成24年度に策定いたしました観光振興計画の「スポーツの観光商品開発事業」という項目があるんですけども、そちらのほうにウォーキング、トレッキング、グランドゴルフと並んで、一つのゴルフもメニューとして記述をしております。そこで既存観光イベントや観光振興計画に優先施策として載せております事柄などを考慮しまして、民間利用者などが主催される場合も含めて、今後検討していきたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 15番 宮田知美君。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番（宮田知美君） 答弁ありがとうございました。

非常に短い答弁だったんですが、中身は非常に濃かったと私は思っております。このスポーツ振興、詳しくはちょっとわからなかったんですが、そういったものを使いながらやっっていこうというようなことで、その中にもゴルフというものがあったというように今、聞いております。ただ私はですね、このゴルフ大会というものにこだわってちょっと言っているんですが、実はですね、もう少し玉名市に金が落とせる企画が何かないかなというようなことが実はあるわけですね。ですからその手段として、媒体としてこういうふうなゴルフというものが表に出てもいいんじゃないかというようなことでこの質問をしているわけですから、そのようにいわゆるある程度観光に行ったらですね、金

を使いたい、お土産を買いたい、何かをしたいというのがその観光したり、出かけて行くときの楽しみだろうと思いますので、そういったものを含めてですね、これから先もそういったふうな形で金が落とせる具体策、具体的な企画をよろしく願いいたします。お世話になります。

温泉があるというのは非常に企画が立てやすいと私は思います。これは温泉のない市町村の方と1回話したときなんですが、「あんたたちは玉名温泉をどぎゃん思とっとか」というようなことがありまして、隣の大牟田方面の方だったんですが、昔は炭鉱のいわゆる奥座敷みたいところで非常に玉名温泉もにぎわっていたというようなことなんですが、要するに人を憩いの場として提供できるのは温泉じゃないかというようなことで、温泉をじゃあつくろうとしたらなかなかできるもんじゃない。今としては非常に地下資源も限りがあるし、そういう1300年の歴史のあるところを使わずして、何を玉名市をやっているんだというふうなことを飲み方のときに言われたことがありますので、ない市町村から見れば非常にうらやましい観光資源だと思いますので、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

最後になりましたが、私はこの3月という時期は余り好きな時期ではありません。職務上毎年、お別れの時期で卒園していく保育園のお友だちを見送らなければならない立場として非常に辛いものがあります。この市役所でも今年度で退職される職員の方々がいらっしゃいます。見送る側としては切ない気持ちですが、しかし新たな人生の旅立ちでもありますので、公僕として培った英知を生かし頑張っていたいただきたいと思いません。長年にわたる御活躍、お疲れさまでした。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

引き続き、9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） こんにちは。9番、新風玉名の江田です。最終日の最後でございますけども、もう少し御辛抱お願いいたします。いつもながら最後まで3日間傍聴いただきまして本当にありがとうございました。

まず、冒頭に36年間長きにわたり市議会議員として一生懸命に勤められた大ベテランの堀本大先輩が御逝去されました。私も通夜にしか出席はできませんでしたが、大変多くの人たちが別れを惜しんでおられました。息子さんが通夜の席上で、最後のあいさつで、「今日ほど、おやじの偉大さを思ったことはありませんでした」と涙ながらに訴えていたことが大変心を打たれました。堀本大先輩の御冥福を心からお祈りをいたします。

それでは通告に従いまして質問をいたします。

チェンジ玉名とは一体何だったのかと、題しまして（１）チェンジ玉名の成果と結果についてお伺いをいたします。平成２１年１０月２５日の選挙では、アメリカのオバマ大統領から始まり、日本各地で嵐が吹き荒れました。御存じの鳩山首相が誕生し、玉名においても高寄市長が見事当選をされたことは言うまでもありません。「チェンジ玉名」市民が主人公の玉名市政から「輝け玉名「戦略２１」」市民目線の玉名市政とチェンジをされて２期目を迎えられました。チェンジ玉名については、その進捗状況の公表をなされておりましたが、改めてその成果と結果をお伺いいたします。

（２）としまして、築森副市長の辞任とその経緯についてお伺いをいたします。この３月議会の席に副市長の姿が見えないことは、何か不自然で物足りなさや一抹の寂しさを感じているところでもあります。平成２１年１２月、議会で選挙長だった人を副市長に起用するのは論功行賞だと市民から大変な批判が相次ぐ中で、副市長選任案は否決され、翌年３月議会では市長みずから大変な御努力の結果、承認された経緯があります。市長は委員会などには出席はされておられませんので、余りおわかりにはならないと思いますが、委員会ではそれぞれの課長さんたちが議員さんたちの答弁に苦慮されているとき、そういうときなどいろいろと御指導されておりました。私は時折、「あら、副市長は寝とったんじゃないですか。」そんな冗談を言ったこともありました。さすがはやっぱりそれだけの行政経験があったから、静かに聞いていろいろな面で御指導されておりました。副市長の突然の辞任には大変驚きました。以前に一般質問をしたことを思い出します。この市役所に認知症の方がお漏らしをされたそうですね、そのとき大変親切な職員さんの行動に大変感謝をされたことが熊日の新聞に載っておりました。そのとき、その次の日にすぐ、その日ですね、すぐに副市長は探し回ってねぎらわれたということでありました。私もずっといろいろ聞いて回ったんですけども、役所の人、部課長さんたちもですね、やっぱり半分ぐらいしか知っとんなはらんだったですね。そのとき私は一般質問のときに言ったことがありますけども、市長は褒められてなかったようなことを聞きました。副市長は市長を支えられて、一生懸命頑張ってこられたと思いますが、１年の締めが一番大事なとき、また次年度が一番大事なとき、この３月議会に、議会を前にしてなぜ辞任をされたのか、お伺いをします。

（３）として、幼稚園就園奨励費過払いについてお尋ねをいたします。２月１４日の全員協議会で報告がありましたが、この過払いについての報告説明が、なぜ、何でそうなったのか、原因は何だったのか、今後の対策はどうか、また保護者からや園関係者の方々からもかなりの不満を聞かれます。その件についてお伺いをいたします。

以上、答弁をお伺いしましてから次の質問に入りたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高崎哲哉君） 江田議員の質問にお答えをいたします。

私は平成21年11月玉名市長に就任し、新市一体感の情勢のもとに「市民が輝き、都市が輝き、夢が広がる玉名」を目指し、できる限り現場に足を運び、市民の皆さまとの対話を大切にしながらさまざまな課題に取り組んでまいりました。この間には九州新幹線全線開通と新玉名駅の開業、そして時を同じくして玉名バイパスの全線開通という本市の発展に欠かすことのできない重要な社会資本の整備が整いました。そのような中で、選挙の公約に基づく重要施策「チェンジ玉名」を取りまとめ、市民の皆さまにお示しし、そしてその進捗を毎年定期的に公表し、共有性、透明性を尊重した市政運営に努めてまいりました。御案内のとおり「チェンジ玉名」は行政経営、暮らし、経済産業、人づくり、安心安全、そしてまちづくりの6分野を柱とし、それぞれに実施するに、合わせて52の施策を示したものでございます。そしてこの4年間、これらの施策の着実な履行を目指してまいりました。振り返ってみますと行財政の健全化はもとより、新庁舎の建設の見直しでは総事業費の削減、中学校就学前までの子ども医療費助成の充実、6次産業の積極的な育成や定住化の促進などが一定の成果であろうと考えております。チェンジ玉名の進捗状況や成果の総括は本年度の期間終了を受け、本年9月ごろに取りまとめ市民の皆さまに報告したいと考えておりますが、現時点ではおおむね8割程度が達成できたんじゃないかと思っております。施策には達成できたものと、達成されつつあるもの、一方では達成には及ばなかったもの等もございます。この結果に対し、及第点をつける方とつけない方とそれぞれいろんな評価をいただいているかというふうに思いますが、その評価は市民の皆さまに委ねたいと思っております。

私はこれからも市民目線を大切に、そして市民の満足度の向上を目指し、「市民が輝き、都市が輝き、夢が広がる玉名」実現のため、それぞれの施策の推進に真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、前任の副市長におかれましては、辞任とその経過ということでございますけれども玉名市の職員から県議会議員に転職をされ、その後副市長という立場で私を補佐していただきました。この4年間本当に幅広い人脈として見識を持ち、また持ち前の先見性から、その実力を遺憾なく発揮されました。これまでの貢献に対し衷心より感謝の意を表する次第でございます。

ただ任期を40日残り、一身上の都合でその職を辞されたことにつきましては、本人の固い決断であり、留意も及ばなかったところでございます。先に答弁しましたように、任期中はいろいろな相談、あるいはアドバイス等も受けながら私を補佐していただいただけに残念のきわみでございます。

しかしながら、生まれ育った玉名市の発展を願う強い思いは私と同様にこれまでとみじんも変わりなく、すばらしい人柄とあわせて今後とも大所高所の見地から御指導、御

意見を賜ってまいります。つきましては次期副市長就任まで行政運営に停滞を来たさぬよう、早い時期に行政本来の体制で行政運営に臨みたいと考えております。職員と一丸となって市政運営に努めてまいりますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 江田議員の幼稚園就園奨励費過払いについての質問にお答えをいたします。

まず事業の概要でございますが、私立幼稚園の設置者が当該幼稚園に在園する園児の保護者に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、玉名市は国が定める幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の基準の範囲内において、設置者である幼稚園に対し補助を行っております。

次に、過払いになった経緯でございますが、玉名市では幼稚園就園奨励費補助金の申請が毎年約700件あり、この事務を処理するため平成23年に就園奨励の電算システムを導入しております。当時、このシステムを構築する際に、市の担当者と業者の協議の中で設定の錯誤が生じておりました。これは補助金交付対象者の階層判定時に、住宅借入金等特別税額控除前の所得割り課税額を用いて算定しなければならないところ、控除後の額を用いて算定するシステムになっており、本来の階層より上位に格付されたため過払いが生じました。

次に、なぜ今、過払いが判明したかということでございますが、平成25年4月より担当となった職員が、昨年10月末にシステムから打ち出される資料の数字に疑問を持ちシステム会社に問い合わせた結果、11月中旬に間違いが判明したということでございます。件数と金額につきましては平成23年度7件、38万4,000円、平成24年度24件、128万6,600円、平成25年度が33件発生しております。25年度分についてはまだ支給していない第2回目の支給で調整が可能な対象者が28件あり、第2回目で調整させていただくものとしております。25年度の実質的な過払いは5件、17万2,100円となり、3カ年間の返還金の合計は184万2,700円となります。またそのうち国庫への返納金が38万8,000円生じております。世帯数で表しますと、過払い世帯、現年度分で2回目の支給で調整可能な世帯を合わせて49世帯でございます。

現在の状況としましては、既に個別訪問を開始し、過払い分についての説明とおわびを申し上げ返還をお願いしているところでございます。返還方法は分割なども含め、保護者の方々とお話をさせていただき決定をいたしております。経緯は今、説明したとおりでございます。このような間違いで市民の皆さまに多大な御迷惑をおかけしましたこと、ここにおわびを申し上げます。今後はこのようなことがないように、細心の注意を図

り進めてまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 大変丁寧な御答弁をいただきました。

チェンジ玉名の成果と結果については市長が答弁されたとおりだと思いますが、昔のことわざに「屋根ふきどんの手褒め」ということわざがございます。そんな内容ではなかったかと思えます。この「屋根ふきどんの手褒め」というのは、皆さんは御存じないと思えますけどですね、やってる人は「わあ、ようでけたな」と言ってるけども、おりてみて下で屋根を見たら、ほかの人の話を聞いたら、あんまりそうでもなかったかもしれんというようなことわざだろうと思えます。

新庁舎建設については、西川議員からですね、質問があったその太陽光の発電ですね、原口部長が答弁をされましたですね、屋上にはいろんなものがあったり、またその効果もあんまりないようなお話でありました。それはあくまで原口部長の答弁だろうと思えますけども、原口部長も最初からここに入っておられたらですね、我々は新庁舎建設検討委員会でいろいろ話しをしましたけども、最初からですね、その気はなかったんですよ。新庁舎建設検討委員会が設置されたものの、形式的なもので、見直しに当たっては最も重要かつ基本的な新庁舎がどうあるべきかなどの議論よりも、それまでいろんな形で積み上げてこられた基本設計の規模が縮小されたり、市民の声は全く無視し削除され、金額だけにこだわった結果ではなかったかと思えます。今回の昨年行なわれた市長選で大変大きな目玉となったのが、新庁舎建設で20億円が削減できたと、これはずっと全家庭にビラがまかれましたですね、それが市長選での大変なインパクトになりました。新庁舎は今後、半世紀以上にわたって市民に対する行政サービスの拠点、防災の拠点とし機能しなければならず、また市民の自慢、誇りの対象でもあるわけです。その新庁舎が金額だけにこだわって建設されることに対して、良識のある市民の失望ややり場のない怒りの声も耳にします。チェンジ玉名のパンフレットの中で、これは「今活」というのですかね、「今が活（い）きる」、生活の活ですね、としてこのチャンスを生かすと題して、新幹線新玉名駅周辺整備の推進を図る。そして駅前広場駐車場の南側の交流施設には道の駅などの整備を図ると4年前のあの裏にはうたってありました。結局は、その3.2ヘクタールはいろいろ議員さんからも質問ありましたが、結局は最終的に民活にする。結論が出たようですね。このままでは新幹線の駅前周辺整備は今、2カ所であってはいませんが、虫食い状態、いいところばかりあってですね、虫食い状態になるんじゃないかと大変心配をしております。やっぱり行政がいろんな面で指導していかないとですね、まちづくりはできないんじゃないかと思えます。

副市長の件につきましてはですね、市長いろいろ言われた結果のとおりです。しかし

40日残してのですね、本来ならば3月25日まで全うされるべきじゃないかと、本人が交通事故を起こされたりとかですね、病気になったりとかいろいろあればまた別ですけど。

幼稚園の就園奨励金過払いについては、当時、このシステムを構築する際には、市の係の担当者ですね、業者と協議の中で設定の錯誤が生じたと言われております。しかし結局はこれは市役所のミスですよ。何といたってもですね、やっぱりコンピュータというけれども、それを指示するのは人間ですから。ある園の園長さんからいろいろ話を聞きました。何かその市役所の方の説明では、コンピュータが間違いを起こしたような市役所の説明だったように勘違いをされていますね。そういう説明の仕方のように聞こえたわけですよ。それは先ほど言われたとおりに説明されたと思うけどですね。そして市役所の誠意があんまり見受けられなかったと大変怒っておられました。そして過払いの多い世帯の人は、10万円近くあるそうです。1世帯ですね、10万円ですよ。低所得者が対象ですもんね。どうやって返済すればいいか。先ほど返済の仕方、分割でどうのこうのおっしゃいました。しかしですね、一遍もらってもう使ってしまうとですよ。饅頭でん食てしもたつば戻せてな言われんごたるひととあんまり変わらんごとなつとですよ。それを返してくれと言ってもですね、低所得者にとっては大変大きな問題だろうと思います。返済の仕方も先ほどいろいろ言われましたけど、ただ園の関係者の方が言われるのがですね、何かいかにも謝り方、いろいろな説明の仕方、これがですね、お役所的と言えどももうわかるですね。何かそんなふうにとれたそうです。だからですね、ある長洲町なんかはこういう間違いあつとですよ。しかしですね、教育長からいろんな人いっぱい来てですね、もうとにかく頭の下がるしこ下げてですね、相当丁寧にされたそうです。このことに関してはただ課長さんと何人か行かれただけでしょ最初は。説明は。もう今から行きなはつとですか今度は。だからその辺はですね、市の責任ですからやっぱり親切、丁寧にですね、おわびをしていただきたいと思います。

いろんな問題が下水道料金の問題いろいろありました。適材適所の人事なのか、これは中尾議員も言いよったですね、選挙で一生懸命やった人に対していいご褒美をやったのか。とにかくこうチェンジ、チェンジ、役所の中チェンジ、チェンジさるつとですね、やる気を起こす人、起こさない人、果たして人材育成はされているのかですね、こういう格言があるんですね、「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば、人は動かじ」これはですね、軍神と言われた山本五十六元帥の格言だそうですね。大きな組織で人を動かし、組織目標を達成していくためには、研修、適材適所の人事配置、表彰や昇進を適正に行なうことの大切さを説いているそういうことだそうですね。

そこで再質問でありますけども、チェンジ玉名には組織改革が上げられております

が、職員資質を向上させるため、また人材育成のため職員研修としてのどのような研修が行なわれたのか伺います。また次に、副市長が任期を待たずに辞任されたこの一番3月議会の大事なときですよ。せめて3月25日最後まで、任期いっぱいを務めていただきはできない、要するに慰留されたのか、先ほどちょっと言われましたけども、私はですね、本当はやっぱり3月25日まで副市長がいて、そういう努力はされたのか。再質問をお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 江田議員の再質問でありました職員の研修、人材育成というところでございますけども、前の答弁でも申し上げましたけども、人材育成につきましては、役所に入った最初から初任者の研修から係長、それから監督職の課長、係長、参事、それから管理職の課長、部長についても毎年、研修をしております。それから国・県あたりの研修にも積極的に参加するように人事課のほうで割り振って行ってもらっておりますので、研修体制は十分に整っており、職員の資質も向上してきているものと考えております。

○9番（江田計司君） あの副市長のはどがんでしょうかね。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 江田議員の再質問でございますけども、先ほど申し上げましたとおりでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 再質問でありましたけども、まあ副市長とですね、市長というのは要するに結婚したら婿どんと嫁ごんごたるしたふうですよ。極端に言うと、2月10日に三くだり半ば嫁ごがやんなはったごたる感じの、私はそういうふうに思いました。それでも仮に私の嫁ごがですね、そがんとばやったら「すんまっせん。子どもが卒業するまでどうかいっちょよろしゅうお願いします」と普通はですね、この普通るときはよかばってんでですね、この3月議会の一番大事なときですよ。私は先ほど言われた、そのものすごよかこと言われたですね、しかし本来ならば土下座というとはちょっとみっともなかかかもしれんばってんでですね、「どうか最後の最後まで」そら大人同士だけんでですね、よっぽどけんかばしせんことには、私は片一方も何も言わっさんばってんが、かなり、わからんでですね、これは。そういうことでございます。

高崙市長の選挙に対する考え方というか、執念というかですね、さすがに取り組み方

が市民のためと言われるが、市長選挙のためじゃなかったらどうかと思います。昨年の選挙、その前の選挙もですね、新庁舎で始まり、新庁舎で終わった4年間でありました。築森副市長もですね、ちょうど4年前だったですかね、副市長で始まり、そして今度の築森副市長で終わりました。副市長のいろんなあれにしてもですね、副市長から辞表を持ってきなはった。副市長はうまいこと新聞に載っておったですね、「次の人事がしやすいように」と、大人ですよ。選挙に対してはですね、本当選挙の神様というか、敬服をいたしました。

次に、2番目に長保、大相区の通学路について質問をいたします。この地区の通学路は、高道の中区より国道501号線を横切って、大相区のほうに下ったところと、高道の浜田区からですね、同じく国道501号線を横切って長保区のほうに行く2カ所が通学路になっているそうですね。しかし児童たちはですね、複雑なんですね、そこに行くまでは行ったり来たりせなるところもあるわけです。そしてこの2本の道路はですね、あんまり道幅も広なかつですね、道幅の割には交通量が多く大変危険なところであります。そこで、高道小学校からですね、真っすぐ南のほうに下る、これは以前は小さな農道だったけど6メートル道路になったですね、そしてぴしゃっと舗装道路がしてあります。ここを長保、大相区の人たちが通学路にしてはどうだろうか、この前、両方の区長さんからいろんな相談が、区長さんとか保護者の方から相談がありました。ただそこにはですね、501号線を踏み切るのに横断歩道がないためにだめだということですね、それで何とかならないかという御相談を受けております。また滑石方面から来る人、長洲町方面から来る人、ちょうどそこにですね、小さなぼかぼかとする道路にあります。そこから農協に行ったり、小学校に行ったり、岱明ふれあい健康センターに行ったり、あの道路なんですね。ようそのあらっと通り越しとるときが多かですね、できれば何か点滅信号でもお願いできたらどうかということでお尋ねをいたします。

次に、3番目の違法投棄現場の対策についての質問ですけども、このことはここにおられる嶋村議員ですね、もう10年以上大変苦勞をされておりました。これは岱明町役場の時代からもう10数年以上から問題になっているところでありますけども、産業廃棄物、これは許可も何も取らずにですね、1カ所は許可取ってあるらしいけども、違法投棄をしてあるところは、わかっただけでん6カ所ぐらいあります。いろいろ区長さんとか何とか保健所なんか行くけども、警察に行ったり保健所に行ったりですね、結局はたらいまわしで、最終的には近所の人、周りの人が迷惑をしているそうです。タヌキが住んでおったりなんたりするとですね。だから大変厳しい状況にあるそうであります。何か月前、大阪で土砂崩れがありました。あれもですね、何か50回通告はしているそうですね、しかし全然、通告するだけで、どがんせれ、どがんせれということはなかったそうです。近所の人たちもですね、いつかこうなるだろうと。だからそのような、

あその場合は人的災害は起きなかったからいいですけども、よければ何とかいい方法がないだろうかお尋ねをいたします。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 江田議員の長保、大相地区の通学路についてお答えをいたします。

議員御指摘の箇所は、高道小学校から南側に下りた国道501号線との交差点でございますが、国道より南側の道路が近年になり開通しており、現在はその箇所に信号機が設置されておりません。現在、長保・大相地区の児童・生徒は東西になる信号機設置箇所の横断歩道を縦断し、高道小学校まで通学しております。国道501号線は朝夕の通学時間帯のみならず、非常に交通量の多い箇所であり、学校においても危険箇所としてとらえております。今回、地域と学校と保護者との協議の中で、通学路の変更となれば警察等の関係機関に信号機設置の要望を行なっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市民生活部首席審議員 本田優志君。

[市民生活部首席審議員 本田優志君 登壇]

○市民生活部首席審議員（本田優志君） 江田議員御質問の不法投棄現場の対策についてお答えいたします。

議員御指摘の産業廃棄物を違法に放置してある土地については、10数年前から本市を通じ、県の廃棄物対策課、有明保健所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業者に対し幾度も改善命令を通知しているところでございますが、改善されることなく現在に至っております。また現在は、事業者本人が事情により不在ということもあり、熊本県及び玉名市でも対応に大変苦慮しているところでございます。今後とも関係法令に規定する市の権限や業務の範囲内で、住民不安が解消されるよう県の廃棄物対策課や有明保健所への働きかけを行ない、関係機関と連携を図りながら対応をしてまいりたいと思っております。また農地の場合は、農業委員会で過去に転用許可申請が出されているか確認し、許可が下りており周辺農地へ迷惑をかけている場合は、事業者に対し改善を行なうよう指導しております。無断転用の場合は土地の所有者や事業者への調査を行ない、原状回復を行なうよう指導しております。その中で農地転用が可能な場合であれば、転用許可申請を行なうように指導しております。今後も農業委員会による農地パトロールを実施し、違反転用防止に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 通学路については何度も関係機関に要望はいたしておりますとのことでございますが、なにぶんにも予算がないということですね、現状、大変厳しい状況です。今でもこの地区は児童が年々減少しているところです。少子化対策においてもぜひ御検討、関係機関に強く要望お願いいたします。

また違法投棄につきましても警察や県関係者などと協議を重ねていただき、形式的ではなく何らかの対策を考えていただきたいと思います。

昨年の11月18日の臨時会のあいさつの中で、市長は言われました。「市民の皆さまの思いである豊かな暮らしの実現と、そしてその向上に対するマニフェストとして市政の根底におき、施策集であるチェンジ玉名を作成し、常に市民の目線を大切に、市民一人一人の思いが通じる、市民の、市民による、市民のための市政を基本姿勢として、市民にとって身近に感じられる暖かい行政バランスの取れた行政経営に心がけ、市政のかじ取りにあたってきた」と言われております。どうかこの言葉をお忘れなく、市政に当たっていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案の委員会付託

○議長（作本幸男君） 次に、議案を付託いたします。

議第1号専決処分事項の承認について、専決第1号熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてから、議第58号玉名市簡易水道事業加入者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案58件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第1号専決処分事項の承認について、専決第1号熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてから、議第58号玉名市簡易水道事業加入者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案58件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

議第 1 号	専決処分事項の承認について 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	専決第 1 号
議第 2 号	専決処分事項の承認について	専決第 2 号

有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

- 議第 3 号 専決処分事項の承認について 専決第 3 号
平成 25 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）
（総則・第 1 表歳入の部・歳出の部、③民生費・第 3 表地方債補正 追加）
- 議第 4 号 平成 25 年度玉名市一般会計補正予算（第 6 号）
（総則・第 1 表歳入の部・歳出の部、②総務費、③民生費 1 項 社会福祉費中 7 目隣保館費 9 目男女共生推進費④衛生費〔1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費 2 目予防費 8 目水道費 9 目浄化槽設置整備費を除く〕、⑨消防費・第 3 表地方債補正 変更）
- 議第 14 号 平成 26 年度玉名市一般会計予算
（総則・第 1 表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費 1 項社会福祉費中 7 目隣保館費 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費 12 目臨時福祉給付費、④衛生費〔1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費 2 目予防費 3 目母子衛生費 8 目水道費 9 目浄化槽設置整備費を除く〕、⑦商工費 1 項商工費中 5 目消費者行政推進費、⑨消防費、⑫公債費、⑬諸支出金、⑭予備費・第 2 表債務負担行為（1）（2）・第 3 表地方債）
- 議第 24 号 玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会条例の制定について
- 議第 25 号 玉名市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 議第 26 号 玉名市環境基本条例の制定について
- 議第 31 号 玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 32 号 玉名市職員の修学部分休業に関する条例及び玉名市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 33 号 玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 34 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 35 号 玉名市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 36 号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

建設経済委員会

- 議第 3号 専決処分事項の承認について 専決第3号
平成25年度玉名市一般会計補正予算(第5号)
(歳出の部、⑥農林水産業費・第2表繰越明許費、⑥農林水産業費)
- 議第 4号 平成25年度玉名市一般会計補正予算(第6号)
(歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中8目水道費9目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費・第2表繰越明許費補正追加、⑥農林水産業費、⑧土木費)
- 議第 8号 平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第 9号 平成25年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第10号 平成25年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第11号 平成25年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第12号 平成25年度玉名市水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第13号 平成25年度玉名市下水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第14号 平成26年度玉名市一般会計予算
(歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中8目水道費9目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費〔1項商工費中5目消費者行政推進費を除く〕、⑧土木費、⑪災害復旧費・第2表債務負担行為(3)(4))
- 議第18号 平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計予算
- 議第19号 平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第20号 平成26年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算
- 議第21号 平成26年度玉名市水道事業会計予算
- 議第22号 平成26年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第23号 平成26年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第27号 玉名市都市再生整備計画事業評価委員会条例の制定について
- 議第28号 玉名市景観計画策定委員会条例の制定について
- 議第39号 玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第40号 玉名市天水農村女性研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第41号 玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第42号 玉名市大衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第43号 玉名市草枕温泉てんすい条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第44号 玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 4 5 号 玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 6 号 玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 7 号 玉名市都市計画審議会条例及び玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 8 号 玉名市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 9 号 玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 0 号 玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 1 号 玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 4 号 玉名市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 5 号 玉名市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 6 号 玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 7 号 玉名市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 8 号 玉名市簡易水道事業加入者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

文教厚生委員会

- 議第 4 号 平成 2 5 年度玉名市一般会計補正予算（第 6 号）
 （歳出の部、⑧民生費〔1 項社会福祉費中 7 目隣保館費 9 目男女共生推進費を除く〕、④衛生費 1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費 2 目予防費、⑩教育費・第 2 表繰越明許費補正 追加、⑩教育費）
- 議第 5 号 平成 2 5 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議第 6 号 平成 2 5 年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 7 号 平成 2 5 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 1 4 号 平成 2 6 年度玉名市一般会計予算
 （歳出の部、③民生費〔1 項社会福祉費中 7 目隣保館費 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費 1 2 目臨時福祉給付費を除く〕、④衛生費 1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費 2 目予防費 3 目母子衛生費、⑩教育費）
- 議第 1 5 号 平成 2 6 年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 1 6 号 平成 2 6 年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 1 7 号 平成 2 6 年度玉名市介護保険事業特別会計予算

- 議第 29 号 玉名市教育振興基本計画策定委員会条例の制定について
議第 30 号 玉名市サッカー場建設検討委員会条例の制定について
議第 37 号 玉名市岱明ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例の制定について
議第 38 号 玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」条例の一部を改正する条例の制定について
議第 52 号 玉名市文化財保護審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
議第 53 号 玉名市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（作本幸男君） 各委員会におかれましては、それぞれ会期日程に従い審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明 11 日から 24 日までは委員会審査のため休会とし、25 日は定刻より会議を開き各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3 時 32 分 散会

第 5 号

3月25日 (火)

平成26年第1回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成26年3月25日（火曜日）午前10時00分開議

日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

日程第3 追加議案上程

- 議第60号 副市長の選任について
議第61号 教育委員会委員の任命について

日程第4 提案理由の説明

日程第5 追加議案審議（質疑・討論・採決）

- 議第60号 副市長の選任について
議第61号 教育委員会委員の任命について

閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

日程第3 追加議案上程

- 議第60号 副市長の選任について
議第61号 教育委員会委員の任命について

日程第4 提案理由の説明

日程第5 追加議案審議（質疑・討論・採決）

- 議第60号 副市長の選任について
議第61号 教育委員会委員の任命について

日程第6 議員提出議案上程

- 議員提出第1号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
議員提出第2号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議員提出議案審議

議員提出第1号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議員提出第2号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

閉 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	辛島政弘君	事務局次長	神谷峰弘君
書記	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高嵯哲哉君	総務部長	古閑猛君
企画経営部長	原口和義君	市民生活部 首席審議員	本田優志君
健康福祉部長	前川哲也君	産業経済部長	森本生介君
建設部長	坂口信夫君	会計管理者	原田政樹君

企業局長 植原 宏 君
教育長 森 義 臣 君
監査委員 有 働 利 昭 君

教育委員長 池 田 誠 一 君
教育次長 西 田 美 徳 君

午前10時40分 開議

○議長（作本幸男君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（作本幸男君） 各委員会に付託し、審査の終了した事件を一括議題といたします。

御手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

ただいま議題となっております事件について、委員長の報告を行ないます。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 江田計司君。

[総務委員長 江田計司君 登壇]

○総務委員長（江田計司君） おはようございます。

総務委員会に付託されました案件は、議案14件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第1号専決処分事項の承認について、専決第1号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてであります。これは、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である、高遊原南消防組合が、本年3月31日をもって解散し、同日限りで本組合から脱退するため、本組規約の一部を変更するものであります。なお、専決処分を行なった理由は、本組規約の一部変更につきまして、議会の議決書の提出依頼があり、議会での議決期間を1月16日から3月14日までとし、議会議決書の提出期限を3月18日とする旨、期日の指定があったため、今議会での議決では議会議決書の提出期限に間に合わないため、本年1月23日付で専決処分を行なったものとの説明がありました。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第1号については原案のとおり全員異議なく承認するべきものと決しました。

次に、議第2号専決処分事項の承認について、専決第2号有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。この専決処分を行なった理由は、規約の一部変更については、関係団体の議会の議決を経て、熊本県知事の許可を得る必要があるため、指定期日の3月18日まで議会議決書の提出が必要となったため、その内容は、有明広域事務組合の共同処理する事務として、結婚活動支援に関する事務および広域観光に関する事務を加えるものとの説明がありました。委員から、結婚活動支援に関して、今までの成果はどのとの質疑に、執行部から、平成22年から25年までに成婚者は男性8名、女性2名、また登録者数の合計は281名で、その内

訳としては男性が188名、女性が93名との答弁でありました。また委員から、結婚活動支援事業は2年前から予算化し、事業展開を図っていたが、当初から規約の変更はしなかったのかとの質疑に、執行部から、今回は結婚活動支援事業を特化するためのものであると考えるが、今後は規約の変更等が必要な場合は変更を行なうよう有明広域行政事務組合と十分協議を行なっていきたいとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第2号については原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第3号専決処分事項の承認について、専決第3号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分であります。この補正予算は、国の好循環実現のための経済対策に基づく、平成25年度補正予算にかかわるもので、早急に対応する必要があるため専決を行なったものであります。第1表は歳入歳出それぞれ6,479万1,000円を追加し、総額を296億7,672万5,000円とするものです。主な内容は、滑石漁港の浮き栈橋のローラー部分に不具合が生じ、潮の干満による昇降ができない状態となり、水没破損による取りかえ工事と、今後の玉名漁港の機能保全計画策定のための業務委託を急ぐ必要があったためであります。歳入については、県支出金の水産基盤機能保全事業補助金と市債の追加などであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第3号中付託分については原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第4号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第6号）中付託分についてであります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億8,914万円を減額し、総額を292億8,758万5,000円とするものであります。主な内容は、本年度事業の決定および決定見込みによる調整と、国の好循環実現のための経済対策による補正分で、生産総合事業、農業体質強化基盤整備促進事業、防災安全交付金事業及び玉名中学校武道場改築事業の4事業費、総額で5億2,733万3,000円の取り組みを計上しているものであります。執行部より歳入についての説明を受け、その後、次のような質疑応答があっております。委員から、地方債補正で、道路橋りょう整備事業が、当初予定からすると進捗がないということで起債の減額がされているが、その経緯はとの質疑に、執行部より、岱明玉名線の用地買収が不調に終わったため、事業ができなかったとの答弁でありました。さらに委員から、新年度では、それ相当の事業費や起債を起こす計画はしているのかとの質疑に、執行部より、新年度に新たに予算計上しているとの答弁でありました。また委員から、合併処理浄化槽に関する国・県の補助金が減額されているが、当初予定の設置数と実際の設置数はとの質疑に、執行部より、当初200基を予定していたが、決算見込みが132基となったとの答弁でありました。さらに委員から、事業費の決定などほとんどの事業予算が減額になっており、当初予算

と決算見込みとの間に相当の開きがあるが、見込みが大きすぎるのではないかと、また農山漁村活性化プロジェクトの見送りなど、農林水産関係の補助金もほとんど減額になっているが、年度途中で予算の決定などはわからないのかとの質疑に、執行部より、3月の補正で減額が多いのは、最終的な決算見込みがこの時期で、このような結果になっております。また農山漁村活性化プロジェクトはJ A大浜の体験型宿泊施設の整備を計画していましたが、今回、事業見送りによる減になっておりますとの答弁でありました。また委員から、新規就農者の支援事業が減額してあるが、希望者は少ないのか。希望者は多いと聞いていたが、実際どうなのか。また条件がそろわないからかとの質疑に、執行部より、新規で農業に取り組みたいという45歳未満の方で、当初、個人の方で80人予定していたが、最終見込みで個人が20人、夫婦が7組となっているとの答弁でありました。また委員から、社会資本整備総合交付金について、実質の補助額はどれぐらいか。また何本くらいの事業をしたのか。道路の舗装はどの質疑に、執行部より、社会資本整備総合交付金は、岱明玉名線の新設改良、竹崎1号線の新設改良、岱明玉名線の文化財関係で、補助率は国が55%、また道路舗装については防災安全交付金の1,213万3,000円、これは国の60%補助で、内容としては、路面の性状調査を100キロメートル、道路舗装維持修繕計画の策定を200キロメートル及び4路線の舗装を予定しているとの答弁でありました。また委員から、民生費の緊急雇用創出基金市町村補助金は、どのような事業をするのかとの質疑に、執行部から、離職によって住居を失った方への就労や住居の確保を支援する事業となっているとの答弁でありました。また委員から、中学校費補助金の再生可能エネルギー等導入推進事業補助金は何を想定しているのかとの質疑に、執行部より、玉南中学校体育館の太陽光発電設備実施計画策定のための業務委託との答弁でありました。

次に、歳出に移り、執行部からの詳細の説明のあと、次のような質疑応答がっております。委員から、「玉名21の星事業」の実施団体は、当初より減っているようにあるが、今現在どのようになっているのかとの質疑に、執行部から、平成22年に20件、平成23年度16件、平成24年度17件、平成25年度は17件となっているとの答弁でありました。また委員から、新庁舎建設費について、工事請負費の残が2億3,500万円ほどあるが、後々工事の内容の変更や材料等の高騰で、工事費が上がるのではないかと懸念されるが、今の段階では金額の変更や工事の内容の変更などはないのか。また完成まで時間があるが、変更の見込みはあるのかとの質疑に、執行部より、今現在、変更契約の予定はない。また業者からも単価上昇分についての話はないとの答弁でありました。さらに委員から、2次下請け、3次下請けは役所で把握しているのか。また下請け一覧表があれば委員会に提出してほしいとの要望がありました。それに対し執行部より、2月19日現在で把握しているものが11件ある。一覧表は提出するとの答弁で

ありました。さらに委員から、選挙費について減額が大きい、その原因はどの質疑に、執行部より、予算措置をするとき、市長選挙、市議会議員選挙、それぞれ予算計上していたが、同日選挙だったため共通経費を市長選挙から執行したことにより、市議会議員選挙の各項目で多額の残が出ているとの答弁でありました。さらに委員から、今後はほかの予算にも影響することが懸念されるので、できるだけ多少の余裕をもったところで予算計上をお願いしたいとの要望もあっております。また委員から、広報たまの入札は何社で行なわれ、市内業者なのかとの質疑に、執行部からは、入札は3社でいずれも市内業者であるとの答弁でありました。続いて委員から、嘱託員報酬の基準である世帯数は、実際に確定したのは何世帯か。また市民活動補償の保険の具体的な活動の対象はどの質疑に、執行部から、当初の予算計上見込みは2万4,600戸だったのが、確定数値は2万4,350戸である。また総合賠償保険については、賠償保険と傷害保険に分かれており、申請はほとんど傷害保険であり、その内容は、区役やスポーツ・レクリエーション活動やボランティア活動などで申請されているとの答弁でありました。さらに委員から、総合賠償保険は行政区などの当初計画があって初めて制度として成り立っているのか、事故が起きたときにその都度申請できるのかとの質疑に、執行部より、事故が発生したとき、事後申告になるので地元から申請をしてもらう。区役の場合は区長を通じ、また各種団体の場合、事故の本人がその団体の代表者の承認をもらい、個人で申請をしてもらうことになっているとの答弁でありました。また委員から、地方バス路線維持費補助金の補正について、なぜ補正で対応するのかとの質疑に、執行部から、地方バス路線の補助金は、毎年10月1日から翌年の9月30日までが運行期間で、その期間の運行費用から運賃を差し引いた赤字額を算出し、赤字部分を支払うことになっております。赤字額は11月ごろに確定するので、その過不足分を3月の補正で計上し、その後支払うことになっているとの答弁でありました。さらに委員から、赤字部分は玉名市が全部支払っているのかとの質疑に、執行部より、補助金は玉名市内だけの完結路線については、市が負担し、広域路線については関係自治体で距離に応じて案分して負担しているとの答弁でありました。また委員から、消防団員の数は合併後、定数も実数も相当数減になっているのではないかと心配しているが、今現在、消防団員の定数と実団員数はどの質疑に、執行部より、平成25年度の分団再編前の条例定数が1,712人で今の条例定数が1,694人、定数は1,577人となっているとの答弁でありました。さらに委員から、消防団の支援団員は何人いるのか。また支援団員の被服費などはどうなっているのかとの質疑に、執行部より、支援団員は全体で23人おり、支援団員の被服費補助は1人当たり2,000円となっているとの答弁でありました。このことに対し委員から、支援団員の被服費などは区費から捻出するものでなく、今後、支援団員はふえていくと思われるので、行政で検討していただきたいとの要望などもあっております。

す。さらに委員から、支援団員の退職金制度はあるのかとの質疑に、執行部より、支援団員は年齢が65歳以下の方で、勤務年数が5年を超えれば退職金が支給されることになり、退職金を基本団員と同様にかけているとの答弁でありました。そのほか委員から、防災行政無線の放送内容や苦情に関する要望などもあります。以上、審査を終了し、採決の結果、議第4号中付託分については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第14号平成26年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。歳入歳出は、予算の総額を302億5,500万円とするもので、これは前年度予算に比べて10.9%、29億7,600万円の増になっているとの説明後、歳入歳出、債務負担行為、地方債について執行部より詳細な説明があつております。その後、これに対して次のような質疑応答があつております。まず冒頭委員から、以前からも要望していたが、予算審議の際は、詳細な説明資料を委員にも配付してもらいたいとの要望がありました。その後、審査に移り、まず歳入の主なもので、委員より、固定資産税で土地の課税標準は1.5%低下しているのに、家屋で増収見込みになっているが、具体的にどのような要因で増収になっているのかとの質疑に、執行部より、消費税増税に伴う駆け込み需要の増加で、一般の家庭の新築が増加しているため、全体で増収を見込んでいるとの答弁でありました。また委員から、個人の市民税の滞納額は、全体でどれくらいか。また市民税の均等割りが、平成26年から平成35年まで500円加算されるが、市民税は幾らになるのかとの質疑に、執行部より、市民税の滞納額は平成25年度末で1億8,076万4,000円、そのうち平成26年度の徴収見込みを17%とし、3,070万円を予算計上している。また市民税の均等割りは、地方公共団体の防災事業の財源として、従来の3,000円に500円の上乗せがあり、平成26年度から10年間県民税とは別に3,500円となるとの答弁でありました。さらに委員から、入湯税の滞納に関することや税の徴収に関連して、差し押さえやインターネット競売などの状況について質疑のあと、市職員の人材育成のため行政の基本が税金であることを認識させ、税務行政を若いうちに体験させ、その後、各部署に配置するような職員育成の流れをつくってはとの提案もあつております。続いて委員から、平成の合併した市町村に対し、支所数に応じて交付税措置がされているように話があるがとの質疑に、執行部より、支所に要する経費については、現在、2支所が交付税に参入されているが、昨年、交付税の算定の見直しがあり、支所に要する経費と人口密度による需要の割増しについて検討がなされた。見直しによる増加分については、本年度交付税の算定が8月ごろになるため金額については未定との答弁がありました。さらに委員から、支所は国が財源措置をするのであれば、今は支所を縮小するばかりでなく、今後機能の充実も考えてほしいとの要望があつております。また委員から、ふるさと納税について他市町村はさまざま

な取り組みを行なっているが、玉名市はどうかとの質疑に、執行部から、実績は平成23年度13件、140万1,205円、平成24年度は18件の170万6,345円、平成25年度233万7,750円となっており、寄附者に対して礼状を送付していました。平成26年度から1万円以上の寄附者に対し、礼状と玉名市の特産品である6次産業の産品を送る計画をしているとの答弁でありました。さらに委員から、平戸市は一つの担当課においてさまざまな努力をし、1億円以上の寄附があるとテレビで紹介されていたが、玉名市も先進地の取り組みを参考にして、今後ますます努力をしてほしいとの意見もあっております。続いて委員から、農林水産業費県補助金の強い農業づくり交付金の内容はとの質疑に、執行部より、ミニトマト、イチゴなどの施設園芸の低コスト耐候性ハウス施設整備やJAたまなの集出荷施設整備事業で、事業費の2分の1の補助となっているとの答弁でありました。また委員から、臨時福祉給付金は、消費税率引き上げに伴う、低所得者対策の給付金か、また対象者は何人いるのかとの質疑に、執行部より、臨時福祉給付金は消費税率の引き上げに伴う、低所得者への措置で具体的には平成26年度の市町村民税均等割が課税されていない方に1万円が支給されるもので、1万9,600人が対象となっているとの答弁でありました。

次に歳出に移り、執行部から詳細な説明のあと、次のような質疑応答があっております。委員から、新庁舎建設に関連して、以前の委員会でも元請け業者に対し、市内の業者をできるだけ使っていただくように執行部にお願いしていたが、提出された業者一覧表には、市内業者はほとんどいないのはなぜか。また金額の問題で地元業者は入れないのかとの質疑に、執行部から、元請け業者は仕事を発注する上で、下請け業者から見積書を取り、その後すべて本社で決済するので安いほうになる。そのため地元業者は金額が合わないため仕事が取れない状況になっているとの答弁がありました。さらに委員から、まだ完成まで日数があるので、もっと地元の業者の育成も考えて、元請け業者に強く地元業者を使っていただくようお願いをしてもらいたいとの要望に対し、執行部から、要望していきますとの答弁がありました。また委員から、山鹿市は発注の際に、30%は地元業者を使っていただくようにと条件をつけたと聞いているがとの質疑に、執行部から、山鹿市は条件付きの一般競争入札を行ない、確かに地元下請けの条件をつけているとは聞いているとの答弁でした。さらに委員から、今後、箱物などの計画があるので、少しでも地元にお金が落ちるように努力をしていただきたいとの強い要望もあっております。続いて委員から、新庁舎内の配置について、各課や議会棟など設備について担当課はそれぞれの部署と協議を重ねているのかとの質疑に、執行部より、新庁舎内の各課の配置は図面に落としているが、最近個別に人数がふえるということで相談があっている。しかし全体的には旧庁舎よりも面積が広いので狭すぎるということはないとの答弁でありました。さらに委員から、課の配置などについては、それぞれの部署と十

分に協議を重ねて進めるのがよいのではとの質疑に、執行部より、課ごとにヒアリング等を通して要望を聞き進めているとの答弁でありました。さらに委員から、昨年11月に議長を初め関係者との協議で、議会棟の設備について10項目の要望をしたが、その後どのようなになっているのかとの質疑に、執行部より、議会等の設備の要望については、すべて入っていますが、今後、内装の段階で設備が入るので、その時点で再度確認したいとの答弁でありました。また委員から、防災行政無線の個別受信機を、以前は議員や区長に配付していたが、地域の火災情報など屋外局の放送は聞き取れない場合があり、今後、地域のお世話をする上で必要と思われるので検討してほしいとの要望もあっております。次に委員から、定住促進補助金の内容はとの質疑に、執行部から、定住促進補助金の3,880万円は、市外から玉名市に定住する場合、家の新築で、5年で100万円の住宅取得補助金、転入後のリフォーム補助金、新幹線を利用した通勤のための補助金との答弁でありました。また委員から、今の定住促進補助金の制度は何年度まで続けるか。また今の制度は、初めて取り組んだ定住化促進制度であるが、委員から指摘があった増築の問題、転入転出の問題、とらえ方の問題などがあり、次は根本的に制度を見直して本来の定住化に役立つ制度や市民に対しての説明できる制度をつくる必要があるのではないのかとの質疑に、執行部より、平成27年度までの補助金制度であり、また指摘をされた点について、定住化は市としても大きな柱の一つと考えているので、平成27年度に終了するが、その後はほかにも多くの意見をいただいているので、今までの意見をもとに、よりよい制度設計ができるように議論し、努力したいとの答弁でありました。さらに委員から、「おためし暮らし住宅」について、4月から住む人がいるのかとの質疑に、執行部から、4月からホームページ等でお知らせしながら募集する予定で、新聞紙上を見て何人かの方から問い合わせもいただいていますとの答弁でありました。また委員から、住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、前年と比較してふえているのかとの質疑に、執行部から、総金額は今年度と同様の3,000万円であるが、違うところは1キロワット3万円が、来年度は1キロワット2万円、最高10万円までとなり、件数としては300件分となっているとの答弁がありました。また委員から、市職員の消防団員は66名と聞いたが、女性はいるのか。また定数はあるのかとの質疑に、執行部から、現在、玉名市役所職員の中には、女性消防団員はいないし、定数もないとの答弁でありました。さらに委員から、今後、女性消防団員について検討していただき、1組30名でも入団すればもっと消防団も活発になるのではないのかとの質疑に、執行部より、今後、各企業にも御理解していただくためにも、また女性の消防団員も必要になると思われるので、検討していきたいとの答弁でありました。また委員から、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会の予算に関連して、庁内プロジェクトチームの結論はとの質疑に、執行部から、現庁舎は早急に解体し、敷地の南側に第1保育所を移転、総

合子育て支援センターを併設する。残る北側の土地には児童遊園などに類する公園を整備し、国道側には文化センターなどの利用も兼用できる駐車場と、災害時も利用できるオープン施設を配置・確保するとの結論になったとの答弁でありました。さらに委員から、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会では、庁内プロジェクトチームの結論で、今後諮るのか、それとも白紙なのかとの質疑に、執行部より、庁内プロジェクトチームの結論も一つの案とし、ほかにもさまざまな提案をいただいているので、横一線ということで今後検討していきたいとの答弁でありました。また委員から、「キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金」は、「玉名21の星事業」にかわるものなのか。またその内容はとの質疑に、執行部から、「玉名21の星事業」は、今年度までで8年間の事業として取り組んできたが、補助金も今年度で終了することになった。ただ、今までの「21の星事業」を基礎に、今回、「キラリかがやけ玉名づくり応援事業」として拡充したところでもある。具体的には、1点目は、今まで校区を対象としたが、今回からNPO法人や各種団体などにも対象を広げた。2点目は、会を運営する経費を認めていたが、今回から事業の提案に対し、それに要する経費を対象とし、その3分の2の30万円までを補助するとの答弁でありました。さらに委員から、「21の星事業」の8年間の成果はとの質疑に、執行部より、各地域のコミュニティが崩れていくという危機感の中、校区の中でその地域にあった取り組みを住民みずから行なうという意味合いでは、地域の連帯感、コミュニティの醸成などに一定の効果があったとの答弁でありました。以上審査を終了し、採決の結果、議第14号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第24号玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会条例の制定についてであります。これは本庁舎跡地等の有効活用について検討を行なう、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会を設置するため条例の整備を図るもので、内容は、本庁舎の移転を踏まえて、その跡地等の有効活用について検討するため、委員会の所掌事務、組織、任期等必要な事項を定めるもの。委員は、第3条の規定で学識経験を有する者、関係する機関や団体の代表者及び市長が必要と認める者など15名以内の委員で構成するものとの説明がありました。また委員から、関係する機関、団体についての質疑に、執行部から、関係団体は4つの地域協議会の代表者、区長協議会の代表者、商工会議所などの経済団体の代表者、市民団体等の代表者及びこれまで提案した団体等も考えている。また一般公募で2名ほど考えているとの答弁でありました。さらに委員から、庁舎の周辺について検討する団体は、どのような団体なのかとの質疑に、執行部から、関係団体の中に、今まで道路問題なども含めて周辺開発を提案されている市庁舎周辺開発協議会なども視野に入れて考えているとの答弁でありました。さらに委員から、議会からの選出は考えられないのかとの質疑に、執行部から、議会は議決機関としての立場があるので、必要に応じて議会

への報告をしていきたいとの答弁でありました。また委員から、区長協議会の代表者は、玉名市全体の区長協議会であって、この市庁舎周辺開発協議会の中の6名の区長ということではないのかとの質疑に、執行部から、公共施設の適正配置計画に基づいて、中心部の土地であるが、市全体で検討する必要があるという考えから、全体の区長協議会から3名程度考えているとの答弁でありました。さらに委員から、市庁舎周辺開発協議会の中に、その地域の区長が6名いるので、ぜひメンバーに入れていただきたいとの提言もあっております。また委員から、答申はいつごろまで取りまとめるのか。また旧庁舎の解体費は予算計上をいつごろ行なうのかとの質疑に、執行部より、年内まで提言書をまとめる方向で日程を考えている。また旧庁舎の解体は老朽化も著しく、耐震基準も満たしていないので、12月まで委員会の内容を踏まえ、できるだけ早く予算計上し、解体したいと考えているとの答弁でありました。また委員から、商工会議所の委員などに相談や意見は求めないのかとの質疑に、執行部から、経済団体の代表者で、商工会議所や商工会などの団体も視野に入れているとの答弁でありました。また委員から、15名のメンバーのうち、女性を何名かという考えはないのかとの質疑に、執行部から、男女共同参画社会の観点から5名程度は女性の登用を考えており、推薦をお願いする団体にはその辺を考慮して推薦をいただきたいと考えているとの答弁でありました。以上審査を終了し、採決の結果、議第24号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第25号玉名市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてであります。執行部から、これは地方公務員法第26条の5に規定する自己啓発等休業の承認を行なうことについて必要な事項を定めるため、条例を制定するもので、内容は、職員が公務の運営に支障がなく、かつその職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるとき、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための自己啓発等休業を承認することができるものとの説明がありました。委員から、これは無給か、また本人の希望で初めてこの制度が成り立つのかとの質疑に、執行部から、この期間は無給である。また当然、本人の希望に基づいてこの休業が取得できるとの答弁でありました。さらに委員から、最長3年ということだが、大学院や国際協力で仕事をし、さまざまな技能を取得して復帰した場合、人事面の待遇は従来と変わらないのか。特別の待遇で処遇することなどはどうかとの質疑に、執行部から、この制度の目的が自己啓発なので、さまざまな能力を身につければ当然、配慮すべきとの答弁でありました。また委員から、第10条の号級の調整の時期についての質疑に、執行部から、給与の調整は復帰後であるとの答弁でありました。以上審査を終了し、採決の結果、議第25号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第26号玉名市環境基本条例の制定についてであります。執行部から、これ

は市、市民、事業者が互いに協調し、それぞれの責務を果たすことにより、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を目指すため条例を制定するもので、内容は、環境保全及び創造に関する基本理念と、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに施策の基本方針、環境基本計画に関する規定、施策の推進体制について定めるものとの説明を受けました。委員から、具体的にどのような行動を起こすのか。どのようなところに重点的に予算を計上し、事業化をするのかとの質疑に、執行部から、この条例は実務的なものでなく、概念的なものにとらえていただきたい。今回同時に、環境基本計画を公表する予定で、その計画には条例の基本理念に基づいて、市民、事業者、行政が一体となって取り組む施策をうたっており、その施策を総合的に、また計画的に推進するための条例であるとの答弁でありました。さらに委員から、環境基本条例が制定されることはよいことだが、ただ理念だけで終わらず、方向性として玉名市の環境に対する施策を積極的に推進しないと、理念だけで事業化ができないとか、市民への周知が不足するとか、共通理解が得られないようではいけないので、今後担当課においても現状を把握して、環境基本条例が市民共通のものになるよう努力していただきたいとの質疑に、執行部から、今までは基本方針がないがまま、さまざまな環境施策を行ってきたが、条例を制定し基本方針を示すことによって施策の重要性や優先性が明確になり、今後、基本方針に基づいて、環境の施策を推進していきたいとの答弁でありました。また委員から、昨年12月一般質問でもお願いした鳥獣被害に対して、さまざまな原因はあると思うが、環境基本条例が制定されれば市民と行政が一体となって諸問題を解決する方向に持って行っていただきたいとの質疑に、執行部から、基本理念をもとに今後、市民のために検討していきたいとの答弁でありました。以上審査を終了し、採決の結果、議第26号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第31号玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。執行部から、これは職員間における年次有給休暇の均衡を図るため条例の整備をするもので、内容は、再任用職員、任期付職員など年の途中で任期が満了する職員の年次有給休暇の日数を当該年の在職期間の日数に応じた日数にするものとの説明がありました。委員から、今年度の再任用者の人数と平成26年度の再任用予定者数及びその職員の位置づけはとの質疑に、執行部から、再任用の職員は平成25年度4人、平成26年度12人の予定で、2級の職員としての格付となっている。また配置はそれぞれの課の係に配置しているとの答弁でありました。さらに委員から、勤務時間はどのようになっているのかとの質疑に、執行部より、来年度の再任用職員の予定者のうち10人は短時間勤務で週4日、2人がフルタイムの職員となっているとの答弁でありました。また委員から、再任用は年金の給付との兼ね合いもあろうが、年金が

満額支給された場合は、再任用は認めないのか。それとも65歳までは認めるのかとの質疑に、執行部から、再任用は雇用と年金の接続を図るのが目的で、65歳までは再任用は可能である。年金が支給されない期間は希望があれば再任用はするが、支給されるようになれば市役所内の部署で再任用としての必要性があれば、本人の希望で再任用を続けることも可能との答弁でありました。以上審査を終了し、採決の結果、議第31号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第32号玉名市職員の修学部分休業に関する条例及び玉名市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。執行部から、これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、条例の整備を図るもので、内容は、同法の施行に伴い地方公務員法の一部改正が行なわれ、修学部分休業及び高齢者部分休業の期間に関する法定要件の規定が削除され、条例事項とされたため、修学部分休業は修学に必要と認められる期間は2年、高齢者部分休業は高齢者と定める年齢を55歳とするとの説明がありました。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第32号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第33号玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。執行部から、これは平成26年度から新たに取り組む地域おこし協力隊員の報酬に関し、必要な事項を定めるため条例の整備を図るもので、内容は、それぞれの地域おこしの活動のため、都市住民の人材を活用する総務省の地域おこし協力隊の制度を導入し、本市の特色ある取り組みである薬草のまちづくりに2名を従事させる予定であるが、その月額報酬を16万円とするものとの説明がありました。委員から、16万円は1名分か、また薬草だからその専門職の人材を充てるのかとの質疑に、執行部から、1名分である、また議決をいただいたあと全国に募集をするが、専門家とは限らず、薬草のまちづくりを中心とした地域づくりに関心のある都市圏の方という形で募集をするとの答弁でありました。さらに委員から、複数の人材から応募があった場合、何を基準に採用されるのか。また今、薬草園、薬草畑はどのような状況になっているのかとの質疑に、執行部から、薬草の栽培のため「小岱山薬草の会」の横島のハウスやJA大浜のハウスなど、現在、持ち主に返却しており、薬草の栽培地自体、現在、困難な状況になっている。薬草の栽培地の確保、栽培の確立、商品化、供給及び市民への普及などを地域おこし協力隊に取り組んでもらい、また選考によっては、詳細は決まっていないが、面接で2名に絞りたいとの答弁でありました。また委員から、この事業の狙いは、また職務内容はどのように考えているのかとの質疑に、執行部から、第一に薬草によるまちづくり支援としているが、内容としては、特色あるまちづくりということで導入当初は、崇城大学の村上先生などの指導を受けながら、

知識を習得しながら薬草の商品開発や薬草畑の協力など、民間の団体と協力し活動を共にしながら支援していくことが中心となる。また事例を見ると、薬草以外でも市内でさまざまな取り組みがされているが、そのような中にも、積極的に入っていくことも想定しているとの答弁でありました。さらに委員から、都市圏の方の採用だが、玉名市への移住を義務づけられるのかとの質疑に、執行部より、住民票を玉名市に移し、玉名市に居を構えて活動してもらうことになっているとの答弁でありました。また委員から、国の制度ということだが、予算面では国から100%くるのかとの質疑に、執行部から、財政的な面からいうと、隊員1人当たり400万円を上限に、内訳で報酬が上限200万円、活動費が上限200万円で合計400万円が特別交付税に算入されるという制度であるとの答弁でありました。さらに委員から、地域おこし協力隊の予算で、報酬、家賃の数値の根拠に相違があるようだがとの質疑に、執行部から、今回の報酬の予算には1名当たり16万円で任用が9月から3月までの7カ月間かける2名分で計上している。また報酬の算定の根拠は、上限が200万円だから12カ月で割って、他市町の状況を見て16万円とした。さらに住居費は月額5万円、リースによる公用車の確保、作業服などの消耗品、研修のための旅費などの活動費の上限200万円以内で計上しているとの答弁でありました。以上審査を終了し、採決の結果、議第33号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第34号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。執行部から、これは職員の勤務1時間当たりの給与額の算定方法の見直しに伴い、条例の整備を図るもので、内容は、勤務1時間当たりの給与額の算定の基礎となる勤務時間から祝日及び年末年始の休日に係わる勤務時間を減じるものとの説明がありました。委員から、支所長を削るとあるが、削る必要があるのかとの質疑に、執行部から支所設置条例施行規則では、支所に支所長をおくと規定されている。しかし支所長としての辞令を発していない限り、市民生活課長が支所長を兼ねており、その任務に当たると規定の中でうたっている。また玉名市職員の職の設置に関する規定においては、支所長の職は既になくなっているため、今回、この条例の職務分類表にあたる支所長を削ることで提案したとの答弁でありました。以上審査を終了し、採決の結果、議第34号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第35号玉名市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。執行部から、これは地方公務員法第26条の5の規定する自己啓発等休業について必要な事項を定めるため、条例の整備を図るもので、内容は、職員の自己啓発等休業に関連し、技能労務職員の自己啓発等休業を承認された期間は給与を支給しないことを規定したものとの説明がありました。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第35号については原案のとおり全員異議なく

可決すべきものと決しました。

次に、議第36号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。執行部から、これは公益性の高い固定資産に対し、地方税法第6条第1項の規定に基づき、課税免除を行なうための条例の整備を図るもので、内容は、地域の公民館、集会所、消防施設等、また医師会等が運営する開放型病院について、公益性が極めて高く、市民の健康や福祉、安全等に寄与していることから、従来、減免申請で対応していたが、現在これらの資産に係る固定資産税の減免について、正確な規定が市税条例にないため、今回、固定資産税の課税免除の条文を加えることにより、明確な税の減免の判断ができるように、条例の整備を図るとの説明がありました。委員から、今回からどのようなところが新しく加わるのかとの質疑に、執行部より、新しく加わるものでなく、今まで減免申請で対応していた固定資産について、条例の整備を図ることにより、より透明性を高め、今まで毎年減免申請する必要があったが、免除申請は最初1回の申請のみで、その後、変更等がなければ毎年申請する必要はないとの答弁でありました。以上審査を終了し、採決の結果、議第36号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 建設経済委員長 福嶋譲治君。

〔建設経済委員長 福嶋譲治君 登壇〕

○建設経済委員長（福嶋譲治君） 建設経済委員会の報告をいたします。

今期、建設経済委員会に付託されております議案35件及び継続審査となっております陳情1件について、委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第3号専決処分事項の承認について、専決第3号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。これは漁港施設の長寿命化対策のための水産物供給基盤機能保全事業に取り組むため、国の内示後、早急に事業計画申請を行ない年度内に交付決定を終える必要があるため専決処分を行なったものであります。内容につきましては、滑石漁港及び大浜漁港の機能診断を行ない、機能保全計画を策定する事業の委託料1,000万円と滑石漁港の浮き棧橋について幅2メートル、総延長67.1メートルの更新を行なう工事請負費5,000万円の追加で、これらは国の補正予算に伴う事業であり、年度内竣工ができないため、全額を繰り越すものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第3号中付託分については原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第4号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第6号）中付託分についてであります。歳出の部、4款衛生費1項保健衛生費8目水道費が2,453万5,000円の増額、9目浄化槽設置整備費が3,856万6,000円の減額、6款農林水産業費が2億9,355万9,000円の減額、そのうち主なものは、6次産業推進事業補助金に

については、執行残の2,438万4,000円を減額、施設園芸緊急再生対策事業補助金については、気象災害に強いハウス施設の整備を図る県の補助事業であり、2組合の事業が不採択となったことに伴い5,495万4,000円を減額するものです。新規就農総合支援事業補助金については、青年就農給付金の確定に伴う不用額7,920万1,000円の減額で、受給対象者は単独21件、夫婦7件の28件分であります。生産総合（強い農業づくり交付金）事業補助金については、8,197万2,000円の減額であり、その内訳はJAたまなにおけるミニトマト、イチゴの集出荷施設の新規整備に伴う2億4,900万円の増額、同じくJAたまなの麦選別機の入札に伴う3,725万1,000円の減額、低コスト耐候性ハウスの県補助の減額等による2億9,372万1,000円の減額であります。また土地改良費については、県営事業の本年度事業費の確定に伴う市の負担金3,053万1,000円の減額であります。農業体質強化基盤整備促進事業補助金は、暗渠排水溝50ヘクタールの整備で7,500万円の追加であります。7款商工費は1,004万4,000円の減額であり、この中主なものは、工場等設置奨励費補助金において、立地協定の事業計画等により予定していた雇用奨励金41名分の申請がなかったことによる930万円の減額であります。8款土木費は4億7,633万2,000円の減額で、その主なものは、岱明玉名線、竹崎1号線の補助事業費確定に伴う工事請負費で6,192万7,000円の減額、また用地購入費3,969万6,000円と補償費3億5,866万8,000円の減額については、岱明玉名線における用地交渉の難航によるものであります。また繰越明許費補正として6款農林水産業費で生産総合（強い農業づくり交付金）事業など3事業、7款土木費で岱明玉名線道路新設改良事業など4事業の追加であります。執行部の説明を受け、委員から、6款の農林水産業費において国・県の支出金が3億円も減額となっていることに対し、減額が多いのは好ましくない、平成26年度の予算編成は難しいのではないかなどの質疑に、執行部から、本来事業採択を受けてから補正等で対応するのが好ましいが、それでは事業が間に合わない場合があるため、事業要望額を予算計上しているとの答弁、さらに委員から、申請を出す前に市で内容を精査し、確実に採択されるものを申請することはできないかなどの質疑に、執行部から、国・県の予算に限りがあるため不採択となるものもあるが、農業者等が不利益をこうむらないよう採択の可能性のある限り、申請分はすべて出していきたいとの答弁でした。また委員から、6次産業の推進状況についての質疑に、執行部から、平成25年5月に事業者ヒアリングを行ない、事業者の思いを把握し、現在、それぞれの事業者にあった支援を進めている。6月に大手レストランチェーンに商品を紹介し、テスト販売を経て、現在、佐賀、久留米、福岡、広島で4店舗で展示販売されている。また富山、北陸の生協でカタログ販売が決定している。今後も九州管内や関東、関西方面で紹介を進めていきたい。なお現在、本市で12業者が6次産業に取り組んで

おり、勉強会には農業者5、6名の方が熱心に参加されている状況であるとの答弁でした。また委員から、施設園芸緊急再生対策事業補助金について2組合が不採択になった理由についての質疑に、執行部から、県の予算が1億円程度に対し、申請が多かったこともあり、採択されなかったとの答弁でした。また委員から、木質バイオマス等エネルギー対策事業の導入状況について質疑があり、執行部から、木質バイオマス加温機については、モデル地区として県内で、玉名地区、熊本地区、八代地区で導入されており、玉名地区では玉名市が3戸、南関町は4戸、和水町は3戸、長洲町で1戸との答弁でした。また委員から、新規就農総合支援事業について、予算の根拠と減額が大きいことについての質疑に、執行部から、青年就農給付金の対象は、就農5年以内の農業者であることから、本市における過去5年間の新規就農者80名分について、最大限の予算措置を行なった。最終的に、受給対象は28件で、残額は減額となったが、すべての新規就農者に対応できるよう予算措置が必要と考えたとの答弁でした。さらに委員から、就農者の耕作内容、新規就農をやめた方はいるのかとの質疑に、執行部から、青年就農給付金28件の内訳は、米、麦、大豆2件、路地野菜3件、施設園芸19件（丸トマト3件、ミニトマト8件、イチゴ6件、ナス2件の19件）、果樹4件である。新規就農をやめられた方はいないが、夫婦で申請をしていた方が夫婦要件を満たさなくなったため支給停止になった方や、申請当初において5年後には250万円以上の所得になる計画を立てるが、計画の作物を変えたため支給停止となった事例があるとの答弁。また委員から、金銭面ではなく受け入れのための勉強会など、ソフト面での支援など必要ではないかとの質疑に、執行部から認定農業者を含め、パソコン、簿記の講習会や認定農業者連絡協議会において先輩農業者である認定農業者との勉強会や交流会を行なっている。また現在、策定中の「輝け玉名「戦略21」」において、今後も新規就農者への支援を検討していくことしているとの答弁でした。また委員から、耕作放棄地に太陽光発電施設を設置してよいのか。設置できるとしたら農地の規模拡大や集積が難しくなるのではとの質疑に、執行部から、太陽光発電施設の設置に当たっては、農地転用が必要であり、農地法により転用可能な農地は農振地域・農用地域から外れている農地のうち第3種農地と第2種農地の一部と定められているため、耕作放棄地であるからといって太陽光発電施設を設置できるものではないとの答弁でした。また委員から、農業体質強化基盤整備事業について、申し込みと実施の状況についての質疑に、執行部から、900ヘクタールの申し込みがあっており、平成25年度までで121ヘクタールを実施している。平成25年度の国の補正による50ヘクタールについては、2月ぐらいに予算化されることから、年度内に事業が完了しないため繰り越すものである。また平成25年度予定分の残り4.5ヘクタールは、県営事業との関係で年度内に完了しないために繰り越すとなるとの答弁がありました。また委員から、国の事業はいつまでかとの質疑に、執行

部から、いつまでかは未定であるが、申し込みはかなり残っているため、今後も国に予算要望し、早期完了を目指していくとの答弁でした。また委員から、企業誘致に当たって工業団地がないことについての企業の反応はどうかとの質疑に、執行部から、実際誘致を行なうに当たっては、工業団地がないことで大変苦しい立場にあるといえる。市の誘致候補地である山砂採取跡地などの民有地は、整地やインフラ整備が必要であり、企業の意向を受けて整備することになるため、企業のスピードが早く、誘致を逃すこともあるとの答弁でした。また委員から、岱明玉名線道路新設改良事業における用地買収の今後の見込みについて質疑があり、執行部から、金額等ではなく、道路事業についての反対であり、何年もかけて交渉しているが難航している。今後は任意交渉も進めながら収用等も視野に入れ進めていきたいとの答弁でした。また委員から、県営急傾斜地崩壊対策事業の進捗状況について質疑があり、執行部から、穴の口については、この急傾斜対策事業の場所なんですけれども、穴の口という名前があります。穴の口については、平成25年度予算で擁壁31.5メートルが完成する予定である。全体としては、平成28年度完成を目指しているとの答弁でした。また委員から、ユニバーサルデザイン建設物整備促進事業補助金に関して、申請をやめられた理由について質疑があり、執行部から、この補助金は部分的な改修ではなく、利用者が実際利用される場所まで一体的に整備しなければならないが、今回はエレベーターのみの整備ということで、補助を受けられないため申請をやめられたとの答弁がありました。以上審査を終了し、採決の結果、議第4号中付託分については全員異議なく可決すべきものと決しました。

途中ですけれども、また午後にやりたいと思います。

○議長（作本幸男君） 委員長報告の途中ですが、ここで議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設経済委員長 福嶋讓治君。

[建設経済委員長 福嶋讓治君 登壇]

○建設経済委員長（福嶋讓治君） 午前中に続きまして、建設経済委員長の報告をいたします。

議第8号平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出にそれぞれ3,247万1,000円を減額するものです。歳入の主なものは、団体営農業集落排水事業補助金1,598万1,000円の増額、農業集落排水事業債3,830万円の減額。歳出の主なものは、建設事業費の工事請負費2,65

4万4,000円の減額などであります。執行部の説明を受け、委員から、農業集落排水施設使用料の滞納状況とその対応について質疑があり、執行部から、平成24年度末で190万4,300円の滞納があり、平成25年度で50万円ほど徴収している。職員が滞納者の家庭を訪問し、滞納対策をしているとの答弁でした。以上審査を終了し、採決の結果、議第8号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第9号平成25年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ546万5,000円を減額するものです。歳入の主なものは、一般会計繰入金が2,453万5,000円の増額、簡易水道基金繰入金が2,290万円の増額、簡易水道事業債が6,030万円の減額。歳出の主なものは、委託料の入札残等で294万6,000円の減額などによるものです。委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第9号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第10号平成25年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ500万7,000円を減額するものです。歳入の主なものは、浄化槽整備事業債の360万円の減額などによるもの。歳出の主なものは、工事請負費の492万5,000円の減額であります。委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第10号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第11号平成25年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ3億2,875万2,000円を減額するもので、主な内容は、用地交渉が難航したことにより、工事計画に変更が生じたことに伴うもので、測量設計や所有権移転、分筆登記等に係る委託料、用地購入費や補償費、工事請負費などの減額によるものです。また福山地区1号配水池新設工事における主要なコンクリート躯体の型枠工・鉄筋工の技能労務者の確保が当初予定のとおりできないため、繰り越しを行なうものです。そのほか、九州新幹線濁水等被害対策基金の利子4,000万円を基金へ積み立てるものなどであります。委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第11号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第12号平成25年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的収入で受託工事収益の500万円の減額、収益的支出で原水配水費及び受託工事費の減額などで800万円の減額。基本的支出で建設拡張費の700万円の減額であります。委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第12号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第13号平成25年度玉名市下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的収入で531万9,000円の増額、これは下水道使用料賦課漏れに伴う未徴収額で、現年度分2万1,000円、過年度分529万8,000円の追加であります。収益的支出で処理場費の減額など271万7,000円の減額、資本的収入で建設改良債や国庫補助金の減額などにより1億290万円の減額、資本的支出で施設建設費の減額などにより1億353万8,000円の減額であります。以上執行部の説明を受け、委員から、使用料賦課漏れに関して、賦課漏れ分の使用料の算定方法、無届け工事業者への対応、再発防止策について質疑があり、執行部から、使用料算定方法については、上水道がある場合はメーター検針によるデータに基づき算定し、上水道がない場合は工事業者にその家庭への聞き取り等により算定している。無届け工事業者に対しては、条例等に基づく処分を検討中であり、また再発防止策の一つとして全工事指定店に対し説明会を実施予定であるとの答弁でした。以上審査を終了し、採決の結果、議第13号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第14号平成26年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。4款衛生費1項保健衛生費8目水道費が1億128万5,000円、9目浄化槽設置整備費が1億1,032万9,000円、6款農林水産業費は23億6,949万7,000円、主なものは、熊本産カンキツ連年安定生産出荷実証事業補助金1,250万円、新規就農総合支援事業補助金7,650万円、生産総合（強い農業づくり交付金）事業補助金8億4,754万5,000円、農地集積協力補助金750万円、6次産業推進事業補助金1,000万円、担い手規模拡大事業補助金1,000万円、経営体育成支援交付金8,744万6,000円、団体営集落基盤整備事業などによる工事請負費1億6,990万円、農地・水保全管理支払い交付金5,939万9,000円、滑石漁港・大浜漁港における水産物供給基盤機能保全事業による計画策定委託料3,000万円など。7款商工費は3億9,337万9,000円、主なものは、プレミアム商品券事業補助金1,000万円、商店街空き地空き店舗対策事業補助金100万円、工場等設置奨励費補助金170万4,000円など。8款土木費は27億6,775万円、主なものは、岱明玉名線道路新設改良等工事請負費で5億8,853万3,000円、橋りょう改修工事で7橋分1,450万円、景観計画策定業務委託700万円、裏川水際緑地八ツ橋の改修工事請負費3,634万円などです。次に、11款災害復旧費は200万1,000円であります。執行部の説明を受け、委員から、浄化槽設置整備事業補助金について補助金額について質疑があり、執行部から、設置補助金として5人槽で44万4,000円、6・7人槽で48万6,000円、8人・10人槽で57万6,000円を補助し、また平成25年度からは別枠で単独浄化槽から合併浄化槽へ切りかえる場合は10万円、汲み取り式便槽から合併浄化槽へ切りかえる場合は20万円をそれぞれ補助してい

るとの答弁でした。また委員から、認定農業者協議会への補助について質疑があり、執行部から、農業経営基盤強化促進対策費の中で認定農業者関係の予算を組んでおり、全国サミット参加のための旅費や活動委託料を支出しているとの答弁でした。また委員から、担い手規模拡大事業補助金について、農地の借り手は認定農業者でないと補助を受けられないのかとの質疑に、執行部から、対象者を認定農業者に限り、政策を集中するものであるとの答弁、さらに委員から、補助金総額の推移について質疑があり、平成20年度から23年度までは1,000万円を超える補助額で、徐々に減少している。平成25年度も1,000万円程度になる見込みであるとの答弁でした。また委員から、県営農道道路整備事業の進捗状況についての質疑に、執行部から、一部の用地交渉が難航しているとの答弁でした。また委員から、団体営集落基盤整備事業に関して、浮田ため池の事業の進捗状況について質疑があり、執行部から、現在、詳細測量設計の準備に入っているとの答弁でした。また委員から、農地・水保全隊がなく整備が遅れている地区もあるが、農地・水保全管理支払い交付金はいつまで続くのかとの質疑に、執行部から、国の施策が変わってきているが、同様の施策が続くと思われる。保全隊がないところには保全隊のいいところを周知していくとの答弁でした。また委員から、農産物に親しむような講座など、消費者教育の取り組みはあるのかとの質疑に、執行部から、JAたまなが「みんなの良い食プロジェクト」として、小学生とその保護者を対象に田植えや野菜植えの体験、収穫体験、竹はしつくり体験などを行なう「親子わくわく体験教室」を実施している。また田んぼアートプロジェクトにおいて、田植え・収穫体験、キャラ弁コンテスト、おむすびコンテストを実施、市においてイチゴ・ミニトマトの収穫体験を実施することとしている。県では平成25年度から「くまもと・里モンプロジェクト」を創設し、1テーマ50万円上限の助成を行なっており、本市でも3団体、4事業が採択されており、「田んぼアートプロジェクト」を初め、「古民家で触れる郷土の歴史と文化」「休耕地の農地保全・里山の景観創造」「伝統的な生活文化の継承」の4事業が実施されたとの答弁がありました。また委員から、イノシシ防護柵の設置事業の今後について質疑があり、執行部から、平成25年度は天水地区において国の交付金事業に取り組んだ。次は八嘉地区について平成25年度に実態調査を行なっており、平成26年度に要望調査を行ない、平成27年度の交付金事業に載せたいと考えている。また石貫地区など小岱山地域も平成26年度に実態調査を予定しており、今後の交付金事業での対応を考えているとの答弁でした。また委員から、イノシシ捕獲料（報奨金）について玉名市は1頭当たり4,000円だが、県下の状況はどうかとの質疑に、執行部から、荒尾市、菊池市、南関町は5,000円、山鹿市、和水町は7,000円、天草市は8,000円で玉東町にはないとの答弁でした。また委員から、商店街空き地空き店舗対策事業補助金の内容について質疑があり、執行部から、商店会からの申請に基づき、1件

当たり上限100万円の補助を商店会に行なうもので、平成25年度は高瀬本町商店会へ補助し、平成26年度については1件分を予算計上している。要望があれば補正を考えているとの答弁でした。また委員から、納涼花火大会補助金について来場者も多いので警備を強化したほうがよいのではとの質疑に、執行部から、平成26年度の補助金は、警備強化のため50万円を増額する予定であるとの答弁がありました。また委員から、観光誘致に関して、玉名市への宿泊客の推移について質疑があり、執行部から、平成20年の11万3,463人から平成24年10万2,152人であるとの答弁、さらに委員から、「花しょうぶまつり」、「大俵まつり」、「納涼花火大会」の3大イベントで経費を使っているのに、宿泊客が減少傾向にあることをどう考えるかとの質疑に、執行部から、広報紙、ホームページ、観光パンフレット等で市外・県外へ周知している。日帰り客は5年間で70万人ほど増加しているとの答弁。これを受け委員から、宿泊客がふえないと地元が潤わない。もっといろいろな情報を宣伝してほしいとの意見がありました。また委員から、直売所の売上の推移について質疑があり、執行部から、「天水郷〇市」は平成17年から平成23年まで伸びている。「磯の里」については平成21年度が1,500万円程度、平成24年度で1,200万円程度であり、若干落ちている。「Y・BOX」は平成23年度が1億4,480万円、24年度が1億4,730万円、「草枕温泉てんすい」は平成23年度が1億7,790万円、24年度は1億9,970万円、「たまララ」は平成23年度が8,030万円、24年度は5,920万円との答弁がありました。また委員から、岱明玉名線新設改良事業における文化財調査において、貴重な銅鏡が出たことによる工事への影響についての質疑に、執行部から、文化財調査は平成30年度の道路開通の計画に沿って行なっており、平成30年度で調査報告書を刊行する計画であり、計画どおり順調に進んでいるとの答弁。また委員から、平成26年度でどこまでできるのかとの質疑に、執行部から、県道との交差点部分については610メートルを改良予定であり、また本線の改良工事については、交差点から北へ280メートルを予定しているとの答弁。また委員から、岱明玉名線の北側への接続について質疑があり、執行部から、岱明玉名線から北側に延びる築地中線は文化財等を考えると難しいと考えている。また現在の境川改修に伴う市道の整備が予定されており、その状況を見ながら玉名駅平嶋線の整備を検討していく予定であるとの答弁でした。また委員から、砂天神の道路の整備はいつかとの質疑に、執行部から、平成30年から31年の目標との答弁でした。また委員から、官軍墓地整備事業の今後の計画について質疑があり、執行部から、この官軍墓地跡地は3筆あり、うち1筆は高瀬児童遊園地、1筆は合祀塔が設置されており、ともに市の管理地となっている。残り1筆が1,065平方メートルで財務省管理の土地であり、その3分の2を買い上げ、残りを借り上げて、平成26年度に整備に取りかかる予定であるとの答弁。また委員から、国の事業と

してはできなかったのかとの質疑に、執行部から、国においてはその土地は競売に出されていたが、歴史的に貴重な場所で保護したいとの地元住民や関係者の声もあり、財務省と協議した結果、このように市で整備することになったとの答弁でした。また委員から、大倉団地の改築等の計画についての質疑に、執行部から、建てかえを検討していたが、今の入居者の6割近くが高齢者で年金生活者であり、建てかえると家賃が5倍から7倍になることから、現在見送っているとの答弁。また委員から、他の市営住宅で老朽化してきたものも多いと思うが、建てかえの計画はあるのかとの質疑に、執行部から、できるだけ長持ちさせるため、年度ごとに玉名市公営住宅等長寿命化計画を策定し、改修工事を重点的に実施しており、今のところ建てかえの予定はないとの答弁でした。さらに委員から、耐震に問題はないかとの質疑に、執行部から、市営住宅は壁式構造であり、ラーメン構造に比べ耐震性に非常にすぐれており問題はない。ただ天水地区の新立石団地については、1階が駐車場で耐震性に問題があったため、平成19年度に耐震改修を実施したとの答弁でした。その他、プレミアム商品券の増額、農業体験事業への補助、草枕交流館等の観光利用などについて質疑がっております。以上審査を終了し、採決の結果、議第14号中付託分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第18号平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額は2億3,683万1,000円であり、歳入の主なものは、繰入金3,128万6,000円、市債1億3,300万円など。歳出の主なものは、天水東地区の配水管布設替工事1億8,675万2,000円などによるものです。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第18号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第19号平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額は3,709万9,000円であります。歳入の主なものは、繰入金1,054万円、市債1,050万円など。歳出の主なものは、20基の浄化槽整備費1,830万円などによるものです。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第19号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第20号平成26年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額は9億7,795万2,000円であります。歳入の主なものは、九州新幹線濁水等被害対策基金繰入金9億4,934万4,000円、基金利子収入が2,860万7,000円など。歳出の主なものは、石貫4区3号配水池、石尾地区3号配水池、ほか導水路舗装など工事請負費7億7,563万3,000円であります。執行部の説明を受け委員から、基金残高は幾らかとの質疑に、執行部から、平成26年2月末で30億4,576万493円が残っているとの答弁でした。以上審査を

終了し、採決の結果、議第20号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第21号平成26年度玉名市水道事業会計予算についてであります。収益的収入が8億7,859万5,000円、収益的支出が8億4,903万3,000円。資本的収入が100万円、資本的支出が4億1,588万5,000円であります。主な事業は溝ノ上水源地送水管布設替工事など1億5,575万円であります。執行部の説明を受け、委員から、一般会計からの繰り入れについて質疑があり、執行部から、一般会計からの補助金は企業債の償還金等に充当し、ここ数年同額であるとの答弁。以上審査を終了し、採決の結果、議第21号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第22号平成26年度玉名市公共下水道事業会計予算についてであります。収益的収入が16億6,107万4,000円、収益的支出が14億8,509万4,000円。資本的収入が7億7,687万3,000円、資本的支出が11億6,727万円あります。主な事業は、浄化センター改築更新事業3億3,123万円などです。委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第22号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第23号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計予算についてであります。収益的収入が6億1,200万8,000円、収益的支出が6億1,106万9,000円。資本的収入が4億520万8,000円、資本的支出が5億1,667万9,000円あります。主な事業は、横島地区機能強化事業で3億3,980万円あります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第23号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第27号玉名市都市再生整備計画事業評価委員会条例の制定についてであります。これは計画期間が平成22年度から26年度である都市再生整備計画により実施された新玉名駅周辺整備等の事業についての評価を行なう、「玉名市都市再生整備計画事業評価委員会」を設置するための条例であります。執行部の説明を受け委員から、4人ぐらいで評価ができるのか。市議会からも評価委員会には入らないと評価が難しいのではとの質疑に、執行部から、都市計画審議会に議員が入っており、その審議会の参画ということを検討しているとの答弁がありました。以上審査を終了し、採決の結果、議第27号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第28号玉名市景観計画策定委員会条例の制定についてであります。これは本市の良好な景観形成や景観保護等を推進するための景観計画の策定のため、調査・研究・検討を行なう、「玉名市景観計画策定委員会」を設置するための条例であります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第28号については全員異議

なく可決すべきものと決しました。

次に、議第 39 号玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは消費税法等改正に伴い、条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第 39 号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第 40 号玉名市天水農村女性研修センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは老朽化し故障中であった共同洗濯機及び陶芸釜について、利用者もほとんどなく休止中であったため廃止し、使用料を削除するものです。執行部の説明を受け委員から、利用方法について天水支所では申し込みできず、本庁でしなければいけないと聞いたがどうなのかとの質疑に、執行部から、所管は天水支所から農林水産政策課に移行したが、市民サービスの観点から従来どおり天水支所で申し込みができるとの答弁。また委員から、天水町以外の方が利用にこられる際、場所がわかりにくいので、案内板など設置できないかとの質疑に、執行部から、わからない場合は支所で案内が可能との答弁でした。以上審査を終了し、採決の結果、議第 40 号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第 41 号玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは消費税法等改正に伴い、漁港使用料及び土砂採取料を消費税率 5 %での外税表記から消費税率 8 %での内税表記に見直すものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第 41 号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第 42 号玉名市大衆浴場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは大衆浴場の入浴料の区分に半年間フリーパス券を設定するものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第 42 号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第 43 号玉名市草枕温泉てんすい条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは草枕温泉てんすいの利用料の区分に半年間フリーパス券を設定するものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第 43 号につきましては全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第 44 号玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは消費税法等改正に伴い、条例の整備を図るものであります。執行部から説明を受け委員から、道路占用料はどういうときに発生するのか。イノシシ柵は対象かとの質疑に、執行部から、電柱など道路を一定期間占有する場合などに発生し、イノシシ柵など公共的恩恵が大きいものは占用料を取っていないとの答弁でした。以上審査を終了し、採決の結果、議第 44 号については、全員異議なく可決すべきものと決しま

した。

次に、議第45号玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは消費税法等改正及び三ツ川団地専用水道の廃止に伴い、条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第45号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第46号玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは消費税法等改正に伴い、条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第46号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第47号玉名市都市計画審議会条例及び玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは機構改革により既存の土木課及び都市計画課を建設課及び建設管理課に再編することに伴い、条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第47号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第48号玉名市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは地方公営企業の会計基準の見直しに伴い、条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第48号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第49号玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは消費税法等改正及び下水道の使用の態様変更に係る届出義務化等に伴い、条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第49号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第50号玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは消費税法等改正に伴い、条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第50号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第51号玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは消費税法等改正に伴い、条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第51号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第54号玉名市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは地方公営企業の会計基準の見直しに伴い、条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第54号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第55号玉名市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは地方公務員法第26条の5に規定する自己啓発等休業について必要な事項を定めるため、条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第55号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第56号玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは消費税法等改正に伴い、条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第56号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第57号玉名市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは消費税法等改正に伴い、条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第57号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第58号玉名市簡易水道事業加入者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは消費税法等改正に伴い、条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第58号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、継続審査となっておりました平成25年陳第6号全市民を対象とした住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情についてであります。委員から、予算見込みについての質疑に、執行部から、対象の範囲や限度額を設定しないと必要な予算は見込めない。また市内に2万戸以上の住宅があるだろうから、莫大な予算が必要になると思うとの答弁。また委員から、この制度ができれば関係事業者の仕事がふえるという思いが原点と思うとの意見がありましたが、全市民といっても漠然としてわかりにくい。どのくらいの予算規模になるのか担当課とも協議して具体的に検討しないと採決できないとの意見もありました。以上審査を終了し、採決の結果、平成25年陳第6号については、全員異議なく継続審査とすることに決しました。

審査事項のほかにも、企業誘致の協定締結及び都市計画マスタープランについての報告がっております。また審査終了後、天水地区のイノシシ防護柵及び天水町東地区の簡易水道事業の中継ポンプ場を視察いたしました。

以上で、建設経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 文教厚生委員長 田中英雄君。

〔文教厚生委員長 田中英雄君 登壇〕

○文教厚生委員長（田中英雄君） 今期、文教厚生委員会に付託されました議案14件及び継続審査となっておりました陳情1件について審査の経過と結果を報告したしま

す。

初めに、議第4号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第6号）中付託分についてであります。歳出の主なものとして、3款民生費は2,261万5,000円の減額で、国民健康保険基盤安定及び事業会計繰出金の減などによるもの、10款教育費は1億5,769万5,000円の追加で、玉名中学校武道場改築事業などです。執行部からの説明の後、委員から、自立支援医療の厚生医療に該当する人工透析患者数と外出先での透析費用について質疑があり、執行部より、透析患者は約260名で、対象者には特定疾病受療証を発行し、外出先の病院であれば治療は可能であるとの答弁。また委員からの聴覚障害者数と防災時における緊急連絡方法についての質疑に、執行部は、防災無線については聴覚障害者に対する緊急時の特別な連絡方法としての機能はない。現在、無線以外では災害時に発信する安心メールが有効な手段と考えるとの答弁。これに対し委員から、FAXでの連絡など何らかの手だてを積極的に検討してほしいとの要望。また予防接種委託料を減額とした理由と子宮頸がんワクチン予防接種の今後の方針、また積極的勧奨を控えたあとの接種者数についての質疑に、予防接種の内訳として、子宮頸がんワクチン予防接種やヒブ肺炎球菌ワクチンが主なものであるが、委託料減額については、子宮頸がんワクチン接種を控えた方が多かったのが原因。国では積極的な勧奨は行なわず、希望者への接種を実施するとの方針で、当市も同様の方針である。昨年6月に中学生にアンケート調査を行なった結果、玉名市では副反応なし、合志市では多少の副反応が出た生徒が存在した。ただし当市においても、医療機関からの副反応の報告は上がっていないものの、注射部位の痛みなどについてはアンケートに回答してあった。これを副反応と見るかどうかは今後、状況を突き詰めていかなければならない。計3回の接種時期は1回目と2回目の間を1カ月、2回目と3回目の間を1年間とするようにしているが、積極的な勧奨を控える周知の前に、既に1、2回目を接種済みで、副反応が出なかったため3回目も接種した方、あるいは周知後に新規で接種した方もいる。合計すると30名ほどになるとの答弁でした。また委員から、生活保護受給者数と頻回受診について質疑があり、生活保護受給者は昨年度に比べほぼ横ばいであるが、医療扶助の割合がふえており、全体の扶助費の約67%を占めている。ただし受給者は横ばいであるが、生活保護の相談件数は年間180件に達し、年々増加している状況であるため、予算計上が難しい上に、今後の医療扶助縮減が大きな課題となっている。また同じ診療科目に通院する重複受診者、必要以上に通院する頻回受診者には、医療扶助相談員による指導を行なっている。その際に、できるだけ管内の病院への受診を指導しているものの、市内医療機関に専門医がないなどさまざまな事情がある場合は認めているとの答弁。これに関連して、生活保護における扶養義務の位置づけと申請方法についての質疑に、執行部は、生活保護開始の要件ではないが、受給に際し優先するもの、申請方法に

については、申請書類の提出を受け各種調査、審査を行ない、保護の判定を行なうが、やむを得ない場合は口頭での申請を認めてはいる。ただし、原則は書類での申請となるとの答弁。委員からは、不正受給についてはしっかりと指導を望むとの要望が上がっております。さらに委員からの保育所の職員体制と希望外の保育所入所、許可外保育の状況の質疑に、執行部は、平成26年度の入所受付が終わり、現在のところ保育士は足りているが、年度途中からの入所もあり、それに対応するために公立保育所の臨時保育士の賃金の改善を今回お願いしており、私立保育園に対する処遇改善については、今年度に補助金交付を決定してもらったところ。また希望する保育所に入所できない方、あるいは求職中での申し込みの方が62名おり、その一部が認可外保育所に入所している。認可外保育所2カ所が独自に料金を設定して保育を実施している状況であるため、今後の認可外保育所への改善は、他自治体で一部行なっている助成などを参考に検討したいとの答弁。委員から、最重要課題としてお願いしたい。公立保育所の処遇改善により保育士確保と正職員の負担減ももちろんだが、申し込んでも希望外の保育所しか空いてないなど、あきらめざるを得ない状況があるので、認可外保育所に子どもを預けている保護者への手だてをこれから考えてほしいとの要望がありました。そのほか民生費における各種委託料、扶助費の増減について確認がっております。また教育費の学校関係について、委員から、外国語指導助手の報酬の減額は人員減によるものかどうかとの質疑に、執行部は、これまで報酬月額が30万円だったものが、平成24年度から1年目28万円、2年目が30万円といった改正になった。平成25年度に2名が交代したため、報酬額を減額補正した。人員の配置は6名のままで変更はないとの答弁。これについて委員から、グローバル化が進み海外の英語圏以外の地域でも英語によるコミュニケーションができています。国内でも小学生から英語教育を取り入れている学校もあるので、本市においても英語教育に重点を置き進めていただきたいとの意見。また学校の備品に関して委員から、学校のパソコン入れかえについての質疑があり、執行部から、学校のパソコン教室の機材入れかえや公務用のパソコン導入を5カ年計画で行なうもので、今年度は、玉名町小学校、築山小学校、滑石小学校、大浜小学校、豊水小学校の5校で実施した。減額補正はパソコン機材の入札残であるとの答弁。また委員から、梅林小学校プレハブリース料減額と玉陵中学校階段昇降機の機種変更について質疑があり、執行部から、梅林小学校のプレハブリースについては、事業の実施を先送りしたため10カ月間のリース予定を実際は、3月の1カ月間としたための差額の減額。また玉陵中学校階段昇降機の機種変更については、当初、階段に固定式リフトを取りつける予定であったが、固定式の場合は取りつけたあと設置したままの状態になるので、今回、別の学校にも移動することができる可動式の機種に変更したとの答弁。これに対し委員から、プレハブのリース期間の変更については理解できるが、階段昇降機については、設

置計画また予算計上の段階でもう少し踏み込んで検討してもらえれば予算残となることはなかったはずであるとの意見があり、ほかにも玉名中学校、玉南中学校、有明中学校の武道場の面積や事業費の違い、また完成時の落成式実施についての質疑に、基準に沿った建築を行なうので、各学校の武道場面積は違ってくる。また事業費についても、玉名中の約1億8,500万円に対し、ほかは9,000万円から1億円となっている。落成式については、校舎の完成時など期成会により実施するケースが多いが、今回の玉南中、有明中の武道場については、各方面の日程調整が整わず開催に至らなかったとの答弁に、委員から、金をかけるということではなく、地元の住民の方に無事完成した報告としてぜひ案内してほしいとの要望がっております。その他委員からの幼稚園就園奨励費補助金過払いに関する職員の処分についての質疑に、執行部から、平成22年度システム構築時の担当者、平成23年から24年の担当者及び当時の管理監督者の3名に口頭厳重注意がなされたが、システム構築業者との協議記録が残っていないので、原因は特定できない。今後は記録を確実に残し、業者にも事故防止対策を考えてもらうよう、また当然、市も対策を考えたいとの答弁がありました。次に委員から、文化振興基本計画策定における業者選定経緯と計画の位置づけについて質疑があり、選定業者はシーズという民間企業で、技術提案型のプロポーザル方式で提案してもらい、選定委員会を経て選定、契約した。今後、文化財を含めた調査を行ない、今後どのように生かしていくかという点、また音楽の都玉名を初めとする文化や神楽などの地域文化の振興をどのように広げていくかという点において、計画的な振興策を示していくことが文化振興基本計画の位置づけと考えている。今年度に計画方針の決定を行ない、平成26年度で計画を策定し、成果物の配付を行なうとの答弁。これに関連して、西郷小兵衛の碑の整備について質疑があり、執行部は、観光的に生かすのかどうかを今後検討しなければならないが、さまざまな文化財やまだ表に出てきていないような地域で傳承されている文献などが数多くあるが、これまで一元的な整理ができていなかったため、今回策定する文化振興計画の中で整理していきたいとの答弁がっております。また文化財に関連して委員から、国指定重要文化財である旧玉名干拓施設の除草管理について質疑があり、執行部は、地元の文化財保存顕彰会に6万5,000円、シルバー人材センターへ除草作業や雑木処理の委託として80万円、計86万5,000円の経費がかかっている。周辺の清掃については、毎年8月にボランティア約300人体制による活動を行なう中で、ボランティアだけでは難しいという話があり、年間通して見物客を呼び込むためにもシルバー人材センターへ委託し、文化財の清掃、保護に努めているとの答弁でした。さらに委員から、博物館の入館者数と今後の取組みについて質疑があり、執行部から、これまで入館者数が一番多い年で、平成16年度の1万6,241名、平成25年度は2月までで1万1,778名で、ここ4、5年は横ばいの状況、ただ平成25年度

については、例年の1.5倍の有料入館者があり、この要因としては「植田いつ子の世界展」を開催し、市内外から多くのお客様が来館された点が上げられる。博物館は今年で20周年を迎え、5月には「感謝の日」という催しを考えているとの答弁がっております。以上審査を終了し、採決の結果、議第4号中付託分については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第5号平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。第1表歳入歳出予算補正について、歳入歳出それぞれ2億774万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を94億9,876万円とするもので、主な内容は、歳出の2款保険給付費の決算見込み及び7款共同事業拠出金の決定による減額と、これに伴う歳入の調整です。委員からの国庫補助金中、特別調整交付金の実績見込みによる増額についての質疑に、執行部は、特別調整交付金は特別な事情、災害や流行疾病による市町村の国保、一般被保険者に係る特殊事業を考慮して交付するもので、療養給付費等のおおむね2%が交付されるもの。疾病の種類によって内容が変わってくるが、計算方法としては、一般的に歳出の一般被保険者療養給付費や療養費、高額療養費等を合算し、介護納付金等を含めたところで国の補助が出るが、その中から保険基盤安定繰入金や第三者納付金等を差し引いて、その差し引いた分に控除額を差し引きし、負担率をかけて算出するとの答弁。また保険財政共同安定化事業交付金の減額と保険税税率への反映についての質疑に、執行部は、同一月内に一つの疾病で30万円を超える医療費について、各市町村間を平準化するための交付金で、今回歳入減になっているが、これは当市において30万円を超える高額療養部分が下がったことにより、この交付額も減になった。しかしながら当市の医療費が下がったからといって平成26年度に関しては、保険税の税率改正は行なわないこととしているので、保険料については今回の交付額の増減は影響しないとの答弁でした。また委員から、国民健康保険加入者の保険税滞納額、また滞納者への今後の対応について質疑があり、執行部から、滞納繰越分において一般被保険者保険税の計が7億5,239万4,212円、退職被保険者保険税の計が3,268万9,147円、合計で7億8,508万3,359円となっている。今後の滞納者への対応については、徴収方法としてまず財産等、具体的には預貯金、不動産、生命保険等を調査し、差し押さえられるものがあれば差し押さえを行ない、それを換価して税に充当する。ただし低所得者層や徴収が見込めない場合は、生活の状況等を判断して執行停止等を考えていくとの答弁。これに関連して委員から、今年度の差し押さえ件数と差し押さえ金額について質疑があり、執行部は、国民健康保険税だけの件数ではないが、税全体の差し押さえ実績として、1月末現在で預貯金432件、約2,000万円、家宅搜索20回、給与延べ185名、約1,225万円、そのほか2,073万円である。不動産、動産の換価による収入は、370万円強となっているとの答弁でし

た。さらに委員から、農業交付金等を差し押さえた場合、事業の継続ができなくなるおそれが生じるがその見解はとの質疑に、執行部から、個別所得補償は差し押さえ禁止となっておらず、所得を補償する一部の財産であり、その方の収入すべてではないので、差し押さえ可能と判断するとの答弁がっております。加えて滞納繰越分で、時効の5年間を超えた不納欠損額の確認があり、執行部から、滞納金の5年経過、また執行停止後3年で不納欠損しているが、平成24年度の国民健康保険税分で延べ人数620名、約4,000万円、平成23年度で1,848万3,626円、平成22年度は1,133万4,709円であるとの答弁でした。また執行部から、平成24年に税率改正を行ない、基金を取り崩しながら運営してきたが、平成25年度の決算見込みとして運営が非常に厳しく、3月末の財政調整交付金等の交付決定次第では、来年度の予算から歳入不足分を繰上充用することになるだろうとの報告があり、委員からは、会計上繰上充用は致し方ないが、その先には税率改正実施と滞納者の増加が懸念される。対策として法定外繰り入れも考慮していただきたいとの要望がっております。以上審査を終了し、採決の結果、議第5号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第6号平成25年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。第1表歳入歳出予算補正について、歳入歳出それぞれ661万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億8,808万8,000円とするもので、主な内容には、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる減額とこれに伴う歳入の調整です。執行部からの説明のあと委員から、後期高齢者医療での保険証の資格証明書の発行実績について質疑があり、執行部は、これまで発行実績はない。県下においても実績はないとの答弁。また延滞金の額についての質疑に、執行部から平成24年度が31件、7万3,500円、平成23年度が71件、18万5,700円、平成22年度が25万9,600円との答弁。その他、健康診査の委託先についての質疑に、県医師会と契約を行ない市内33カ所の個別医療機関で実施しているとの答弁でした。以上審査を終了し、採決の結果、議第6号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成25年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。第1表歳入歳出予算補正について、歳入歳出それぞれ1,718万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億9,991万8,000円とするもので、主な内容は、平成24年度介護給付費の確定に伴う一般会計への繰出金とこれに伴う歳入の調整及び繰越金の追加です。委員からの介護認定調査員数と認定基準の見直しについての質疑に、執行部は、13名で調査に当たっており、認定基準の見直しについては、認定後6カ月、1年、2年で実施し更新している。調査時の本人の状態により、介護認定度に変更になる方も当然出てくるとの答弁でした。また委員から、保険給付費に

において、居宅介護サービス給付費の8,000万円の減額補正に対し、施設介護サービス給付費は約6,200万円の増額補正となっているが、利用者が居宅から施設に移っていると見てよいのか。この要因は何かとの質疑に対し、執行部は、施設のベッド数は決まっているので、施設ごとの利用者数の増減は余りないと考えられ、要因として玉名市外からの入所者が退所し、玉名市内の方が入所したのが主な原因ではないかと推測できる。ちなみに施設入所者数は、平成24年4月で693名であったものが、平成25年1月には707名となっており、増加している点からも見てとれるとの答弁。また委員からの確定申告をする際の障害者控除認定証の発行数についての質疑に、執行部は、特別障害者控除認定証は18名に発行しているとの答弁。これに対し委員から、広報にも確定申告時のお知らせとして紹介はしてあったが、特別障害者控除だけでなく、他の一部自治体で発行しているように、特別障害者以外の普通の障害者控除もできるように研究してほしいとの要望が上がっております。以上審査を終了し、採決の結果、議第7号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第14号平成26年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。3款民生費は対前年度比6.2%増の104億1,290万2,000円で、主なものは、子育て世帯臨時特例給付費7,885万5,000円、子ども医療費2億880万円など、また4款衛生費は対前年度比1.4%減の23億5,036万8,000円で、主なものは、公立玉名中央病院事業負担金、3,145万7,000円となっており、これは玉名地域医療体制づくり推進協議会への派遣職員4名分の人件費です。また10款教育費は対前年度比32.2%増の22億1,108万6,000円、主なものとして、学校規模適正化事業費1億8,615万5,000円、小中一貫教育推進事業2,941万2,000円、横島体育館の建設工事設計委託料1,480万円、サッカー場の建設基本構想策定委託料等419万7,000円などです。執行部からの説明のあと、まず民生費について委員からの社会福祉協議会の統合と、「ゆた〜っと体操」事業についての質疑に、執行部は、岱明や横島などの社会福祉協議会の合併は検討事項として以前話が出たが、正式には決まっていない。また「ゆた〜っと体操」については、平成25年度まで社会福祉協議会に委託して実施してきたが、平成26年度からは市の直営事業として継続開催するとの答弁。また関連して委員から、高齢者等就業支援センター、福祉センター、岱明ふれあい健康センター、ゆとり一む、福祉送迎バスの委託料について、予算や事業内容の確認があり、この中で温泉施設の燃料について委員から、納入金額が安いという理由で、地元以外の業者が納入している。燃料の質もさまざまであり、安いものは機械設備を傷める結果となり、将来的に見た場合、余計にコストがかかるという面がある。指定管理者が決めることではあるが、地元企業育成の観点と設備機械の長寿命化を考え、市としても管理面について指導してほしいとの要望が上がっております。また委

員から、静光園老人ホームの運営内容と今回の工事、また今後の民営化について質疑があり、執行部は、平成14年7月の開設で入所者数は定数50名に対し、現在は41名の入所があり、入所者の死亡や他の施設への入所、長期入院による退所などでおおむね40人台で推移している。運用開始当初から30キロアンペアの太陽光発電設備を導入しているが、当時の設置費用は3,141万6,000円、今回の太陽光発電設備の修理は、パネルは問題ないもののパワーコンディショナーの交換が必要となったため、当初は節電目的で設置した経緯があるが、今後は売電していきたいと考えている。老人ホームの民営化については、平成26年度に静光園老人ホーム民営化法人選定委員会で業者を選定し、平成27年4月からの実施を計画している。養護老人ホームについては、社会福祉法による第1種社会福祉事業と定められており、国や県、地方公共自治体、あるいは社会福祉法人を原則とすると定めてあるため、民営化の際は当然、社会福祉法人が対象になってくる。これまでの検討経緯として、合併後市全体の職員数の削減を進めており、再任用の職員を雇い入れながら何とか運営している状況にある中で、行政改革の一貫として平成24年度にアウトソーシングの対象施設とし、平成25年度に事務協議で内容や方法を詰めてきた。養護老人ホームについては、他の自治体でも山鹿市で3施設、菊池市で2施設が民営化している実績がある。なお以前は、国、県からの補助もあり、市からの財源も少なく済んだが、現在は交付税措置としてわずかなものしかない。業者の選定といっても特別養護老人ホームと違い、養護老人ホームは採算性の問題があるので、なかなか応募がない状況も考えられ、民営化には課題も多くあるが、まずは検討を進めていきたいとの答弁。これに対し委員から、以前から議会に対し老人ホームの現状報告と民営化等の方針が説明してあったのであれば、今回の民営化推進の話は理解できる。しかしながら、今回の予算計上のあと、初めて提案するというのはいかかなものか。以前は補助率も高く、現在は低くなったといえども採算性の問題は民営化の焦点とはならないのではないかと。採算が取れないなら取れないで、現在も行政が運営しているわけだから今後も率先して運営すべきだ。老人福祉に関しての市の方向性も示さぬまま民営化を早急に進めることは、市の福祉が後退することになるとの意見がありました。そのほか、緊急通報装置の購入台数、医師修学資金貸与事業の周知方法、老人会の動向、子ども医療費の対象年齢拡充に伴う予算増について、特別障害者手当の対象者数、DV被害の相談者数、フッ化物洗口の実施校など、多岐にわたる確認や天水老人憩いの家の畳改修について今後、使い勝手の面も考え床をクロス張りにしてみてもどうかとの意見。また公立玉名中央病院の建てかえについて、検討会議後の協議の進め方、事務局の人員体制などについて、議会にも随時進捗状況の報告をしてほしいとの強い要望が上がっております。

次に教育費について委員から、要保護・準要保護児童生徒への就学援助について、当

初予算に計上してある対象者数また平成26年度での援助内容は従来までと同じかとの質疑に、執行部は、対象者数はこれまでと同じと見込んでおり、小学校で420名、中学校で265名、また特別支援者数については、小学校で41名、中学校で20名を予定している。また援助内容の従来からの変更もないとの答弁。これに対し委員から、昨年の生活保護基準の引き下げにより、これまで判定所得基準ぎりぎりのところで受けることができた児童生徒が、今後、援助を受けられなくなる可能性があるとの指摘がっております。また委員から、神楽保存会連合会について質疑があり、執行部から神楽保存会連合会には12団体が加入しており、未加入が高道地区子ども神楽保存会、外平神楽保存会、九番神楽保存会の3団体で、神楽保存会連合会等に49万円の補助金を出し、これも未加入も含めた各保存会で分けている。1団体当たり約3万円の補助になるとの答弁。これに対し委員から、以前、部田見神楽が途絶えようとしていたが、21の星事業により復活した。そこで地域の子供たちが集まり神楽を舞うようになり、その中に少し問題を起こす子どもがいたが、神楽を通して地域へ溶け込み、年下への指導も行なうようになったという話がある。補助金についても現状は少ないと思うので、このような取り組みについて温かい目で見ても支援してもらえればと考えるとの意見がありました。

次に学校給食について委員から、平成26年度から中央学校給食センターの業務委託に加え、岱明と天水の給食センターの調理運搬業務の委託が開始される予定であるが、委託業者の選定経緯と委託料について質疑があり、執行部から、公募型プロポーザル方式により募集し、1次審査で2社に絞り、2次審査で九州綜合サービスに決定した。委託料については、玉名中央学校給食センターが約7,200万円、岱明学校給食センターが約2,800万円、天水学校給食センターが約2,000万円を予定しているとの答弁があり、給食に関連して委員から、子どもの低体温解消策として、例えばアゴだしを使った食育の推進が議会でも取り上げられているが、各給食センターの民営化に際し、食育普及の指導等は実施しているか、又は今後実施していくのかとの質疑に、執行部は自校式の学校と各給食センターには話をしている。現時点でもミネラル分に注目した食育を進める計画であるため、アゴだしを使用した給食については、今後の課題としたいとの答弁。委員から、低体温の原因として、以前と比べ外で遊ばないため新陳代謝が悪化すると分析されている。ゲームや室内遊びが先走る結果、体内分泌物の機能低下も原因の一つと考えられるので、今後十分に分析を行ない、低体温解消に向けた対策をしてほしいとの要望が上がっております。なお文化財について委員から、伝左山古墳及び大原遺跡からの出土品の保管についての質疑に、執行部は、伝左山古墳の出土品については、博物館の収蔵庫に現在も保管しており、今後も同所に保管予定である。全部で225点あり、うち大太刀が4点、鉄鋤が216点ある。表面に塩分が確認されたものにつ

いては、さびにならないよう処理を行ない、すでにさびが出ているものについては除去のためのクリーニングを行なうなど、鉄製品の酸化防止処理を行ない保存する。また先日一般公開した岱明町野口の大原遺跡からの出土品は、総数にして何千点にも及びその中の破鏡、破れた鏡ですね、破鏡については、九州大学の先生により非常に貴重なものであるとの鑑定結果であった。これをどのように処理し、保存していくかはこれから検討していきたいとの答弁でした。その他サッカー場建設検討委員会について、女性の会などのあり方、公民館の運営体制について、体育協会への補助金についてなど、多岐にわたる質疑と確認がありました。

次に、現在進められている学校再編に関してさまざまな質疑、それに対する答弁がっております。質疑中、大きく4点の項目について御報告いたします。まず1点目、1月22日に新しい学校づくり委員会で示された再編の見直し案について、委員からの新しい学校づくり委員会で、平成30年4月を待たずに、まず月瀬小学校が玉名小学校に、三ツ川小学校が石貫小学校に編入、あるいは月瀬小学校、三ツ川小学校の希望する児童は、玉名小学校、石貫小学校に通学できるという見直し案を、学校づくり委員が各地元に話を持ち帰って意見集約を行ない、2月10日には学校づくり委員会からその報告書が提案されているが、この間、教育委員会としては、見直し案をしっかり理解してもらい説明をどの程度行なったのかとの質疑に、執行部は、見直し案については昨年10月から11月にかけて、各行政区単位での意見交換会を行なった結果、まず2校を1校にという意見があり、平成30年4月の開校は目標とする中で、見直し案をつくった。ただし、地元を持ち帰ったあとの意見集約と学校づくり委員会の報告を受ける中で、結果的に見直し案の採択をなさらなかったと理解しているとの答弁。加えて、再編は地域の理解を得て進めていくのが一番と思っている。だからこそ意見交換会を行ない、学校づくり委員会を開催し、意見内容を詰めてきた。さらにもっと意見を聞くようにとの議会からの要望で、行政区単位での意見交換会も行なってきた。結果として学校づくり委員会から一つの方向性を示してもらった地域の人に理解を得るために手順を踏んできたと考えているとの答弁がありました。これに対し委員から、教育委員会から見直し案を提示した、行政区単位での意見交換会も開催してきた。しかし今の反対意見がある状態、この点を考えてほしいとの意見。これに対し執行部から、教育委員会の考えとしては1学年2学級をつくりたい。実際に昨年文教厚生委員会が行なった教職員アンケートにおいても、教職員の多くが1学年2から3学級を希望。また1クラスの生徒数は、小学校で21から30名、中学校で31から35名を希望している。逆にそれ以下の少ないクラス人数の希望はほとんどない。各反対意見は、現場でじかに子どもと向き合っている先生の理想とも違ってくる。現再編計画は、1学年2から3学級をつくりたいとの教職員意見とも合致する。現状で平成29年開校予定が、平成30年に延びた。

さらに延びれば、また計画がなくなれば現場はとても混乱する。見通しの立たない計画提示、段階を踏んだ編入統合は現場にとってはまさに先のことがわからぬまま過ごしていかねばならず、子どもにも影響してくるとの答弁がっております。2点目に、3月3日に開催した文教厚生委員会と市PTA連絡協議会との意見交換会での感想を踏まえ、委員から、最終的には地元はもとよりPTAの同意が必要であると思う。このときの意見は、一長一短分かれる中で、月瀬小学校のPTA役員の涙ながらの訴えについては、本当に気持ちはよくわかる。ただし小田小学校もそうだが、特に梅林小学校の100%反対という意見もある。早すぎるのではという意見が大勢を占めていた校区もある。再編に対し、総論賛成はあるとしても地域からはいろいろな意見を聞く、最終的には当然、子どものことを考えてとなるとの意見に、執行部は、市PTA連絡協議会との意見交換の中で、梅林小学校PTA会長は反対の意見、小田小学校PTA会長は賛成の部分、反対の部分、両方話をされた。他の4校は再編を推進との印象だった。そういう中で、新しい学校の環境、よい学校をつくるという点では6校を1校にする統合と考えておられると思う。玉陵中学校区以外の校区はまだ実感がわからないという意見が多く、それが本音だと思う。昨年の10月から各行政区単位で意見交換会を実施したが、梅林小学校はいろいろな意見があった。小田小学校も反対、賛成の意見があった。これまでも教育委員会としては当然、子どものことを一番と考え、今よりも多く的人数の中で子供たちに社会性を身につけさせるためにも、6校を1校にする統合を基本スタンスとして進めているが、反対の校区については、今後も十分意見に耳を傾け話し合いを進め、柔軟に対応しなければならないと思うとの答弁。これに対し委員から、とにかく月瀬小学校と三ツ川小学校には、複式学級補助員の配置を、ぜひ早急をお願いしたいとの意見、要望がありました。また次の3点目、4点目で、執行部の今後の対応についての質疑内容を申し上げます。3点目、複式学級の緩和のための補助員配置について、先ほどの委員からの補助員配置の要望に加え、他の委員から、平成30年4月を新小学校開校の目標としているが、それまでの間の複式学級の緩和策としての補助員の配置について、12月議会で委員会から要望している平成26年度に複式学級が存在する学校数と実際の補助員は一計画について、本当に配置をするのかという質疑に、執行部から、月瀬、三ツ川、小田、梅林、小天東の各小学校に複式学級が残る。補助員については、各学校すべての複式学級に、特別学級支援員を含めて7名の配置を行なう計画。配置に向けた協議時期の関係上、当初予算での計上は間に合わなかったため、6月補正でしっかりと対応するとの答弁がありました。なおこの答弁の後に委員から、6月で補正を行ない、本当に配置をするのか確約がほしいと重ねて確認があり、教育委員会として6月の補正できちんと予算要求を行なっていくとの答弁がっております。4点目に、地域の過疎化を防ぐための全庁的な対応についてです。委員から、人口はこれからふえるわけ

はなく、当然、児童も減ってくる。再編とならざるを得ないと思っている。今後地域のことを考えると、全庁的に検討しなければいけない。新小学校の建設位置も決まり、そのあとのことに全庁的に取り組んでほしいとの意見に、執行部から、定住化や過疎化について、全庁的に取り組むという要望については、例えば跡地利用について財政課、企画経営課、子育て支援課、生涯学習課、教育総務課など、庁内6課で組織を立ち上げ既に協議を始めている。もちろん今後再編の協議を進める中で、いろいろな検討が必要になってくるので、当然、全庁的に、横断的に進めていく。何より各分野でのプロジェクトは、学校づくり委員会の部会にもあり、この部会が進んでいけば必然的に提案が出てくるので、そうなれば当然、全庁的な対応にならざるを得ないとの答弁でした。以上、1点目の見直し案、2点目の市PTA連絡協議会との意見交換に関する質疑でさまざまな意見が出され、執行部からの見直し案に対する学校づくり委員会での了承、市PTA連絡協議会での各地域の考えに対する印象が述べられ、また今後の課題である3点目の複式学級補助員の配置、4点目の全庁的な対応については、執行部から前向きな答弁がなされました。しかしながら委員から、執行部からの今期の提案について、次の6月議会での提案ではだめだったのか。今期の予算の計上はおかしいと思う。教育費の削減ありきのように思える。反対の校区がある。再編の予算は次に回せなかったのかという意見。これに加えて、建設位置に関してこれまでの全員協議会等で当初のA案から改善案であるC案まで示してあるが、現時点で教育委員会から提示してある最新の案は、地元の意向を大枠で取り込んで作成したD案となっている。文教厚生委員と事前に学校づくり委員会を傍聴した議員は知っているが、他の議員はこれから進めようとするD案について御存じない。これは議会に対し、こんなに無礼なことはないとの意見。また委員から、現在開催されている新しい学校づくり委員会は、玉陵中学校区の学校再編を認めた形になっているが、学校再編はこれまでの100年以上の歴史を持つ小学校がなくなる。またこれからの100年に1度の大変重要なことであるが、ここにきてやっと地元も気づいたと思う。だからこそ一般質問でも取り上げられた文部省通達での住民合意を得るという項目があるのではないか。小田や梅林から反対意見が出ているが、本当の意味で今から議論が始まると感じている。人口がふえないこともわかっている。統廃合もやむなしと理解できるが、学校がなくなるということはどういうことかとも感じるとの意見が出され、執行部は、学校づくり委員会では6校の統合と建設位置について決定しているものの、小田、梅林からいろいろな意見がある点については、今後の再編計画の推進と平行して十分な話し合いを重ねていきながら、場合によっては柔軟な対応をしなければならないと考えているとの答弁でした。そのほか新しいD案の予算計上内容の確認、スクールバス導入に係るモデル校などについて意見が交わされております。以上、さまざまな質疑応答、それに対する意見が出る中で、委員から、平成30年4月の開校

目標や6校を1校に統合することを拒んでいるわけではないという大枠での理解はできるものの、反対意見がある以上、もっと話しにくいところもたくさんあるとの意見。執行部からの再編の本来の目的である複式学級の解消において、特にこの状況がせっぱ詰まっている月瀬小学校、三ツ川小学校が平成30年4月の6校を1校にする統合時期まで現状のまま待ちたいとの意見、段階的な統合は子どもに何度も負担を掛けることになるとの意見がありましたが、委員から、6月議会に提案し、複式学級補助員を実際につける。また本当に迫っている2校について、段階的な統合を速やかに実現するといった取り組みを見せないと、この学校再編計画は前に進まない。早く実現させて、見せてみることという反対意見が出されました。逆に委員から、これまでの流れの中、いろいろな要望があってその都度変更を重ね、地元の代表である学校づくり委員会にいろいろな案を示し、確認しながら進めてきて、当文教厚生委員会にも説明してある。少しずつであるが、以前よりいい案になってきている。前進していると感じている。議会への提示に関しては、不手際があったかもしれないが、なにぶん当初予算で非常に重要な案件である。6月議会には複式学級補助員の配置も約束してもらっているし、一般質問においても市長自ら総合的な対策を行なうとの発言もある。当委員会でもこの再編の流れについて反対の委員はいないはずなので、後押しをしなければならない。先に現計画ではなく、別案を示せという意見もあるが、今回のような具体的なものが出てきて一歩ずつ進めていかないと別案も示せない状況に当然なる。したがって委員も協力して、現計画、今期提案しているものを進めるべきと考えているといった賛成意見も出ております。以上の活発な意見交換がなされ、審査した結果、委員から、今回計上されている学校再編にかかる関連予算を減額する修正案を付した、修正動議が提出されております。提案理由として、教育委員会は地元住民との意見交換会を実施し、住民の意見徴収をされたものの、校区の意見では小学校の合併に否定的な意見も多数あり、住民の理解と合意が十分とは決して言えない状況がある。今日に至ってもこの状況は同様であり、住民の合意が不十分の状況のもとで、小学校の統合計画をさらに推進することは、住民不在の政治であり、議会がそのようなことに同意することがあってはならないため、関連予算の削除を求め、予算の修正をするものであるとの説明がなされ、採決に移りました。まず最初に、議第14号中付託分に対する修正案について挙手による採決の結果、修正案については賛成多数で可決すべきものと決しました。次に、議第14号中付託分の修正部分を除く原案について挙手による採決の結果、修正部分を除く原案については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第15号平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額を94億9,534万7,000円とし、これは前年度に比べて4,931万8,000円の減、率にして0.5%の減となっています。まず歳入につい

て1款国民健康保険税は、対前年度比0.4%増の19億2,107万円、3款国庫支出金は、対前年度比5.8%減の21億5,200万円で、療養給付費等負担金10億1,283万7,000円などの計上。5款前期高齢者交付金は、対前年度比2.7%増の23億1,305万8,000円、7款共同事業交付金は、対前年度比2.3%増の12億8,126万6,000円で、保険財政共同安定化事業交付金などになります。歳出については、2款保険給付費において、対前年度比2.1%減の63億6,808万5,000円、これは医療費の減少を勘案し、1億3,882万1,000円の減となっております。委員からのジェネリック医薬品の差額通知をすることでの効果についての質疑に、執行部は、医療費を抑制する試みとして、平成24年度からジェネリック医薬品差額通知を発送しているが、これはジェネリック医薬品に切りかえることで医療費を抑えることができるという周知で、医療機関を受診し、ジェネリック医薬品で対応することができる方を対象に通知を発送しているもの。昨年2月から12月の期間で、基準医療費として一般被保険者、退職被保険者合わせて、新薬を利用する方が392名から356名と減り、18人がジェネリック医薬品に切りかえたことになる。効果額は1人当たり2,029円となるとの答弁。また委員から、緊急雇用対策で採用している非常勤職員についての質疑に、執行部から、確かに緊急雇用対策で1,000万円補助があったため、平成21年度から今年度まで保健師2名を雇っていたが、来年度からの補助がなくなるので、当初予算には計上せず500万円の2名分を減額したとの答弁。これに対し委員から、国の補助の有無にかかわらず人員体制を整え保険事業を重視していかないと、今後保険料もかさんでくるのではと危惧するとの意見に、執行部から、来年度からは特定健康診査事業において管理栄養士2名、看護師1名、事務員1名を非常勤職員として雇い、保険事業の停滞がなるべく起こらないよう対処したいとの答弁でした。さらに平成27年度からの税率改正の質疑に、執行部は、現在の厳しい運営の中、平成25年度分で財源不足となった場合は、平成26年度分の歳入を繰上充用することになるので、予算を執行する上で全体像が見えてくる秋口ごろには、平成27年度からの税率改正の話が出てくるかもしれないと予測するとの答弁がっております。以上審査を終了し、採決の結果、議第15号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第16号平成26年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額を8億723万3,000円とするもので、これは前年度に比べ1,252万9,000円の増、率にして1.6%の増です。まず歳入について1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比0.7%減の5億1,852万5,000円、これに関連して、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金について、7億7,487万8,000円とするもの、委員からのはり・きゅう・あんま助成の助成割合についての質疑に、執行部は、玉名郡市鍼灸あん師会と委託契約しており、施術料金ははり・きゅうで2,80

0円、はり・きゅう併用マッサージで3,300円、マッサージを含むはり・きゅう治療で3,600円を契約の料金としている。あん師会でのこれらの施術に対し、市から1回1,000円分の助成券を、年間15枚を上限として交付しているとの答弁でした。また委員から、健康保持増進事業において、対象者を前年度150人増の2,557人で予算計上してあるが、増加させるためにどのような手だてを考えているかとの質疑に、執行部が後期高齢者医療広域連合からの健診受託事業で、当市に対しての目標値を広域連合が掲げている。市としてもできるだけ目標に近づくよう広報などで周知を図るとともに、郵送している受診券を持参すれば、市内33医療機関において手軽に受けられるので、対象者への意識づけが進む策を講じていきたいとの答弁。これに対し委員から、お年寄りが対象なので足が悪く交通手段が限られ、行きたくとも行けない方も中に入ると思われる。健康増進を図るのであれば、例えば市として交通費を補助するなどさまざまな取り組みを検討してほしいとの要望が上がっております。以上審査を終了し、採決の結果、議第16号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第17号平成26年度玉名市介護保険事業特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額を70億6,882万円とするもので、前年度に比べ2億1,708万9,000円の増、率にして3.2%の増になります。歳入について、1款保険料は、対前年度比4.3%増の11億5,085万3,000円、7款繰入金は一般会計からの繰入金10億3,049万8,000円など。歳出については、2款保険給付費において介護サービスの利用状況などを勘案し、前年度に比べ1億9,770万9,000円増の67億9,910万8,000円とするもの。委員からの介護給付費準備基金の残高と今後の見通しについての質疑に、執行部は、平成25年度末で約3億円が残っており、平成26年度に約1億円を取り崩すため、平成26年度末には約2億円の残となる見通しであるとの答弁。また委員から、介護予防事業費の減額理由とこれまでの予防事業の実施実態について質疑があり、執行部から、社会福祉協議会が約90カ所で実施してきた第1次予防事業の中の「ゆた〜っと体操」を、市が嘱託職員を雇い直営で実施することになったためその委託料の減額である。予防事業である「いきいきふれあい活動」や「ゆた〜っと体操」について平成24、25年度に拠点事業で地域公民館の改造をしている地区では、実際にスタッフも出向き活動の支援を行ない、実績報告書も提出していただいているので、レクリエーションや体操の種類、参加人数等を把握している。また新たに公民館を拠点整備する際にも、立ち上げの準備段階から職員もかわり支援を行なっている。なお平成25年度中にスタートする地域についても、今年度中に開始する準備をしているので、拠点改修された地域についての実態はすべて把握できているとの答弁。委員から、公民館の拠点整備を行なった地域については、公民館を活動の場とするために、補助金が出ているわけであるから、今後活動がきちんと行なわれるよう支援

してほしいとの要望がありました。また委員から、二次予防事業の対象者把握方法と実際の参加者数について質疑があり、執行部から、要介護になるおそれのある方向けの二次予防事業については、平成25年度の場合70歳から85歳未満の方にチェックリストを配布し回収を行ない、その中で筋力の低下などの内容について分析し、横島、天水、玉名、岱明で行なっている二次予防教室への参加を呼びかけている。チェックリストは約1万枚配布し、約63%に当たる6,000枚ほど回収した。その中で、二次予防事業の対象になる方が約1,000人、そのうち実際の参加者は15%程度の約130人であったとの答弁。さらに関連して委員から、介護予防事業費は減り、逆に介護サービス給付費は毎年約1億円ずつふえている。予防事業に力を入れて介護サービスを受けなくて済むように努力しなければならない。予防事業の効果があらわれ、介護サービスに移行しない方が少しでも出てくれば、今後予防事業に来られる方に、仮に500円の弁当を出しても事業を運営でき、周りにもより一層広がっていくと思うので、ぜひ検討していただきたいとの意見、要望がありました。またグループホームや小規模多機能型施設入所者を対象とした地域密着型介護サービス給付費と特別養護老人ホーム入所者を対象とした施設介護サービス給付費における予算増減についての質疑に、執行部から、個室を有するユニット型特別養護老人ホームについて、これまでは施設介護サービス給付費として扱ってきた。しかし平成26年4月から別の指定となり、29人以下のユニット型特別養護老人ホームは、地域密着型介護サービス給付費に移行したことが、施設介護サービス給付費の減額と地域密着型介護サービス給付費の増額につながっているとの答弁がありました。そのほか委員から、平成27年度から第6期介護予防事業計画においての総合支援事業の盛り込みと実施時期について質疑があり、執行部から、平成27年度から29年度の3カ年計画である第6期介護予防事業計画であるが、要支援1、2の方の通所と訪問は、総合支援事業に移行するため、計画に盛り込み、3年間の期間中にスタートできるように検討を重ねているとの答弁でした。そのほか委員から、地域包括支援センター統合後の問題点についての質疑や、成年後見人制度の周知拡大と養成講座の継続開催についての要望がありました。以上審査を終了し、採決の結果、議第17号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第29号玉名市教育振興基本計画策定委員会条例の制定についてであります。玉名市教育振興基本計画の策定について、調査、研究及び検討を行なう玉名市教育振興基本計画策定委員会を設置するため、条例を制定するもので、平成27年度から平成31年度までの第二期玉名市教育振興基本計画を策定するため、策定委員会の所掌事務、組織、任期等について必要な事項を定めるものです。委員からの平成22年から26年度の第一期計画策定時における条例制定の有無と策定方法についての質疑に、執行部は、前回のときは委員会を設置しないため条例もつくっていない。学識経験者として

九州看護福祉大学社会福祉学科の山本教授にアドバイスをいただきながら策定した経緯がある。今回、委員会を設置するのは、教育基本法17条第2項に規定してある基本計画の策定については、策定委員会を設けて策定したほうが好ましいと考えているとの答弁でした。以上審査を終了し、採決の結果、議第29号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第30号玉名市サッカー場建設検討委員会条例の制定についてであります。これはサッカー場の建設に関する計画について検討を行なう、玉名市サッカー場建設検討委員会を設置するため条例を制定するもので、検討委員会の所掌事務、組織、任期等について必要な事項を定めるもの。この件について委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第30号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第37号玉名市岱明ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは入館料の区分に年間券を設定するため条例の整備を図るもので、入館料の金額の表記を外税表示から内税表示に改めるとともに、新たな区分として年間券を設定するもの。委員からの外税から内税へ変更する理由についての質疑に、執行部は、この施設だけが外税表記であったため、他の施設同様内税表記に変更するもの。従来の使用料と今回の使用料では、実質的な負担はほぼ同じとなっているとの答弁。そのほか使用料に係る消費税の取り扱いや半年券、年間券を利用できる施設の範囲の確認などがありました。以上審査を終了し、採決の結果、議第37号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第38号玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは交流センター及びトレーニングセンター使用料として、半年フリーパス券を設定するため条例の整備を図るものです。委員からの施設のサービス向上や改修等について委託業者に全部任せているのかとの質疑に、執行部は、施設のサービス向上や改修を考える上で、現在は修理箇所や故障箇所が非常に多くなっており、利用者へのサービスを考えた場合最善の対応を行ない、快適に利用できる環境を整えることが重要と考えている。新規の改修等についてはなかなか難しい点があるが、市と委託業者が協議しながら進めていきたいとの答弁でした。以上審査を終了し、採決の結果、議第38号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第52号玉名市文化財保護審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。これは機構改革に伴い条例の整備を図るもので、教育委員会の事務局に教育部を設置することに伴い、玉名市文化財保護審議会、玉名市新しい学校づくり委員会、玉名市教育委員会外部評価委員会及び玉名市文化振興基本計画策定委員会の庶務をつかさどる部署の名称を改めるもの。執行部からの説明のあと委員から、この条例の自身は理解したが、4つの条例に係る改正で「等」ということで一くりにした条例の提

案はこれまでも存在したかという確認があつております。その他本案件に係る質疑はなく審査を終了し、採決の結果、議第52号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第53号玉名市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の整備を図るもので、玉名市社会教育委員の委嘱基準について条例で定めるものです。この件について委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第53号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、継続審査となっておりました陳情について、平成25年陳第4号玉名小学校の校名存続及び玉陵中学校区6小学校の校舎建設位置に関する陳情について報告いたします。この件について委員から、学校再編については現計画に対する反対意見も多く、当委員会においても関連予算についての修正案が出るなど、まだ方向性が定まっていない状況であるため、委員会としても陳情内容について意思を表明するまでに至らない。これからの学校再編の方向性と進捗次第で陳情者の願意が汲み取れるかどうかは判断が分かれるため、継続して審査したほうがよいとの意見が出され、玉陵中学校区の学校再編については、今後の進捗を見きわめながらもう少ししばらく熟慮すべきとの意見が大半を占めたところです。以上審査を終了し、挙手による採決の結果、平成25年陳第4号については、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

以上で、今期文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時07分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第14号平成26年度玉名市一般会計予算に対しては、前田正治君ほか2人から、御手元に配付しております修正動議が提出されております。よってこれを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

〔「こっちにはないですよ。」「配付してない。」と呼ぶものあり〕

○議長（作本幸男君） 配付してなかった。ちょっと待ってください。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時12分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま事務局の不手際において配付を行なっておりませんでした。議員の皆さん方には、ただいまそれぞれ配付できましたでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） それでは提出者の説明を求めます。

16番 前田正治君。

〔16番 前田正治君 登壇〕

○16番（前田正治君） 議第14号平成26年度玉名市一般会計予算に対する修正案を御手元に配付してあります別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び玉名市議会会議規則第17条の規定により提案いたします。

その理由をここでちょっと申し上げます。今回の修正は、平成26年度の学校規模適正化事業に係る関係予算の一般会計の歳入予算に関してのみ提案するものであります。歳出につきましては、先ほど文教厚生委員長報告でもありましたように、文教厚生委員会の中で修正案を提出、賛成多数で修正案を可決しました。予算案につきましては、各委員会へ分割付託をしている関係上、文教厚生委員会では付託されています歳出予算しか修正することができずに、歳入予算、歳出予算の整合性を持たせるため今回の提案となりました。

以上であります。

○議長（作本幸男君） 以上で、議第14号に対する議員提出修正案の説明は終わりました。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（作本幸男君） これより質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告及び議員提出修正案の説明について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

16番 前田正治君。

〔16番 前田正治君 登壇〕

○16番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案してある議案の中で、議第14号平成26年度玉名市一般会計予算、議第18号平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計予算、議第19号平成26年

度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算、議第21号平成26年度玉名市水道事業会計予算、議第22号平成26年度玉名市公共下水道事業会計予算、議第23号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計予算、議第39号玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第41号玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第44号玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第45号玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第46号玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第49号玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議第50号玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第51号玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第56号玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議第57号玉名市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議第58号玉名市簡易水道事業加入者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案について反対をします。

その理由としまして、今、言いました議案全部に共通する問題として、4月1日から消費税増税を前提とした予算編成をしてあることでもあります。安倍首相は20日、平成26年度予算成立を受けての記者会見で、消費税アップによる経済への悪影響を最小限に抑え、できるだけ速やかに景気が回復軌道に戻るよう万全を期すと語っております。首相みずから、消費税増税の悪影響を認めています。労働者の現金給与総額の平均は、昨年過去最低を更新しました。実質経済成長率も昨年夏以降1%を割り、増税前の駆け込み需要でさえ低調なことが報道されております。収入はふえない、物価は上がり、消費は伸びない、東日本被災地の復興はこれから、このような状況のもとで庶民を直撃する消費税の増税であります。一方で、大企業には復興法人税の前倒し廃止など新たな減税であります。26年度の国の税収は、初めて消費税が法人税、所得税の税収を上回るようになります。所得の低い人ほど負担が重い消費税が我が国の最大の基幹税となるような歪んだ税制は認めることはできません。したがって、玉名市におきまして消費税増税をそのまま転化するような予算編成や条例の改正に私は反対をします。

次に議第14号について述べます。文教厚生委員会では、今議会に提案してある平成26年度玉名市一般会計予算の中で、学校規模適正化事業に関する1億8,404万3,000円を予算から削除する修正案を賛成多数で可決しました。私は修正案に賛成します。その理由は、平成26年度玉名市一般会計予算に提案されている、学校規模適正化事業の関連予算は、玉陵中学校校区内の6小学校を統合することが前提の予算であります。市議会は平成25年6月議会におきまして、この統合計画の見直しを求める決議を全会一致で可決しました。ところが平成25年9月議会には、仮称、玉陵小学校の玉陵小学校測量、地質、造成設計調査業務委託費が提案されました。議会は、地元住民の十

分な理解を得ているとは言いがたく、早急に新小学校の建設に向けた予算を計上するのではなく、再度地元住民との話し合いを持つべきと関係予算を全額削除しました。教育委員会は、平成25年10月から11月にかけて、地元住民と意見交換会を実施して、住民の意見聴取をされました。私もこの意見交換会に参加をしましたが、校区の意見では、小学校の統合に否定的な意見も多数あり、住民の理解と合意が十分とは決して言えない状況があります。そして今日に至ってもこの状況は同様であります。住民の合意が不十分な状況のもとで、小学校の統合計画をさらに推進することは、住民不在の政治であり議会がそのようなことに同意することがあってはならないと考えます。平成26年度一般会計予算には、子ども医療費を中学3年生まで無料にする、臨時保育士の待遇改善、小中学校特別支援教育支援員の増員など、評価すべきこともあります。静光園老人ホームの民営化につきましては、文教厚生委員会で議論した中で、私は、静光園老人ホームの民営化は高齢者福祉の後退につながり、絶対反対であると述べました。ところが採決の際、間違えて賛成をしてしまいました。これは私の誤りであります。また天水、横島、岱明支所の窓口業務を民間委託する予算が組まれています。窓口業務は、現在、本庁窓口では臨時職員を採用して一部の業務を行なっておりますが、天水、横島、岱明においての民間委託は、臨時職員を充てた場合より予算は多くなり、情報の漏えいについても守秘義務がしっかりと貫徹されるかどうか、大きな疑問があります。以上をもって反対の答弁といたします。

○議長（作本幸男君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず予算議案の採決に入ります。

議第14号 平成26年度玉名市一般会計予算

議第18号 平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計予算

議第19号 平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算

議第21号 平成26年度玉名市水道事業会計予算

議第22号 平成26年度玉名市公共下水道事業会計予算

議第23号 平成26年度玉名市農業集落排水事業会計予算

以上、予算議案6件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

まず、

議第 3号 専決処分の承認について 専決第3号

平成25年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

以上、専決処分予算議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第3号に対する各委員長の報告は、いずれも承認であります。各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議第3号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第4号 平成25年度玉名市一般会計補正予算（第6号）

議第5号 平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

議第6号 平成25年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第7号 平成25年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第8号 平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

議第9号 平成25年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第10号 平成25年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

議第11号 平成25年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第4号）

議第12号 平成25年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）

議第13号 平成25年度玉名市下水道事業会計補正予算（第4号）

議第15号 平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算

議第16号 平成26年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算

議第17号 平成26年度玉名市介護保険事業特別会計予算

議第20号 平成26年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算

以上、予算議案14件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております予算議案14件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、予算議案14件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第14号 平成26年度玉名市一般会計予算について採決いたします。

本案について、文教厚生委員長の報告は修正であり、また前田正治君ほか2名からも修正案が提出されております。この場合、会議規則第77条第1項の規定により、議員提出修正案を委員会修正案より先に採決することになっております。したがって、初めに議員提出修正案について採決いたします。次に、委員会修正案について採決いたします。最後に、修正案が可決ならば修正部分を除く原案について、修正案がいずれも否決

ならば原案について採決いたします。

初めにまず本案に対する前田正治君ほか2名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

議第14号に対する議員提出修正案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第14号に対する議員提出修正案については、可決いたしました。

次に、本案に対する文教厚生委員長の報告は、修正でありますので、委員会の修正案について起立により採決いたします。

議第14号に対する委員会修正案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第14号に対する委員会修正案については、可決いたしました。

次に、ただいままでに修正議決した部分を除く、原案について採決いたします。

議第14号の修正議決した部分を除く、その他の部分については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） もう一度説明いたします。

ただいままでに修正議決した部分を除く、原案について採決いたします。

議第14号の修正議決した部分を除く、その他の部分については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第14号の修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま修正議決されました議第14号平成26年度玉名市一般会計予算について、その字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

議第18号 平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。異議がありますので、起立

により採決いたします。

議第18号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第18号については、原案のとおり決定いたしました。

議第19号 平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第19号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第19号については、原案のとおり決定いたしました。

議第21号 平成26年度玉名市水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第21号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第21号については、原案のとおり決定いたしました。

議第22号 平成26年度玉名市公共下水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第22号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第22号については、原案のとおり決定いたしました。

議第23号 平成26年度玉名市農業集落排水事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。異議がありますので、起立

により採決いたします。

議第 23 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第 23 号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて条例議案の採決に入ります。

議第 39 号 玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第 41 号 玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

議第 44 号 玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第 45 号 玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第 46 号 玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第 49 号 玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議第 50 号 玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第 51 号 玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第 56 号 玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議第 57 号 玉名市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議第 58 号 玉名市簡易水道事業加入者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案 11 件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第 24 号 玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会条例の制定について

議第 25 号 玉名市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

議第 26 号 玉名市環境基本条例の制定について

議第 27 号 玉名市都市再生整備計画事業評価委員会条例の制定について

議第 28 号 玉名市景観計画策定委員会条例の制定について

議第 29 号 玉名市教育振興基本計画策定委員会条例の制定について

議第 30 号 玉名市サッカー場建設検討委員会条例の制定について

議第 31 号 玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 32 号 玉名市職員の修学部分休業に関する条例及び玉名市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 33 号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

議第 3 4 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 5 号 玉名市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 6 号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 7 号 玉名市岱明ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 8 号 玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」条例の一部を改正する条例の制定について

議第 4 0 号 玉名市天水農村女性研修センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第 4 2 号 玉名市大衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について

議第 4 3 号 玉名市草枕温泉てんすい条例の一部を改正する条例の制定について

議第 4 7 号 玉名市都市計画審議会条例及び玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について

議第 4 8 号 玉名市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 5 2 号 玉名市文化財保護審議会条例等の一部を改正する条例の制定について

議第 5 3 号 玉名市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第 5 4 号 玉名市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 5 5 号 玉名市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案 2 4 件について一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております条例議案 2 4 件に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、条例議案 2 4 件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第 3 9 号 玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第39号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第39号については、原案のとおり決定いたしました。

議第41号 玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第41号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第41号については、原案のとおり決定いたしました。

議第44号 玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第44号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第44号については、原案のとおり決定いたしました。

議第45号 玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第45号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第45号については、原案のとおり決定いたしました。

議第46号 玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第46号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第46号については、原案のとおり決定いたしました。

議第49号 玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第49号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第49号については、原案のとおり決定いたしました。

議第50号 玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第50号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第50号については、原案のとおり決定いたしました。

議第51号 玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第51号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第51号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 5 6 号 玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第 5 6 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第 5 6 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 5 7 号 玉名市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第 5 7 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第 5 7 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 5 8 号 玉名市簡易水道事業加入者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第 5 8 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第 5 8 号については、原案のとおり決定いたしました。

続いてその他の議案の採決に入ります。

議第 1 号 専決処分事項の承認について 専決第 1 号

熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議第 2 号 専決処分事項の承認について 専決第 2 号

有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

以上、専決処分議案2件について一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております専決処分議案2件に対する各委員長の報告はいずれも承認であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、専決処分議案2件については、いずれも原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて閉会中の継続審査に付しておりました陳情2件についてお諮りいたします。

平成25年陳第4号 玉名小学校の校名存続及び玉陵中学校校区6小学校の校舎建設位置に関する陳情について、文教厚生委員長から平成25年陳第4号について、会議規則第111条の規定により、御手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

平成25年陳第4号については、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、平成25年陳第4号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

平成25年陳第6号 全市民を対象とした住宅新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情について、建設経済委員長から平成25年陳第6号について、会議規則第111条の規定により、御手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

平成25年陳第6号については、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、平成25年陳第6号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長から総務部、企画経営部及び市民生活部の所管に関する事項について、建設経済委員長から産業経済部、建設部及び企業局の所管に関する事項について、文教厚生委員長から健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、以上のとおり各委員長から会議規則第111条の規

定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおりこれを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第3 追加議案上程

○議長（作本幸男君） これより追加議案を上程いたします。

議第60号 副市長の選任について

議第61号 教育委員会委員の任命について

以上、議案2件を一括議題といたします。御手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第4 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

市長 高嵯哲哉君。

〔市長 高嵯哲哉君 登壇〕

○市長（高嵯哲哉君） 提案理由の説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。議第60号副市長の選任についてでございますが、前副市長の築森守氏が本年2月10日をもちまして退職いたしました。つきましては、斉藤誠氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定によりまして、議会の同意を求めらるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。議第61号教育委員会委員の任命についてでございますが、現委員の森義臣氏が、本年3月25日をもちまして、任期満了となります。つきましては桑本隆則氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を求めらるものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 以上で議第60号及び議第61号の議案2件について、提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議第60号副市長の選任について及び議第61号教育委員会委員の任命についての人事案件2件について、日程に従いこのまま議事を進行します。

まず委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題になっております議第60号副市長の選任について及び議第61号教育委員会委員の任命についての人事案件2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第60号及び議第61号の人事案件2件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。引き続き会議で審議を行ない、質疑・討論の後、採決いたします。

日程第5 追加議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） これより質疑に入ります。

議第60号及び第61号の人事案件2件について質疑はありませんか。

6番 西川裕文君。

〔6番 西川裕文君 登壇〕

○6番（西川裕文君） 間違えました済みません。

○議長（作本幸男君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議第60号及び議第61号の人事案件2件について討論はありませんか。

6番 西川裕文君。

〔6番 西川裕文君 登壇〕

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。新生クラブの西川裕文でございます。先ほどは失礼しました。申し訳ありませんでした。

議第60号副市長の選任についてということで、反対意見を述べたいと思います。

まず初めに、高寄市長に対しましてはまず御礼を申し上げます。一般質問で人事案件はできるだけ早く提出をお願いしますということでお願いしました。今回、提出につきましては本日、最終日でしたけれども3月19日に事前にお知らせをいただきました。本当にありがとうございます。

それでは副市長の選任につきまして、前築森副市長につきましては、当初就任の際の選挙絡みの人事、人選や、今回2月10日付で辞職届を出されたと。これに関しましては大変大切な年度当初予算、一般会計予算の審議が行なわれる3月の定例会前に辞職されたということに対しては残念なことでありますし、説明もなく、原因はわかりません

けれども、個人的にはちょっと無責任ではないかというふうに感じております。が、しかし、前副市長は経歴としましては、長い市の行政経験は持っておられましたし、県会議員の経験もあらためて、県・国とのパイプ役として、また市職員とのコンタクトもよくとられておったというふう聞いております。現在、高崙市長が考えられております「輝け玉名「戦略21」」をつくりあげる上でも副市長というのは大変重要なポストであります。今回、人選された方につきましては、人柄はすばらしいと聞いておりますし、また市の行政経験もあられますけれども、市長選絡みの人選、かつ県・国との人脈や経験等を考えれば、少しちょっと薄い方ではないかというふうに思います。人選に対しましてより以上広い人脈、また経験を持ったかたを選任していただきたく反対ということで討論いたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） ほかに討論はありませんか。

15番 宮田知美君。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番（宮田知美君） 私は今回提案されております議第60号について賛成の立場から討論いたします。

議第60号に関しましては、ここに経歴を記されておりますとおり、長きにわたり玉名市の職員として豊富な行政経験があられます。よって市職員の仕事の内容、また職員の個人的な個人適材についてもしっかりと把握されているものと思います。私が思いますに、今回提案されております方は、旧天水町、いわゆる旧郡部出身の天水町出身でありますので、先日の選挙がありました天草市じゃありませんが、いわゆる郡部の反発がいわゆるあのよう結果になったんじゃないかなろうかと私は思っております。ですから、中心市街地一極集中の発展についても一考されることと私は信じております。ですからこの玉名市の発展につきましても、近郊な発展ができるものだと信じております。やはり天水、横島そして岱明町発展なくして、玉名市中心市街地の発展はないものと思っておりますので、私はこの方を推選したいと思っております。

よって、私はこの人事案件について適任あることを述べ賛成討論といたします。

○議長（作本幸男君） ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第60号 副市長の選任については、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第60号については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、議第60号については、原案に同意しないことに決定いたしました。

議第61号 教育委員会委員の任命については、異議がありますので起立により採決いたします。ちょっと待ってください。

[「異議はないよ」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 議第61号教育委員会委員の任命については、原案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第61号については原案に同意することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 4時05分 休憩

午後 4時49分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

議員提出第1号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議員提出第2号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

を、日程表のとおり日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第6 議員提出議案上程

○議長（作本幸男君） これより議員提出議案を上程いたします。

議員提出第1号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議員提出第2号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、議員提出議案2件を一括議題といたします。

御手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

ただいまの各議案については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案2件については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

○議長（作本幸男君） ただいま議題となっております、議員提出第1号玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について及び議員提出第2号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議員提出議案2件について、日程に従い、このまま議事を進行します。

また議員提出議案2件については、いずれも委員会提出の議案のため会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しないことになっておりますので、引き続き会議で審議を行ない、質疑・討論の後、採決いたします。

日程第7 議員提出議案審議

○議長（作本幸男君） これより質疑に入ります。

議員提出第1号及び議員提出第2号の議員提出議案2件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議員提出第1号及び議員提出第2号の議員提出議案2件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議員提出第1号玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議員提出第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議員提出第2号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議員提出第2号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

○議長（作本幸男君） これより有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙を議題とし、選挙を行ないます。

荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町及び和水町をもって組織する有明広域行政事務組合の議会の議員については、有明広域行政事務組合規約第5条第2項の規程により、構成市町の議会において当該構成市町の議員のうちから選挙することとなっております。また同規約第5条第1項の規定により、組合の議会の議員の定数17人に対し、玉名市選出の議員数は5人と定められております。現在、玉名市選出の組合議員1人が、辞職に伴い欠員となっておりますので、同規約第5条第3項の規定により補欠選挙を行なうものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から欠員となっております有明広域行政事務組合議会議員1人に高村四郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました高村四郎議員を有明広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました高村四郎議員が有明広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま有明広域行政事務組合議会議員に当選されました高村四郎議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

以上で今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成26年第1回玉名市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 4時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 作 本 幸 男

玉名市議会議員 城 戸 淳

玉名市議会議員 西 川 裕 文